

名 勝

天然記念物及び名勝

佐渡海府海岸・佐渡小木海岸

保 存 活 用 計 画 書



平成28年3月

新 潟 県 佐 渡 市

新潟県佐渡市教育委員会

名 勝 天然記念物及び名勝
佐渡海府海岸・佐渡小木海岸
保 存 活 用 計 画 書

平成28年3月

新潟県佐渡市

新潟県佐渡市教育委員会

佐渡海府海岸の名勝・景勝地（相川地区）



写真1 尖閣湾の海食崖・柱状節理



写真2 平根崎の波蝕甌穴群



写真3 岩谷口湾と寒戸崎・関岬

佐渡海府海岸の名勝・景勝地（両津地区）



写真4 巨大な粗粒玄武岩の大野亀



写真5 二ツ亀島と大野亀カンゾウ群落



写真6 大野亀頂上から望む北鶴島と鳥掛島

佐渡小木海岸の名勝・景勝地



写真7 小木町の城山と内ノ澗



写真8 元小木の矢島・経島



写真9 沢崎海岸の神子岩と枕状溶岩

序

佐渡市は、離島という地理的特性もあり、豊かな自然と多くの歴史・文化が現在も残されています。この自然豊かな大地は、特別天然記念物「トキ」に代表される世界農業資産、世界文化遺産を目指す佐渡金銀山、ジオパーク世界認定を目指す佐渡ジオパークなどの世界的3資産を生み出し、他に類をみない「歴史と文化が薫り、自然と人間が共生できる美しい島」をつくりあげました。

本市を代表する文化財である名勝佐渡海府海岸・天然記念物及び名勝佐渡小木海岸は、昭和9年に国の名勝に指定され、以来80年以上が経過しています。

昭和59年には、経済成長に伴う大規模開発から景観的にも学術的にも貴重な文化財を守る措置として、「名勝保存管理計画策定報告書」が作成され、同報告書により保存管理規制基準がつくられ今日まで運用されてきました。

しかしながら、長い年月の経過とともに名勝地を取り巻く社会環境の変化などにより、文化財保護のあり方も多様化し、多くの問題が顕在化してきました。

そのため、管理団体である佐渡市では、有識者で構成する名勝保存管理計画策定会議を立ち上げ、文化庁の補助事業を活用して既存の「名勝保存管理計画策定報告書」を見直すこととしました。

ここに、その成果をまとめた「名勝佐渡海府海岸・天然記念物及び名勝佐渡小木海岸保存活用計画書」を、関係各位のご指導・ご助言により刊行することができました。今後は、この比類なき名勝地海岸の価値を損なうことなく、末永く後世へ引き継ぐことが私たちに課せられた責務と考えております。

なお、名勝地の保全管理を万全なものとするためには、地元住民をはじめ、民間開発業者や観光関連業者、さらには公共インフラ整備を担う公共団体等、多くの方々の理解と協力が不可欠です。そのためにも、今後ともより多くの関係者に本計画書の周知を図る所存です。

末筆になりますが、本計画書を刊行するに当たり、名勝保存管理計画策定会議の皆様をはじめ、文化庁、新潟県教育委員会並びに関係各位のご指導、ご協力に対しまして厚くお礼申し上げます。

平成28年3月

佐渡市長 甲斐 元也

例 言

1. 本書は、新潟県佐渡市に所在する国の名勝佐渡海府海岸と天然記念物及び名勝佐渡小木海岸の保存管理と活用について策定した保存活用計画書である。
2. 本計画の策定事業は、昭和 59 年 3 月に旧相川町・旧両津市が策定した「名勝佐渡海府海岸保存管理計画策定報告書」並びに、旧小木町が策定した「天然記念物及び名勝佐渡小木海岸保存管理計画策定報告書」の両書を基に、佐渡市が事業主体となり平成 26 年度と平成 27 年度の国宝重要文化財等保存整備費補助事業の事業採択を受けて計画の策定を行った。
3. 本書は、名勝佐渡海府海岸・天然記念物及び名勝佐渡小木海岸保存管理計画策定会議における会議の成果を基とし、文化庁及び新潟県教育委員会の指導を受けた。
4. 本書における写真・図版等は、保存管理基準ランク付け地図と一部を除いて「図〇〇」と表記し、参考・引用文献は、各項目の文末毎に【参考文献】の表記の下に“編著者（刊行年西暦） 文献名：収録誌（巻・号）,PP.（参考ページ範囲）、発行所”を基本表記とした。
5. 本書における数字表記は、巻末の参考資料を除き原則半角数字を使用し、見出しの項目番号にのみ全角数字を使用し、階層順は、“第 1 章→第 1 節→1 →（1）→①→ア. →A. →a.”を例とするように整理した。
6. 第 2 章から第 4 章については北條睦夫・池田雄彦両氏にそれぞれ専門的な立場から監修をしていただいた。
7. 巻末の参考資料は原文のまま掲載した。

目 次

序	
例 言	
第 1 章	計画策定の経緯と目的 1
第 1 節	保存活用計画策定に至った経緯と目的 1
第 2 節	保存管理計画策定会議の組織と経過 1
1	保存管理計画策定会議の組織 1
2	保存管理計画策定会議の経過 3
第 2 章	佐渡海府海岸及び佐渡小木海岸の経過 4
第 1 節	主な経過（略年表） 4
第 2 節	現状変更の経過 6
1	佐渡海府海岸の現状変更一覧（平成 22～26 年度） 6
2	佐渡小木海岸の現状変更一覧（平成 22～26 年度） 11
3	近年の現状変更の傾向 15
第 3 節	佐渡市の取組みの紹介 16
1	「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」（世界文化遺産暫定リスト記載） 16
2	「トキが舞う 金銀の島 3 億年の旅とひとの暮らし」（日本ジオパーク） ... 17
3	「トキと共生する佐渡の里山」（世界農業遺産） 17
第 3 章	名勝佐渡海府海岸の概要と特性 18
第 1 節	名勝佐渡海府海岸の概要 18
1	佐渡海府海岸の概要 18
2	指定年月日・名称・指定地域 18
3	指定の説明・指定の事由・保存の要件 18
第 2 節	名勝佐渡海府海岸の特性 20
1	佐渡海府海岸の地形・地質 20
2	佐渡海府海岸とその周辺の植生 24
3	佐渡海府海岸とその周辺の動物相 42
第 4 章	天然記念物及び名勝佐渡小木海岸の概要と特性 53
第 1 節	天然記念物及び名勝佐渡小木海岸の概要 53
1	佐渡小木海岸の概要 53
2	指定年月日・名称・指定地域 53

3	指定の説明・指定の事由・保存の要件	53
第2節	天然記念物及び名勝佐渡小木海岸の特性	55
1	佐渡小木海岸とその周辺（小木半島）の地形・地質.....	55
2	佐渡小木海岸とその周辺の植生	59
3	佐渡小木海岸とその周辺の動物相	59
第5章	保存管理計画	63
第1節	保存管理計画の指針	63
1	全地域にわたる保存管理計画の指針	63
2	国定公園区域における保存管理計画の留意事項	63
3	佐渡小木海岸指定地域の保安林（風致保安林）の保存.....	63
第2節	保存管理上のランク付けと規制基準	67
1	保存管理計画策定の経過と必要性	67
2	規制地区の種別と規制基準	67
3	規制基準の設定と運用上の留意点	69
4	名勝佐渡海府海岸保存管理基準ランク付け地図	71
5	天然記念物及び名勝佐渡小木海岸保存管理基準ランク付け地図.....	89
6	名勝指定区域除外地番	95
第6章	名勝地保護のあり方	96
第1節	保護の状況	96
1	現状と課題	96
第2節	保存活用に向けた取組み	98
1	現在の取組み	98
2	今後の方向性	102
結びに	108
参考資料	109
1	佐渡市景観計画〈概要版〉（抜粋）	110
2	佐渡相川の鉾山都市景観保存計画書（抜粋）	116
3	史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画書第I期（抜粋）	120
4	名勝区域内におけるジオポイントの一覧	135
5	佐渡市宿根木伝統的建造物群保存地区保存計画（抜粋）	139

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 保存活用計画策定に至った経緯と目的

佐渡市は、文化財保護法に基づく名勝地として、名勝「佐渡海府海岸」と天然記念物及び名勝「佐渡小木海岸」を有している。いずれも昭和9年（1934）5月1日に国の記念物として指定され、佐渡海府海岸は、当時の相川町・金泉村・高千村・外海府村・内海府村、佐渡小木海岸は、当時の小木町が保存管理団体として指定を受けた。

文化財指定から50年が経過した昭和59年には、経済成長に伴う開発行為や名勝地を訪れる見学者の増加等の影響もあり、ランク付けした規制区分と規制基準を設けた保存管理計画を策定するに至り、平成16年に島内10市町村（両津市・相川町・佐和田町・金井町・新穂村・畑野町・真野町・小木町・羽茂町・赤泊村）が合併して佐渡市となり、同市が管理団体となっている。

一島一市となったことによって、佐渡金銀山遺跡の世界文化遺産登録に向けた本格的な取組や世界ジオパーク認定を目指した推進事業、特別天然記念物トキの野生復帰や持続可能な農業を評価する世界農業遺産の認定といった島全域にわたる施策が展開できるようになった。その一方で、市内における国・県・市の指定、選定、登録等の文化財総数は400件以上となり、市域の拡大によって名勝地の保護も、より包括的な管理運営が必要となっている。

また、昭和59年の保存管理計画策定後も道路や漁港などの公共インフラの整備や観光振興に伴う民間開発、住民等による宅地造成といった開発行為が行われてきた。このほかにも、地球温暖化等による自然環境の変化や都市部への人口流出等に伴う少子高齢化といった社会環境の著しい変化によって、既存の規制ランクが現状に合わなくなっており、現状変更協議に多くの時間を費やすなど、様々な支障をきたしている。

本保存活用計画は、これまでの経緯を踏まえて諸問題を解消し、かつ、佐渡市の名勝地海岸の価値を損なうことなく後世へ継承することを目的に平成26年度に保存管理策定会議を組織し、文化庁及び新潟県教育委員会の指導のもとに、平成26年度・平成27年度の2か年事業で現行の名勝保存管理計画を見直し、改めて名勝保存活用計画として策定したものである。

第2節 保存管理計画策定会議の組織と経過

1 保存管理計画策定会議の組織

現行の保存管理計画を見直し、新たな保存活用計画を策定するため、名勝「佐渡海府海岸」、天然記念物及び名勝「佐渡小木海岸」保存管理計画策定会議（以下「策定会議」という）の参加者を下記のとおり選任し、文化庁文化財部記念物課、新潟県教育庁文化行政課の指導を得ながら策定会議を運営した。

【保存管理計画策定会議 参加者一覧】

（※座長・職務代理者を除く参加者は五十音順表記とした）

	氏 名	役 職
座 長	山本 修巳	佐渡市文化財保護審議会会長
職務代理	北條 睦夫	佐渡市宿根本地区歴史的景観審議会会長
参 加 者	池邊 このみ	千葉大学大学院園芸学部教授
〃	兎玉 功	新潟県文化財保護指導委員
〃	藤林 紀枝	新潟大学教育学部教授

【指導者】

文化庁文化財部記念物課 本中 真（平成26年度） 平澤 毅（平成27年度）
新潟県教育庁文化行政課 清水 秀樹（平成26・27年度）

【事務局】

佐渡市教育委員会 教育長 小林 祐玄（平成26年度） 児玉 勝巳（平成27年度）
佐渡市世界遺産推進課 課長 安藤 信義（平成26・27年度）
佐渡市世界遺産推進課 文化財室長 金子 羊二（平成26・27年度）
文化財保護係長 尾湯 孝之（平成26年度） 川上 晃一（平成27年度）
文化財保護係 本間 克彦（平成26・27年度）
井藤 博明（平成26・27年度）
金子 泰之（平成26・27年度）
稲場 護（平成26年度） 中川 磨（平成27年度）

○佐渡市名勝保存管理計画策定会議開催要綱

平成26年8月1日 教育委員会告示第23号

（趣旨）

第1条 この告示は、名勝指定された地区の保存管理計画の見直しを行うに当たり、広く有識者等からの意見、助言等を求めるため、佐渡市名勝保存管理計画策定会議（以下「策定会議」という。）を開催することに關し必要な事項を定めるものとする。

（意見等を求める事項）

第2条 策定会議において意見、助言等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 名勝佐渡海府海岸並びに天然記念物及び名勝佐渡小木海岸の保存管理計画の見直しに関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が意見等を求める必要があると認める事項

（出席の依頼）

第3条 教育委員会は、策定会議に、次に掲げる者のうちから10人以内の者に出席を依頼するものとする。

- (1) 学識経験者又は専門知識を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

（座長）

第4条 策定会議は、その互選により策定会議を進行する座長を定めるものとする。

2 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する参加者が座長を務めるものとする。

（関係者の出席）

第5条 教育委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（開催通知）

第6条 教育委員会は、策定会議の開催日時、場所、意見等を求める案件その他必要な事項を前もって第3条の規定により出席を依頼する者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

（守秘義務）

第7条 策定会議の出席者は、この策定会議で知り得た秘密を漏らしてはならない。策定会議が終了した後も、同様とする。

（庶務）

第8条 策定会議の庶務は、世界遺産推進課において行う。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、策定会議に關し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

2 保存管理計画策定会議の経過

本策定会議は、平成26年度から同27年度まで計3回開催し、会議中の意見や議論の結果を受けて、事務局が保存活用計画の見直しを行った。

(1) 平成26年度事業

第1回策定会議（図1）は、平成26年10月31日、佐渡島開発総合センターで開催した。文化庁記念物課主任文化財調査官及び新潟県教育庁文化行政課主任調査員の出席をいただき、指導・助言を得ながら、名勝保存管理計画見直しの趣旨や事業内容、工程表について説明し、見直し方針案について協議した。

- ①現状における課題点の整理
- ②見直し方針案の検討

(2) 平成27年度事業

第2回策定会議は、平成27年7月24日、佐渡島開発総合センターで開催した。会議に先立って前日より下記日程で現地調査（図2）を実施したほか、規制地区の見直し方針案について協議した。

平成27年7月23日 午後 佐渡小木海岸現地調査
 平成27年7月24日 午前 佐渡海府海岸現地調査

- ①航空写真・地形図による比較検討
- ②規制地区の現状確認（現地調査）
- ③規制地区の見直し方針案の検討

第3回策定会議は、平成27年12月2日、佐渡島開発総合センターで開催した。文化庁記念物課文化財調査官及び新潟県教育庁文化行政課主任調査員の出席をいただき、指導・助言を得ながら、策定会議で出された意見に基づき、保存管理における規制基準ランク付け地図並びに保存活用計画書案に関し、最終的な協議を行った。

- ①規制基準・規制ランク地図変更案の検討
- ②保存活用計画書案の検討



図1 第1回策定会議（平成26年10月31日）



図2 現地調査（平成27年7月23日）

第2章 佐渡海府海岸及び佐渡小木海岸の経過

第1節 主な経過（略年表）

昭和7年	東京帝国大学名誉教授の脇水鉄五郎博士が来島し調査を行う。
昭和8年10月	小木町が城山公園並びに小木町全体にわたる風景計画を公刊する。
昭和9年	徳重英助氏の研究論文により小木半島の枕状溶岩が紹介される。
昭和9年5月1日	「佐渡小木海岸」が国天然記念物及び名勝、「佐渡海府海岸」が国名勝に指定される。
昭和15年7月12日	「平根崎の波蝕甌穴群」（図3）が国天然記念物に指定される。
昭和25年7月25日	佐渡地域が「佐渡弥彦国定公園」（現「佐渡弥彦米山国定公園」）となる。
昭和28年	菊田一夫原作の映画「君の名は」のロケが尖閣湾で行われる。
昭和31年8月	新潟県教育委員会主催で南佐渡の総合学術調査が行われる。
昭和46年1月22日	小木の「新谷の澗」、相川の「尖閣湾」が海中公園に指定される。
昭和59年3月	小木町が「佐渡小木海岸」、相川町・両津市が「佐渡海府海岸」の保存管理計画を策定する。
平成3年4月30日	「宿根木地区」（図4）が重要伝統的建造物群保存地区に選定される。
平成6年5月24日	「佐渡金山遺跡」が国史跡に指定される。
平成8年7月10日	相川地区の「尖閣湾」が「日本の渚百選」に選定される。
平成13年3月	両津地区の「二ツ亀」が「日本の水浴場88選」に選定される。
平成13年12月	佐渡島北部海岸・南部海岸が「日本の重要湿地500選」に選定される。
平成16年3月1日	両津市・相川町・小木町を含む10市町村の合併により佐渡市が誕生。
平成18年2月	「佐渡の伝統風景 - 宿根木の街並み、たらい舟 -」が「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」に選定される。
平成18年5月	両津地区の二ツ亀海水浴場が「快水浴場百選」に選定される。

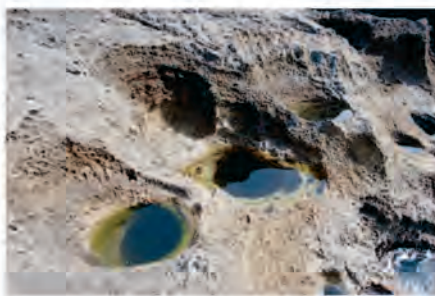


図3 平根崎の波蝕甌穴群



図4 宿根木地区の町並み

- 平成19年4月1日 トキビオトープの整備事業が開始される。
- 平成20年9月25日 トキの試験放鳥が開始される。
- 平成21年3月 ミシュラングリーンガイド・ジャポンにて、二ツ亀・大野亀が2つ星、佐渡島・佐渡金山・佐渡国小木民俗博物館（図5）が1つ星に認定される。
- 平成21年5月10日 「佐渡金山」と「佐渡小木海岸」が「日本の地質100選」に選定される。
- 平成21年7月23日 国史跡「佐渡金山遺跡」に「吹上海岸石切場跡」が追加指定される。
- 平成22年4月1日 佐渡市景観条例が施行される。
- 平成22年11月22日 「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」が世界遺産暫定一覧に記載される。
- 平成23年2月7日 国史跡「佐渡金山遺跡」に「鶴子銀山跡」（図6）が追加指定され、史跡の名称が「佐渡金銀山遺跡」に変更される。
- 平成23年6月11日 「トキと共生する佐渡の里山」が世界農業遺産（GIAHS）に認定される。
- 平成24年1月24日 「片辺・鹿野浦海岸石切場跡」が「佐渡金銀山遺跡」に追加される。
- 平成25年6月16日 佐渡ジオパークガイド協会が設立される。
- 平成25年9月24日 日本ジオパークの加盟認定を受ける。
- 平成27年9月16日 相川地区の大間港（図7）が「選奨土木遺産」に選ばれる。
- 平成27年10月7日 「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」（図8）が重要文化的景観に選定される。



図5 佐渡国小木民俗博物館（旧宿根木小学校）



図6 鶴子銀山跡（百枚平 露頭掘り跡）



図7 大間港（クレーン台座とトラス橋）



図8 「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」（相川水金町）

第2節 現状変更の経過

国の名勝「佐渡海府海岸」や天然記念物及び名勝「佐渡小木海岸」の現状を変更する場合、またはその保存に影響を及ぼす行為をするときは、文化財保護法第125条第1項により、あらかじめ文化庁長官（軽微な変更は地方自治体）の許可を受けることが義務付けられている。

現状変更と呼ばれるこの手続は、開発行為による景観への影響を最小限にとどめるための審査事務ではあるが、海岸景観の変容を示す資料としての側面もあることから、過去5年間（平成22～26年度）の現状変更申請のうち、施工に至った事例を一覧表にして次に掲載する。

1 佐渡海府海岸の現状変更一覧（平成22～26年度）

平成22年度（No.1～6）

No.	場 所	現状変更の内容	申請者	申請日	許可日（許可権者） 許可番号
1	姫津	建物外壁補修（張替）	個人	H22.4.30	H22.6.2（文化庁） 受庁財第4号の285
2	願	波消ブロック嵩上	佐渡地域振興局	H22.5.19	H22.6.18（文化庁） 受庁財第4号の468
3	北狄	住宅新築	個人	H22.5.28	H22.6.18（文化庁） 受庁財第4号の469
4	高千	消防防火水槽設置	佐渡市	H22.6.8	H22.7.16（文化庁） 受庁財第4号の571
5	北狄	納屋新築	個人	H22.8.30	H22.11.8（文化庁） 受庁財第4号の1340
6	後尾	離岸堤設置	佐渡地域振興局	H22.11.4	H22.12.10（文化庁） 受庁財第4号の1568

平成23年度（No.1～18）

No.	場 所	現状変更の内容	申請者	申請日	許可日（許可権者） 許可番号
1	岩谷口	光ファイバーケーブル敷設	電気通信事業者	H23.4.12	H23.5.2（佐渡市） 佐世文室第23号
2	真更川	光ファイバーケーブル新設	電気通信事業者	H23.4.19	H23.5.2（佐渡市） 佐世文室第22号
3	北鷓島	海苔畑設置	佐渡漁業協同組合	H23.6.14	H23.7.15（文化庁） 受庁財第4号の606
4	達者	活性化センター改修工事	達者集落	H23.8.10	H23.8.18（佐渡市） 佐世文室第128号
5	戸中	公民館改修工事	戸中集落	H23.8.10	H23.8.18（佐渡市） 佐世文室第129号
6	戸地	公民館改修工事	戸地集落	H23.8.10	H23.8.18（佐渡市） 佐世文室第130号

No.	場 所	現状変更の内容	申請者	申請日	許可日（許可権者） 許可番号
7	北鶴島	公民館改修工事	北鶴島集落	H23.8.10	H23.8.18（佐渡市） 佐世文室第127号
8	大倉 北狄	大倉川橋・北狄川橋 耐震補強工事	佐渡地域振興局	H23.8.17	H23.9.16（文化庁） 受庁財第4号の857
9	北鶴島	県道法面崩壊復旧工事	佐渡地域振興局	H23.9.22	H23.9.22（佐渡市） 佐世文室第205
10	北鶴島	県道護岸応急復旧工事	佐渡地域振興局	H23.9.22	H23.9.22（佐渡市） 佐世文室第206
11	真更川	海府大橋橋梁補修工事	佐渡地域振興局	H23.9.29	H23.10.21（文化庁） 受庁財第4号の1199
12	戸地 ほか	トライアスロン距離 表示看板設置	佐渡市	H23.10.21	H23.11.18（文化庁） 受庁財第4号の1338
13	姫津	漁港改修事業 （護岸延伸、嵩上工事）	新潟県	H23.10.25	H23.12.9（文化庁） 受庁財第4号の1414
14	北鶴島	道路改築事業	佐渡地域振興局	H23.10.27	H23.11.18（文化庁） 受庁財第4号の1380
15	北立島	消防団機械器具置場 新築（期間延長）	佐渡市	H23.10.28	H23.12.9（文化庁） 受庁財第4号の1413
16	姫津	住宅外壁補修 （外壁取替）	個人	H23.11.14	H24.1.10（文化庁） 受庁財第4号の1544
17	下相川	史跡標柱設置 （吹上海岸）	佐渡市	H23.12.28	H24.1.5（佐渡市） 佐世文室第281号
18	北立島	漁港護岸補修工事	佐渡市	H24.3.12	H24.3.14（佐渡市） 佐世文室第384号

平成24年度（No.1～26）

No.	場 所	現状変更の内容	申請者	申請日	許可日（許可権者） 許可番号
1	戸地	H24.4 発生波浪災害による 県道路肩復旧工事	佐渡地域振興局	H24.4.13	H24.4.17（佐渡市） 佐世文室第16号
2	関	電話無線装置撤去	電気通信事業者	H24.5.9	H24.5.17（佐渡市） 佐世文室第75号
3	石花	離岸堤設置（1基）	佐渡地域振興局	H24.5.31	H24.7.6（文化庁） 受庁財第4号の539
4	下相川	H24.4 発生波浪災害による 県道駐車場復旧工事	佐渡地域振興局	H24.5.31	H24.6.4（佐渡市） 佐世文室第97号
5	戸地	H24.4 発生波浪災害による 県道待避所復旧工事	佐渡地域振興局	H24.6.6	H24.6.7（佐渡市） 佐世文室第102号

No.	場 所	現状変更の内容	申請者	申請日	許可日（許可権者） 許可番号
6	真更川	橋梁補修	佐渡地域振興局	H24.6.20	H24.7.3（文化庁） 受庁財第4号の713
7	北立島	橋架替・迂回路設置工事 （期間変更届）	佐渡地域振興局	H24.7.2	H25.1.18（文化庁） 受庁財第4号の1923
8	鷺崎 ほか	被災施設復旧	新潟県	H24.7.5	H24.7.6（佐渡市） 佐世文室第229号
9	姫津 達者	H24.4 発生波浪災害による 漁港施設復旧工事	新潟県	H24.7.5	H24.7.9（佐渡市） 佐世文室第119号
10	北鶴島	北鶴島道路改良工事	佐渡地域振興局	H24.7.19	H24.7.25（佐渡市） 佐世文室第16号
11	北狄	H24.4 発生波浪災害による 石積護岸復旧工事	佐渡地域振興局	H24.8.1	H24.9.1（佐渡市） 佐世文室第248号
12	南片辺	H24.4 発生波浪災害による 石積護岸復旧工事	佐渡地域振興局	H24.8.1	H24.9.1（佐渡市） 佐世文室第249号
13	大倉	H24.4 発生波浪災害による 離岸堤復旧工事	佐渡地域振興局	H24.8.1	H 24.9.1（佐渡市） 佐世文室第250号
14	入川	消防団機械器具置場新築	佐渡市	H24.8.28	H24.10.9（文化庁） 受庁財第4号の1243
15	達者	自宅倉庫兼納屋新築	個人	H24.8.29	H24.10.9（文化庁） 受庁財第4号の1244
16	戸中	戸中大橋耐震改修工事	佐渡地域振興局	H24.9.4	H24.10.19（文化庁） 受庁財第4号の1293
17	戸地	H24.4 発生波浪災害による 県道路肩復旧工事	佐渡地域振興局	H24.9.24	H24.10.1（佐渡市） 佐世文室第185号
18	戸地	住宅外壁改修	個人	H24.10.24	H24.12.14（文化庁） 受庁財第4号の1660
19	関	携帯基地局柵修理	電気通信事業者	H24.12.6	H24.12.18（佐渡市） 佐世文室第237号
20	小川	海岸護岸嵩上	佐渡地域振興局	H24.12.19	H25.1.18（文化庁） 受庁財第4号の1925
21	石花	離岸堤設置（2基）	佐渡地域振興局	H24.12.19	H25.1.18（文化庁） 受庁財第4号の1926
22	北鶴島	県道災害防除事業	佐渡地域振興局	H24.12.19	H25.1.18（文化庁） 受庁財第4号の1904
23	戸中	平根崎生痕化石採取 （ジオパーク関連）	佐渡市	H25.1.8	H25.2.27（文化庁） 受庁財第4号の2080
24	達者	漁港改修工事	新潟県	H25.2.20	H25.3.26（文化庁） 受庁財第4号の2297

No.	場 所	現状変更の内容	申請者	申請日	許可日（許可権者） 許可番号
25	北立島	離岸堤延伸	佐渡地域振興局	H25.2.27	H25.4.19（文化庁） 受庁財第4号の2396
26	北狄	個人住宅新築	個人	H25.3.5	H25.3.26（文化庁） 受庁財第4号の2392

平成25年度（No.1～29）

No.	場 所	現状変更の内容	申請者	申請日	許可日（許可権者） 許可番号
1	北狄	光ファイバーケーブル敷設	電気通信事業者	H25.4.19	H25.4.26（佐渡市） 佐世文室第53号
2	小川	光ファイバーケーブル敷設	電気通信事業者	H25.4.19	H25.4.26（佐渡市） 佐世文室第54号
3	小川 ほか	水道施設設置（受信柱）	佐渡市	H25.4.26	H25.5.31（文化庁） 受庁財第4号の208
4	真更川	海苔畑設置	佐渡漁業協同組合	H25.5.27	H25.8.9（文化庁） 受庁財第4号の599
5	関	個人住宅新築	個人	H25.5.28	H25.8.9（文化庁） 受庁財第4号の597
6	北鷓島	県道佐渡一周線道路改築	佐渡地域振興局	H25.5.29	H25.7.13（文化庁） 受庁財第4号の598
7	姫津	個人物置増築	個人	H25.7.18	H25.8.23（文化庁） 受庁財第4号の777
8	願	公民館整備支援事業	願集落	H25.7.31	H25.9.13（佐渡市） 佐世文室第250号
9	真更川	公民館整備支援事業	真更川分館	H25.7.31	H25.9.13（佐渡市） 佐世文室第253号
10	北鷓島	公民館整備支援事業	北鷓島集落	H25.7.31	H25.9.13（佐渡市） 佐世文室第254号
11	戸地	公民館整備支援事業	戸地集落	H25.7.31	H25.9.13（佐渡市） 佐世文室第251号
12	戸中	公民館整備支援事業	戸中集落	H25.7.31	H25.9.13（佐渡市） 佐世文室第252号
13	関	通信設備設置	電気通信事業者	H25.8.1	H25.9.20（文化庁） 受庁財第4号の880
14	姫津	漁港改良工事	新潟県	H25.8.9	H25.9.29（文化庁） 受庁財第4号の920
15	小田	離岸堤災害復旧	佐渡地域振興局	H25.8.23	H25.8.28（佐渡市） 佐世文室第228号

No.	場 所	現状変更の内容	申請者	申請日	許可日（許可権者） 許可番号
16	石花	離岸堤災害復旧	佐渡地域振興局	H25.8.23	H25.8.28（佐渡市） 佐世文室第 229 号
17	達者	個人住宅建替	個人	H25.8.27	H25.9.20（文化庁） 受庁財第 4 号の 1010
18	北川内	県道陸橋撤去 （計画変更）	佐渡地域振興局	H25.9.11	H25.10.23（文化庁） 受庁財第 4 号の 1157
19	北片辺	漁港岩礁防護措置	佐渡市	H25.9.24	H25.11.1（文化庁） 受庁財第 4 号の 1291
20	入川	観光案内看板設置	佐渡市	H25.9.26	H25.10.1（佐渡市） 佐世文室第 286 号
21	姫津	漁協冷凍倉庫増築	姫津漁協	H25.10.8	H25.12.13（文化庁） 受庁財第 4 号の 1637
22	岩谷口	県道道路防災事業 擁壁復旧	佐渡地域振興局	H25.11.18	H25.12.13（文化庁） 受庁財第 4 号の 1636
23	願	賽の河原 岩盤対策事業	佐渡市	H25.11.21	H26.2.12（文化庁） 受庁財第 4 号の 1683
24	小川	土地整地、石垣柵設置	個人	H25.11.25	H25.12.13（文化庁） 受庁財第 4 号の 1660
25	北片辺	県道改良	佐渡地域振興局	H26.1.14	H26.2.12（佐渡市） 佐世文室第 456 号
26	戸地	岩石試料採取 （ジオパーク関連）	佐渡市	H26.1.15	H26.2.14（文化庁） 受庁財第 4 号の 1913
27	北狄 ほか	防災ラジオケーブル 引込柱設置	佐渡市	H26.1.27	H26.3.31（文化庁） 受庁財第 4 号の 2062
28	小川	住宅建替	個人	H26.2.26	H26.3.7（文化庁） 受庁財第 4 号の 2217
29	北鶴島	旧小学校校舎・体育館 撤去	佐渡市	H26.3.7	H26.3.10（佐渡市） 佐世文室第 490 号

平成 26 年度（No.1～13）

No.	場 所	現状変更の内容	申請者	申請日	許可日（許可権者） 許可番号
1	姫津 達者	波除堤補修、護岸嵩上	新潟県	H26.3.24	H26.5.16（文化庁） 受庁財第 4 号の 102
2	小川	海苔畑修繕	佐渡漁業協同組合	H26.4.16	H26.6.20（文化庁） 受庁財第 4 号の 276
3	願	離岸堤嵩上げ	佐渡地域振興局	H26.5.7	H26.6.20（文化庁） 受庁財第 4 号の 321

No.	場 所	現状変更の内容	申請者	申請日	許可日（許可権者） 許可番号
4	戸地	海苔畑修繕	佐渡漁業協同組合	H26.5.16	H26.6.20（文化庁） 受庁財第4号の341
5	下相川	海苔畑修繕	相川漁業集落	H26.5.19	H26.6.20（文化庁） 受庁財第4号の340
6	小川 ほか	相川有線放送施設撤去	佐渡市	H26.5.20	H26.5.20（佐渡市） 佐世文室第110号
7	鷺崎 ほか	岩石試料採取	石油会社	H26.6.19	H26.9.14（文化庁） 受庁財第4号の823
8	入川	消防団機械器具置場 撤去	佐渡市	H26.7.10	H26.8.25（佐渡市） 佐世文室第269号
9	小川	転落防止柵設置等	個人	H26.8.6	H26.9.14（文化庁） 受庁財第4号の957
10	真更川	市道斜面災害復旧工事	佐渡市	H26.8.11	H26.9.19（文化庁） 受庁財第4号の958
11	関	アナログ送信設備等 撤去	電気通信事業者	H26.9.19	H26.9.22（佐渡市） 佐世文室第307号
12	達者	住宅新築	個人	H27.1.30	H27.2.6（文化庁） 受庁財第4号の1938
13	大倉	離岸堤高上	佐渡地域振興局	H27.3.23	H27.3.31（佐渡市） 佐世文室第640号

2 佐渡小木海岸の現状変更一覧（平成22～26年度）

平成22年度（No.1～5）

No.	場 所	現状変更の内容	申請者	申請日	許可日（許可権者） 許可番号
1	宿根木	家屋修理	佐渡市教育委員会	H22.4.26	H22.6.18（文化庁） 受庁財第4号の257
2	宿根木	家屋修理	個人	H22.5.20	H22.6.18（文化庁） 受庁財第4号の395
3	小木町	城山公園歩道手摺設置	佐渡市	H22.6.1	H22.7.16（文化庁） 受庁財第4号の508
4	元小木	外便所新築	元小木地区	H22.6.15	H22.7.16（文化庁） 受庁財第4号の603
5	宿根木	農機具小屋新設	個人	H23.1.7	H23.2.28（文化庁） 受庁財第4号の1911

平成23年度 (No.1～15)

No.	場 所	現状変更の内容	申請者	申請日	許可日 (許可権者) 許可番号
1	沢崎	防波堤復旧	佐渡市	H23.4.6	H23.7.15 (文化庁) 受庁財第4号の104
2	宿根木	建築物保存修理	佐渡市	H23.4.8	H23.5.20 (文化庁) 受庁財第4号の82
3	小木町	城山公園遊歩道転落 防止柵設置	佐渡市	H23.4.18	H23.6.17 (文化庁) 受庁財第4号の217
4	沢崎	法面保護	佐渡市	H23.5.17	H23.7.5 (文化庁) 受庁財第4号の376
5	元小木	船小屋屋根修理	元小木地区漁業 組合	H23.5.25	H23.7.15 (文化庁) 受庁財第4号の377
6	琴浦	携帯電話用通信設備 設置	電気通信事業者	H23.6.24	H23.6.27 (佐渡市) 佐世文室第78号
7	宿根木	家屋修理	個人	H23.6.13	H23.8.3 (文化庁) 受庁財第4号の649
8	沢崎	電柱移設	佐渡市	H23.7.13	H23.9.16 (文化庁) 受庁財第4号の683
9	元小木	公民館修繕	元小木地区	H23.7.29	H23.8.18 (佐渡市) 佐世文室第106号
10	深浦	公民館修繕	深浦地区	H23.7.29	H23.8.18 (佐渡市) 佐世文室第105号
11	深浦	距離表示看板設置	佐渡市	H23.8.23	H23.8.23 (佐渡市) 佐世文室第144号
12	宿根木	船揚場造成改良工事	宿根木地区漁師 組合	H23.9.5	H23.11.18 (文化庁) 受庁財第4号の1031
13	深浦	距離表示板設置	佐渡市	H23.10.21	H23.11.18 (文化庁) 受庁財第4号の1369
14	沢崎	大型土嚢及仮設ヤード 設置	佐渡地域振興局	H23.11.18	H23.11.21 (佐渡市) 佐世文室第229号
15	小木 ほか	ジオパーク解説板設置	佐渡市	H24.2.22	H24.2.27 (佐渡市) 佐世文室第366号

平成24年度 (No.1～17)

No.	場 所	現状変更の内容	申請者	申請日	許可日 (許可権者) 許可番号
1	宿根木	落石防止工事	佐渡市	H24.4.24	H24.6.15 (文化庁) 受庁財第4号の289号
2	琴浦	無線装置撤去	電気通信事業者	H24.5.9	H24.5.17 (佐渡市) 佐世文室第74号

No.	場 所	現状変更の内容	申請者	申請日	許可日（許可権者） 許可番号
3	琴浦	反射鏡設置	佐渡市	H24.5.31	H24.6.1（佐渡市） 佐世文室第 92 号
4	犬神平	ガードパイプ設置	佐渡市	H24.5.31	H24.6.1（佐渡市） 佐世文室第 93 号
5	犬神平	消波ブロック移動	佐渡市	H24.6.20	H24.7.20（文化庁） 受庁財第 4 号の 712
6	琴浦	漁港関係公共土木施設 災害復旧事業	新潟県	H24.6.22	H24.6.22（佐渡市） 佐世文室第 123 号
7	沢崎	仮設ヤード設置	佐渡地域振興局	H24.6.25	H24.6.28（佐渡市） 佐世文室第 113 号
8	沢崎	電柱移設	佐渡市	H24.6.28	H24.7.20（文化庁） 受庁財第 4 号の 819
9	深浦	公民館改修	深浦地区	H24.9.6	H24.9.12（佐渡市） 佐世文室第 171 号
10	小木	転落防止柵復旧	新潟県	H24.9.11	H24.9.18（佐渡市） 佐世文室第 174 号
11	小木	遊歩道改修	新潟県	H25.2.20	H25.2.25（佐渡市） 佐世文室第 340 号
12	小木	木道設置	佐渡市教育委員会	H25.2.18	H25.4.19（文化庁） 受庁財第 4 号の 2398
13	宿根木	隧道照明設置	佐渡市教育委員会	H25.2.18	H25.2.28（佐渡市） 佐世文第 347 号
14	白木	離岸堤設置	佐渡地域振興局	H25.2.27	H25.4.19（文化庁） 受庁財第 4 号の 2397
15	宿根木	家屋外壁改修	個人	H25.3.11	H25.4.19（文化庁） 受庁財第 4 号の 2399
16	宿根木	避難路手摺設置	佐渡市	H25.3.27	H25.4.5（佐渡市） 佐世文室第 11 号
17	小木強清水	避難路手摺設置	佐渡市	H25.3.27	H25.4.5（佐渡市） 佐世文室第 12 号

平成 25 年度（No.1～13）

No.	場 所	現状変更の内容	申請者	申請日	許可日（許可権者） 許可番号
1	宿根木	落石防止工事	佐渡市教育委員会	H25.6.12	H25.7.19（文化庁） 受庁財第 4 号の 575
2	深浦	公民館整備支援事業	深浦集落	H25.7.31	H25.9.13（佐渡市） 佐世文室第 248 号

No.	場 所	現状変更の内容	申請者	申請日	許可日（許可権者） 許可番号
3	白木	公民館整備支援事業	白木集落	H25.7.31	H25.9.13（佐渡市） 佐世文室第 249 号
4	小木	防災スピーカー設置	佐渡市	H25.9.10	H25.10.18（文化庁） 受庁財第 4 号の 1156
5	宿根木	遊歩道転落防止柵設置	佐渡市	H25.9.18	H25.9.24（佐渡市） 佐世文室第 273 号
6	宿根木	再生擬木橋架替	佐渡市	H25.10.1	H25.10.7（佐渡市） 佐世文室第 287 号
7	宿根木	R C 造納屋の外壁塗装	個人	H25.10.6	H25.10.11（佐渡市） 佐世文室第 301 号
8	宿根木	伝建地区保存修理事業	佐渡市教育委員会	H25.10.10	H25.10.15（佐渡市） 佐世文室第 309 号
9	小木	看板等設置	佐渡市	H25.10.31	H25.12.13（文化庁） 受庁財第 4 号の 1651
10	小木強清水 沢崎	避難路手摺設置等	佐渡市	H26.1.14	H26.1.16（佐渡市） 佐世文室第 410 号
11	宿根木	家屋外壁張替	個人	H26.3.3	H26.3.27（佐渡市） 佐世文室第 516 号
12	宿根木	伝建地区保存修理事業	佐渡市教育委員会	H26.3.11	H26.3.18（佐渡市） 佐世文室第 506 号
13	宿根木	落石防止工事	佐渡市教育委員会	H26.3.12	H26.4.18（文化庁） 受庁財第 4 号の 2273

平成 26 年度（No.1～16）

No.	場 所	現状変更の内容	申請者	申請日	許可日（許可権者） 許可番号
1	小木	避難路手摺設置	佐渡市	H26.3.26	H26.5.16（文化庁） 受庁財第 4 号の 101
2	宿根木	遊歩道転落防止柵設置	佐渡市	H26.5.15	H26.5.23（佐渡市） 佐世文室第 115 号
3	白木	護岸嵩上工事	佐渡地域振興局	H26.5.28	H26.7.18（文化庁） 受庁財第 4 号の 571
4	宿根木	農作業所外壁張替	個人	H26.7.10	H26.7.23（佐渡市） 佐世文室第 237 号
5	白木	公民館整備支援事業	白木集落	H26.7.18	H26.8.8（佐渡市） 佐世文室第 251 号
6	犬神平	公民館整備支援事業	犬神平集落	H26.7.18	H26.8.8（佐渡市） 佐世文室第 252 号

No.	場 所	現状変更の内容	申請者	申請日	許可日（許可権者） 許可番号
7	宿根木	野地板・垂木及瓦取替	個人	H26.8.7	H26.8.25（佐渡市） 佐世文室第 274 号
8	琴浦	消雪パイプ設置	佐渡市	H26.8.25	H26.8.27（佐渡市） 佐世文室第 275 号
9	深浦	外壁軒天張替及サッシ 取替	深浦集落	H26.8.29	H26.9.8（佐渡市） 佐世文室第 310 号
10	元小木	落石防止網工	佐渡地域振興局	H26.9.12	H26.9.18（佐渡市） 佐世文室第 303 号
11	宿根木	避難路階段設置	佐渡市	H26.12.12	H27.1.16（文化庁） 受庁財第 4 号の 1734
12	宿根木	外壁の塗装	小木宿根木郵便局	H26.12.12	H26.12.17（佐渡市） 佐世文室第 429 号
13	元小木	付帯設備修繕	矢島観光管理組合	H26.12.15	H26.12.18（佐渡市） 佐世文室第 433 号
14	宿根木	避難路設置	佐渡市	H27.2.9	H27.2.13（佐渡市） 佐世文室第 547 号
15	元小木	低圧引込線設置	電力会社	H27.3.10	H27.3.16（佐渡市） 佐世文室第 605 号
16	小木強清水	屋根葺替	海音寺	H27.3.13	H27.3.19（佐渡市） 佐世文室第 615 号

3 近年の現状変更の傾向

平成22年から平成26年までの過去5年間に於いて、許可または同意された現状変更等の申請は158件を数え、内訳は佐渡海府海岸92件、佐渡小木海岸66件となっている。このうち95件（約6割）は、新潟県や佐渡市が行う道路改良、漁港整備などの基盤整備に伴う公共工事である。

近年における景観に配慮した施工例としては、護岸や消波ブロックなどの海岸工事に際し、コンクリートに炭などの顔料を加えて明度を抑えたものを採用した事例があり、ガードレールや手摺なども径を抑えたものとし、ダークブラウンやシルバーグレイなど明度と彩度を抑えた工法も多い。また、法面保護工事などは、従来のモルタル吹付やコンクリート法枠ではなく、ロープネットなどの落石防止網を積極的に採用している。近年の現状変更許可においては、景観や環境への負担軽減につながる行為、経年によって景観への調和が期待される行為などを申請者に求めている。

離島である佐渡市においては、今後も公共事業を中心とするさまざまな開発行為が行われていくものと考えられる。また、近年は、気候変動等の影響によって暴風、波浪といった自然災害に度々見舞われ、これらの災害復旧も頻繁に行われている。また、電気通信網の発達に伴って携帯電話柱の設置や防災行政無線等の設置も多く見られる。これらの開発工事の手法や設置される施設は、年々技術革新によって形態が変化しており、今後はこれらの行為についてもより景観に配慮した設置・施工方法等を検討していく必要がある。

第3節 佐渡市の取組みの紹介

1 「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」(世界文化遺産暫定リスト記載)



図9 相川金銀山(道遊の割戸)

世界文化遺産は、昭和47年(1972)のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)に基づいて世界遺産リストに登録された遺跡・景観・自然等、人類が共有すべき顕著な普遍的価値を持つ物件のことで、移動が不可能な不動産やそれに準ずるものを対象としている。

かつて日本は、「黄金の国」としてヨーロッパに紹介されるなど、金の豊富な国として知られ、日本国内には数多くの金鉱山がある。その中でも佐渡に残る「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」

は、11世紀からの産金伝承をもち、本格的に稼働した16世紀半ばから20世紀後半にかけて、当時国内で最も多い78tの金を生産した日本を代表する鉱山群である。

相川金銀山(図9)が開発された江戸時代には、日本最大の金銀山として世界有数の産出量を誇り、徳川幕府の財政を支えた。鉱山都市相川には、金銀山を目当てに全国各地から大勢の人が集まり、最盛期には約5万人が暮らしたとされる。また、明治以降は、西洋技術の導入と日本独自の技術革新によってさらに採掘量が増加し、日本の近代化の一翼を担った。

砂金採掘のために切り崩された西三川砂金山(図10)や鉱石の露頭掘・坑道掘の跡、竪坑や製錬施設など西洋技術の導入により建造された近代鉱山遺跡(図11)等、佐渡には、400年以上にわたって発展・変遷を遂げた様々な鉱山技術を見ることができる。

これらの遺跡と鉱山を支えた人々が暮らした鉱山集落や鉱山都市の景観は、今も良好に保存されており、平成22年11月にはユネスコの世界遺産暫定一覧表に記載されている。佐渡市では、現在も世界文化遺産登録に向けて史跡指定(追加指定)の調査・研究を行っており、世界文化遺産への早期登録を目指している。



図10 西三川砂金山跡(虎丸山)



図11 近代鉱山遺跡(北沢浮遊選鉱場)

2 「トキが舞う 金銀の島 3億年の旅とひとの暮らし」(日本ジオパーク)

ジオパーク (Geopark) は、ジオ (Geo、地球) とパーク (Parak、公園) を合体させた造語で、地球科学的な価値を持つ大地の遺産保全を目的とし、教育やツーリズムに活用しながら地域の持続可能な開発を進める仕組みの構築を目指している。

平成23年から取り組み始めた佐渡ジオパークは、約3億年前の最も古い岩石や3,000万年前の日本海形成の準備段階を示す火山岩、300万年前に佐渡島が海上に現れたことを示す地層等、各年代の地質要素を備えている。



図12 河ヶ瀬崎の不整合露頭

これら全てが観察できる佐渡では、島全域が保全対象とされ、市は佐渡ジオパーク推進協議会と連携して不整合(図12)などの特徴的な地層や地形の見所の集合地帯であるジオサイトを10か所設定し、その保護保全と活用を図り、平成25年9月には、日本ジオパークネットワークの加盟認定を受けた。

現在も佐渡のジオの保全と整備、学習・教育への活用、ジオツーリズムの推進を目標に活動が展開されており、佐渡市は、今後さらに世界ジオパークネットワーク(GGN:Global Geoparks Network)が定める世界ジオパークの認定に向けた取り組みを進めていく。

3 「トキと共生する佐渡の里山」(世界農業遺産)

世界農業遺産(GIAHS: Globally Important Agricultural Heritage Systems、ジアス)とは、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形づくられてきた農業上の土地利用、伝統的な農業とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった、世界的に重要な農業システムを国際連合食糧農業機関(FAO)が認定する仕組みである。



図13 独特な里山環境(岩首集落の棚田)

国際連合教育科学文化機関(UNESCO、ユネスコ)が推進する世界遺産が、遺跡や歴史的建造物、自然などの不動産を登録し保護することを目的としているのに対し、世界農業遺産は、人の手によって代々引き継がれてきた知恵の遺産の継承をより重視し、将来にわたり、人の手によって維持・管理され、進化しながら保全していくことを目的としている。

佐渡は、金北山を最高峰とする1,000m級の山々が連なる山地をもち、これらの深い森がもたらす恵みや、佐渡金銀山の発展に関わって形成された独特な里山環境(図13)の中で、特別天然記念物トキが日本で最後まで生息できた豊かな生態系が維持されるとともに、多くの農村集落で多様な伝統的文化・芸能が継承されてきた。現在は農業の近代化が進み、農業を取り巻く環境が大きく変化する中、トキとの共生を目指し、生物多様性保全を重視した「生きものを育む農法」の普及に取り組んでいる。この「食」と「命」を育む農業システムは、現代における人と自然の共生を目指す新しい農業の姿として評価され、平成23年6月に石川県能登半島の「能登の里山里海」とともに日本初となる世界農業遺産の認定を受けている。

佐渡は、金北山を最高峰とする1,000m級の山々が連なる山地をもち、これらの深い森がもたらす恵みや、佐渡金銀山の発展に関わって形成された独特な里山環境(図13)の中で、特別天然記念物トキが日本で最後まで生息できた豊かな生態系が維持されるとともに、多くの農村集落で多様な伝統的文化・芸能が継承されてきた。現在は農業の近代化が進み、農業を取り巻く環境が大きく変化する中、トキとの共生を目指し、生物多様性保全を重視した「生きものを育む農法」の普及に取り組んでいる。この「食」と「命」を育む農業システムは、現代における人と自然の共生を目指す新しい農業の姿として評価され、平成23年6月に石川県能登半島の「能登の里山里海」とともに日本初となる世界農業遺産の認定を受けている。

第3章 名勝佐渡海府海岸の概要と特性

第1節 名勝佐渡海府海岸の概要

1 佐渡海府海岸の概要

下相川から大佐渡北端の両津地区弾崎に至る延長約50kmの海岸で、この変化に富んだ海食崖岩礁地帯は、その自然景観の特徴から、岩谷口湾を境に北と南に大きく分けられる。

尖閣湾(図14)に代表される南区(相川地区)は、海岸線の出入りが激しく、凝灰岩を主とした種々の火成岩による壮大な海成段丘が柱状節理となって海に迫り、そこに日本海の激浪による大小の瀑布がかかり、断崖や島々が変化に富む厳しい風景を繰り広げている。

一方、大野亀や二ツ亀島(図15)に代表される北区(両津地区)は、陸地が大斜面の状態で見事に海になだれこみ、海岸線がやや単調ではあるものの、海上の島々や半島などを加えた豪壮な風景を展開している。

この凄絶と豪壮という、特徴の異なる自然景観を連続して見られるこの海岸は、観賞上優れているばかりでなく、学術的にも貴重である。

2 指定年月日・名称・指定地域

○文部省告示 第181号(官報 昭和9年5月1日 第2196号)

史蹟名勝天然記念物保存法第1條ニ依リ左ノ通指定ス

昭和9年5月1日

文部大臣 子爵 斎 藤 實

第 1 類	名勝
名 称	佐渡海府海岸
地 名	新潟県佐渡郡(相川町、両津市)
地 域	相川町大字下相川字濱方370番ノ4高千村大字高千字名郷1329番ノ1間及外海府村大字小田字田ノ下221番内海府村大字鷲崎字砂子382番ノ子間各沿道(縣道)ヨリ海岸ニ至ル間(但シ相川町大字下相川字濱方322番、高千村大字北立島字マン田濱1039番ノ2、同大字北片邊字前平1033番及外海府村大字北鶴島字家ノ本554番ヲ除ク)竝右各地先朔望満潮線ヨリ2000メートル以内ノ海面、岩礁

(※原文のまま。相川町・両津市は現在佐渡市の一部)

3 指定の説明・指定の事由・保存の要件

○文部省告示 第181号(官報 昭和9年5月1日 第2196号)より

相川町ヨリ大佐渡ノ北端ナル弾崎ノ附近ニ至リ 延長約五〇キロメートルニ至レル海岸ニシテ岩谷口湾ヲ境トシテ南北ノ二區ニ分タル 南区ハ第三紀ニ属スル相川凝灰岩ヲ主体トシテ石英粗面岩輝石安山岩花崗岩閃緑岩等ノ火成岩ヲ伴ヘル地質関係ノ頗ル複雑ナル海岸ナリ岸ニ沿フテ標高二〇メートルノ海成段丘長ク南北ニ連ナリ段丘ノ海ニ臨メル處常ニ断崖ヲ成シテ大小ノ瀑布之ニ懸リ岩質ノ硬軟ト節理ノ多少トニ随テ岬角峽湾ノ出入甚シク無數ノ島

嶼岩礁亦遠近ニ碁布羅列シテ景趣ノ変化ニ富メルコト北日本稀ニ見ル所ナリ 就中相川凝灰岩ハ概ネ角礫状ヲ呈シテ其ノ質堅ク其ノ色多種多様節理断層縦横ニ岩体ヲ切断シ北海ノ怒濤之ニ乗シテ猛威ヲ逞ウシ以テ奇抜ノ風景ヲ生ズルニ至リタルモノナリ尖閣湾ノ如キ此ノ種風景ノ極致ト謂フヘシ 北區ハ全部堅緻ナル赭色ノ粒状玄武岩（ドレライト）ヨリナリ南區ノ如ク沿海段丘ノ発達スルモノナク山ハ大斜面ヲ以テ直ニ海ニ臨ミ繊細ノ景致ト色彩ノ変化トニ乏シキモ景色自ヲ豪宕ニシテ雄偉ナリ王冠ニ肖タル大野亀半島及ビ巨敵龜ノ浮ヘル如キニツ亀島ノ如キ其ノ代表的ナルモノトス 而カモ海上ニハ鴨島大島長島等ノ小嶼浮ビ鉾岩扇岩等ノ奇岩峙千龍女門天女門等ノ洞門開キ大ザレノ大瀑懸崖ニ懸ルアリテ豪壯ノ大観中巧ニ小湊景ノ配置サル、ヲ見ル斯克南部ト北部トニ於テ型式ヲ異ニセルニ大風景ノ對立スルハ海府海岸ノ有スル特色ノ一ナリトス

指定ノ事由 保存要目名勝ノ部第十（著名ナル海岸、島嶼其他景勝ノ地）ニ依ル

保存ノ要件 公益上必要已ムヲ得サル場合ノ外風致ヲ損傷スベキ現状ノ變更ハ之ヲ許可セサルコトヲ要ス

（※原文のママ。相川町・両津市は現在佐渡市の一部）



図 14 尖閣湾（相川地区）



図 15 大野亀・ニツ亀島（両津地区）

第2節 名勝佐渡海府海岸の特性

1 佐渡海府海岸の地形・地質

大佐渡山地の西側一帯にあたる外海府海岸は、佐渡島の中でも海食崖・岩礁海岸がよく発達し、数多くの名勝・景勝地があり、学術的にも優れた価値をもつ。次に、その地形・地質について概略を述べ、段丘区分図（図16）、層序表（図17）、地質図（図20）を掲載する。

（1）外海府海岸の地形

外海府海岸では、北北東（NNE）～南南西（SSW）の方向に連なる大佐渡山地（最高峰 1,171.9 mの金北山）が日本海へ直接没していて、海岸部には広い沖積低地が発達していないかわりに、岩礁性海岸に特有な浸食地形がよくみられる。

また、幅は狭いが、かなり広い地域にわたって数段の更新世、完新世の海成段丘が形成され、数m～数10mの礫層などからなる堆積物を載せている。この段丘崖（海食崖）は数10m以上の高さに達する所も多く、これが波浪により浸食されて、変化に富む海岸線を形成している。とくに、尖閣湾の海食崖、平根崎の波蝕甌穴群（図18）、大野亀の海成段丘群、二ツ亀の陸繋島などは景勝地としても有名である。

（2）外海府海岸の地質

大佐渡山地には主として新生代の第三紀層が広く分布し、これらの地質が西海岸一帯にも広く露出している。この地層は、漸新世～中新世初期にかかる海底火山活動の噴出物といわれる“グリーンタフ火砕岩類”で、玄武岩、安山岩、流紋岩の溶岩や火砕岩類を主として、これに泥岩、砂岩、礫岩を伴っている。有名な二ツ亀・大野亀には黒色の粗粒玄武岩、尖閣湾には白色の流紋岩を見ることができる。これらが海岸部で風化、浸食され、奇岩怪石をなす岩礁海岸を形成している。

この他に、外海府海岸の北部（北鷓島）には、花崗閃緑岩、超塩基性岩、古生層が分布し、学術的にも貴重なものである。

また、相川地区の平根崎には、中新世中期初頭の海棲動物群を産する含化石石灰質砂岩（図18）が露出し、同地区の関には県内でも珍しい昆虫・魚化石を伴う中新世初期の関植物化石群（図19）を産する泥岩が分布し、これらも学術的に貴重である。

なお、本地域の地層は下位より基盤岩類、入川層、相川層、真更川層、金北山層、下戸層に区分され、それぞれ不整合に重なる。

（小林巖雄 1984「名勝佐渡海府海岸保存管理計画策定報告書」より抜粋・改訂）

【参考文献】

- ・大佐渡研究グループ（1970）大佐渡北半部の新第三系－佐渡の新第三系の研究（その2）－：新潟大学理学部地質鉱物学教室研究報告，(3)；PP. 25-157.
- ・佐渡国中平野団体研究グループ（1966）佐渡国中平野の第四系－新潟県の第四系・そのⅦ－：新潟大学教育学部高田分校研究紀要，(11)；PP. 147-205.
- ・佐渡市（2013）佐渡島の自然（地質編）－ジオパーク解説書－.

図16 海府海岸段丘区分図（達者～願区間）

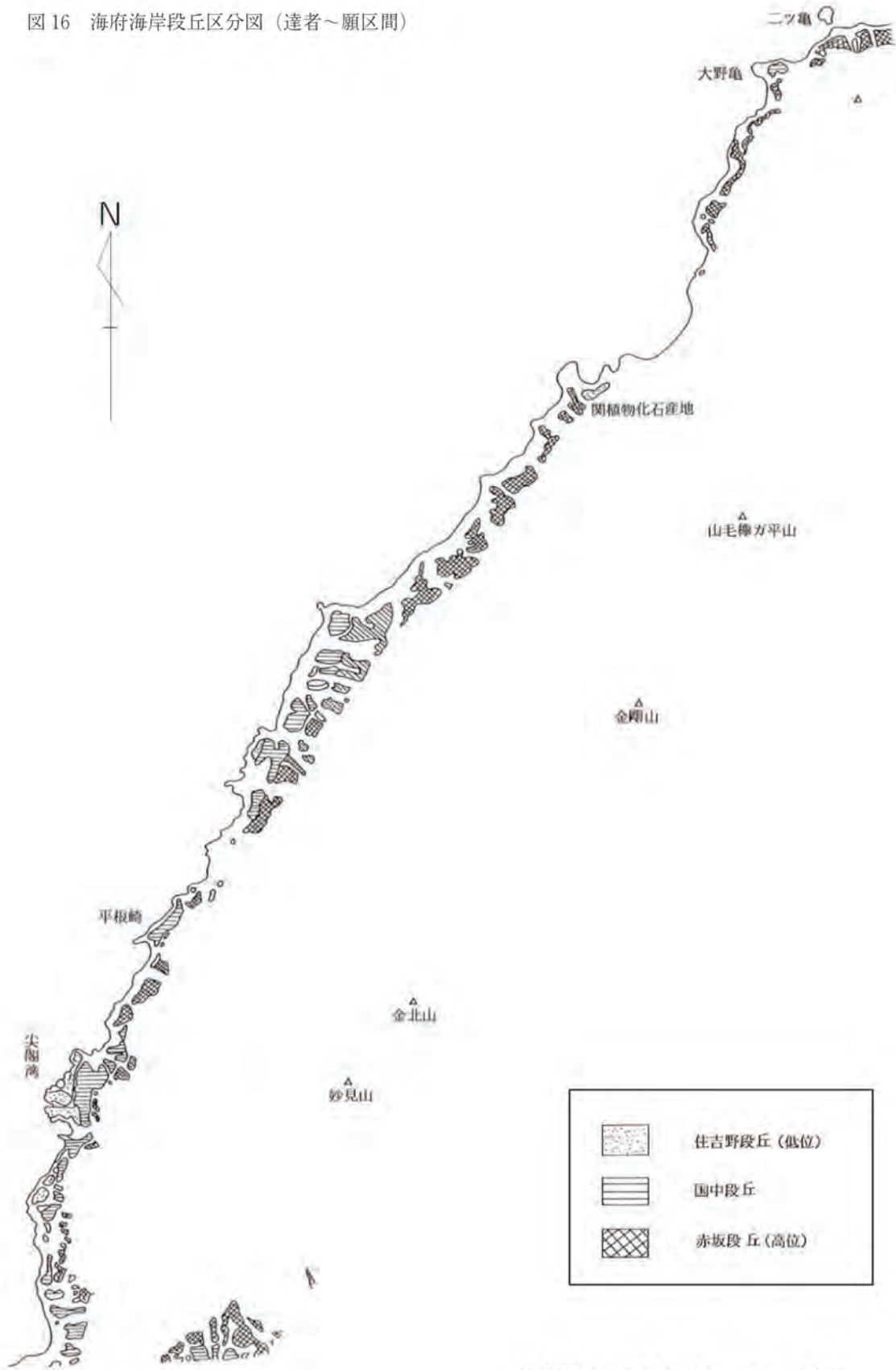


図17 佐渡海府海岸（海府北部）の層序表

地質時代 万年前		地層名	層厚 m	堆積物、岩石	化石	
中新世 第三紀	中期	下戸層	10 ~ 30	礫岩、砂岩、石灰質砂礫岩	内湾～浅海生の軟体動物化石を多産、大型海生哺乳動物化石、サメ化石、きょく皮動物化石、大型有孔虫化石、腕足動物化石、コケムシ動物化石、マクローブ相動植物化石	
		不整合				
	前期	金北山層	300	デイサイト（溶岩・火砕岩）		
		不整合				
		真更川層	1500	デイサイト（溶岩・火砕岩・溶結凝灰岩） 玄武岩（溶岩・火砕岩）、シルト岩	植物化石を多産（関植物化石群）、淡水生魚化石、珪藻化石（淡水生）、昆虫化石	
	不整合					
		相川層	1500	変質安山岩（溶岩・火砕岩・溶結凝灰岩）、礫岩、硬質頁岩、含金石英脈	植物化石	
不整合						
古第三紀	漸進性	入川層	500	デイサイト（火砕岩・溶結凝灰岩）		
不整合						
中生代		基盤岩類	?	花崗岩、閃緑岩、結晶質石灰岩、層状チャート（混在岩）、砂岩、礫岩、粘板岩、石灰岩、変玄武岩、変ハンレイ岩、蛇紋岩	放散虫化石 フズリナ化石、ウミユリ化石、コケムシ動物化石	
古生代						

（佐渡島の自然 地学編 ージオパーク解説書ーより）

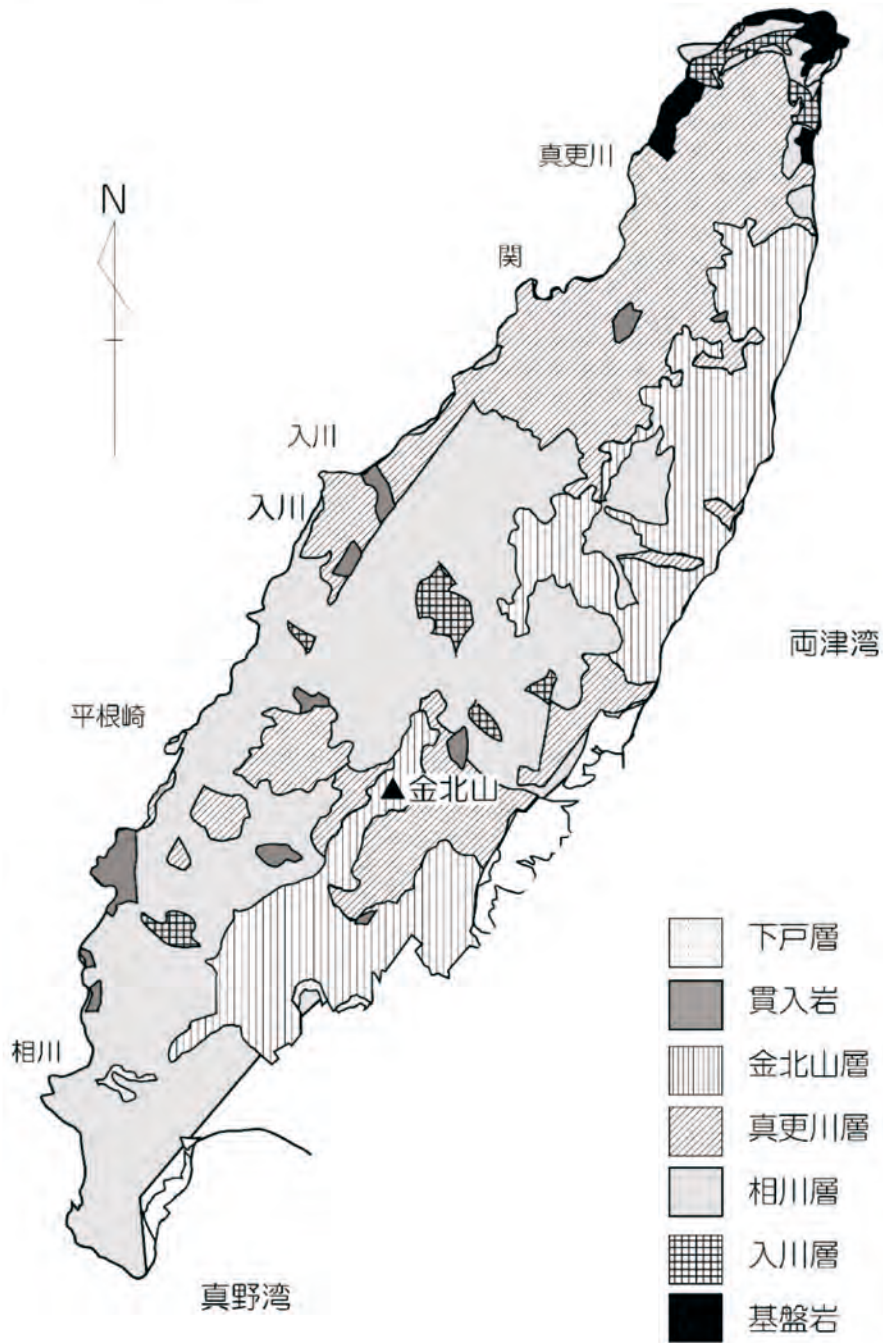


図18 平根崎の含化石石灰質砂岩



図19 相川層の植物化石

図20 大佐渡地域の地質図



(佐渡島の自然 地学編 —ジオパーク解説書—より)

2 佐渡海府海岸とその周辺の植生

(1) 佐渡海府海岸の植生の概要

① 植生について考えられること

ア. 岩石について

標高差が少なく狭いこの海岸は、古生代から新生代末期に至る岩石の種類が極めて複雑である。ここに自生する植物は、酸性を好むものから塩基性岩を好むもの等様々であり、岩石にもpH幅の狭いものから広いものまであり、生育環境として興味深い。

イ. 地質時代の残存植物

これは、新生代第四紀以降数回にわたる氷期、間氷期に残存できた植物をさす。

A. 南方系の植物

マルバシャリンバイ、ヤブツバキ、アカメガシワ、ハマジャコウソウ、ツワブキ

B. 北方系の植物

ハマナス、ウミミドリ（南限）、カラマツソウ（南限）、シロバナハマナス

ウ. 漂着植物

A. 対馬海流によるもの 〈 〉内は同定者

この地は常にこの海流に洗われている。漁師は「下り潮」と称している。

a. ニッパヤシ 〈細川隆英〉

発芽せず。

b. ゴバノアシ 〈森邦彦〉

発芽せず。

c. モダマ 〈久内清孝〉

ただしモダマには数種あるが、種子だけではいずれに属するかは不明。

d. グンバイヒルガオ 〈巨理俊次〉

4葉から14葉まで、越冬できない。

e. ヤシ 〈牧野富太郎〉

いろいろな損傷状態で漂着する。中には大きな損傷部に6cm位のイガいの着生したものもある。繊維が損傷しきったものまで見える。多い時には400個を越えたものもあった。割って内部を見たが、すべて腐敗して発芽能力はなかった。ただし、1個だけ30cm程度青々としていたものがあった。

B. 寒流によるもの 〈 〉内は同定者

寒流は渦流状で対馬海流と接し、潮目を海岸から遠望することが珍しくなく、この強い時を漁師は「上り潮」と称している。

a. ハマベンケイソウ 〈牧野富太郎〉

図鑑等には二年草とあるが、10年以上のものを観察しており、発芽が見られる。

b. ハマハコベ 〈牧野富太郎〉

発芽が見られる。

② 地域内の植物の概要

植生を図表的に記してもこの地域ではあまり意味がないように思われる。(pHの測定はES-pH Comparatorによった)

春3月、枯草の間から、アマナ、タチイヌノフグリ、オオイヌノフグリ等が花を開く。この海岸のアマナは塩風が当たり、日照の強い所に多い。渚から20m程の近い低地にエゾノエンゴサクが、変化に富んだ色彩の花を開く。ホソバナアマナ、キバナアマナ、ヒロハノアマナも少し遅れて咲く。タチイヌノフグリは5mm位に伸びた時に青白の極めて小さい花をつけ、それが夏には30cm以上に伸びるから、春開花当時に見つける人は余りにも少なく、また、明治36年(1903)採集した標本を所有しているが、いつこの地に帰化したか誰も知らない。

オオイヌノフグリは、明治3年に来訪した英人技師ガウ氏が居住した相川夕白町付近にしか存在しなかったから、多分彼が持参した機械のつめくさの中にあったものが繁殖したものと考えられる。戦後、交通の発達により島内各地に急速に拡散したのである。また、ガウ氏の来島後、相川夕白町、相川米屋町、特に現在の相川病院付近に生育していたヒメコバンソウが少し動き出したと思われるので、大正11年(1922)8月、県道に沿って北上し、追求したところ、相川の下小川より上小川の屈曲した地点までであった。

大正14年8月、同様の調査を行ったところ、現在の新潟大学臨海実験所近くの段丘上まで伸びていた。交通の便が悪かった時代で、満3年間で約2kmしか北上しなかった。戦後バス、トラックの通行が多くなるにつれて数年で名勝佐渡海府海岸一円に自生するようになった。

フクジュソウも耕地近くの山林に珍しくなかったが、採集されて少なくなった。この植物は、第三紀以前の地層にのみ自生する。ミスミソウ(図21)、スハマソウも非常に色彩に富んだ花卉のものが自生し、本土では佐渡産として珍重されるので、不心得な採集者が多い。



図21 ミスミソウ(雪割草)

キクザキイチリンソウ(イチリンソウ、キクザキイチゲ)、ニリンソウもたくさん

ある。ショウジョウバカマ、時にはシロバナショウジョウバカマも咲く。この両者は葉の先端から発根(無性生殖)するのを見のがせない。チゴユリ、エダウチチゴユリ、ホウチヤクソウ、ナルコユリ、アマドコロ、ミヤマナルコユリ、オオナルコユリ等湿度が高く日蔭を好むものもあることからpH4.5~6.5位の上である。

路傍にはミチヤナギがごく小さな花をつけている。pH5前後で酸性土の指標植物でもある。この頃カヤは余り伸びていない。昭和33年(1958)頃まではpH3.5位までに育つ好酸性の植物と見ていたが、出穂しでも草丈1m位であった。2.5mを超える林状の群落を見て驚き、夏、生育している中を流れる冷たい水を測ったところpH8.4あった。幅の広い植物で好塩基性植物と断定した。ミヤマアブラススキは、その名のとおり高い山に自生するのが本来の姿である。佐渡ではpH4前後の山にもあるが、標高3mで、塩風をもろに受ける海岸岩上の隙間に自生し、時には塩水をかぶることもある場所に見られる。本田正次博士は佐渡に来る度に不思議がっておられたところである。

カラスノエンドウ、ツルナシカラスノエンドウ、スズメノエンドウ、カスマグサ等の小群落は珍しくない。ヒメレンリソウは稀産である。海岸の潤と称する所にはハマエンドウが堯産した。翼弁の色変わりもある。そんな所にはセンダイハギも珍しくなかった。

昭和8年(1933)以降両者が少なくなりかけたので、採種し広めようと、熟した葉を採り種子を調べるとほとんどに穴があいていた。さらによく調べると、アズキゾウムシに似たゾウムシが出てきて、帰化昆虫か今まで佐渡になかったゾウムシによる食害とわかった。

水田にあれほどたくさんあったスズメノテッポウも珍しい植物になってしまった。水田の除草剤によるものである。向陽の岩上、カヤ屋根に赤、黄等に目立ち始めるメノマンネングサ、タイトゴメ等 Sedum 属のものは東京大学資料館の大場秀章博士による結論が近々出るとの報せを受けたのでそれを待つことにする。

ノビルアサツキ、シロバナアサツキ、ニラ、ギョウジャニンニクが伸びてくる。海岸段丘下の砂礫にはツルヨシが絵にかいたようにたくさんランナーを出しているのは名称どおりで、伸び行くランナーのもとに近い節程新しい茎が高いので眺めがよい。

シダ類は、海岸に近いので種類が少なくワラビとその近縁のもの数種で、塩風に強いオニヤブソテツが群落をなしている所がある。このオニヤブソテツは近年、若手研究者の安田啓祐氏等により、二倍体、三倍体、四倍体のものがその葉形による研究としてなされた発表があり、この海岸にも三倍体形、四倍体形のものが見受けられるが、やはり二倍体形のもの優先している。詳細ははぶく。なおこれらの採集が懸念される。

木本では早春のものはアラゲヒョウタンボクである。この植物は、花期から結実まで観察しないと名称の意味がわからない植物でもある。オニシバリも枯草等の間に前年秋末より緑の葉と黄色の花を見せる。アケビもゴヨウアケビも思わぬ所に開花している。イタヤカエデ、エゾイタヤ、ヤマモミジ、ハウチワカエデ等この属のものが葉の展開とほとんど同時に花を開く。ヤマザクラ、オオヤマザクラ等も少々ながらある。

海岸段丘の先端部には、マルバシヤリンバイの群落があり、佐渡市では相川地区小川の大群落を天然記念物に指定し、保護しているが、大正年代までは同地区北狄の大崎にマルバシヤリンバイの大木があった。藁をたく横槌にはイタヤカエデ、ハリギリ、シナノキが用いられ、維管束の発達したマルバシヤリンバイが長く使用できるので最高と珍重されていたが、木部がだ円形のもので多かったので、縦横槌として使用されていた。この大崎の先端部の現在の灯台や水族館の辺りから北側まで密生していたが、戦後観光地となってからほとんど採集されてしまった。

アカマツは pH4.5~6 位の酸性土によく生育し、クロマツは pH7~8.4 の塩基性土によく生育する。両津地区真更川の浄蓮坊川以北から北鷓島に至る県道よりの海岸部にはアカマツ、クロマツ、スギが植栽されている。アカマツの育つ地は凝灰岩か花崗岩でスギ、クロマツのよく生育している所は玄武岩系の塩基性岩で、この三者の生育を見ると生育ベッドとする岩石がよくわかる。

相川地区戸中のかくれ坂海岸段丘の先端にアカマツが岩上に生育している。これは中生代の花崗岩をブロックとしての岩石上でもよくも生命を保っているという感じの奇観である。この海岸にはカシワがたくさんあるが、大木はない。戦前にタンニンをとるため伐採して樹皮を剥ぎ移出しているのを数年見た。漁師が綿糸の漁網、縄をこの樹皮の煎汁で染めると水はじきがよく、また強くなると利用したため太いものが少ないのである。

両津地区内ではヘクソカズラ(別名ヤイトバナ、サオトメバナ)がかなりたくさんある。花期に訪れると花の大小、着色部の大きさ、花弁の色彩、その形、濃淡まことに千差万別で、

昔の人達の観察眼に驚嘆させられる。よくも観察したものであるといえる。カンゾウの類もいろいろあって、両津地区はトビシマカンゾウである。7月に入るとヤブカンゾウが咲くが、個体数は少ない。禿の高、大野亀付近は全国に誇る大群落があるが、心なき観光客に悩まされている。8月に入ると海岸の砂地にはウンラン、コマツナギ、ハマニガナ、イソスミレ等が、またミヤコグサ、ニシキミヤコグサが目立つ。

5月下旬になるとイネ科のものが出穂する。カモジグサ、ケカモジグサ等が出穂するが、カモジグサから5日位遅れてケカモジグサが出穂するのは世のルールを示しているようで面白く、海岸近くにヤマカモジも時に見受けられる。

帰化植物のオオマツヨイグサは大正時代からあり、昭和に入ってからマツヨイグサが入り、前者は昭和30年代半(1960年頃)まで、後者は40年近くまであったが消滅した。主となるメマツヨイグサは戦後に入ってきたが、ここ数年見ていない。

昭和24年(1949)夏ノジシヤを一株採った。3年位で全島に広がり、実に繁殖力の旺盛なことに驚いたが、昭和46年頃から消え始め、昭和56年頃からは時々目にしたものの昔の様な繁茂はしない。マンテマは大正年代に入ってきたが今でもある。オニノゲシ、ダンロボロギクは戦後に進入した。ナガハグサは大正年代より盆栽の鉢に貧弱な姿で生存している。昭和46年、ブタナが進入してきたが、拡がりには極めて弱い。ナギナタガヤは昭和初期に進入したが、昭和55年以降はほとんど見ていない。

③ 名勝佐渡海府海岸指定後の植生の変化

道路の拡幅、防波堤等の築造にともない、近年その近くにあったものがあつという間に消滅した。ハマベンケイソウ、ハマハコベ、ドロイ、ウミミドリ等である。

また、防波堤のため、風で砂が沖に吹き飛ばされて、海流によって漂着した種子が発芽、発根する地を失ってしまっている。後年、この論稿を読んでこんな植物があったとは考えられないという方もおられることと思う。

ナンバンハコベ、ハイハマボス、ハマボス等が皆滅したところがある。なかにはVeronica属のもので新種となりそうなものがあり、産地が道路拡幅のため全滅し、依頼して標本を預かった方が紛失してしまい、著者が悲しんでいるものもある。

また、採集し、持ち去られる植物の量も大変なもので、スカシユリはその最たるものである。北鶴島集落などで、老人が必ず見張り番をしている場所には自然の姿を眺めることができる。自然保護、文化財保護がぜひ徹底することが望まれるところである。

(北見秀夫 1984「名勝佐渡海府海岸保存管理計画策定報告書」より抜粋・改訂)

【参考文献】

- ・北見秀夫(1950) 佐渡の地質と植物:佐渡弥彦国定公園資料,(1).
- ・北見秀夫(1963) 佐渡の植物:佐渡博物館研究報告,(5).
- ・北見秀夫(1961) 佐渡島の植物(目録)補遺:佐渡博物館々報.
- ・牧野富太郎(1962) 牧野植物図鑑.
- ・佐竹義輔ほか(1982) 日本の野生植物 草本,(1)~(3),平凡社.
- ・大井次三郎(1982) 新日本の植物誌 北川政夫改訂.

(2) 佐渡海府海岸の重要植物群落

佐渡海府海岸の名勝指定地域内の重要植物群落は、北から順に①二ツ亀の海岸植生（自然のよく保たれている岩石海岸植生、エゾノコギリソウ、ハマハコベ、ハマベンケイソウ等の寒地系植物の南限的地帯）、②大野亀のトビシマカンゾウ群落（群落規模最大、密度の高い群生地）、③寒戸崎の植生（海岸風穴地帯で寒地・北方系植物のオヒヨウ、ヒモカズラと暖地・南方系植物のテイカカツラ・ウチワゴケのすみわけ自生）、④達者のカシワ林（海岸風衝帯の代表林としてのカシワ林）、⑤小川のマルバシャリンバイ群落（暖地系の海岸低木マルバシャリンバイの大群生地）に大きく分けることができる。

① 二ツ亀の海岸植生

ア. 二ツ亀

佐渡の海岸景観を代表する大佐渡の海岸は、雄壮豪快な変化に富む海岸線で、「外海府」と呼ばれ、昭和9年（1934）に「佐渡海府海岸」の名称で国の名勝に指定されている。大佐渡北端に位置する二ツ亀（図22）は、大野亀と共に外海府海岸の景観を際立たせているもので、海に休息する大きな2つの亀からなり、手前の亀は、頭を西にし、沖の亀は頭を東に向けて、よく見れば尾もあり、前脚もある。その形状は正に“二つ亀”であり、桂状節理の発達したドレライト（粗粒玄武岩）の岩相は、亀の甲羅の模様によく似る。

二ツ亀のうち、沖の方の亀は「沖の島」、手前の亀は「磯の島」といい、2つの亀の接着した島は、正しくは「二ツ亀島」であるが、地元では昔から「二ツ亀」と呼んでおり、昭和58年（1983）刊行の『新潟のすぐれた自然』において、

二ツ亀は陸繋島で、砂州（トンボロ）で陸と連結されている。二ツ亀の岩石は桂状節理の発達したドレライト、節理は逆扇形にひらき、節理に直角に凹凸の縞ができています。二ツ亀の付け根には黄白色の珪藻質泥岩層が露出し、その上にドレライトがのっているように接しているが、これは泥岩層の中にドレライトが平行に貫入した関係を示している。二ツ亀の中には同様な泥岩層が露出し、植物化石の破片が認められたこともある。二ツ亀およびその周辺の地質、岩石は珍しいものではないが、ドレライトの作る節理、地形、陸とつなぐトンボロ、これらの造る自然の景観は見事なものである。

と評され、同年、県内の「すぐれた自然・地形地質のすぐれた自然」に選定されている。

【参考文献】

・鳥津光夫（1983）二ツ亀：新潟のすぐれた自然；PP. 246-248, 新潟県。



図22 二ツ亀島（左側：沖の島、右側：磯の島）

イ. ニツ亀の海岸植生

ニツ亀の周辺図（図23）の砂州A地点より願集落のB地点に至る海岸遊歩道沿いの海岸は、佐渡の岩石海岸植生のうち、自然植生の最もすぐれている海岸である。

変化に富む美しい岩礁海岸の景勝とともに、海岸植生の探訪コースとしても最適であり、両津市・相川町が設定した「名勝佐渡海府海岸」の特別規制地区（A地区）でもある。

「ニツ亀の海岸植生」とするこの報告は、ニツ亀の遊歩道沿いの海岸植生に限定するが、大佐渡海府海岸の岩石・岩礁海岸の植生とも広く共通するものである。

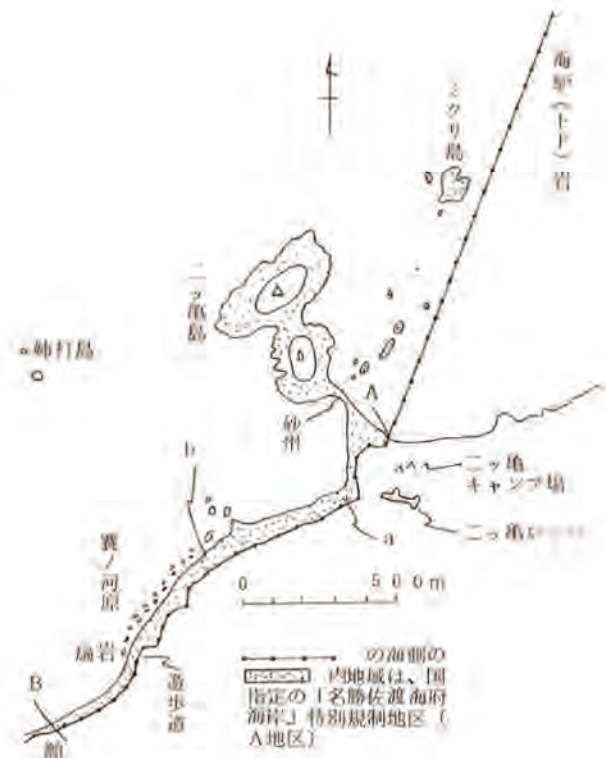


図23 ニツ亀の周辺図

A. 海岸植生概要

佐渡の北端に位置するニツ亀から願に至る海岸植生は、北方系（寒地系）要素の強い海岸植生が大きな特徴である。

島の最北端の海辺の村である藻浦（もうら）には、毎年2月におびただしいシラカンバの樹皮が漂着する。これは、佐渡島沖に接近してきたリマン海流と卓越した季節風が、遠い北の国から運んだものである。

シラカンバの漂着する島の北西の海辺は北方色の強いハマベンケイソウ、ハマハコベ、エゾノコギリソウ（南限）、エゾヒナノウスツボ等の植物が優勢分布する。北方系植物の南限の分布前線（ハマベンケイ線）が島の北西部に南下している。

「冬の季節風に直面し、寒風のぶつかる北西海岸、海岸林のカシワ、林床のフクジュソウ、ギョウジャニンニク、海辺のカンゾウ（トビシマカンゾウ）、ハマナス、いずれも北方色の濃い、このライン上で優勢する植物たちである」と『佐渡の植物』に解説されるのが、この海岸である。

【参考文献】

- ・伊藤邦男（1983） 佐渡の植物:趣味の山野草 1983.10月号,特集佐渡の花:PP.4-32,解説,PP.33-35,月刊さつき社.

B. 海岸植物

佐渡の海岸線は約280km、そのほとんどが岩石海岸で、砂浜・砂丘はわずかである。ニツ亀－願間の海岸も、典型的な岩礁・岩石海岸で、次のような海岸植物が遊歩道沿いにみられる。

1.	イワユリ (スカシユリ)	ユリ科	日本海側のユリ
2.	ウミミドリ (シオマツバ)	サクラソウ科	塩生植物
3.	オニヤブソテツ	ウラボシ科	海岸性シダ
4.	シオクグ (ハマクグ)	カヤツリグサ科	塩生植物
5.	スナビキソウ (ハナムラサキ)	ムラサキ科	
6.	ナミキソウ (ハマナミキソウ)	シソ科	
7.	ネジイ (イヌイ)	カヤツリグサ科	
8.	ハマエノコロ	イネ科	
9.	ハマエンドウ	マメ科	
10.	ハマゴウ	クマツヅラ科	海岸低木・南方系
11.	ハマシャジン	キキョウ科	ツリガネニンジンの海岸型
12.	ハマナス	バラ科	海岸低木・北方(寒地)系
*13.	ハマハコベ	ナデシコ科	*北方(寒地)系
14.	ハマハタザオ	アブラナ科	
15.	ハマボッス	サクラソウ科	
*16.	ハマアカザ	アカザ科	*北方(寒地)系
*17.	ハマベンケイソウ	ムラサキ科	*北方系
18.	ハマゼリ	セリ科	
19.	ハマネナシカズラ	ヒルガオ科	
20.	ハマツメクサ	ナデシコ科	
21.	ヒロハイブキボウフウ	セリ科	

上にあげた海岸植物 21 種中*印を付したハマアカザ、ハマナス、ハマハコベ、ハマベンケイソウ及び目録にはないが、二ツ亀に生育するエゾノコギリソウ(キク科)や、海岸にみられるオオバナミミナグサ(ナデシコ科)、エゾオオバコ(オオバコ科)やエゾヒナノウスツボ(ゴマノハグサ科)、エゾルリトラノオ(ゴマノハグサ科)等は、いずれも寒地系・北方系の植物で、植物相(フロラ)の上からも北方色の強い海岸である。

佐渡の北方系植物については、北見秀夫が、昭和 25 年(1950)刊行『佐渡の地質と植物 佐渡弥彦国定公園資料第 1 集』の「佐渡島の植物」において、シダ植物以上の高等植物 1,295 品をあげ、そのうちエゾノコギリソウ、ハマベンケイソウ、ハマハコベ、エゾイタヤ、エゾノヒメケラマゴケ、タマミクリ、ヒメヌマハリイの 7 種を北方系植物としてあげている。

昭和 47 年刊行『粟島の植物』(新潟県文化財調査年報第 11 号)では池上義信が、粟島の自生植物 595 種(615 品)の植物目録を発表し、粟島のフロラで北方系のものにハマナス、エゾオグルマ(船隠・南限)、オオイタドリ、アカネムグラ、エゾレンリソウ、エゾオオバコ、ハマアカザ、ハマニンニク、エゾノコギリソウの 9 種をあげているが、エゾオグルマを除く 8 種は佐渡に自生し、この種群は佐渡でも北方系植物といえる。

また、池上義信は、北方系植物の南限の分布前線として、岩船北部-粟島-佐渡北部-能登北端を結ぶ“ハマベンケイソウ線”を提唱している。一連の地域の海岸のフロラは北方色が深く、北方系植物がこの線上に優勢に生育し、あるいは南限をおくもので、ハマベンケイソウ、エゾヒナノウスツボ、オオアキノキリンソウ、エゾノコギリソウ、ハマアカザ、ハマハコベなどがあり、エゾノコギリソウは二ツ亀-大野亀が南限である。

C. 海岸低木

この海岸にみられる低木は、海岸植物としては、ハマナスとハマゴウである。ハマナスは、北海道を“ふるさと”にする北方・寒地系の植物、日本海側を南下して佐渡に分布するが、その南限は鳥取である。海府海岸ではハマナスの群生が遊歩道沿いに多くみられ、佐渡でも現在ハマナスが最も多くみられる海岸である。

一方、ハマゴウは日本の暖地を「ふるさと」とする南方・暖地系の海岸低木、北上して佐渡の海辺に分布する。佐渡はハマナス（北方系）・ハマゴウ（南方系）の混交地であるが、北方色の強いこの海岸では、ハマナスに比してハマゴウは少ない。ハマゴウは、浜香の意味で、佐渡ではハマゴウ、オコウギなどと呼び、夏に葉を干して臼ですりつぶして粉にして「香」をつくる。

二ツ亀の砂州の西より（図 23 a 地点）のハマゴウ群落の組成は、次のようである。

群落名	優占種	高さ	植被率	種数	環境
ハマゴウ群落	ハマゴウ	0.3 m	100 %	12 種	海岸・平坦地
5・5 ハマゴウ + ハマシャジン・ハマニガナ・ハマヒルガオ・ノゲシ・ハマナス・チガヤ・アキノノゲシ・ヘクソカズラ	2・2 ナミキソウ	1・2 コウボウシバ	+2 ハマエンドウ		

（調査面積 3×5m² 1980.8.16 伊藤邦男・坪谷富男 調査）

その他の低木林としては、風衝に強いヒロハヘビノボラズ、ヒヨウタンボク、アキグミ、オオバマユミなどや、林縁マント低～中木のガマズミ、ヌルデ、エゾクロウメモドキなどがある。

D. 海岸湿生草原

ハマゴウ群落の近くに、凹地が広がり、湿性の草原がみられ、チゴササ、アゼスゲ、エゾミソハギ、ヒメシロネ、シロバナサクラタデ、サルダヒコなどの水性～湿性の植物がみられた。いずれも、この海岸特有なものではなく、広く各地の水湿地にみられる植物であるが、北方・寒地系のエゾミソハギがみられるのは立地を反映している。

群落名	優占種	高さ	植被率	種数	環境
シロバナサクラタデ群落	シロバナサクラタデ	0.5 m	100 %	5 種	凹地・湿地・平地
5・5 シロバナサクラタデ + クソカズラ	4・4 アゼスゲ	1・1 エゾミソハギ	+2 チガヤ・ヘクソカズラ		

（調査面積 5×3m² 1980.8.16 伊藤邦男・坪谷富男・小林巳癸彦・中川清太郎他 調査）

群落名	優占種	高さ	植被率	種数	環境
チゴササ群落	チゴササ	0.7 m	100 %	8 種	凹地・湿地・平地
4・4 チゴササ + バナサクラタデ・ヒメシロネ・ヘクソカズラ・サルタヒコ	4・3 アゼスゲ	2・2 エゾミソハギ	+ カモノハシ・シロバナサクラタデ		

（調査面積・調査日・調査者上に同じ）

E. 海岸・遊歩道沿いにみられる内陸性の植物

キリンソウ（乾生態）、メノマンネングサ（乾生態）、オオバコ、エゾオオバコ（北方系）、エゾルリトラノオ（北方系）、ツリガネニンジン（海岸型のハマシャジンあり）、サドシオデ（シオデの海岸型）、ギシギシ、カワミドリ、オオウシノケグサ、ミヤマアブラススキ、オドリコソウ、コウヅリナ、オオイタドリ（北方系）、ナワシロイチゴ、アキノエノコロ、タカサプロウ、ノコンギク、ススキ、ヨモギ、カワラナデシコ、ノアザミ、アキカラマツ、セリモドキ、アズマギク（佐渡では大佐渡の北端の沿海地のみ）、シバ、ミヤコグサ、ノコンギク

F. 海岸にみられる帰化植物

ヘラオオバコ、ヒメジョオン、ヒメムカシヨモギ、オニノゲシ、ノボロギク、ムラサキツメクサ（レッドクローバー）、シロツメクサ（ホワイトクローバー）、カモガヤ（オーチャードグラス）、コメツブウマゴヤシ（ブラックメドック）、ネズミムギ（イタリアンライグラス）、セイヨウミヤコグサ

G. 海岸にみられるつる植物・ほふく植物

クズ、ヘクソカズラ、ガガイモ、ノブドウ、アケビ、アオツヅラフジ（佐渡では海岸～沿海地に多し）、センニンソウ、ヒヨドリジョウゴ、エビヅル（佐渡では海岸～沿海地に多し）、キカラスウリ、サルトリイバラ、ママコノシリヌグイ（磯海岸によく侵入する）

H. 塩沼地植生

塩沼植生は、波の影響の少ない内湾や遠浅の地や河口の砂泥地で、潮の干満によって定期的に冠水する。いわゆる塩沼地に生ずる好塩性または耐塩性の植生である。新潟県の海岸は、冬の強い季節風に直面して荒波の影響を受け、また潮の干満も少ないため、典型的な塩沼植生の立地に欠けるが、岩礁が発達し波がさえぎられ、岩礁の間に砂泥などがたまり、流水などで半かん水となる“岩礁間塩湿地”には塩沼植生が成立する。

この岩礁間塩湿地に塩沼植生がみられるのは、新潟県では佐渡の海岸だけである。塩沼植生は、大佐渡海岸の二ツ亀一願間、後尾、小川、鹿伏、大浦、小佐渡海岸は、大立、小立、小泊、田切須、宿根木などである。塩沼植生の構成種が、好塩・耐塩性植物のウミミドリ、シオクグおよび水湿性植物のヨシ、ドロイ、トウオオバコ、ヒメヌマハリイが比較的よく出現し、時にアメリカセンダングサやギシギシ、エゾミソハギなどの内陸の湿生地にも生育する植物の侵入も見られる。

近藤治隆は、群集決定には今後検討を要するとし、ドロイ群落として取扱い、この群落は、塩分濃度のより高い立地に成立するウミミドリを特徴的に含む植分と、塩分濃度のよりうすい立地に成立するシオクグ・トウオオバコを含む植分とに下位区分している。

塩沼植生（二ツ亀より願方向500m地点・図23のb）

優占種	植生高	植被率	出現種	環 境	汀線よりの距離
ドロイ	25 cm	95 %	6 種	岩礁間塩湿地	10 m
4・4 ドロイ	4・3 ウミミドリ	1・1 トウオオバコ	+2 ヨシ	+ ヒメヌマハリイ	・ハマエノコロ

（調査面積 1×2m² 1980.8.16 伊藤邦男 調査）

ドロイの優占するドロイ群落であり、塩生植物のウミミドリがよく生育する。ヒメヌマハリイも、塩沼植生の構成種としてよく出現する。この海岸の岩礁間塩湿地の塩沼地植生は40～50か所あり、昭和53年（1978）に県の特定期植物群落に指定された「相川（小川鬼ヶ城北の浜）の塩湿地植物群落」とともに、貴重な群落である。

【参考文献】

- ・近藤治隆（1982） 塩沼地植生；南佐渡小木の植物；PP. 175-177.
- ・伊藤邦男（1978） 相川の塩湿地植物群落；特定期植物群落調査報告書；PP. 198-199, 新潟県.

② 大野亀の植生

ア. 大野亀

佐渡海府海岸の北に位置する大野亀は、その北東隣にある二ツ亀と並ぶ大佐渡の北海岸を代表する景勝地で、江戸時代（図24）の絵図に大野亀とあるように海に突出した大岩塊が“大亀”状であり、裾野は広い“大野”である。最高点166.8mの岩峰で、新生代第三紀中新世初めの粗粒玄武岩からなる黒々とした岩壁、ゆるやかな起伏からなる地すべり地形の緑の大野、大野亀頂上より展望される変化に富む美しい海岸線である。

志賀重昂が「世界三大巨岩の一つ」と推奨したほどの偉容を誇り、昭和53年（1978）に『佐渡名所百選』を執筆した小松辰蔵は、「大野亀は“大いなる神”である。カメはアイヌ語のカムイに通ずる神聖な島の意味で二ツ亀、三ツ亀、赤亀など、神を祭る島だけが使用する佐渡語だ。亀に似ているというのは俗説である」と述べている。

昭和9年に「佐渡海府海岸」として国の名勝に指定され、同45年に国定公園特別保護地域及び第1種特別地域となった後、同58年には“変化に富む海岸と美しい景観”を選定理由として「新潟のすぐれた自然・地形地質のすぐれた自然」にも選定されている。



図24 天保13年（1842）の絵図に描かれた大野亀と二ツ亀（石井文海「佐渡一国海岸図」より）

イ. 大野亀のトビシマカンゾウ群落

大野亀のトビシマカンゾウ群落は、昭和53年（1978）に「新潟県の特定期植物群落」に選定されている。「特定」とは、「特別指定」される重要・貴重植物群落の意味である。また、昭和58年には「佐渡ヶ島において最も密度の高いトビシマカンゾウ群落」を選定理由に「新潟のすぐれた自然・すぐれた貴重植物群落」にも選定されている。

トビシマカンゾウは、ニッコウキスゲの一種で、別名をワスレ草という。ニッコウキスゲは内陸の山や高原の草地に7月から花を咲かせるが、トビシマカンゾウは海岸性のカンゾウで、日本海側の飛鳥、酒田海岸と佐渡に分布が限られ、ニッコウキスゲに比べ開花期が6月と早く、群落全体の規模も壮大で花の数も多い。

佐渡では冬の季節風に直面する北西に面する冷温の海岸季節風帯に分布するが、カン

ゾウを成立させるのは自然条件だけでない。その地がカヤ場（ススキ草原）であること。牛の飼料としてカヤは毎年刈り取られ火入れされる。刈り取りと火入れに強いのがススキとトビシマカンゾウであり、この冷温・季節風帯の自然立地でススキの刈り取り、火入れの人為干渉の歴史が、大野亀にトビシマカンゾウの大群落とススキ草原を成立させたのである。

この大野亀のトビシマカンゾウ群落（図25）では、5月下旬から6月下旬にかけて花が咲く。花の最盛期は6月上旬から中旬で、大野亀の頂上から裾野にかけて30,000㎡の原野と、原野が海に落ちる海崖は、花、花、花、数十万の花で埋められ、その光景を佐渡の郷土史家である真野新町の山本修巳は、「萱草（カンゾウ）の群生海に落つる崖」と詠んでいる。

また、大正6年（1917）9月に来島した民俗学者の柳田國男は、昭和3年刊行『雪国の春』所収の随筆「草木と海と」の中で、大野亀とカンゾウ（図26）を次のように述べている。

佐渡も海府の果まで往くと、地上の草にも人間の跡がまだ少ない。弾崎（はじさき）の燈台から西は、浪打際までが多くは草の原で、遠く近く咲く花には取分けて珍しいものも無いが、何れも自然の聚落を為して、此郊外の秋の野の如く入乱れては居なかった。畠ならば三反五反の広さが、一面に紅か黄か、それぞれ一種一色の花を以て覆われた光景は、例えば紫雲英（レンゲソウ）の田のようであった。無始の自然が此様に播き且つ育てるのである。願（ねがい）の賽の河原に接して、大野亀という亀の形をした孤丘が海に突出して居る。船路の目標でもあれば、帆前船の風の変わり目になる為に、屢々（しばしば）船方の唄の中に歌われて居る。此小山が裾野からてっぺん迄、自分の通って見た時には一面の萱草（トビシマカンゾウ）であった。少しの白百合（シラユリ）、野茨（ノイバラ）を除けば山全体がああ黄色がかった朱色の花模様で、おかしな話だが毎年の帝展に、屏風一杯に柿の実などを描く人の、丹念さを思い出すようであった。最も忘れ難いわすれ草の記憶である。

（※原文の旧漢字は当用漢字に、旧仮名遣いは現代仮名遣いに改めた）

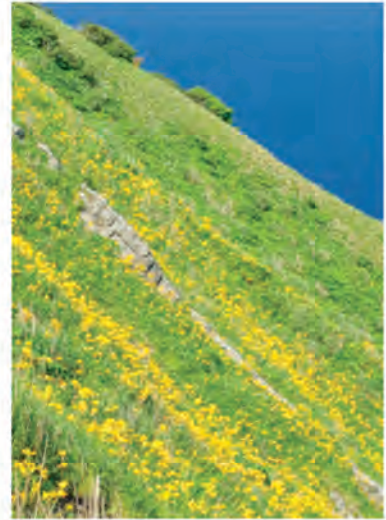


図25 カンゾウが咲く大野亀海崖



図26 大野亀とトビシマカンゾウ

ウ. 大野亀の植生

大野亀の植生は、裾野に広がるトビシマカンゾウ群落と、大野亀山頂(166.8m)にみられる岩肌の自然植生であるイブキジャコウソウ群落、及び大野亀9合目あたりにみられる海岸風衝低木林のカシワ林などが主要なものである。

A. トビシマカンゾウ群落

階層	優 占 種	高 さ	植 被 率	種 数	環 境
K	トビシマカンゾウ	0.5 m	95 %	7 種	大野亀原野

K 3・3 トビシマカンゾウ 2・2 オオバナミミナグサ 1・2 エゾタンポポ・ヨモギ・オオウシノケグサ・ケナシミヤマシシウド 1・1 スイバ

(1982.5.2 伊藤邦男 調査)

階層	優 占 種	高 さ	植 被 率	種 数	環 境
K	トビシマカンゾウ	0.6 m	85 %	28 種	大野亀原野 5×5m ² SE-50°, 海拔90m

K 4・4 トビシマカンゾウ 2・3 ヨモギ 1・2 ススキ 1・1 オニノゲシ・ヒロハイブキボウフウ・オニアザミ 1 ‘クズ +2 エチゴトラノオ・ヒメムカシヨモギ・コシノホンモンジスゲ・オオウシノケグサ・ツリガネニンジン + コウゾリナ・ミミナグサ・ハマハタザオ・エビヅル・カラマツソウ・ミヤマシシウド・ホタルサイコ・シオデ(サドシオデ)・スズメノヤリ・タチツボスミレ・タムラソウ・シロザ・オオイタドリ・メノマンネングサ・オトコヨモギ・ハマハコベ・ツリガネニンジン(ハマシャジン)

(1977.5.28 松井浩 調査)

大野亀原野のトビシマカンゾウ群落は、佐渡において最も規模と密度の高い群落である。トビシマカンゾウは、海岸性のカンゾウで、カンゾウ群落構成種には、海岸立地を反映して、ヒロハイブキボウフウ(ハマイブキボウフウ)、ハマハタザオ、ハマハコベ、(その他植物目録には、シオツメクサ、ハチジョウナ、ハマアカザ、ハマシャジン、ハマゼリ、ハマナス、ハマボッス)などの海岸植物がみられ、冬の季節風に直面して北方系(寒地系)植物であるハマハコベ、ハチジョウナ、ハマナス、エゾノコギリソウ(南限)、エゾヒナノウスツボ、エゾルリトラノオなども見られる。

また、大野亀の平原には、サドシオデ、キセワタ、シラゲエチゴトラオなどの希産種が生育し、西斜面にはアイアシの群落が連なり、湿地にはハンゲシヨウが生育するが、いずれも県下に分布の少ない貴重種である。

大野亀の草原も、ススキ刈取り、火入れなどの人為干渉が少なくなつて、クズ、アケビ、エビヅル、アオツヅラフジなどのマント・つる植物や、ナワシロイチゴ、ノイバラ、サルトリイバラ、エビガライチゴなどの陽性植物が侵入して遷移の進行が見られる。

(伊藤邦男 1984「名勝佐渡海府海岸保存管理計画策定報告書」より抜粋・改訂)

【参考文献】

- ・伊藤邦男(1978) 大野亀のトビシマカンゾウ群落:特定植物群落調査報告書;PP.164-165,新潟県.
- ・尾崎富衛(1983):佐渡のトビシマカンゾウ群落:新潟のすぐれた自然・植物編;PP.469-471,新潟県.

B. カシワ林

階層	優 占 種	高 さ	植 被 率	出 現 種 数	環 境
S	カシワ	2 m	40 %	1 種	大野亀9合目 海拔150m SSW∠10°
K	ショウジョウスゲ	0.4 m	100 %	30 種	

S 3・3 カシワ (胸高直径10cm)

K 3・3 ショウジョウスゲ 2・2 トビシマカンゾウ・ニシノホンモンジスゲ・ウシノケグサ 1・2 ホクロクトウヒレン・ツリガネニンジン 1・1 オオバマユミ +2 オオバナミミナグサ・キジムシロ・コメガヤ・ヒョウタンボク・ホタルブクロ・ヨモギ + ガマズミ・エゾノクロウメモドキ・ノコンギク・タムラソウ・アケビ・ナンテンハギ・セリモドキ・キジカクシ・センニンソウ・ミゾイチゴツナギ・ミツバアケビ・ススキ・スイバ・コウゾリナ・タビラコ・イソスミレ・アキノキリンソウ

(1982.5.2 石沢進・池上義信・伊藤邦男 調査)

大野亀9合目、海拔150mに成育する。冬の季節風帯で海側に孤立・突出した岩塊上のカシワ林で、母岩が露出する風衝面も近くにみられ、樹高は2m以上に伸長できず低木状のカシワ風衝純林となる(風衝の影響の少ないカシワ林は、樹高8~10m、胸高直径20~30cm、エゾイタヤ、エノキ、シナノキ、カスミザクラ、アカメガシワなどを混生する)。

林床は、ショウジョウスゲ、ニシノホンモンジスゲなどのスゲ類や、ウシノケグサなどのイネ科長草植物が密生し、立地の風衝・乾生を反映する。オオバマユミ、エゾノクロウメモドキも、沿海の風衝地によく出現する植物である。ツリガネニンジン、ホタルブクロ、ノコンギク、ナンテンハギ、ススキ、アキノキリンソウなどはススキ草原構成種、ガマズミ、センニンソウ、ミツバアケビ、アケビなどはマント群落構成種である。

C. イブキジャコウソウ群落

階層	優 占 種	高 さ	植 被 率	出 現 種 数	環 境
K	イブキジャコウソウ	0.35 m	50 %	10 種	大野亀頂上 海拔166m S・20°・岩上

K 3・3 イブキジャコウソウ 2・2 オオウシノケグサ・オトコヨモギ 1・1 ミヤマアブラススキ +2 メノマンネングサ + ススキ・ヒロハイイブキボウフウ・ハマシャジン・ハイメドハギ・ドクウツギ

(1980.1.17 伊藤邦男・坪谷富男・小林巳癸彦・中川清太郎 調査)

大野亀頂上、海拔166mの露出する粗粒玄武岩上のイブキジャコウソウ群落が成立する。イブキジャコウソウは、伊吹扇香草で、滋賀県の伊吹山に多く、全体によい香りがあるのが和名の由来である。北海道、本州、九州の山地(高山より山麓まで)の日当りのよい岩場に生えるほふく性の低木である。佐渡の尾根の岩場によく見られるが、浜辺のものは葉が厚くて広く、密生し、ハマジャコウソウ(f.maritimus H.Hara)とされ、大佐渡海岸の岩場には、ハマジャコウソウが見られる。

ツリガネニンジンの海岸型がハマシャジン (f. glabra Kitan) で、全草無毛で葉は厚く光沢がある。イブキボウフウは、小葉はやや狭くて光沢がなくて、内陸性であるが、ヒロハイブキボウフウは別名ハマイブキボウフウで、小葉は広くて、光沢のある海岸性の植物で、佐渡および奥羽海岸に分布する。

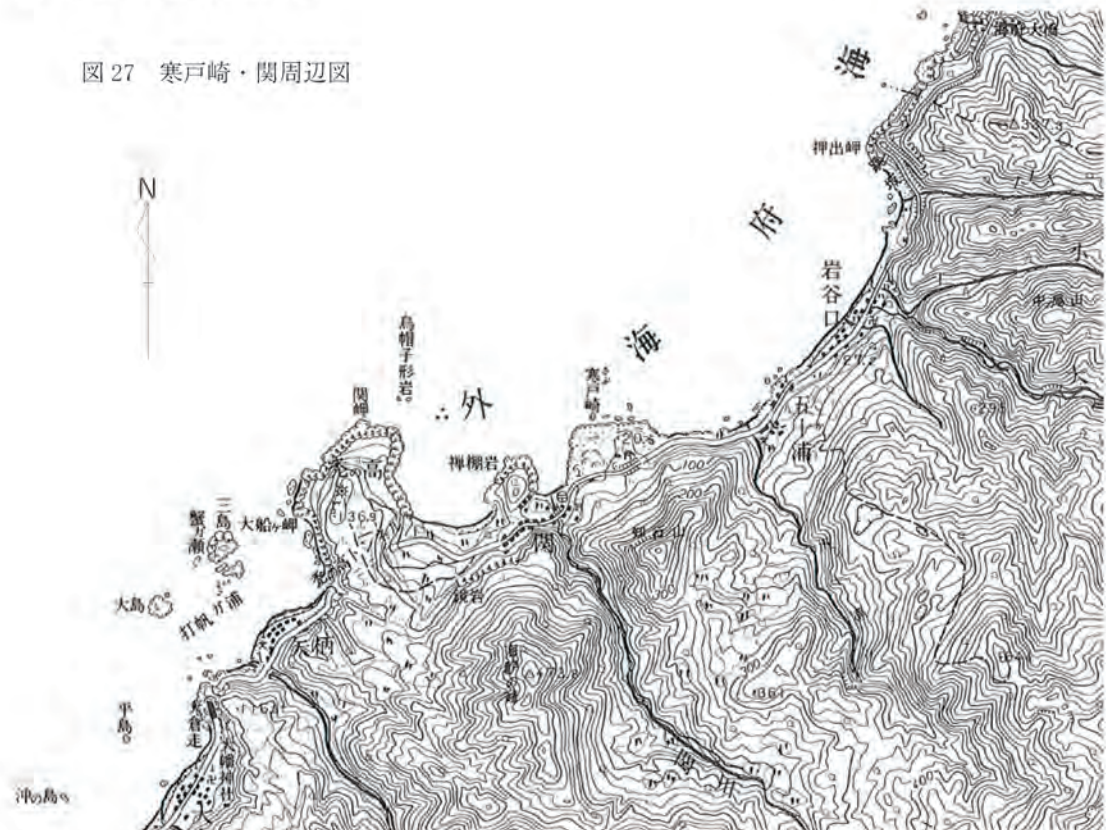
オオウシノケグサは、佐渡の岩石海岸の岩礁や岩壁の岩隙間に優占出現するイネ科の長草植物、ミヤマアブラスキ (別名コアブラスキ) も、海岸の岩隙間によく出現する。メトハギの変種、ハイメドハギは茎が地表を這うが、海岸に多い。メノマンネグサは、多肉乾生態で、佐渡の海岸の岩石上に群生し、よく繁茂する。

(伊藤邦男 1984「名勝佐渡海府海岸保存管理計画策定報告書」より抜粋・改訂)

③ 寒戸崎の植物

ア. 寒戸崎の環境と植生

図 27 寒戸崎・関周辺図



大佐渡海府海岸のほぼ中央部に寒戸崎 (さぶとざき) (図 27) がある。関 (せき) の集落を中心に、関岬、関の禪棚岩、寒戸崎と海岸地形は変化に富んでいる。

寒戸崎は、海岸風穴地帯で、岩石が累重し、風穴の多いこの地に、寒戸神社または大杉神社とよばれる社が建つ。寒戸崎の累積する岩々は、その後背の知行山 (海拔 380m) が崩れ落ちたとの伝承が、関に残っている。この伝承は、地形・地質の上でも当を得ている。すなわち、知行山を形成する岩石は、デイサイトである。寒戸崎の岩々も、知行山の岩石と同じくデイサイトで、知行山の崩壊によって生じたものである。

関の「鏡岩（かがみいわ）」（図28）は、昭和12年（1937）に北見秀夫が発見、同年徳重英助によって命名された。鏡肌（スリーケン・サイド）（図29）と呼ばれる断層に生じた平滑な鏡状の岩肌で、東西方向の並行断層である。後背地の海駒（とど）の峯（473.8m）を形成するデイサイトの岩体中にあり、新生代第3紀中新世、およそ2,500万年前の地殻変動によって、寒戸崎の海岸風穴岩石群とともにできたものである。

また、関の寒戸崎は、万物の楽天地であるといわれ、ウグイス（鶯）の里、ウグイスの楽天地、早くから遅くまでウグイスの声のかけあいがかかれたという。

さらに寒戸崎は、ムジナ（猪、タヌキ）の楽天地でもあり、穴が深くて犬も取ることができないといわれる。自然の岩穴地帯、海岸風穴地帯で、東西550m、南北330m、面積18.2ha、岩穴・風穴地帯に暮らす人々が佐武徒大明神を祭ったのが寒戸神社、現在の大杉神社である。異様な海岸風穴の岩穴地、信仰の地で、自然が保たれ、ウグイス、ムジナの営巣地となり、「万物楽天地」のウグイスの里、ムジナの楽天地となった。

寒戸（さぶと）といわれるとおり、外気の暑い夏でも本殿のある風穴凹地一帯は冷気が満ち、体は寒々としてまさに“寒戸”である。昭和55年（1980）8月1日、午前10時30分、曇天、寒戸崎の鳥井付近の乾球温度は23.4℃、湿球温度は22.2℃であるのに、そこから奥へおよそ200m地点の本殿付近の風穴口付近の乾球温度は9℃、湿球温度は8.8℃でおよそ14℃の温度降下である（測定：本間建一郎）。

寒戸崎の植生は、エゾイタヤ、シナノキを主要とした冷温要素の落葉林、“寒戸（さぶと）”の立地を反映して、低海拔（20m）でありながら、冷温山地位のエゾユズリハ、エゾイボタ、クマノミズキ、ミズナラ、トシヨウなどの植物が生育する。また北方系・寒地系要素の非常に強いオヒヨウや羊歯植物のヒモカズラがみられるのは特徴的である。

また一方、テイカカズラ、ヒサカキ、ヤブラン、アカメイタヤ、ウチワゴケ（羊歯）、ツルマサキ、キヅタなどの暖帯林構成種である暖地系・南方系要素が生育し、風穴地帯は、冬の気温を下降せず、暖地要素の立地である証を示す。

イ. 寒戸崎の植物目録

調査地：佐渡市関（寒戸崎 大杉神社）

調査者：池上義信、石沢進、尾崎富衛、伊藤邦男、近藤治隆、土屋秀夫

調査年月日：昭和55年（1980）年8月1日

調査種数：161種



図28 関の鏡岩を含む断層



図29 鏡肌（岩盤拡大）

A. 高木 (20種)

アカマツ、ウワミズザクラ、エゾイタヤ、エゾクロウメモドキ、エノキ、オヒヨウ、カシワ、カスミザクラ、キリ (栽)、クマノミズキ、クロマツ、シナノキ、スギ、ソメイヨシノ (栽)、トシヨウ、ナナカマド、ニガキ、マルバアオダモ、ミズナラ、ヤマモミジ

B. 低木 (40種)

アオキ、アカメガシワ、アケビ、イチイ (栽)、イヌザンショウ、エゾイボタ、イワガラミ、エゾツリバナ、エゾユズリハ、オオバヒヨウタンボク、ガマズミ、キヅタ、クズ、コクサギ、ゴヨウアケビ、サンカクヅル、サンシヨウ、タニウツギ、ツタ、ツタウルシ、ツルアジサイ、ツルウメモドキ、ツルマサキ、テイカカズラ、ヌルデ、ノイバラ、ノリウツギ、ハイイヌガヤ、ハナイカダ、ヒサカキ、ヒヨウタンボク、ヒロハヘビノボラズ、マタタビ、マツブサ、マユミ、マルバゴマギ、ミツバウツギ、ミヤマニワトコ、ムシカリ、ムラサキシキブ

C. 草本**a. 単子葉植物 (23種)**

アマドコロ、エンレイソウ、オオバギボウシ、キツネガヤ、クルマユリ、コウライテンナンシヨウ、コメガヤ、ジャノヒゲ、シュロソウ、スカシユリ、ススキ、チヂミザサ、チマキザサ、ツユクサ、ツルボ、トコロ、ナガバジャノヒゲ、ニシノホンモンジスゲ、トビシマカンゾウ、ヌカボシソウ、ミヤマナルコユリ、ヤブラン、ヤマカモジグサ

b. 双子葉植物：離弁花類 (39種)

アオツツラフジ、アオミズ、アキカラマツ、アマニユウ、ウスバサイシン、オオタチツボスミレ、オトギリソウ、カワラナデシコ、キリンソウ、キンミズヒキ、クサボタン、ケナシミヤマシシウド、サラシナシヨウマ、サルトリイバラ、ジャニンジン、スイバ、スミレ、セリモドキ、センニンソウ、ナガバヤブマオ、ナワシロイチゴ、ヌスビトハギ、ネコハギ、ネナシカズラ、ハナタデ、ヒカゲイノコズチ、ヒメハギ、ヒロハノイブキボウフウ、ホタルサイコ、ママコノシリヌグイ、ミズヒキ、ミヤマイラクサ、ミヤマカタバミ、ミヤマキケマン、ミヤマハコベ、メドハギ、メノマンネングサ、ヤブジラミ、ヤブヘビイチゴ

c. 双子葉植物：合弁花類 (28種)

アキノキリンソウ、アキノタムラソウ、アキノノゲシ、アマチャズル、エゾタンポポ、エチゴトラノオ、オニタビラコ、オヤマボクチ、オオカモメヅル、カワミドリ、キカラスウリ、キバナノカワラマツバ、クガイソウ、クマバソウ、コウゾリナ、タマバシロヨメナ、ダンドボロギク、ツリガネニンジン、ツルリンドウ、ナンブアザミ、ノアザミ、ヒメムカシヨモギ、ヒヨドリジョウゴ、ヘクソカズラ、ホクロクトウヒレン、ヤブタビラコ、ヤマヨモギ、ヨモギ

d. 羊歯植物 (11種)

ウチワゴケ、オシダ、オニヤブソテツ、クマワラビ、コタニワタリ、ジュウモンジシダ、トラノオシダ、ノキシノブ、ヒメハイホラゴケ、ヒモカズラ、ワラビ

④ 達者のカシワ林

ア. 佐渡のカシワ林

新潟県におけるカシワ林は、県北の岩船地方、中部の米山、弥彦海岸、柏崎及び佐渡の海岸であるが、その分布と規模は佐渡が最も大きく、大佐渡、小佐渡とも冬の北西の季節風に直面する海岸および山地に分布する。冬の季節風の卓越する海岸風衝地の段丘斜面や、海側に孤立または突出したりする立地では、カシワ林は低木以上に成長できず、樹幹直径 10~15 cm、樹高 1.5~3mの風衝低木状の純林となるが、その代表林は大野亀頂上（海拔 166.8m）あたりのカシワ林である。

カシワ林は、風衝の影響が少なくなるにつれて樹高も大きく樹幹径も大きくなり、カシワ以外の混生樹もみられるが、季節風の影響の少ないカシワ林は、樹高 8~10m、幹径 20~30 cm程度まで生長しカシワ以外に、エゾイタヤ、シナノキ、カスミザクラ、アカメガシワ、ハリギリ、エノキなどの落葉樹を混生する。昭和 53 年（1978）の『特定植物群落調査報告書』において、近藤治隆は、「佐渡のカシワ林の主な構成種は、カシワ、ガマズミ、コシノホンモンジスゲ、サルトリイバラ、アキカラマツ（以上常在度Ⅳ以上）、アキノキリンソウ、ススキ、ヨモギ、セリモドキ、ノイバラ、ゴヨウアケビ（以上常在度Ⅲ）などで、低木群落では、この外にツリガネニンジン、オオウシノケグサ、クズなどが目立つ。構成種は、二次林構成種、ススキ草原構成種、マント・ソデ群落構成種が多いが、一方、林によってはヤブコウジ、ジャノヒゲ、ヤブラン、ヒサカキ、シロダモなどの暖地系の植物種群を含む場合もあり、ヤブツバキクラス域（暖帯域）において、季節風の卓越する立地に成立する土地的極相林と考えられる」と述べている。

イ. 大佐渡海岸のカシワ林

大佐渡の北西海岸は、冬の季節風の卓越する“季節風帯”であり、海岸風衝樹林のカシワ林が特徴的にみられる“カシワ林帯”である。

新潟県下でも、規模の最も大きい密度の高いカシワ林の分布域であり、これら一帯のカシワ林は、昭和 53 年（1978）に「新潟県の特定（重要）植物群落」に選定された。これらのカシワ林のうち、主要な林である達者のカシワ林の階層別種類組織は次のとおりである。

達者のカシワ林（新潟県特定植物群落、1978）

階層	高さ	植被率	出現種数	環境
カシワ	5 m	90 %	6 種	達者新大臨海実験所の西側の段丘面 海拔3m、方位W 傾斜0、調査10×10m ²
アカメガシワ	1 m	15 %	9 種	
ススキ	0.5 m	90 %	19 種	
B ₂ 4・4	カシワ	1・1	エゾイタヤ・ヌルデ・カスミザクラ	+ アキグミ・アカメガシワ
S 2・2	アカメガシワ		+ カシワ・ヌルデ・ガマズミ・アキグミ・ヒロハヘビノボラズ・エゾイタヤ・オオバマユミ・ヒョウタンボク	
K 3・3	ススキ	2・2	ヨモギ・コシノホンモンジスゲ	1・2 オカトラノオ・オオウシノケグサ +2 ミツバウツギ + アキノキリンソウ・クガイソウ・アキカラマツ・カワラマツバ・カワラナデシコ・ヤブラン・タチツボスミレ・エチゴトラノオ・サルトリイバラ・ヘクソカズラ・アオツヅラフジ・エゾイタヤ・カシワ

(1977.11.12 近藤治隆 調査)

調査林は、大佐渡の達者海岸のもので、樹高5mの混生林である。エゾイタヤ・ヒロハヘビノボラス・オオバマユミ・アキグミ・ヒョウタンボクなどは風衝に強い植物、ススキ、ヨモギ、オカトラノオ、アキノキリンソウなどはススキ草原構成種。

【参考文献】

- ・近藤治隆（1978） 達者のカシワ林:特定植物群落調査報告書;PP.192-193,新潟県.
- ・近藤治隆（1979） カシワ群落:植生調査報告書;PP.42-43,新潟県.

⑤ 小川のマルバシャリンバイ群落

ア. マルバシャリンバイ

暖地系の海岸の常緑低木。海岸段丘崖に純群落をつくる。暖地の九州、四国などの西南日本をふるさと（南限）に本州海岸を北上し、太平洋側では宮城県の松島湾が北限 日本海側では山形県温海町の暮坪立岩が分布北限である。

新潟県では佐渡と越後の柏崎、胞姫、鉢崎、能生の海岸に分布するが、越後の群落規模は小さい。

イ. 小川のマルバシャリンバイ

マルバシャリンバイは、佐渡では大佐渡の小川を中心に相川～北狄および鷺崎海岸に群生し、その最大の群生地は、小川のマルバシャリンバイ（図30）である。

小川の段丘の上側は、上小川（うえおがわ）、下側は下小川（したおがわ）で、この下小川の岩壁にマルバシャリンバイの群生地が形成されている。「原の崎」

と呼ばれる段丘が、約300m西へのびて冬の季節風をさえぎっており、その段丘の南側は傾斜45°～60°の急勾配の岩壁（図31）である。岩膚は茶色。その岩壁に幅約20m、長さ約200mにわたってマルバシャリンバイが大群落を形成し、見事である。



図30 小川のマルバシャリンバイ

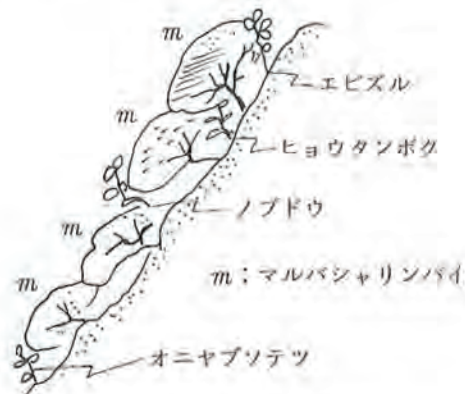


図31 下小川の岸壁の植物層

小川のマルバシャリンバイ群落

階層	優 占 種	植生高	植被率	出 現 種 数	環 境
S	マルバシャリンバイ	1.5 m	100 %	10 種	海拔15m 15×15m ² 方位5W・傾斜35°
5・5	マルバシャリンバイ	1・2	ヒョウタンボク	+	エビズル・ハマナス・ノブドウ・ツルウメモドキ・アオツヅラフジ・スイカズラ・ノイバラ・オニヤブソテツ

(1977.5.28 近藤治隆 調査)

調査林は、樹高1.5m、樹冠幅1.5~2m、根元幹径3~15cmで、樹令百数十年と推定される。混生種は極めて少なく、わずかにヒョウタンボクや、マント・つる植物のエビヅル、ノブドウ、アオツツラフジ、スイカズラや、海岸性のシダのオニヤブソテツを混じえる。

マルバシャリンバイ（バラ科）は、常緑のまるみの葉（円葉）を、枝先にシャリン（車輪）状につけ、白い五弁花はウメ（梅）に似る。5月末から6月のはじめに花は満開となり、岩壁一面は霜がおりたようになる。群落中の最大木は、樹高1.5m、樹冠幅4m四方。根元幹径20cm、年間1mmの生長で推定樹齢200年である。

ウ. マルバシャリンバイの民俗

佐渡の方言でタマツバキ、実をコウセンズキとよび、秋の彼岸頃採取し、煎薬とする。虚弱児、寝汗をかく児、寝小便の児に効ありという。村の古老・小杉寛（昭和48年当時80才）は、「タマツバキは潮風に強い木だ。陽（ひあたり・南むきの岩壁）の木で、陰（ひかげ・北むき）は悪い。亀裂のできる岩でないと生えない。亀裂に沿って根を伸ばし、自力で岩を割り、岩を抱き、必要な水や養分を吸う」と語っている。

エ. 保護の現状

昭和9年（1934）に「佐渡海府海岸」（特別規制地区）地域が国の名勝に指定され、同45年、佐渡弥彦米山国定公園（第3種特別地域）地域にも指定される。「小川のマルバシャリンバイ群落」は、昭和49年に文化庁の「学術上価値の高い生物（植物）群集」に指定され、同53年に新潟県の「特定（重要）植物群落」に選定された。また分布北限に近い最大のマルバシャリンバイ群落として、昭和58年に新潟県が「新潟のすぐれた植物・貴重な植物群落」に選定している。

（伊藤邦男 1984「名勝佐渡海府海岸保存管理計画策定報告書」より抜粋・改訂）

3 佐渡海府海岸とその周辺の動物相

(1) 哺乳類	(11) 海産節足動物
(2) 鳥類	(12) 海産軟体動物
(3) 爬虫類	(13) 陸産貝類
(4) 両生類	(14) 曲形動物
(5) 昆虫類	(15) 環形動物
(6) 原索動物	(16) 紐形動物
(7) 海産魚類	(17) 扁形動物
(8) 淡水魚類	(18) 有櫛動物
(9) 棘皮動物	(19) 腔腸動物
(10) 触手動物・星口動物	(20) 海綿動物
	(付) 海藻相

佐渡島の沿岸は、本州の日本海沿岸に沿って蛇行しながら北上する対馬暖流に洗われている。その主流の接岸は、年によって消長があり、海の表層水温の最も高くなる8月下旬には26℃前後、最も低くなる2月下旬~3月上旬には7℃前後である。

また、冬期間には北西の季節風が強く吹く日が多く、磯に打ちよせる波浪もこの影響を

受け、高さ20mくらいの岩を越えることが度々ある。時には、日本海の固有水である冷水塊の接岸もあり、この区域に生育している各種類の生物は、この海の影響を強く受けている。佐渡島付近が生育の北限であったり、南限であったりすると思われる種類も多数あり、その両者が1つの小石に付着して見つかることもある。

このように興味深い土地ではあるが、まだ調査研究のあまり進んでいない生物もある。しかし、今までに明らかになった動物の種類数も多く、以下にその概略を述べる。

【参考文献】

- ・本間義治(1957) 佐渡島及びその周辺海域の動物相について—研究小史とその概略—〔付〕佐渡島及びその周辺水域の動物相に関する文献目録:佐渡博物学会誌,1(1/2);PP.81-105.
- ・本間義治(1981) 新潟県鳥獣図鑑:PP.1-310,新潟日報事業社.
- ・本間義治(1933) 新潟県陸水動物図鑑:PP.1-274,新潟日報事業社.
- ・Honma, Y. & T. Kitami (1978-1979) Fauna and Flora in the Waters Adjacent to the Sado Marine Biological Station, Niigata University. Suppl. 1, Rep. Sado Mar. Biol. Stat., Niigata Univ., (8); PP. 7-81, (9); PP. 27-36.
- ・岩沢久彰(1972) 佐渡金泉海岸の無脊椎動物:佐渡博物館々報, (9); PP. 7-13.

(1) 哺乳類

佐渡島内の哺乳類には、大型の種類が見られず棲息種類数も少ない。区域内に数か所ある海蝕洞穴内には、モモジロコウモリ、ニホンユビナガコウモリ、ニホンコキクガシラコウモリ、ニホンキクガシラコウモリ、ミカドキクガシラコウモリなどが棲み、6~7月にはこれらの種類の育仔集団が、洞穴内で見られる。神社や寺の屋根裏などで、アブラコウモリの棲んでいるところもある。

サドモグラ(図32)、サドハタネズミ、サドアカネズミ、サドトガリネズミ、サドノウサギなど佐渡島の固有種(亜種)の他、イタチ、タヌキ、ノウサギ防除の目的で島内に放獣されたテンが見られる。佐渡固有亜種のサドノウサギは、テンが増えすぎて急減し、新潟県の準絶滅危惧種に指定された。他にサドトガリネズミ、サドモグラも準絶滅危惧種に指定されている。



図32 サドモグラ

特に冬から春、海岸の岩礁に揚がって休んでいるトド、オットセイ、ゴマフアザラシなどの種類は、数は少ないものの見られる年がある。マイルカ、カマイルカの大群や、コイワシクジラ、オキゴンドウクジラなどもまれに接岸したり磯に打揚げられたりすることがある。

【参考文献】

- ・千羽晋示(1968) 新潟県の翼手目(コウモリ類):新潟の自然, (1); PP. 249-264.
- ・今泉吉晴(1968) 新潟県の哺乳類相:新潟の自然, (1); PP. 239-242.
- ・本間義治・北見健彦(1981) 新潟・佐渡近海における海産哺乳類の分布と往時の記録:日本生物地理学会会報, 36(11); PP. 93-101.
- ・佐渡市(2008) 佐渡市環境教育副読本指導書「佐渡島環境大全」.
- ・佐渡市 佐渡動植物生息実態調査データベース.
- ・佐渡市(2012) 佐渡における生物多様性の現状と課題:生物多様性佐渡戦略; PP. 21-73.

・新潟県（2001） レッドデータブックにいがた。

（2）鳥類

日本野鳥の会佐渡支部が平成16年（2004）に発行した『佐渡島・鳥類目録』によれば、佐渡で観察された鳥の種数は、移入種5種を含めて 18 目 60 科 333 種が確認されている。これを渡りの区分で見ると、留鳥が 55 種、夏鳥が 43 種、冬鳥が 96 種、旅鳥が 71 種、迷鳥が 68 種となっている。留鳥の中に佐渡固有の種はいないが、固有の亜種としてサドカケスが生息する。サドカケスは、近年あまり観察の報告がされなくなっている。

佐渡は洋上に浮かぶ島であることから、渡りをする鳥の往来が顕著で、その中で冬鳥といわれる種の多さが目立つ。夏鳥や冬鳥は、種により滞在の期間に幅があるが、一定の期間蕃殖や越冬地として滞在する。迷い鳥も多く観察されている。

また、「レッドデータブックにいがた」ではトキ（図33）が野生絶滅種に指定されており、絶滅危惧Ⅰ類に指定されている鳥類は、オジロワシ、オオワシ、クマタカ、イヌワシの4種、絶滅危惧Ⅱ類に指定されている鳥類は、ミゾゴイやハクガン、オオタカ、ブッポウソウなど8種、準絶滅危惧種に指定されている鳥類は、マガンやミサゴ、セイタカシギ、サンコウチョウなど 33 種となっている。

佐渡は日本のトキが最後まで生き残った島である。昭和56年（1981）1月、佐渡島に残された最後の野生のトキ5羽は、すべて捕獲された後、佐渡トキ保護センターの人工飼育下に移され、以後、日本のトキは野生下にはいなくなってしまう。

日本産のトキはその後も繁殖することなく、平成15年10月に国産最後のトキ「キン」が死亡し絶滅するが、平成10年に中国から寄贈されたトキのつがいが同11年佐渡トキ保護センターで人工繁殖に成功し、以降同センターで個体数を増殖させていった。

平成20年9月には野生復帰をめざして試験放鳥も開始されており、平成26年12月現在、放鳥の個体に野生産の個体を加えた自然界のトキの個体数は120羽以上を数える。



図33 トキ

【参考文献】

- ・佐渡市（2008） 佐渡市環境教育副読本指導書「佐渡島環境大全」。
- ・佐渡市 佐渡動植物生息実態調査データベース。
- ・佐渡市（2012） 佐渡における生物多様性の現状と課題:生物多様性佐渡戦略;PP. 21-73.
- ・新潟県（2001） レッドデータブックにいがた。

（3）爬虫類

佐渡には、イシガメ、クサガメ、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、ジムグリ、アオダイショウ、シロマダラ、ヒバカリ、ニホンマムシ、ヤマカガシが生息している。クサガメは飼育の個体が抜けだし島内に幅広く生息、区域内でも見られる。一部地域で、飼育の個体ミシシippアカミミガメが見つかっている。イシガメが新潟県の準絶滅危惧種、シロマダラが新潟県の地域個体群に指定されている。

時々磯に打揚げられたりすることのあるセグロウミヘビが知られている。数はあまり多くないもののオサガメ、アカウミガメ、タイマイ、アオウミガメ等の海亀も定置網に入網したり大波で磯に打ち揚げられたりすることがある。アカウミガメが産卵に上陸し、砂浜を掘ったのを目撃した例もある。

【参考文献】

- ・本間義治・北見健彦（1970）新潟県におけるウミヘビの採捕記録:採集と飼育, 32(5);PP. 177-179.
- ・本間義治・北見健彦（1976）新潟・佐渡沿岸へ漂着したウミヘビとウミガメの記録:佐渡博物館々報, (25);PP. 18-24.
- ・佐渡市（2008）佐渡市環境教育副読本指導書「佐渡島環境大全」.
- ・佐渡市 佐渡動植物生息実態調査データベース.
- ・佐渡市（2012）佐渡における生物多様性の現状と課題:生物多様性佐渡戦略;PP. 21-73.
- ・新潟県（2001）レッドデータブックにいがた.

（4）両生類

有尾類では、アカハライモリとクロサンショウウオの2種、無尾類では、ヤマアカガエル、ニホンアマガエル、モリアオガエル、ツチガエル、ウシガエル、新種のサドガエル（「佐渡の固有種」平成24年記載・発表論文）の6種類が海に近い水田や池などから山地までの淡水域に見られる。

ウシガエルとツチガエル・サドガエルは幼生で冬を越し成体になる。ウシガエルは、大正12年(1920)4月末に30匹の2才蛙が小木町に移入され、その後全島内に分布している。生息域が同じサドガエルやツチガエルは、ウシガエルのいる池では絶滅している。また、指定区域外ではあるが、教材のために昭和39年(1964)に持ち込まれたズマヒキガエルが小佐渡の西南部に分布を広げている。

クロサンショウウオ、アカハライモリ、モリアオガエルは、新潟県の準絶滅危惧種に指定されている。

【参考文献】

- ・新潟大学理学部生物学科免疫学研究グループ（1968）新潟県の両生・爬虫類相:新潟の自然, (1);PP. 207-216.
- ・佐渡市（2008）佐渡市環境教育副読本指導書「佐渡島環境大全」.
- ・佐渡市 佐渡動植物生息実態調査データベース.
- ・佐渡市（2012）佐渡における生物多様性の現状と課題:生物多様性佐渡戦略;PP. 21-73.
- ・新潟県（2001）レッドデータブックにいがた.

（5）昆虫類

海府海岸地域の単独調査は行われていないが、昭和38年(1963)の『佐渡博物館研究報告第5集』において、馬場金太郎は、佐渡の昆虫は総数1,158種、ガ類200種未満とし、越後に比べ貧弱であると報告している。その傾向は特に蝶類やトンボ類が顕著で、本土の約半数を占める一方、佐渡島特有の固有種や固有亜種としてサドマイマイカブリ（図34）やサドコブヤハズ



図34 サドマイマイカブリ

カミキリなど翅が退化した走行性の昆虫がよく知られる。

また、佐渡島固有種でないが、マガタマハンミョウは後翅が退化して飛ぶことができない種が生息している。翅が退化した走行性の昆虫に、固有種や固有亜種の昆虫が数多く産することが佐渡の昆虫の特徴であり、佐渡島環境大全には以下の18種類が固有種や固有亜種として登録されている。

サドホソアカガネオサムシ、サドマイマイカブリ、サドメクラチビゴミムシ、キンモリヒラタゴミムシ佐渡亜種、サドナガハネカクシ、サドコメツキモドキ、ウスゲアメイロカミキリ、サドコブヤハズカミキリ、サドセスジヒメハナカミキリ、サドチャイロヒメハナカミキリ、ヤマヒメハナカミキリ、サドミヤマチビコブカキミリ、サドヤマトビケラ、ハモチクサツミトビケラ、*Loderus sadoensis* (ハバチ科)、*Tricoma babai* (ヒメバチ科)、*Rhyacophila ishinhanaensis* (ナガレトビケラ科)、*Setodes shirasensis* (ヒゲナガトビケラ科)

また、昆虫相の特徴として南方系の種が多く見られることが知られているが、これは佐渡島の気象条件が対馬暖流の影響で温暖であること、対馬海流による漂着物にのってきた昆虫等が上陸し、生活場所を確保・定着したことが要因に挙げられる。

現在、新潟県の絶滅危惧種Ⅰ類に、タイコウチ、シャープゲンゴロウモドキが、絶滅危惧種Ⅱ類に、ヤマトエンマコガネ、カトリヤンマ、ホンサナエ、ヒカゲチョウが、地域個体群に、ツヤヒサゴゴミムシダマシ、シンジュサンが指定されている。

【参考文献】

- ・馬場金太郎 (1963) 総説佐渡の昆虫:佐渡博物館研究報告, (5);PP. 52-60.
- ・佐渡市 (2008) 佐渡市環境教育副読本指導書「佐渡島環境大全」.
- ・佐渡市 佐渡動植物生息実態調査データベース.
- ・佐渡市 (2012) 佐渡における生物多様性の現状と課題:生物多様性佐渡戦略;PP. 21-73.
- ・新潟県 (2001) レッドデータブックにいがた.

(6) 原索動物

ヘンゲボヤ、フタスジボヤ、ネンエキボヤ、シロウスボヤなどの南方系の種類。マボヤ、エボヤ、リッテルボヤなどの北方系の種類をはじめ、チラシボヤ、ザラボヤ、ユウレイボヤなど30余種のホヤ類が確認されおり、時に、多量に海岸に打ち寄せられたりすることのモモイロサルパやフタオサルパ、20数cmにもなるオオサルパや、顕微鏡的なマルオタマボヤやサイズチボヤ、あるいはヒカリボヤなどが見られる。

【参考文献】

- ・Tokioka, T. (1962) Contribution to Japanese ascidian fauna. X V III. Ascidians from Sado Island and some records from Sagami Bay. Publ. Seto Mar. Biol. Lab., Kyoto Univ., 10(1); PP. 1-20, 3pls.
- ・Tokioka, T. (1967) Ditto. X X II. Ascidians from Sado Island(2). Ibid, 15(3); PP. 239-244.

(7) 海産魚類

今までに佐渡近海に産する海産魚類は、380余種類が知られている。このなかには、深海性の種類もいくつか含まれているが、その大部分の種類が区域内に棲息し、あるいは回遊してくる。日本海沿岸一帯において、人魚伝説のモデルとも言われている、リュウグウノ

ツカイやサケガラシなどの深海性の魚も、時として磯に打揚げられることもある。

暖海系の魚、アミモンガラ、モンガラカワハギ、シマフグ、ギマ、キハツソク、タカクラタツ、ネンブツダイ、ソラスズメダイ、ギンカガミ、ツバメウオ、サザナミトサカハギ、寒海系の魚、コマイ、タラ、ニシン、リュウグウハゼ、ガジ、アカメガジなどの種類が、区域内の磯で見られたこともあった。産業上の重要魚種である、カラフトマス、サクラマス、マダイ、ホソトビウオ、ツクシトビウオ、ブリ、サバ、クロマグロ、バショウカジキ、ハタハタなど、定置網や刺網などで大量に漁獲されている。

【参考文献】

- ・Honma, Y. (1955-1957) A list of the Fishes found in the Vicinity of Sado Marine Biological Station. I-III. Jour. Fac. Sci., Niigata Univ., Ser. II, 2(2); PP. 46-60, (3); PP. 79-87, (4); PP. 111-116.
- ・Honma, Y. & T. Kitami. (1967-1980) Ditto. IV-VI. Sci. Rep. Niigata Univ., Ser. D, (4); PP. 59-74, (7); PP. 63-86, Rep. Sado Mar. Biol. Stat., Niigata Univ., (10); PP. 27-48.

(8) 淡水魚類

区域内最長の入川（二級河川指定延長6,700m）から、最も短い岩谷口小川（同、350m）まで二級河川が20本、準用河川としては、後尾梅川（指定延長480m）から戸中川（同、70m）まで10数本、その他の無指定の小川まで加えると、数10本の陸水が海に流入している。

時に、サケの遡上が見られることのある戸地川、石花川、入川なども、夏季には水量が減少し、川口が海から離れ干し上がる。これらの陸水には、イワナ（アメマス）、ヤマメ（サクラマス）、アユ、ウグイ、ドジョウ、カマキリ、ヨシノボリ（ルリヨシノボリ、シマヨシノボリ、クロヨシノボリ）、ウキゴリ（汽水型、中流型）、シロウオ、イトヨ、ミミズハゼ等が見られる。農業用の池沼には、人為的な移入種と見られるドジョウ、メダカ、コイ、フナ、テツギョ、ヤキブナ等が見られるが、農業用水路の改修や減反による農地の変化により、水がなくなり死滅してしまったところもある。サワガニ、モクズガニ、スジエビ、アナンデールヨコエビなどの甲殻類や、水棲昆虫、淡水貝類の見られるところもある。

最近では、ため池やダムに移入されたオオクチバスやブルーギルなど問題のある特定外来生物が増加している。区域内のため池でも確認されており、魚類を含めた水生の在来種への影響が懸念される。

新潟県絶滅危惧種でイトヨが、準絶滅危惧種でカワヤツメ、ウナギ、メダカ、シロウオ、カマキリ、ウツセミカジカが、地域個体群にクロヨシノボリ、チチブ、ビリンゴ、カンキョウカジカがそれぞれ指定されている。

【参考文献】

- ・本間義治（1962）佐渡島の淡水魚〔付〕最近の佐渡産魚類に関する研究の紹介:佐渡博物館々報, (8); PP. 9-14.
- ・本間義治・井上信夫・松本史郎（1981）佐渡島の淡水魚類相:動物と自然, 11(6); PP. 30-34.
- ・井上信夫・松本史郎・本間義信（1978）新潟地方のヨシノボリ-I, 佐渡島における4型の分布:動物分類学会誌, (15); PP. 60-69.
- ・松本史郎・井上信夫・本間義治（1982）新潟地方のウキゴリ-I, 佐渡島における3型の分布:動物分類学会誌, (22); PP. 58-68, pl. I.
- ・佐渡市（2008）佐渡市環境教育副読本指導書「佐渡島環境大全」.
- ・佐渡市 佐渡動植物生息実態調査データベース.

- ・佐渡市 (2012) 佐渡における生物多様性の現状と課題:生物多様性佐渡戦略;PP. 21-73.
- ・新潟県 (2001) レッドデータブックにいがた.

(9) 棘皮動物

ニッポンウミシダ、コアシウミシダ、ヒガサウミシダ、オオウミシダ等7種類の海百合綱、オキノテズルモズル、セノテズルモズル、ジュズクモヒトデ、ニホンクモヒトデ、チビクモヒトデ等16種類の蛇尾綱、モミジガイ、ヤツデヒトデ、アカヒトデ、イトマキヒトデ、ニッポンヒトデ等25種類の海星綱、バフンウニ、ムラサキウニ、アカウニ、オオタコノマクラ、オオブンブク等25種類の海胆綱、マナマコ、フジナマコ、ホソイカリナマコ等10余種類の海鼠綱の動物が、この海域から知られる。

【参考文献】

- ・Irimura, S. (1979) Opniuroides of Sado Island, the Sea of Japan. Rep. Sado Mar. Biol. Stat., Niigata Univ., (10); PP. 1-6.
- ・林良二 (1958) 佐渡産海星類:佐渡博物学会誌, 1 (1/2) ; PP. 33-34.

(10) 触手動物・星口動物

触手動物としては、キクザラコケムシ、フサコケムシ、ミカドコケムシ、チゴコケムシなど10余種類が確認され、星口動物としては、サメハダホシムシ、スジホシムシモドキ、ホシムシ、スジホシムシ、タテホシムシの6種類が明らかになっているにすぎない。

(11) 海産節足動物

十脚目では、テッポウエビ、スジエビモドキ、コシマガリエビ、イソモエビ、ヘラモエビ、サラサエビ、キタンセミアエビ、ウチワエビ等、沖合に棲む深海性の種類も含めて60余種類の長尾類、アカゲガムリ、ソバガラガニ、ヨツバモガニ、コマチガニ、ガザミ、スベスベマンジュウガニ、イワガニ、イソガニ等90余種類の短尾類、スナモグリ、ヒラトゲガニ、イソカニダマシ、ホンヤドカリ、ベニホンヤドカリ、イボガニ等30数種の異尾類が知られている。口脚目では、シャコとフトユビシャコのみ。等脚目では、チビウミセミ、フナムシ等の他、寄生性の種類も含め40余種類、クマ目では13種類、端脚目では、マルエラワレカラ、トゲワレカラ、キタワレカラ、ドロノミ、イソヨコエビ、ニッポンモバヨコエビ等50種類余、根頭目では、ナガフクロムシ、ウンモンフクロムシ、ケハダフクロムシ、イタフクロムシの4種類、完胸目では、エボシガイ、カルエボシ、コスジエボシ、カメノテ、コウダカキクフジツボ、イワフジツボ、クロフジツボ、アカフジツボ、サンカクフジツボ、アメリカフジツボ、カメフジツボ等30種ほどが知られている。

【参考文献】

- ・菊池勘左エ門 (1960-1963) 佐渡島及び近海の十脚甲殻類 (その一~四) :佐渡博物館々報, (5); PP. 1-4, (8); PP. 1-5, (9); PP. 1-6, (11); PP. 1-4.
- ・林健一 (1976) 佐渡臨海実験所近海のエビ相:新潟県生物教育研究会誌, (11); PP. 13-22.
- ・伊藤正一 (1972) 佐渡島沿岸のカニ類:新潟県生物教育研究会誌, (8); PP. 25-28.
- ・Ho, Ju-shey & P.S.Perkins. (1980) Monogenea from Fishes of the Sea of Japan. Part I. Order Monopisthocotylea. Rep. Sado Mar. Biol. Stat., Niigata Univ., (10); PP. 1-10.
- ・Ho, Ju-shey. (1981) Parasitic Copepoda of Gastropods from the Sea of Japan. Rep. Sado Mar. Biol.

- Stat., Niigata Univ., (11);PP.23-41.
- ・Ho, Ju-shey. (1982) Copepoda associated with Echinoderma of the Sea of Japan. Rep. Sado Mar. Biol.Stat., Niigata Univ., (12);PP.33-61.
 - ・Shiino, S.M. (1960) A new parasitic copepod of the family Chondracanthidae, *Parapharodes sadoensis* gen.nov., et sp.Nov., from the Sea of Japan. *Crustaceana*, 1(2);PP.92-99.
 - ・Shiino, S.M. (1965) On *Leranthropus cornutus* Kirtisinghe found in Japanese waters. Rep. Fac. Fish., Pref.Univ.Mie, 5(2);PP.375-380.
 - ・Gamo, S. (1964) On three new species of Cumacea from the southern Sea of Japan. *Crustaceana*, 7(4);PP.241-253.
 - ・蒲生重男 (1967) 日本海南部沿岸で採集されたクマ類について:甲殻類の研究, (3);PP.26-31
 - ・Arimoto, I. (1974) Caprellids (Amphipoda, Crustacea) from Niigata Prefecture, Japan. *Ann. Rep. Stud. Rissho Women's coll.*, 18;PP.41-49.
 - ・Arimoto, I. (1976) Taxonomic studies of caprellids (Crustacea, Amphipoda, Caprellidae) found in the Japanese and adjacent water. *Spec. Publ. Seto Mar. Biol. Lab.*, Ser. III, 1-V + 1-229.
 - ・Arimoto, I. (1981) A New Caprellida, *Postoaracaprella marcidan* Sp. (Amphipoda, Caprellida), sticking to the Sargassum, collected in Tassha Bay, Sado Island, Japan. *Rep. Sado Mar. Biol. Stat.*, Niigata Univ., (11);PP.21-22.
 - ・伊藤正一・本間義治・柿本皓 (1972) 佐渡島およびその近海の端脚類 (予報):動物分類学会誌, (8);PP.21-28.
 - ・北見健彦 (1968) 佐渡島および粟島沿岸の蔓脚類:新潟県生物教育研究会誌, (4);PP.68-76
 - ・北見健彦 (1974) 佐渡島および粟島沿岸の蔓脚類補訂 (I):新潟県生物教育研究会誌, (9);PP.20-21.
 - ・内海富士夫 (1966) 外国産フジツボの最近における日本への移入:動物分類学会誌, (2);PP.36-39.

(12) 海産軟体動物

多板綱:ヒザラガイ、ババガセ、ホソウスヒザラガイや北方系のエゾヤスリヒザラガイやアオスジヒザラガイ、南方系のニシキヒザラガイやケハダヒザラガイ等12種類が知られているにすぎない。

腹足綱:トコブシ、クロアワビ、サザエ、ヨメガカサ、ベッコウガサ、ウノアシ、エビスガイ、クボガイ、イシダタミ、オオコシダカガンガラ、スガイ、タマキ等を普通に産し、スソキレガイ、ヒラスカシガイ、ツタノハ、ヒラサザエ等の南方系の種類、北方系ともいえるカモガイ等、大群集を作って磯の岩礁に着生している。アオウミウシ、シロウミウシ、ヒカリウミウシ、フドウガイ、アメフラシ、ニシキツバメガイなど、180種余の後鰓類、ウキツノガイやカメガイ等の翼足目、ルリガイやラマルクゾウクラゲ等の浮遊種、ツグチガイやシボリダカラ、チャイロキヌタガイ等460種ほどが知られている。

掘足綱:ヒゲツノガイ、シラサヤツノガイ、ヒナツノガイ、ヒメナガツノガイ、ヤカドツノガイ、セトモノツノガイ、ムチツノガイが知られている。

双殻綱:潮間帯に着生するケガキ、ムラサキクジャク、カリガネエガイ、ヒメイガイ、タイラギ、ハネガイ、ウロコガイ、アコヤガイなど南方系の種類、ホタテガイやサラガイ等北方系の種類を含めて180種ほどが知られている。

頭足綱:コウイカ、シシイカ、ダンゴイカ、ヒメイカ、ホタルイカ、スルメイカ、ヤリイカ、大型のソデイカやダイオウイカのほか、マダコ、イイダコ、ミズダコ、アオイガイ、タコブネ等40種ほどが知られている。

【参考文献】

- ・馬場菊太郎（1955） 佐渡臨海実験所周辺の岩礁と後鰓類:採集と飼育,17(6):PP.164-169.
- ・本間義治・北見健彦・水沢六郎（1983） 漂着記録などよりみた新潟・佐渡近海における頭足類:日本生物地理学会々報,38(3):PP.23-29
- ・黒田徳米（1957） 佐渡産貝類（有殻軟体動物）目録:佐渡博物学会誌,1(1/2):PP.13-32.
- ・白杵格（1969） 佐渡を主とする新潟県沿岸の後鰓類相:佐渡博物館々報,(18):PP.3-14.
- ・白杵格・林茂（1975） 新潟県産の後鰓類追加目録(1):新潟県生物教育研究会誌,(10):PP.33-36.

(13) 陸産貝類

佐渡の陸・淡水産貝類は、本間義治と北見建彦が、昭和53年から平成7年（1978～1995）に「新潟大学理学部附属臨海実験所報告」に発表した82種で、陸産貝類ではサドマイマイ（図35）、サドムシオイ、サドギセル、サドキビの4種が佐渡だけに生息する固有種である。



図35 サドマイマイ

このほか、固有種ではないが「サド」がつけられている陸産貝類にサドヤマトガイ、サドタカキビがあり、この区域内からは、その内の半数近くの種類が見つまっている。世界中で佐渡の海府地区にしか棲んでいないサドマイマイやサドヤマキサゴの模式産地が、この区域に含まれている。

また、佐渡の特産種であるサドギセル、サドムシオイも産する。イツマデガイ（サドミゾマメタニシ、サドオカマメタニシ）、ヘソカドガイ、ホソオカチョウジガイ、パツラマイマイ、クリイロベッコウ、コハクガイ、ニッポンマイマイ、オナジマイマイ、ウスカワマイマイ、ヒダリマキマイマイ、ヒタチマイマイ、ナメクジ、チャコウラナメクジ、ヤマナメクジ、ヤマコウラナメクジ等を、普通に産する。落葉等のある小川等の淡水域に、ナタネミズツボ（シブキモリイツマテガイ）やカワニナ等も見られる。

このほか、新潟県の絶滅危惧種Ⅰ類にナタネミズツボとサドマイマイが、絶滅危惧Ⅱ類にサドムシオイ、ナタネキバサナギガイが、準絶滅危惧種にイツマデガイ、オオウスイロヘソカドガイ、モノアラガイ等が、地域個体群にサドギセル等が指定されている。

【参考文献】

- ・江村重雄（1934） サドマイマイの再発見:自然研究,(3):PP.32-34.
- ・菊池勘左衛門（1965-1967） 佐渡の陸産貝類（その一～三）:佐渡博物館々報,(13):PP.6-27,(14-15):PP.1-9,(16):PP.1-3.
- ・菊池勘左衛門（1968） 佐渡の陸産貝類について:新潟の自然,1:PP.175-176.
- ・佐渡市（2008） 佐渡市環境教育副読本指導書「佐渡島環境大全」,
- ・佐渡市 佐渡動植物生息実態調査データベース.
- ・佐渡市（2012） 佐渡における生物多様性の現状と課題:生物多様性佐渡戦略:PP.21-73.
- ・新潟県（2001） レッドデータブックにいがた.

(14) 曲形動物

スズコケムシ、アジモスズコケムシ、シズカワロクソソマ等10余種類が知られているにすぎない。

(15) 環形動物

多毛綱：ウズマキゴカイ、カキモトシリス、カラクサシリス、ヤチウロコムシ、サンハチウロコムシ、スゴカイイソメ、イソゴカイ、イワムシ等のほか、南方系のオトヒメゴカイ、ウミケムシ、タマノアシツキ、ケヤリや北方系のオバナフサゴカイ、ケハダウミケムシ等70余種が知られている。

貧毛綱：陸上の落葉の下や地中に、ヤマトジュズイミミズ、ヒトツモンミミズ、フツウミミズ、ハタケミミズ等一年しか寿命のない種類や、シマミミズのように何年か生きる種類、海岸には、イソミミズ等が普通に見られる。

蛭綱：カザリビル、ウオビル、アカメウミビル、カニビル等、沿岸でとれる魚類の体表に寄生していることがある。

【参考文献】

- ・ Imajima, M. (1972) Review of the annelid worms of the family Nereidae of Japan, with descriptions of five new species or subspecies. Bull. Nat. Sci. Mus. (Tokyo)., 15(1); PP. 37-153.

(16) 紐形動物

ホソヒモムシ、アカハナヒモムシ、クリゲヒモムシ、ゴトウヒモムシ、ミドリヒモムシ、ミサキヒモムシ、リュウキュウヒモムシ、オロチヒモムシ、クチベニヒモムシ、クロヒモムシ、マダラヒモムシを産する。

(17) 扁形動物

淡水域のナミウズムシ、陸上の湿地等に見られるミスヅコウガイビル、クロイロコウガイビル、海産のイイジマヒラムシ、ウスヒラムシ、オオツノヒラムシ、ツノヒラムシ、ミノヒラムシ等は、普通に見られる。マルモヨウヒラムシ、イソバナヒラムシ、クロスジニセツノヒラムシ等も時に見られ、20余種類が知られている。

【参考文献】

- ・ Kato, K. (1944) Polycladida of Japan. Jour. Sigenkagaku kenkyusyo, 1(3); PP. 257-318, 3pls.

(18) 有櫛動物

フウセンクラゲ、テマリクラゲ、カブトクラゲ、ツノクラゲ、オビクラゲ、チョウクラゲ、ウリクラゲ等が、季節により天候により、大量に磯で見られることがある。

(19) 腔腸動物

ヒドロ虫綱：サルシアクラゲ、エダアシクラゲ、キタカミクラゲ、キタカギノテクラゲ、ヒメクダウミヒドラ、ベニクダウミヒドラ等の北方系の種類、オオギウミヒドラ、シロガヤ、アカガヤ、ギンカクラゲ、カツオノカンムリ等の南方系の種類、形の美しいツリガネクラゲ、ニチリンクラゲ、カラカサクラゲ、ハナガサクラゲ等50余種類が知られている。

鉢水母綱：ムシクラゲ、アンドンクラゲ、オキクラゲ、アカクラゲ、アマクサクラゲ、キタユウレイクラゲ、ミズクラゲ、キタミズクラゲ、タコクラゲ、スナイロクラゲ、エチゼンクラゲを産する。

花虫綱：ウミイチゴ、イソバナ、オオギフトヤギ、ウミサボテン、ウミエラ等の八方珊瑚類、ムツサンゴ、シオガマサンゴ、キクメイシモドキ等の石珊瑚や、ウメボシイソギン

チャク、ヒメイソギンチャク、グビジンイソギンチャク、クロガネイソギンチャク、オヨギイソギンチャク、ムラサキハナギンチャク等の六方珊瑚類、30余種類を産する。

【参考文献】

- ・鈴木克美 (1909) 北陸地方のムツサンゴとその分布. 能登臨海実験所年報, 9:PP. 17-24.
- ・Uchida, T. (1958) Hydroids and medusa from the vicinity of the Sado Marine Biological Station. Jour. Fac. Sci., Niigata Univ., Ser. II, 2(5):PP. 163-165.
- ・西村三郎 (1969) 日本海産動物相に関する文献目録(2)腔腸動物:日本海, (3);PP. 53-63.

(20) 海綿動物

冬季の大波で、磯に多数打揚げられることのあるワタトリカイメンやザラカイメン、磯で普通に見られるナミイソカイメン、ウシツカタカイメン、カゴアミカイメン、ユズダマ、あるいは、小形のアブラツボロイカンやオカダケツボカイメン等40余種類が産する。

【参考文献】

- ・西村三郎 (1968) 日本海産動物相に関する文献目録(1)原生動物・海綿動物:日本海, (2);PP. 97-100.
- ・Tanita, S. (1965) Report on the sponges obtained from the adjacent waters of the Sado Island, Japan Sea. Bull. Jap. Sea. Reg. Fish. Res. Lab., (14);PP. 43-66.
- ・Tanita, S. (1969) Further studies on the sponges obtained from the Sado Island and its adjacent water. Bull. Jap. Sea Reg. Fish. Res. Lab., (21);PP. 67-88.

(付) 海藻相

日本海を代表する種類、ツルアラメ、カイフモク、スギモク、カタノリ、クロノリなどの他、暖海系のハイミル、フサイワズタ、ミズタマ、フクリンアミジ、ヘラヤハズ、タンバノリ、ジャバラノリ、あるいは、北方系のエゾヒトエグサ、タマジユズモ、トチャカ等、佐渡島の沿岸からは、緑藻37種類、褐藻121種類、紅藻225種類が報告されている。この区域内の磯には、これらの大多数の種類を産する。

【参考文献】

- ・Kajimura, M. (1978-1979) Note on the Marine Algal Flora in the Middle Part of the Japan Sea Coast of Honshu. I-II. Mem. Fac. Sci., Shimane Univ., (12);PP. 91-115, (13);PP. 97-120.
- ・Noda, M. (1973-1974) On the marine algae of Sado Island in the Japan Sea. 1-2. Rep. Sado Mar. Biol. Stat., Niigata Univ., (3);PP. 23-33, (4);PP. 15-25.
- ・Yoshida, T. (1983) Japanese species of Sargassum subgenus Bactrophycus (Phaeophyta, Fucales). Jour. Fac. Sci., Hokkaido Univ., V(Botany), 13(2);PP. 99-246.

(北見健彦 1984「名勝佐渡海府海岸保存管理計画策定報告書」より抜粋・(1)哺乳類、(2)鳥類、(3)爬虫類、(4)両生類、(5)昆虫類、(8)淡水魚類、(13)陸産貝類については文章の一部を池田雄彦加筆)

第4章 天然記念物及び名勝佐渡小木海岸の概要と特性

第1節 天然記念物及び名勝佐渡小木海岸の概要

1 佐渡小木海岸の概要

小木半島の南側、小木町の城山から沢崎の神子岩（みこいわ）（図36）に至る、延長約7kmの岩礁海岸である。

この海岸一帯は、地震や噴火により繰り返された地盤の隆起と沈降によって形成された段丘や溺谷（佐渡の方言では「澗」(ま)と呼ぶ）（図37）を主体として複雑な地形を呈しており、玄武岩からなる黒褐色の岩肌と赤松等の常緑樹林の配合は美しい調和を見せ、独特の景観をもたらしている。

また、ピクライト玄武岩質の神子岩をはじめとして、数々の海蝕洞や波蝕痕、風蝕痕、奇岩（図38）、島嶼等が海岸線の各所に点在し、巨大な枕状熔岩の集合体も各地で見られ、学術上貴重な資料も豊富である。

この枕状溶岩とは、海底噴火により流出した玄武岩質溶岩が急冷され、枕状に積み重なったものであるが、指定地域の海岸は、この溶岩の好露頭・奇岩が連続する一帯であり、特に沢崎鼻周辺のものには規模の大きさや質の高さから世界的な地質遺産として注目されている。

2 指定年月日・名称・指定地域

○文部省告示 第181号（官報 昭和9年5月1日 第2196号）

史蹟名勝天然記念物保存法第1條ニ依リ左ノ通指定ス

昭和9年5月1日

文部大臣 子爵 齋 藤 實

第 1 類	天然記念物及名勝
名 称	佐渡小木海岸
地 名	新潟県佐渡郡（小木町）
地 域	大字小木町字古城1676番ノ2ト同字宮ノ下171番ノ2トノ各北端ヲ結ブ線以内ノ半島部及大字小木町字尾関1487番大字澤崎字白木下686番ノ子間沿道（町道）ヨリ海岸ニ重ル間（但シ大字小木町字城山下101番、大字濱崎字濱118番丑、同字岡ノ平405番ノ2、408番ノ2及自409番 至411番ヲ除ク）竝右各地先朔望満潮線ヨリ1,000メートル以内の海面、岩礁

（※原文のまま。小木町は現在佐渡市の一部）

3 指定の説明・指定の事由・保存の要件

○文部省告示 第181号（官報 昭和9年5月1日 第2196号）より

小木ノ城山台ヨリ白木ノ神子岩ニ至ル間ノ小木半島ノ海岸ヲ云ヒ隆起及陥没ノ地変ヲ表示スル地形トシテ最モ著シキモノナリ蓋シ半島ハ大部分カ第三紀ニ噴出シタル玄武岩ノ集塊岩ヨリ成リ初メ海底ニアリシ熔岩床ハ其ノ上ニ土砂ヲ堆積シタル後漸次隆起シテ高サ一八〇メートル八〇メートル二〇メートルノ三段丘トナリ以テ半島ヲ構成スルニ至リシニ其ノ後陥

没スルコト約十メートルニ及ビ最低段丘中ニ幾多ノ溺谷（方言澗）ヲ生ジタリ深浦澗澤崎澗宿根木澗琴浦澗虫谷澗元小木澗ハ其ノ著シキモノニ係ル然ルニ其ノ後地盤ハ再ビ隆起シテ沿岸ニハ顯著ナル波蝕崖ト共ニ高サ約一、五メートルノ標式的隆起波蝕床ヲ繞ラスニ至レリ此隆起ハ享和年度ノ大地震ニ際シテ起リタリトノ説アレト疑ハシ 然レトモ断崖ノ洞窟中ニハ壁面ニ牡蠣貝ノ死殻ヲ附着シ居リテ明カニ土地ノ隆起ヲ示セルモノアリ辨天崎ノ牡蠣穴及宿根木ノ通岩洞門ハ其ノ最モ著シキモノナリ 本海岸ハ隆起海岸トシテノ特色アル地形ヲ呈スルノミナラズ集塊熔岩ヨリ成レル断崖ニハ幾多ノ洞窟ト共ニ奇異ナル風蝕痕ヲ留メ（左八文字最モ著名）城山ヲ始メ經島矢島鉾岩筈岩神子岩等ノ島嶼遠近ニ点綴シ崖上ノ赤松ト相俟テ特種ノ海岸風景ヲ構成セリ又丘上ハ遠ク海ヲ隔テ 越後ノ山翠ヲ望ミ頗ル眺望美ニ富ム

指定ノ事由 保存要目天然記念物中地質鉱物ノ部第十三（地塊運動、地震及火山活動ニ関スル現象）第一（岩石及鉱物ノ露出）第七（洞窟）及第十一（風化及浸食ニ関スル現象）並名勝ノ部第十（著名ナル海岸、島嶼其他景勝ノ地）ニ依ル

保存ノ要件 公益上必要己ムヲ得サル場合ノ外現状ノ變更ハ之ヲ許可セサルコトヲ要ス

（※原文のママ）



図 36 沢崎の隆起海食台と神子岩



図 37 虫谷の澗



図 38 深浦の南仙峡

第2節 天然記念物及び名勝佐渡小木海岸の特性

1 佐渡小木海岸とその周辺（小木半島）の地形・地質

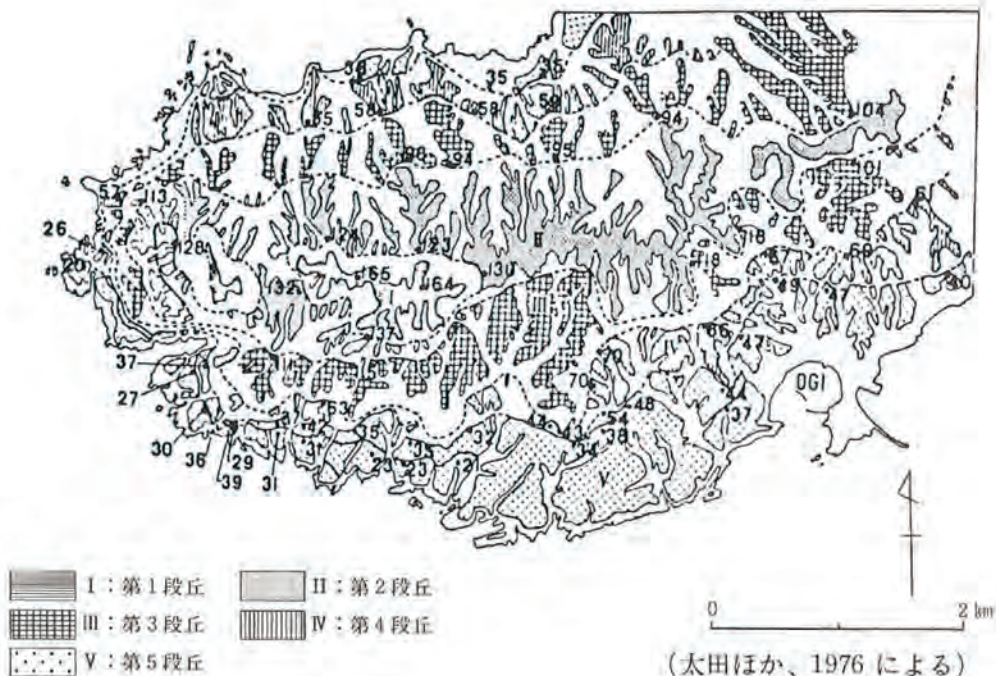
小佐渡最南端の小木半島には地学的に重要な2つの事柄が極めてよく現れており、それらは学術的に価値が大きいものとされている。その1つは、隆起海食台を含め7段からなる段丘地形で、他は枕状溶岩を含む玄武岩類とピクライトである。

(1) 小木半島の地形

大佐渡最南端の二見半島と並んで、小木半島は全体に段丘地形（図39）をなしていて、最高地点の鶴ヶ峯（193.1m）周辺は最高位の段丘（第1段丘）にあたる。以下、第2、第3、第4、第5段丘（以下更新世段丘）、完新世段丘、及び享和2年（1802）の小木地震の時に約2m隆起した隆起海食台とからなる。

半島周辺の海岸部には、比較的広い平坦面をもつ第5段丘（標高25m～30m）の段丘崖、そしてその崖の下に海浜堆積物を伴う標高2m～4mの完新世段丘が幅狭く分布する。さらに、現在の隆起海食台が各岬周辺の各所に広く露出している。

図39 小木半島の段丘区分図



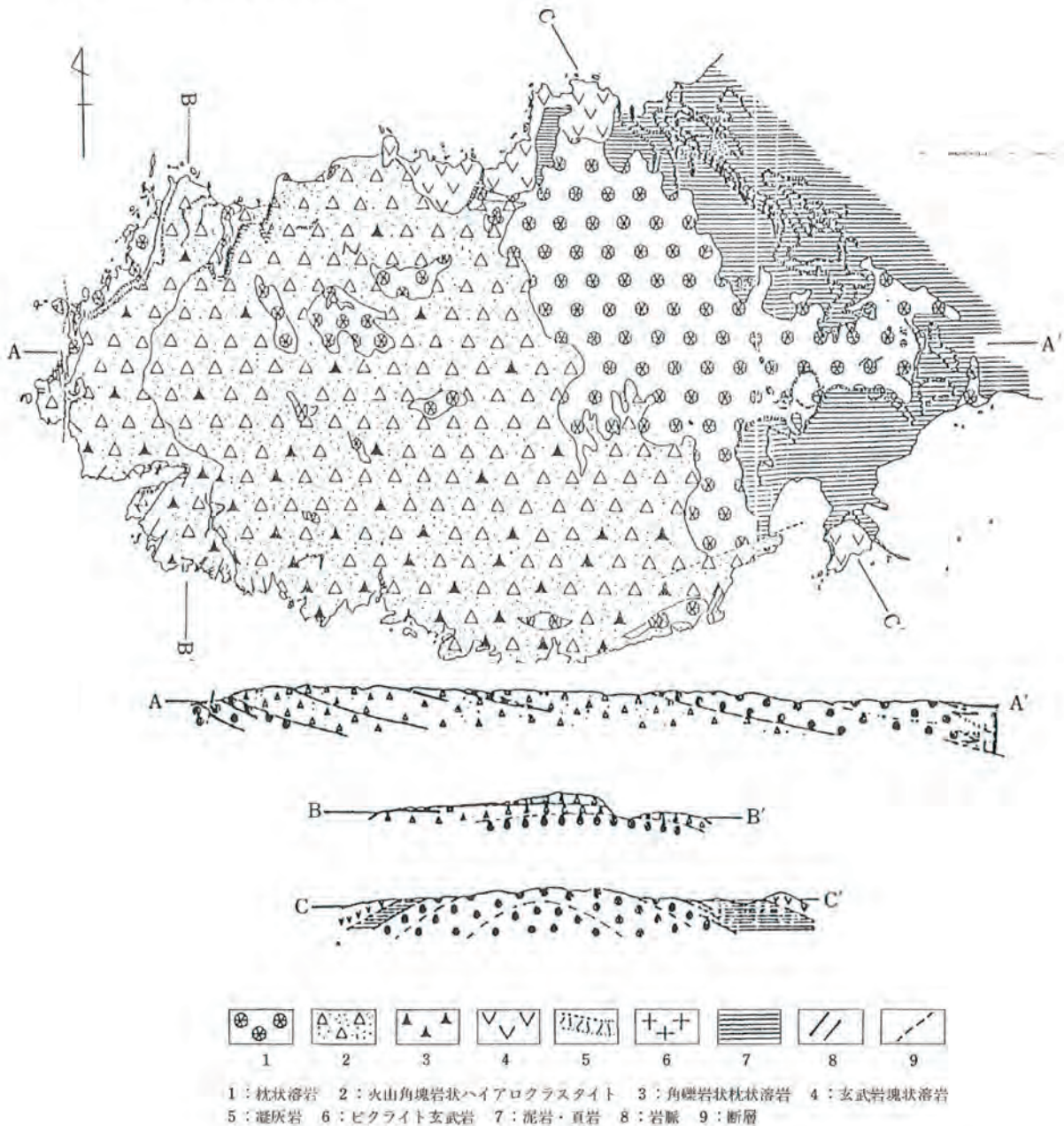
(2) 小木半島の地質

小木半島には、新第三紀中新世中期（1,400～1,300万年前）の海底に噴出した火成岩類（小木玄武岩層）、硬質頁岩（鶴子層）及び段丘堆積物が分布（図40）している。

この火成岩類は、暗黒色をした玄武岩質の塊状溶岩、枕状溶岩、ハイアロクラスタイト（火山角礫岩）で、半島のほぼ全域に分布し、小木海岸には全面的に好露頭を連続させている。とくに沢崎と元小木の海岸には、他に類例の少ない典型的な枕状溶岩が海食崖や海食台に見事に露出する。この他、超塩基性岩のピクライトの貫入岩体が神子岩付近に分布し、その柱状節理とともに学術的に貴重である。

次に、昭和52年（1977）の小木団体研究グループの結果に基づき、小木玄武岩層と鶴子層について述べる。

図40 小木半島の地質分布図



(小木団体研究グループ 1977 より)

① 小木玄武岩層

小木玄武岩層（図41）は、下位より最下部、下部、中部、上部、最上部の各層に分けられる。本層は小木半島の海岸全域にわたって、好露頭を連続させている。

ア. 最下部層

三ツ屋から白木をへて沢崎まで分布する。枕状溶岩（図42）よりなり、沢崎の北方の海岸が模式地である。

白木の神子岩付近ではピクライトの貫入岩床（図43）が見られ、露出している範囲での本層下部は、神子岩付近に分布する凝灰質泥岩である。層厚：30m。

イ. 下部層

江積（えつつみ）から深浦・犬神平まで分布し、犬神平付近が模式地である。大部分ハイアロクラスタイトよりなる。数枚の酸性凝灰岩よりなり、数枚の酸性凝灰岩をはさむ。層厚：50m。

ウ. 中部層

田野浦から金田新田をへて元小木にかけて分布し、元小木海岸が模式地である。大部分ハイアロクラスタイトよりなり、一部枕状溶岩をはさむ。層厚：300m。

エ. 上部層

小木大浦・井坪の南部より小木木野浦・小木町にかけて分布し、小木町北部が模式地である。枕状溶岩よりなる。層厚：240m。

オ. 最上部層

木流（こながせ）・小木大浦・井坪および小木町城山に分布し、小木町城山が模式地である。節理の良く発達した塊状の石英玄武岩よりなる。小木町周辺では鶴子層上部の泥岩層に指交する。層厚：80m。

② 鶴子層

半島頸部の小木堂釜（どうのかま）・小木町にかけて広く分布する。下部は暗灰色泥岩および層理の良く発達した硬質頁岩で、2枚の灰白色軽石凝灰岩をはさむ。上部は小木町を中心に分布する塊状砂質泥岩である。本層は小木玄武岩層と同時異相である。小木温泉ボーリング資料によると、本層と小木玄武岩層とは互層する。

（小林巖雄 1984「天然記念物及び名勝佐渡小木海岸保存管理計画策定報告書」より抜粋・改訂）

【参考文献】

・太田陽子・松田時彦・長沼和夫（1976） 佐渡小木地震（1802）による土地隆起量の分布とその意義；



図41 小木玄武岩層の模式柱状図（図40に対応）

地震, 29; PP. 55~70.

- ・ 小木団体研究グループ (1977) 新潟県佐渡、小木半島の玄武岩—とくに、その産状について: 佐渡博物館研究報告, (7): PP. 3~19.
- ・ 茅原一也 (1958) 佐渡島・小木半島の地質と最近の地史: 新潟県文化財年報, (2); PP. 1~37.



図 42 沢崎鼻周辺の枕状溶岩



図 43 神子岩のピクライト質玄武岩

2 佐渡小木海岸とその周辺の植生

小木海岸は、小佐渡の南西端にあり、気候は対馬海流の影響もあって全体的に温暖で、特に南側では、スダジイ、タブノキ等を主とする常緑広葉樹林（図44）が印象的である。

しかし、冬季季節風の影響の大きい北側では、エゾイタヤを多く混じえる雑木林やカシワ林などの落葉樹林が見られ、その中に常緑樹のシロダモがやや密生、あるいは点在しているのが特徴である。

また、海岸の大部分は、岩石海岸、礫海岸である。礫海岸では、段丘の先端部が侵食を受けて断崖や急斜面をなし、ハイメドハギ群落、オニヤブソテツ群落、海岸風衝ススキ群落等の海岸断崖植生が見られ、所によっては、スカシユリ群落（図45）も見られる。段丘下には、海食台が発達した所が多く、そこにはヒメヌマハリイ群落、アイアシ群落、ヨシ群落、ハマグルマ群落等の塩沼植生が見られる。

さらに小木半島では、ほとんど上部までヤブツバキが見られ、またコナラ林やアカマツ林であっても、その中にスダジイ、タブノキ、ウラジロガシ、その他多くの暖帯林要素が含まれている。このことから、小木半島の潜在自然植生は、常緑・広葉樹林であると考えられ、その現存植生は、一部に見られるシイ・タブ林や海岸植生等を除けば、そのほとんどすべてが代償植生である。

（近藤治隆 1984「天然記念物及び名勝佐渡小木海岸保存管理計画策定報告書」より抜粋・改訂）



図44 城山のタブ林



図45 沢崎鼻のスカシユリ（イワユリ）

3 佐渡小木海岸とその周辺の動物相

佐渡島は、全体としてリマン海流及び対馬海流の影響を直接受けているため、北方系及び南方系の動物が同時に採集されることもあり（例えば、南方系のハグロケバエと北方系のマツムラケバエ）、また分布の面からも北限、あるいは南限を示しているものも見られる。その上、佐渡には地域的な変種と思われるものも数多く、これも本土と隔離された離島の動物相の性格や特徴を物語っており、興味深い。

しかしながら、本土に比べて動物相そのものは魚類を除いて甚だ貧弱であり、特に蝶やトンボのような好飛性昆虫や甲虫等の水棲昆虫においては顕著である。以下、小木半島における主な動物についてその概要を述べる。

(1) ほ乳類

サドモグラ、アブラコウモリ、サドノウサギ(図46)、サドハタネズミ、ニホンドブネズミ、タヌキ、イタチ、テン



図46 サドノウサギ

(2) は虫類

① ウミガメ科

小木半島その他の定置網にかかったり、海岸に打ち揚げられたりする。アオウミガメ、タイマイ、アカウミガメ、オサガメ(一番多く見られるウミガメである)

② トカゲ科

ニホントカゲ

③ カナヘビ科

ニホンカナヘビ

④ ヘビ科

シマヘビ、ジムグリ(各地で見られるが数はあまり多くない)、アオダイショウ、ヤマカガシ

⑤ ウミヘビ科

セグロウミヘビ(小木半島では素浜海岸に時々打ち揚げられる)

⑥ クサリヘビ科

ニホンマムシ

(3) 両生類

① サンショウウオ科

クロサンショウウオ：2月から6月に沸水のあるたんぼ、溜池、用水溝等に卵を見る。

② イモリ科

アカハライモリ

③ アマガエル科

ニホンアマガエル

④ アカガエル科

ヤマアカガエル

ウシガエル(食用ガエル)：大正15年(1926)4月、旧小木町に新潟県水産試験場より島内で最初に移植されたが、その後島内各地に広まり、現在ではどこでも見られる。

⑤ アオガエル科

モリアオガエル：白色あわ状をした卵塊を水のまわりの草や木の枝に産みつける。

ヒキガエル：以前はほとんどいなかったが、最近急速に増えて来たように思われる。

なお、越後では普通に見られるニホンアマガエル、トノサマガエル、ダルマガエル、カジカガエルは、移植されたにもかかわらず見られないが、教材用に昭和39年(1964)

に持ち込まれたズマヒキガエルが小佐渡の西南部に分布を広げ、小木半島でも観察されている。

また、クロサンショウウオ、アカハライモリ、モリアオガエルは、新潟県の準絶滅危惧種に指定されている。

(4) 鳥類

主な鳥類は次のとおりである。

ハシブトガラス (留)、ハシボソガラス (留)、サドカケス (留)、ムクドリ (漂)、スズメ (留)、ホオジロ (留)、セグロセキレイ (留)、メジロ (留)、シジュウカラ (留)、ヤマガラ (留)、モズ (留)、ヒヨドリ (留)、キビタキ (夏)、オオルリ (夏)、ウグイス (留)、イソヒヨドリ (留)、ツバメ (夏)、コシアカツバメ (夏)、アマツバメ (夏)、ヨタカ (夏)、オオアカゲラ (留)、カッコウ (夏)、ホトトギス (夏)、オオコノハヅク (留)、アオバヅク (夏)、ノスリ (留)、トビ (留)、ミサゴ (留)、ウミウ (漂)、ヒメウ (漂)、アカエリカイツブリ (冬)、ハジロカイツブリ (冬)、アビ (冬)、キジバト (留)、シロチドリ (夏)、コチドリ (夏)、セグロカモメ (冬)、カモメ (冬)、ウミネコ (漂)、コジュケイ (留) (羽茂方面で放鳥され一部繁殖しているようである)、キタキジ (留)

※ 留：留鳥 (1年中ほぼ同じ所に見られる鳥) 夏：夏鳥 (夏の間見られる渡り鳥)
漂：漂鳥 (季節ごとに移動する鳥) 冬：冬鳥 (冬の間見られる渡り鳥)

(5) 昆虫

佐渡の昆虫は、総数で1,158種、ガ類200種未満であり、昭和38年(1963)に馬場金太郎が『佐渡博物館研究報告』の「総説佐渡の昆虫」において、越後に比べ貧弱であると報告している。佐渡島の昆虫相の特徴は、

- ①昆虫相は貧弱で、その傾向は特に蝶類やトンボ類が顕著である。
- ②佐渡島のみ産する固有種や固有亜種が存在する。
- ③走行性の昆虫が比較的多く、特に飛翅能力を失った種類が多い。
- ④南方系の昆虫が多く分布する。

の以上4つにまとめることができ、固有種や固有亜種としては、サドマイマイカブリ、サドナガハネカクシ、サドコメツキモドキ、サドコブヤハズカミキリ等、固有種や固有亜種ではないが、後翅退化して飛べないマガタマハンミョウがいる。

また、「レッドデータブックにいがた」には、タイコウチ、シャープゲンゴロウモドキ、ヤマトエンマコガネが絶滅危惧Ⅰ類、ホンサナエ、カトリヤンマ、ズイムシハナカメムシ、ヒカゲチョウが絶滅危惧Ⅱ類、コオイムシ、オオクワガタ、ダイコクコガネ、オオムラサキなど14種が準絶滅危惧種、ツヤヒサゴゴムシダマシ、シンジュサンが地域個体群に指定されている。さらに、クモの仲間では、平成27年に小木半島で新種のヘリジロコモリグモが発見されている。

佐渡は生物多様性の島であり、今後緻密な調査を積み重ねていくことによって、昆虫類のさらなる新種の発見が期待できる。

(6) 小木半島近辺の海産動植物 (淡水産を一部含む)

佐渡島は、暖流の対馬海流及び寒流のリマン海流の両方の影響を直接受けているため、特に海産生物には暖流域のものも寒流域のものも見られ、例えば、アカヤガラ、ツバメウオ等も捕獲され、興味深い分布を示している。

以下は、小木半島近辺の海産動植物を動物分類学上の「門」で分類し、それに属する種類数をあげたもので、今後、調査ごとに種類数は増加するものと思われる。

海綿動物	46種	軟体動物	761種	原索動物	46種
腔腸動物	84種	環形動物	77種	軟骨魚類(綱)	23種
有櫛動物	7種	節足動物	311種	硬骨魚類(綱)	316種
扁形動物	16種	星口動物	4種	緑藻植物	34種
紐形動物	11種	触手動物	11種	褐藻植物	109種
曲形動物	3種	棘皮動物	79種	紅藻植物	210種

(大久保利彦 1984「天然記念物及び名勝佐渡小木海岸保存管理計画策定報告書」より抜粋・(3) 両生類、(5) 昆虫類については文章の一部を池田雄彦加筆)

【参考文献】

- ・馬場金太郎 (1963) 総説佐渡の昆虫:佐渡博物館研究報告, (5).
- ・本間義治 (1963) 佐渡の魚類:佐渡博物館研究報告, (5).
- ・佐渡臨海実験所 (1974) 魚類目録1974.
- ・本間義治 (1961) 佐渡島の淡水魚:佐渡博物館々報, (8).
- ・佐藤春雄 (1963) 佐渡の鳥類:佐渡博物館研究報告, (5).
- ・佐渡市 (2008) 佐渡市環境教育副読本指導書「佐渡島環境大全」.
- ・佐渡市 佐渡動植物生息実態調査データベース.
- ・佐渡市 (2012) 佐渡における生物多様性の現状と課題:生物多様性佐渡戦略;PP. 21-73.
- ・新潟県 (2001) レッドデータブックにいがた.
- ・Y.HONMA (1955-1957) A list of the fishes found in the vicinity of Sado Marine Biological Station.
- ・Y.HONMA (1966) On the rare bottom-fishes found in the vicinity of province Echigo and Sado Island of the Japan Sea II.
- ・Y.HONMA (1967) A list of the fishes found in the vicinity of Sado Marine Biological Station IV.
- ・Y.HONMA (1978) Fauna and Flora in the Waters Adjacent of the Sado Marine Biological Station.Niigata University 1978.
- ・Y.HONMA (1979) Fauna and Flora in the Waters Adjacent to the Sado Marine Biological Station,Niigata University:Supplement I 1979.

第5章 保存管理計画

第1節 保存管理計画の指針

保存管理計画を策定するにあたり、本地域の基本的かつ地域全体の保護のあり方として、次に掲げる事項を指針及び留意事項とする。

1 全地域にわたる保存管理計画の指針

- (1) 海岸の景観を保持するため、海岸での工作物等の設置や地形の変更等の制限と保護を図る。
- (2) 海岸の景観保護のため、生活地区以外は厳正な保全に留意する。
- (3) 指定地域内の動植物相の保護のために在来の動植物に影響を及ぼす恐れのあるものの移入は厳に慎むものとする。
- (4) 天然記念物及び名勝の風致・景観の保全のため建築物等の設置の際には十分に留意し、敷地内の空地は可能な限り在来種樹木等により修景緑化する。

2 国定公園区域内における保存管理計画の留意事項

- (1) 佐渡海府海岸は、名勝・国定公園区域であることから、尖閣湾で代表される南区の、種々の火成岩で構成される壮大な海食崖及び海成段丘による変化に富む地形・景観、並びに大野亀・二ツ亀で代表される北区の、粗粒玄武岩からなり、大斜面状で海にのぞむ陸地と海上の小島、陸繋島を加えた豪壮な地形・景観・風致の保存・保護に努める。
- (2) 佐渡小木海岸は、天然記念物及び名勝、国定公園区域であることから、主として、隆起海食台を含む段丘地形並びに枕状溶岩を含む玄武岩類の岩礁とそれらにより構成される景観・風致の保存・保護に努める。
- (3) (1) 及び (2) の取扱いについては、突発的な自然災害の発生等により、人命に危害を及ぼす恐れのある場合は、適切に対応するものとする。
- (4) その他、現状の変更が、将来にわたり文化財の保存に著しく影響を及ぼす恐れのある場合は、その対策についてあらかじめ配慮するものとする。

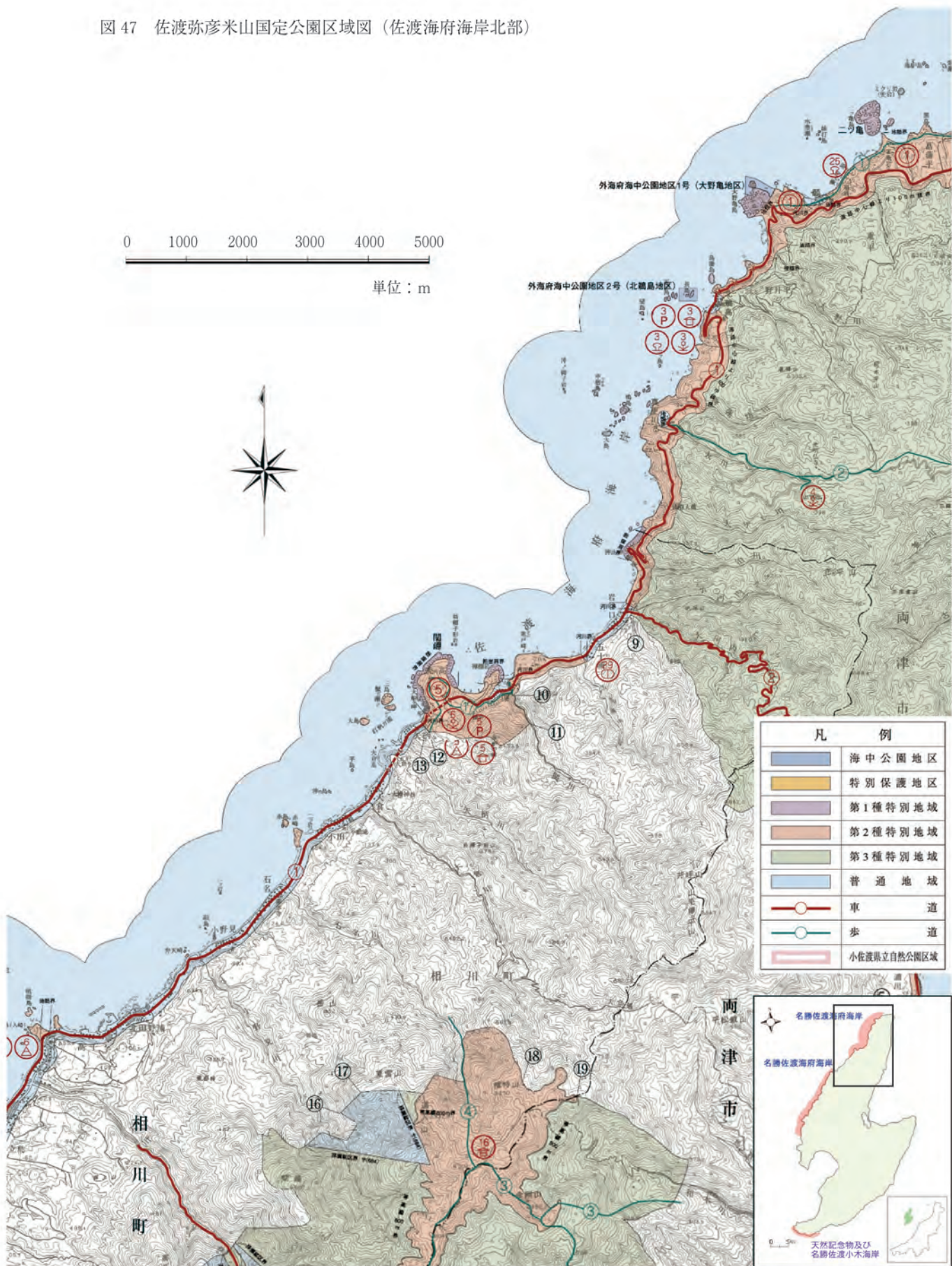
(※国定公園区域図は、図47に海府海岸北部、図48に同南部、図49に小木海岸をそれぞれ掲載した)

3 佐渡小木海岸指定地域の保安林（風致保安林）の保存

- (1) 天然記念物及び名勝佐渡小木海岸の指定地域所在の名所または旧跡の風致の保存を目的とする風致保安林は、その適正な保存を図る。
- (2) 風致保安林以外の保安林についても、それが指定地域に新たに指定されたときは、その保存に努める。

(※小木海岸の風致保安林区域は図50に掲載した)

図47 佐渡弥彦米山国定公園区域図（佐渡海府海岸北部）



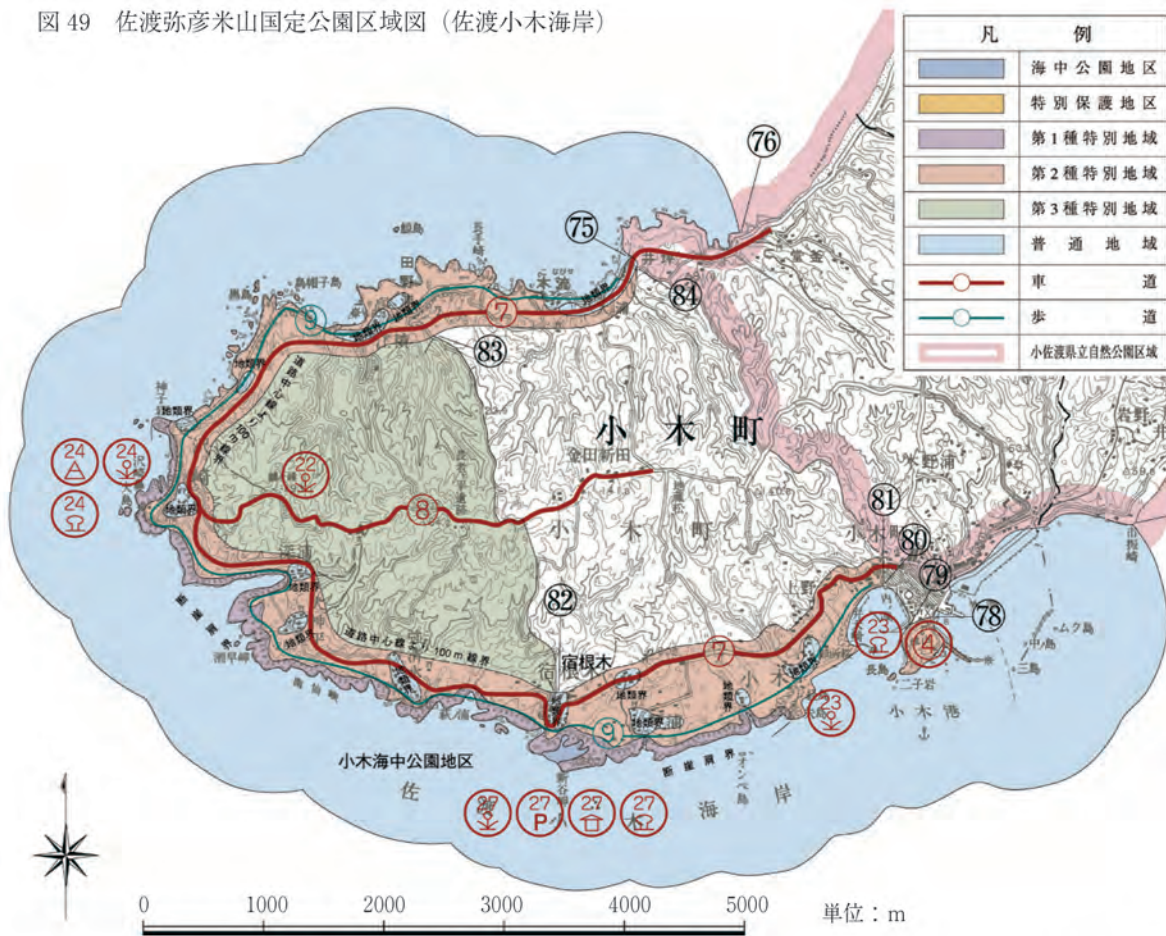
（新潟県作成：佐渡弥彦米山国定公園公園区域図 平成12年4月1日現在 より）

图 48 佐渡弥彦米山国定公園区域图（佐渡海府海岸南部）



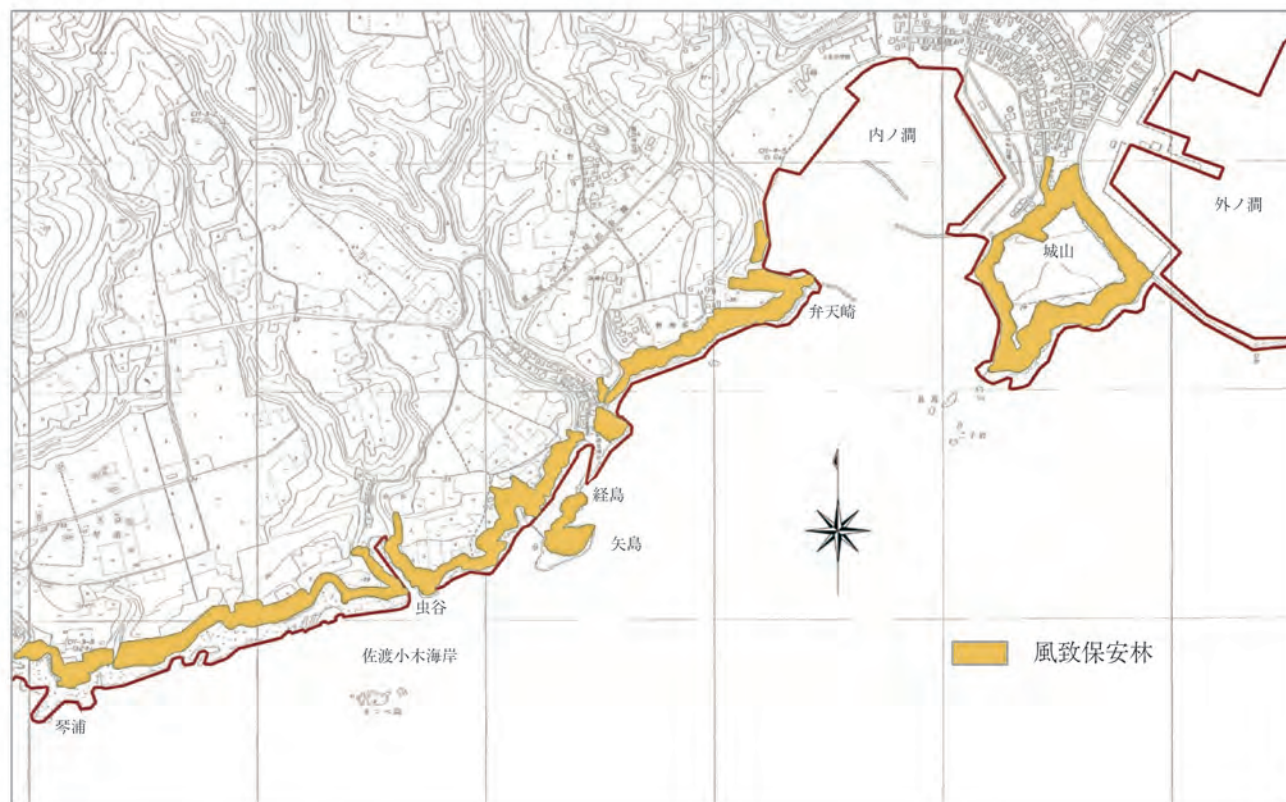
(新潟県作成：佐渡弥彦米山国定公園公園区域图 平成 12 年 4 月 1 日現在 より)

図49 佐渡弥彦米山国定公園区域図（佐渡小木海岸）



(新潟県作成：佐渡弥彦米山国定公園公園区域図 平成12年4月1日現在 より)

図50 小木海岸指定地域の風致保安林区域図



第2節 保存管理上のランク付けと規制基準

1 保存管理計画策定の経過と必要性

新潟県内の名勝・天然記念物のうち、特に海岸線を擁する国指定名勝佐渡海府海岸、天然記念物及び名勝佐渡小木海岸は、本県の代表的な指定地である。名勝佐渡海府海岸の保存管理計画は、旧相川町・旧両津市が昭和59年（1984）に策定し、また、天然記念物及び名勝佐渡小木海岸の保存管理計画は、旧小木町が同年に策定し、すでに30年が経過している。

社会情勢及び生活様式の変化により、策定当時から開発も進み、社会環境も変化していることから、国及び新潟県の指導のもとで、現状に即して指定地を重要度に応じた設定に見直し、段階別に区分（ランク付け）した規制地区と規制基準を設定することによって、その保護並びに保存管理体制の徹底と適正化とを期することとした。

2 規制地区の種別と規制基準

当該指定地の文化財価値を保存するため、特別規制地区（A地区）・第1種規制地区（B地区）・第2種規制地区（C地区）・第3種規制地区（D地区）の4つの規則地区を設定し、下記の規制基準を設ける。

（1）特別規制地区（A地区）

当該指定地の要件が完全に保有されており、文化財としての価値がきわめて高い地域であることから、きびしい保護・管理対策がとられなければならない。

したがって、この地域では小範囲・小規模の現状変更も好ましくないので、原則として次のような行為は認めないこととする。

- ① 建築物、その他の工作物（以下「建築物等」という）を新築・改築・増築・移築、または色彩の変更をすること。
- ② 地域住民の生活に必要欠くことのできない道路（以下「生活道路」という）以外の道路を設置すること。
- ③ 船舶の係留等に欠くことのできない最小限の漁港施設以外の揚げ場及び乗り場等の施設を設置すること、または防災以外の護岸を設置すること。
- ④ 広告物、その他これに類するもの（以下「広告物等」という）を掲出し、または広告物等を建築物等に表示すること。
- ⑤ 鉱物を採掘し、もしくは土・砂・岩石を採取すること。
- ⑥ 鉱物もしくは土・砂・岩石またはじんかいを投棄すること。
- ⑦ 河川等の水位または水量に増減を及ぼさせること。
- ⑧ 水（海）面を埋めたて、または干拓すること。
- ⑨ 海岸の地形を変更すること。
- ⑩ 宅地の造成、または土地の開墾、その他土地の形状を変更すること。

- ⑪ 火入れ、または焚き火をすること。
- ⑫ 屋外において物を集積し、または貯蔵すること。
- ⑬ その他文化財としての価値及び景観の保持に影響を及ぼす行為をすること。

(2) 第1種規制地区（B地区）

部分的には、人為による自然景観の変容が見られるが、全体的にはA地区に次ぐすぐれた文化財価値と景観とを保有している地域である。

したがって、現況以上の変更は好ましくないので、原則として次のような行為は認めないこととする。

- ① 建築物等の新築・改築・増築・移築等について
 - ア．自然相がよく保たれている地域におけるもの。
 - イ．位置・規模・構造・外装色彩等が自然景観に調和しないもの。
 - ウ．高さが8mを超えるもの。
- ② 生活道路及び遊歩道以外のもの。
- ③ 地域住民の生活に必要欠くことのできない最小限の漁港施設以外の施設等を設置すること。
- ④ 広告物等の設置について
 - ア．特定の企業及び商品名を広告したもの。
 - イ．デザインが周囲の景観と調和しないもの。
 - ウ．設置の位置、表示面の大きさ等が景観の展望を妨げるもの。
- ⑤ 護岸または船舶の係留施設、揚げ場及び乗り場の設置に際し、岩礁・海岸線等の海岸地形を破壊・損傷し、景観に影響を与えること。
- ⑥ 鉱物を採掘し、もしくは土・砂・岩石を採取すること。
- ⑦ 鉱物もしくは土・砂・岩石またはじんかいを投棄すること。
- ⑧ 水（海）面を埋めたて、または干拓すること。
- ⑨ 宅地の造成、または原野の開墾、その他土地の形状を変更すること。
- ⑩ その他文化財としての価値及び景観の保持に支障をきたす行為をすること。

(3) 第2種規制地区（C地区）

指定地固有の文化財価値と自然景観は保有されているが、一方、部分的な小規模開発がなされているので、全体的な調和のうえに立った規制が行われねばならない地域である。

したがって、現状の変更は必要最小限の範囲に止めるために、原則として次のような行為は認めないこととする。

- ① 建築物等の新築・改築・増築・移築等について
 - ア. 自然景観に適応しないもの、または建築物等の中であって、著しく周囲の調和を損なうもの。
 - イ. 高さが12mを超えるもの。
- ② 護岸、または生活上必要最小限の船舶の係留施設、揚げ場及び乗り場等の施設の設置もしくはその他の行為により岩礁・海岸線等の海岸地形を著しく破壊・損傷・変更し、景観に影響を与えること。
- ③ 広告物等の設置について
 - ア. デザインが環境と調和しないもの。
 - イ. 設置の位置、表示面の大きさが、景観の展望を妨げるもの。
- ④ その他文化財としての価値及び景観の保持に支障をきたす行為をすること。

(4) 第3種規制地区（D地区）

集中的に開発された地域（市街地・集落密集地及び港湾施設地区）であるため、文化財としての価値及び景観を著しく損なう開発でないかぎりあまり制限を受けない地域であるが、大規模な各種開発と、それによる副次的な悪影響には規制が加えられなければならない。

したがって、原則として次の行為は認めないこととする。

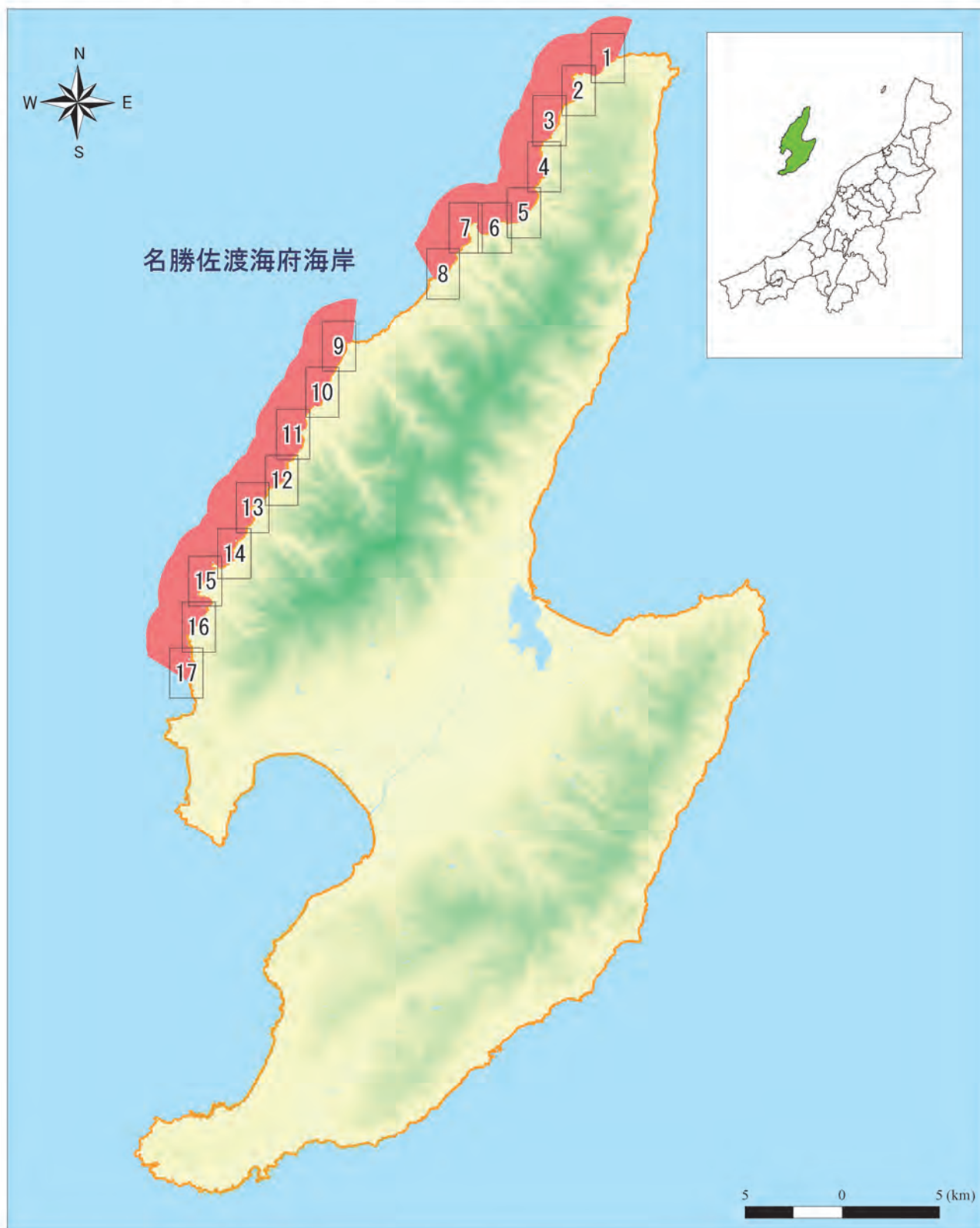
- ① 建築物等の新築・改築・増築・移築等について
 - ア. 建築物の中であって、著しく周囲の調和を損なうもの。
 - イ. 高さが15mを超えるもの。
- ② 護岸、または船舶の係留施設・揚げ場及び乗り場の設置もしくはその他の行為により、岩礁・海岸線等の海岸地形を著しく破壊・損傷し、景観に大きな影響を与えること。
- ③ その他、文化財としての価値及び景観の保持に著しく支障をきたす行為をすること。

3 規制基準の設定と運用上の留意点

- (1) ランク付けと規制基準は、法的な規制ではなく、行政指導上の目安（内規）として運用されるものである。
- (2) この基準に基づき、保護並びに保存管理体制の徹底と適正化を期するとともに、事務処理の簡素化と迅速化がはからねばならない。
- (3) 特別規制地区（A地区）の範囲は、原則として海面及び海岸段丘崖から内陸に最小限20m以上の幅でとっている。なお、風致保安林も含める。

- (4) 海面については、特別規制地区（A地区）と見なして扱う。
- (5) 第3種規制地区（D地区）における大規模な開発とは、公共的なものは1.5ha、営利的なものにおいては1.0ha以上の広さのものを目安とする。
- (6) 指定地の環境・条件は、細部についてはそれぞれ異なる要素をもっているため、あくまでも規制基準はケース・バイ・ケースで弾力性のある適用・運用がなされなければならない。
- (7) 非常災害のための必要な応急措置（現状変更）は、規制基準の適用外であるが、この場合にあっても、すみやかに関係機関（文化庁・新潟県教育委員会）と連絡をとり、指導を受けるものとする。
- (8) 管理団体である佐渡市においては、この規準に基づく保存管理規則を定め、指定地の保護管理の徹底と適正化を図る。
- (9) 管理団体である佐渡市においては、指定地内の住民及び関係者に指定地の保護並びに保存管理と規制基準の趣旨・内容を周知する。
なお、現状変更とはいえなくとも、学術上貴重な動植物を捕獲・採集し、または卵を採取することについてはきびしく禁止し、監視する。
- (10) 指定地域内において現状変更の行為をするときは、文化財保護法に基づき、文化庁長官の許可を受けなければならない。
- (11) 現状変更等の許可に係る権限は文化庁長官にあるが、事務処理の迅速化、簡略化による住民サービスの向上を目指し、現状変更等の許可権限の移譲を受ける取組みを進める。
- (12) 名勝指定地内に重複する佐渡市指定有形文化財・記念物及び重要伝統的建造物群保存地区等の現状変更行為については、市条例及び施行規則等に基づき運用を行う。また、それぞれの文化財で条例及び施行規則に基づき許可を受けなければならない。
- (13) この計画は、平成27年度を起点として、その後の社会環境の変化、地勢の変化及び調査研究の進展に応じて、逐次必要な検討を加え保存管理計画の内容の充実を期するものとする。

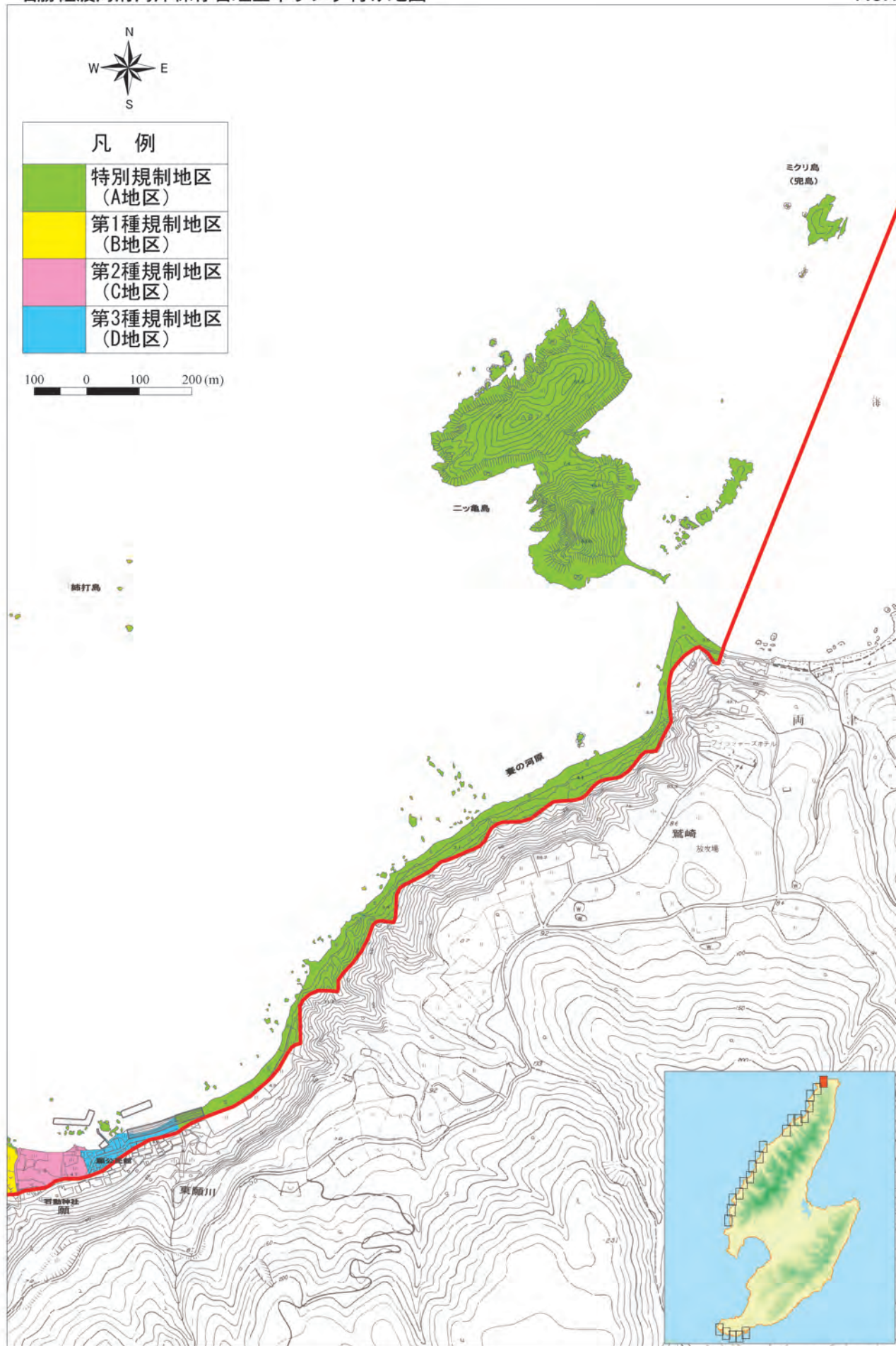
4 名勝佐渡海府海岸保存管理基準ランク付け地図



- ① 鷺崎・願 ② 願・北鷓島 ③ 北鷓島・真更川 ④ 真更川・岩谷口 ⑤ 岩谷口・五十浦・関
 ⑥ 関 ⑦ 関・矢柄・大倉 ⑧ 大倉・小田 ⑨ 高千・入川 ⑩ 入川・北立島・北川内・後尾・石花
 ⑪ 石花・北片辺・南片辺 ⑫ 南片辺・戸中 ⑬ 戸中・戸地 ⑭ 戸地・北狄 ⑮ 北狄・姫津・達者
 ⑯ 達者・小川 ⑰ 小川・下相川

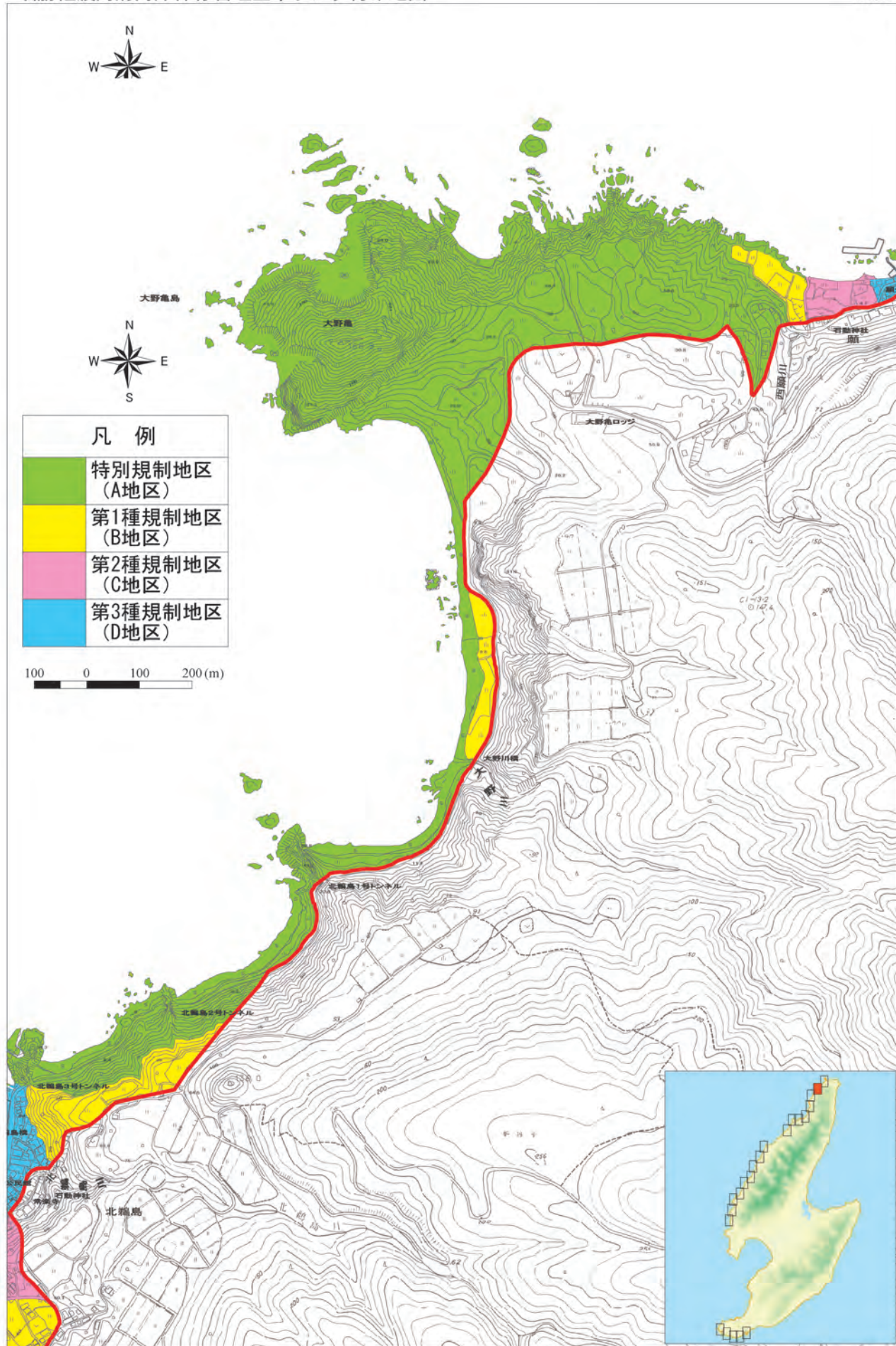
名勝佐渡海府海岸保存管理基準ランク付け地図

No.1



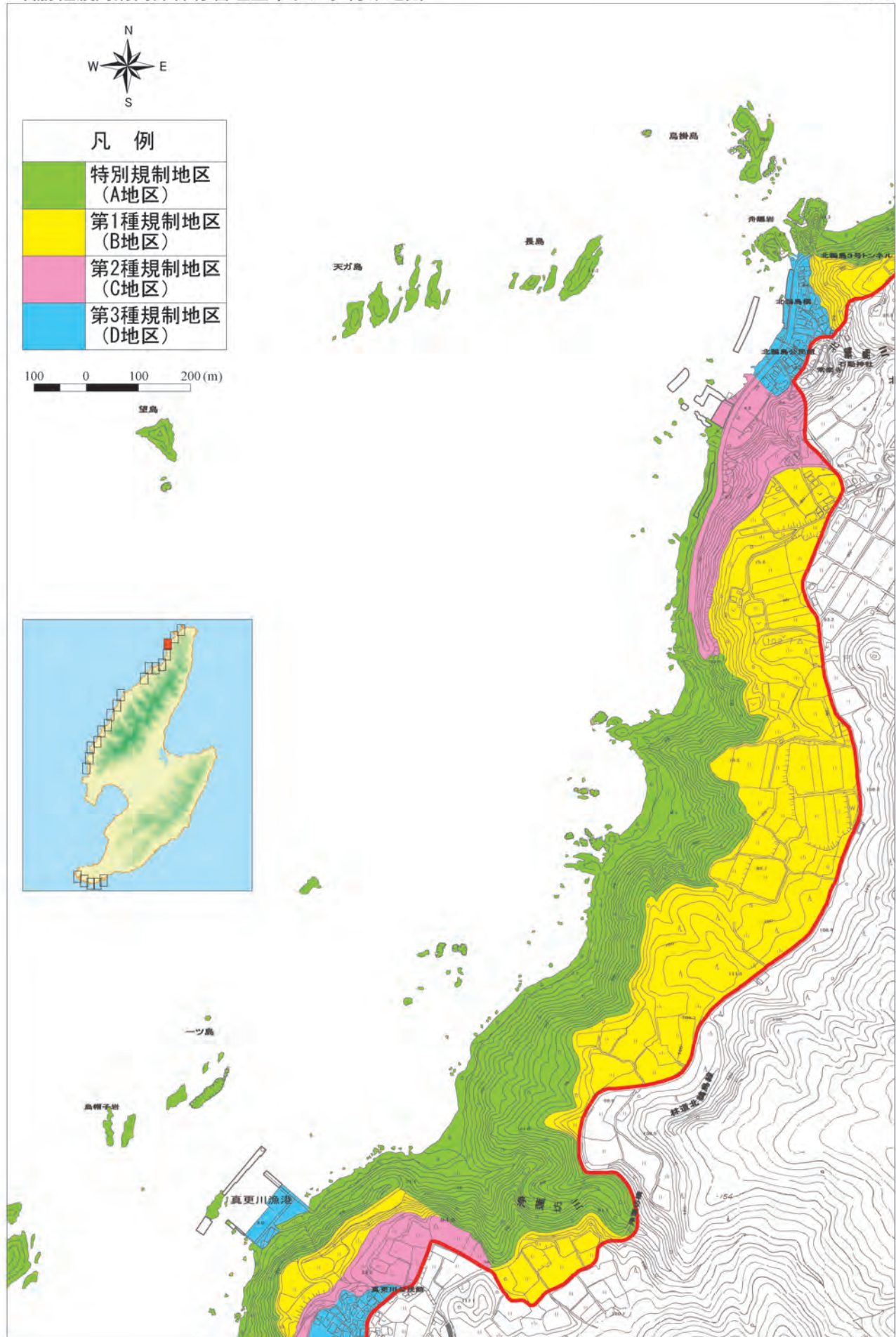
名勝佐渡海府海岸保存管理基準ランク付け地図

No.2



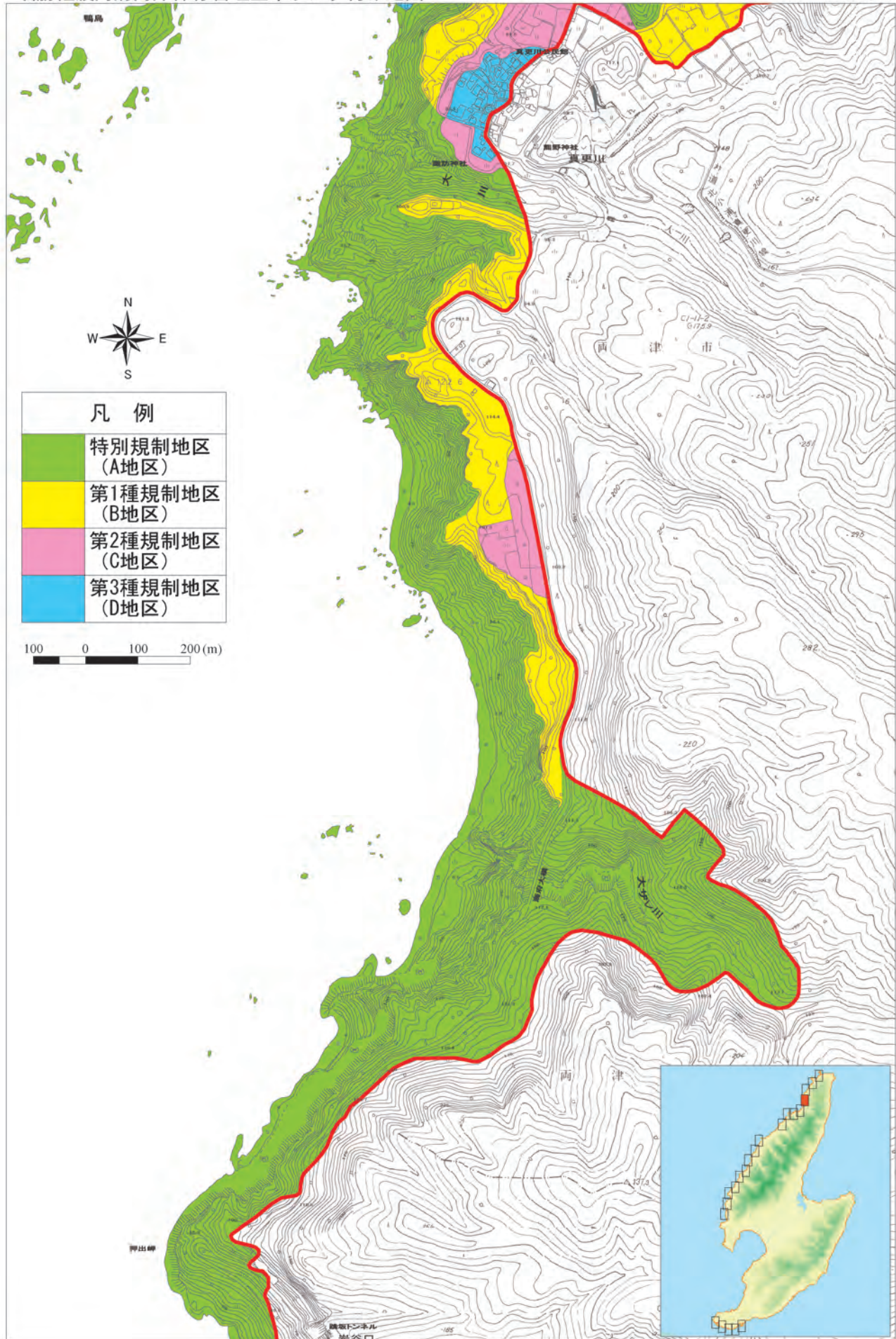
名勝佐渡海府海岸保存管理基準ランク付け地図

No.3



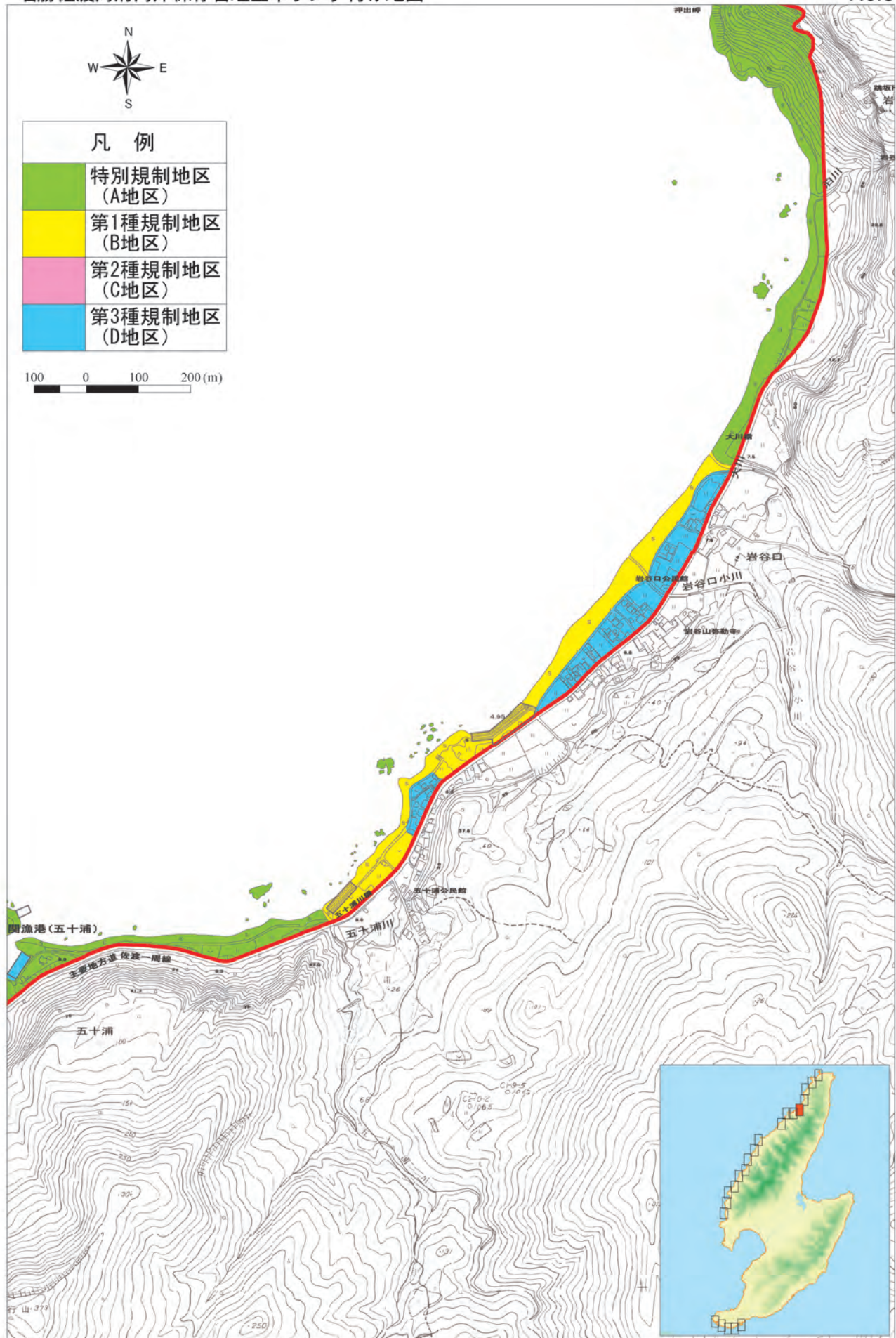
名勝佐渡海府海岸保存管理基準ランク付け地図

No.4



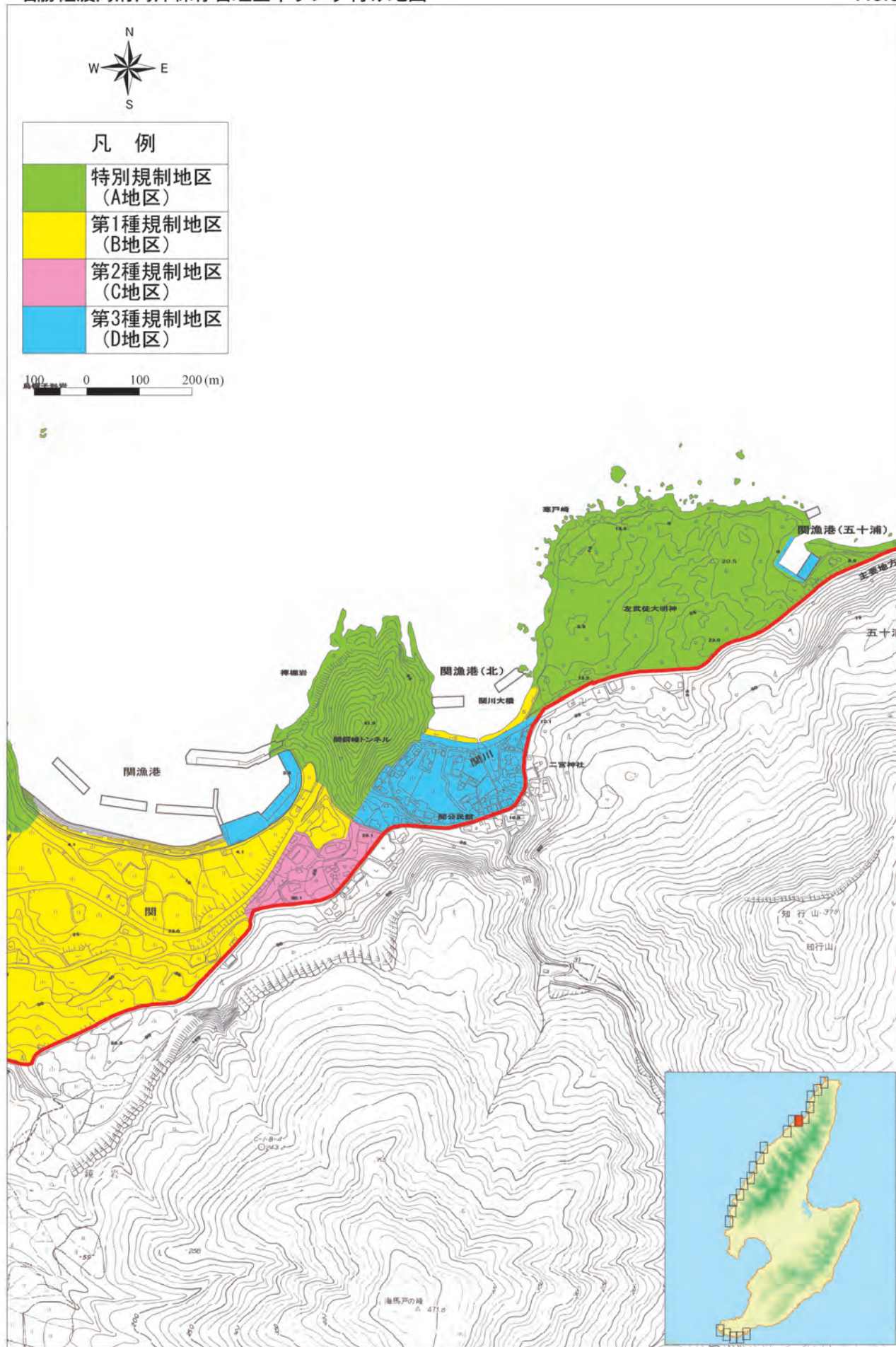
名勝佐渡海府海岸保存管理基準ランク付け地図

No.5



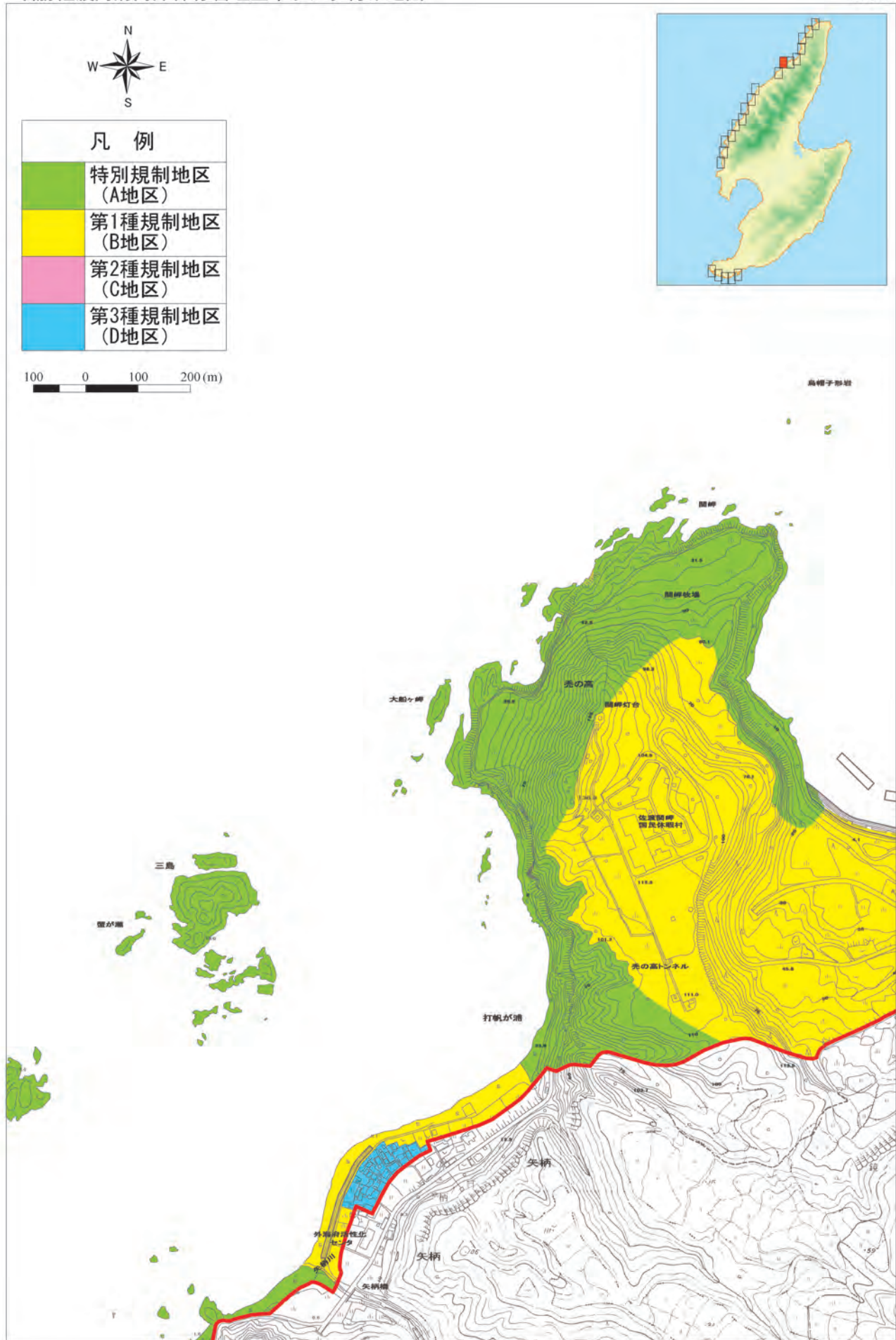
名勝佐渡海府海岸保存管理基準ランク付け地図

No.6



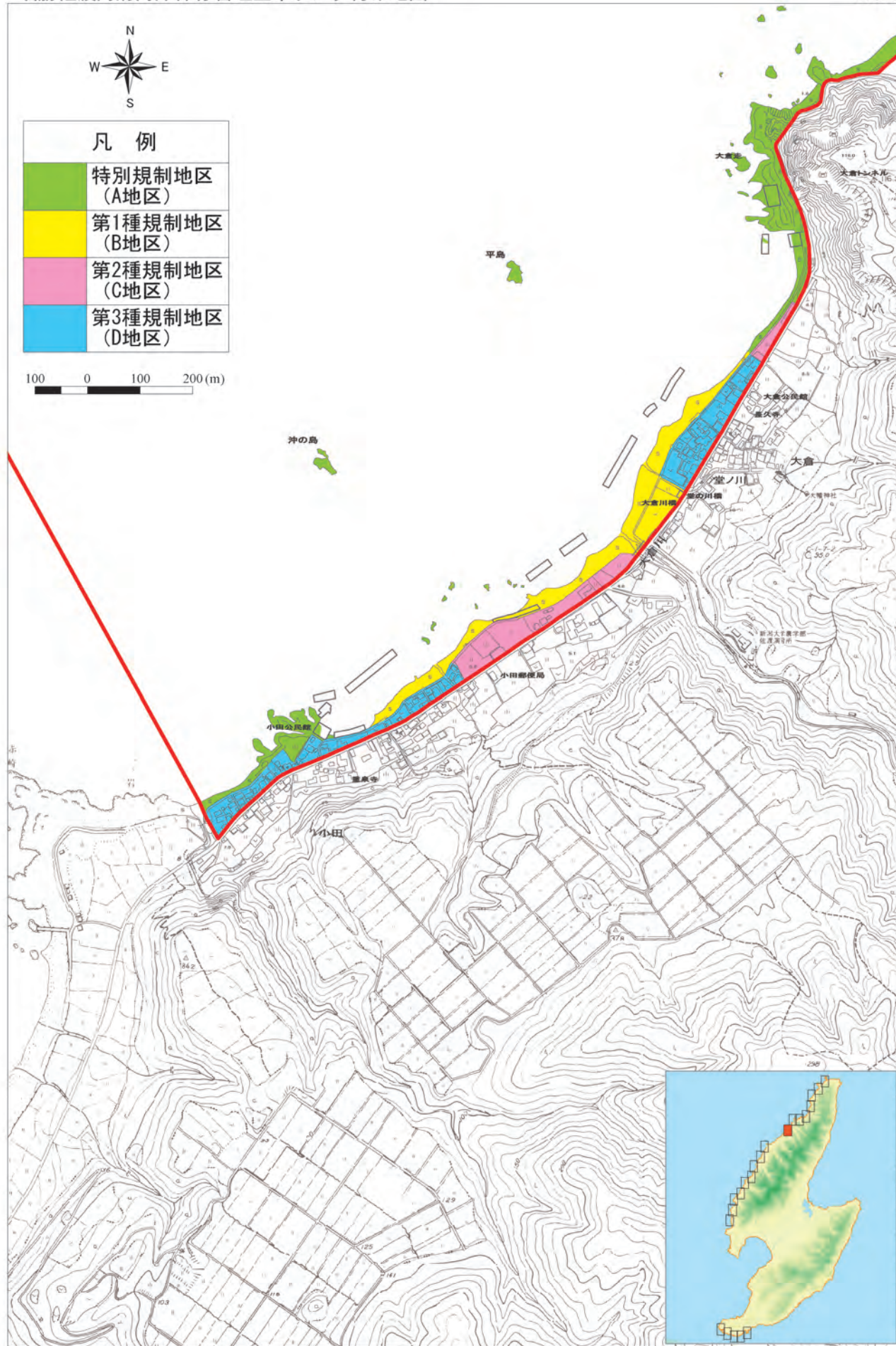
名勝佐渡海府海岸保存管理基準ランク付け地図

No.7



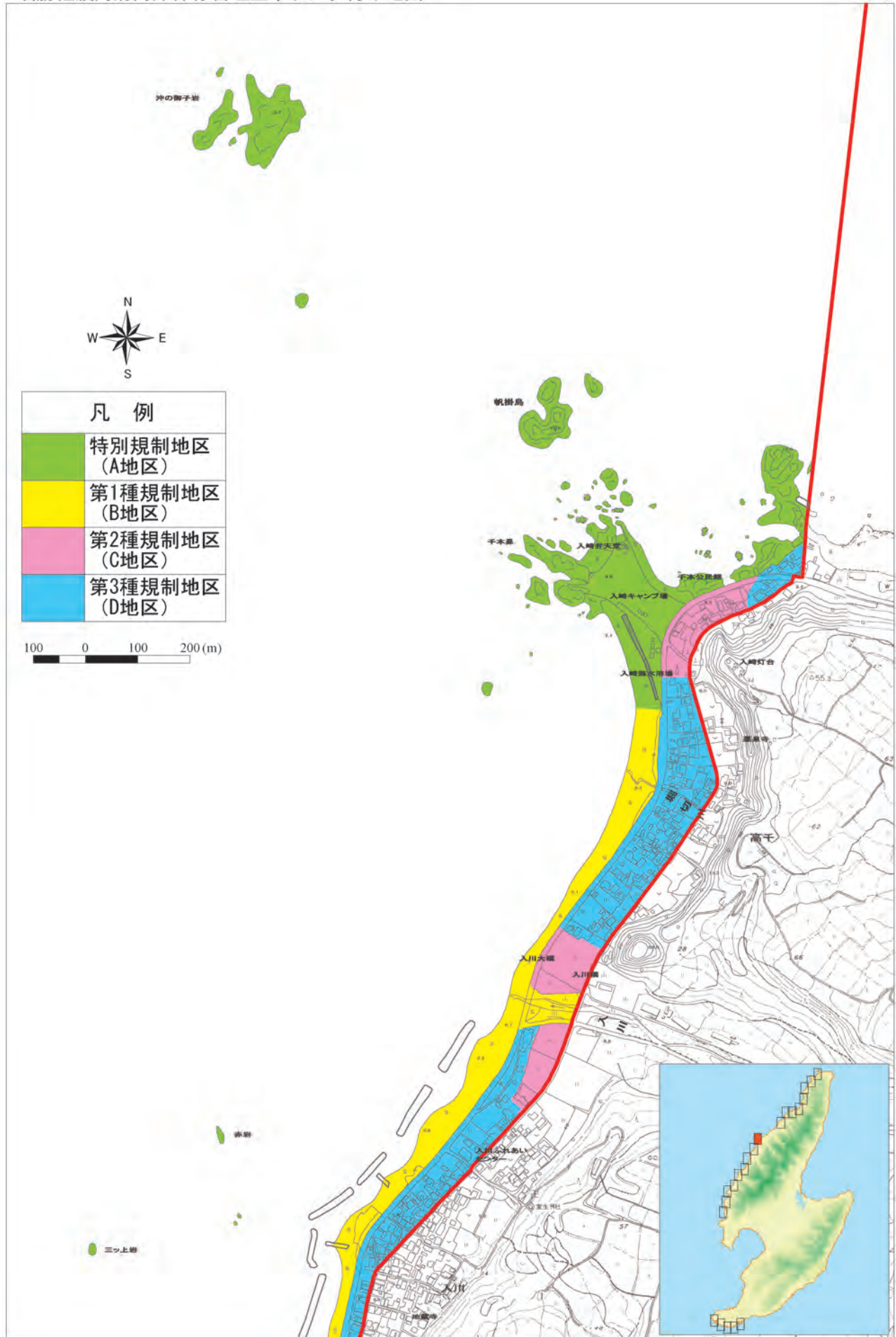
名勝佐渡海府海岸保存管理基準ランク付け地図

No.8



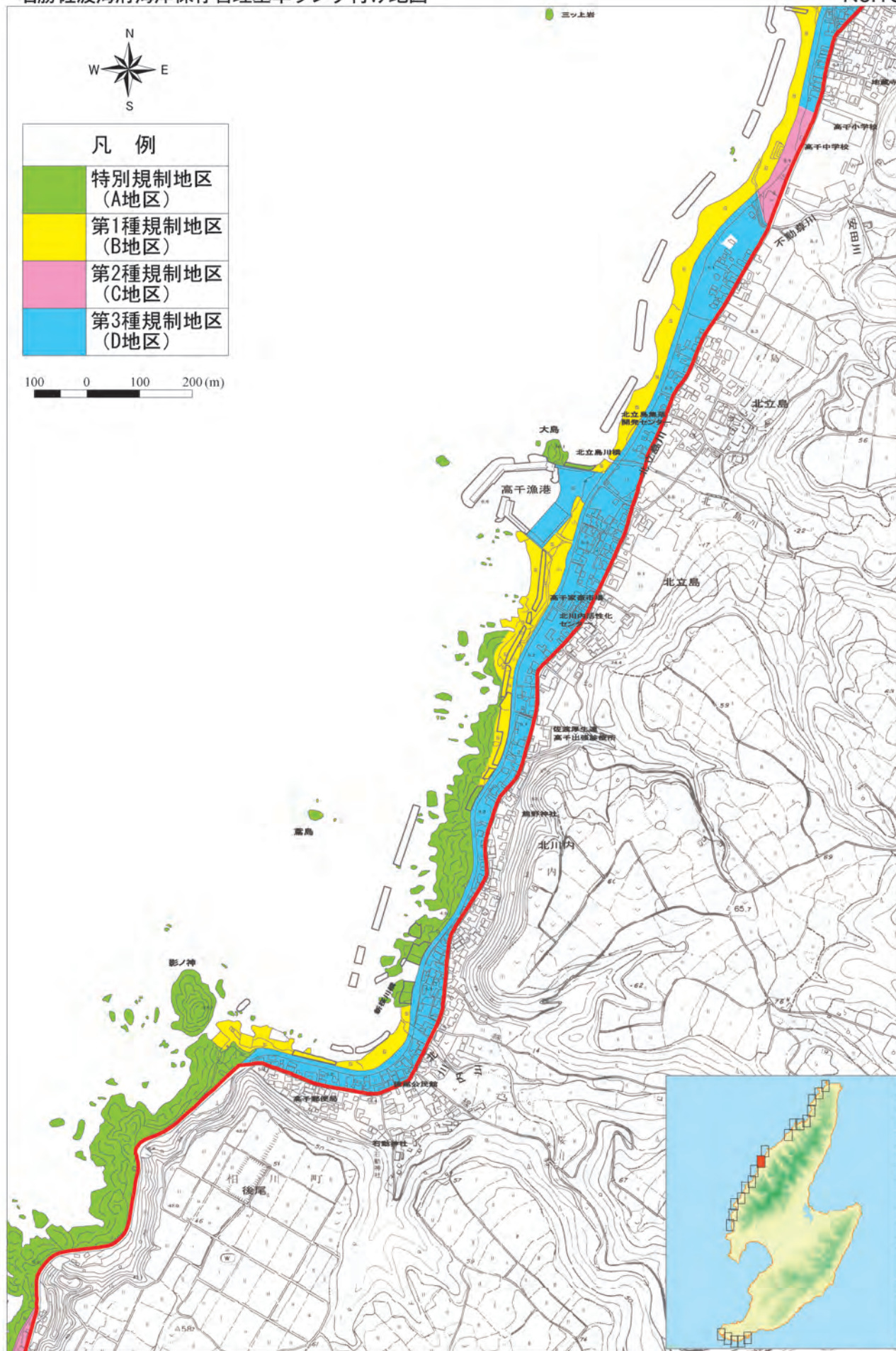
名勝佐渡海府海岸保存管理基準ランク付け地図

No.9



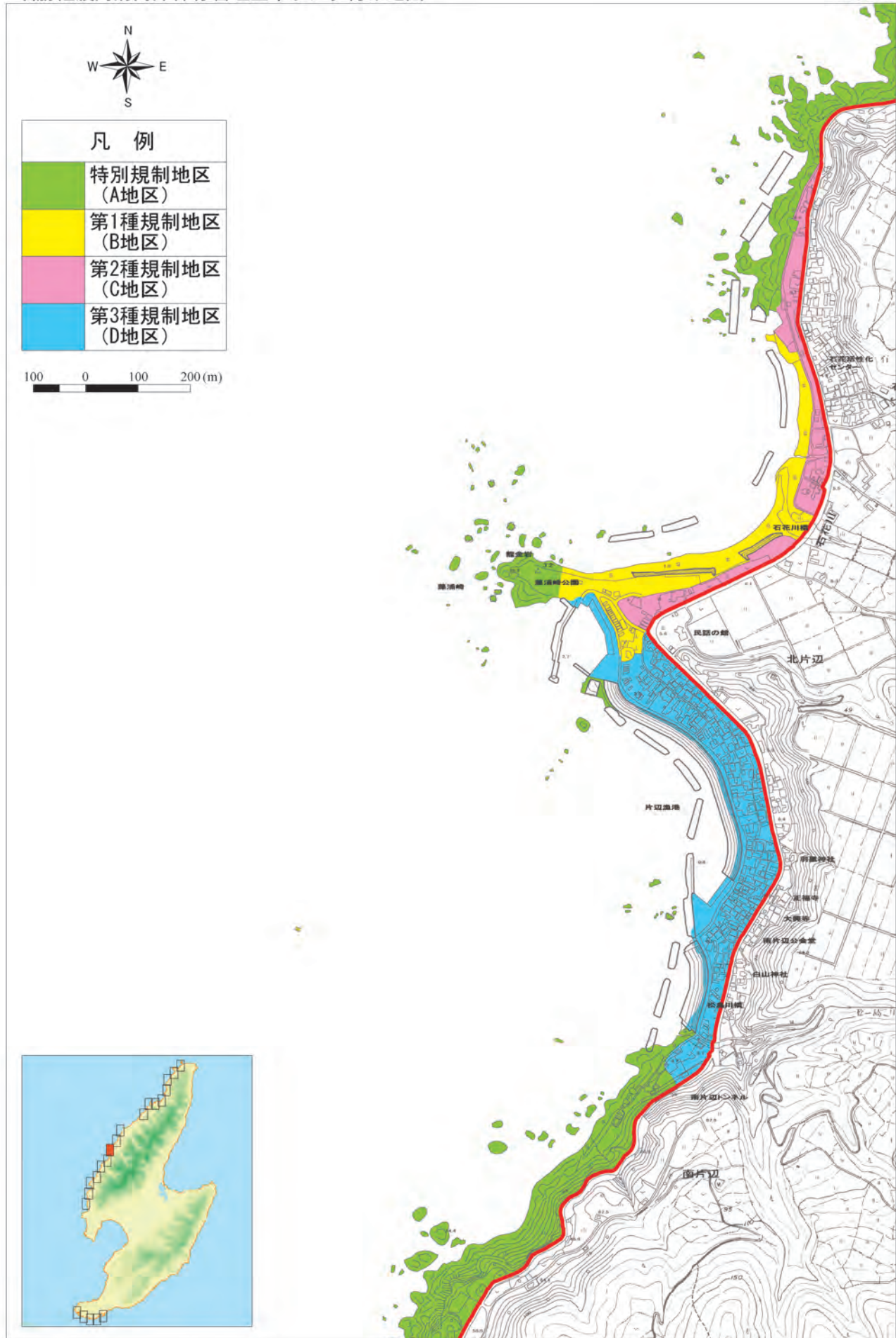
名勝佐渡海府海岸保存管理基準ランク付け地図

No.10



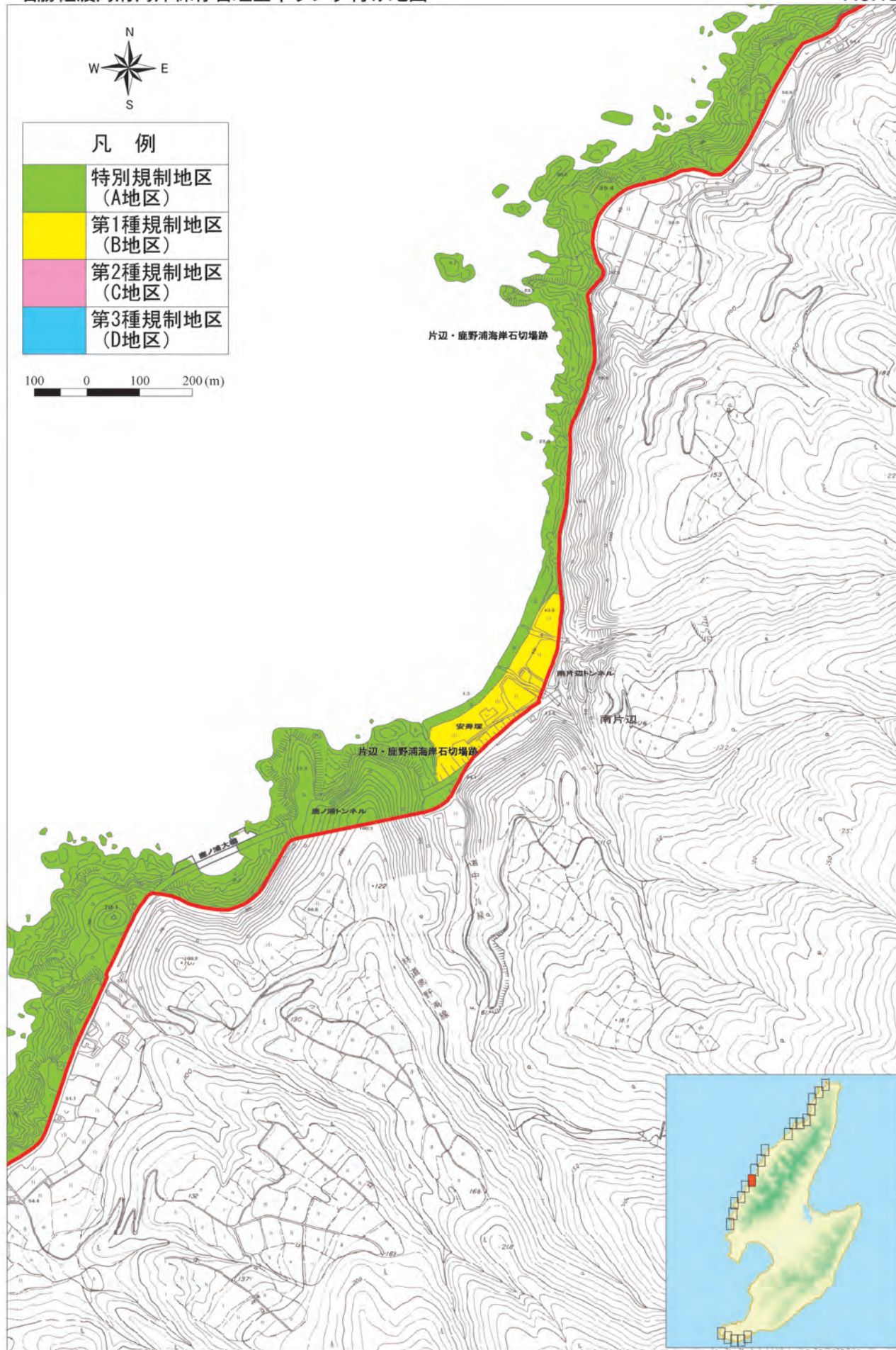
名勝佐渡海府海岸保存管理基準ランク付け地図

No.11



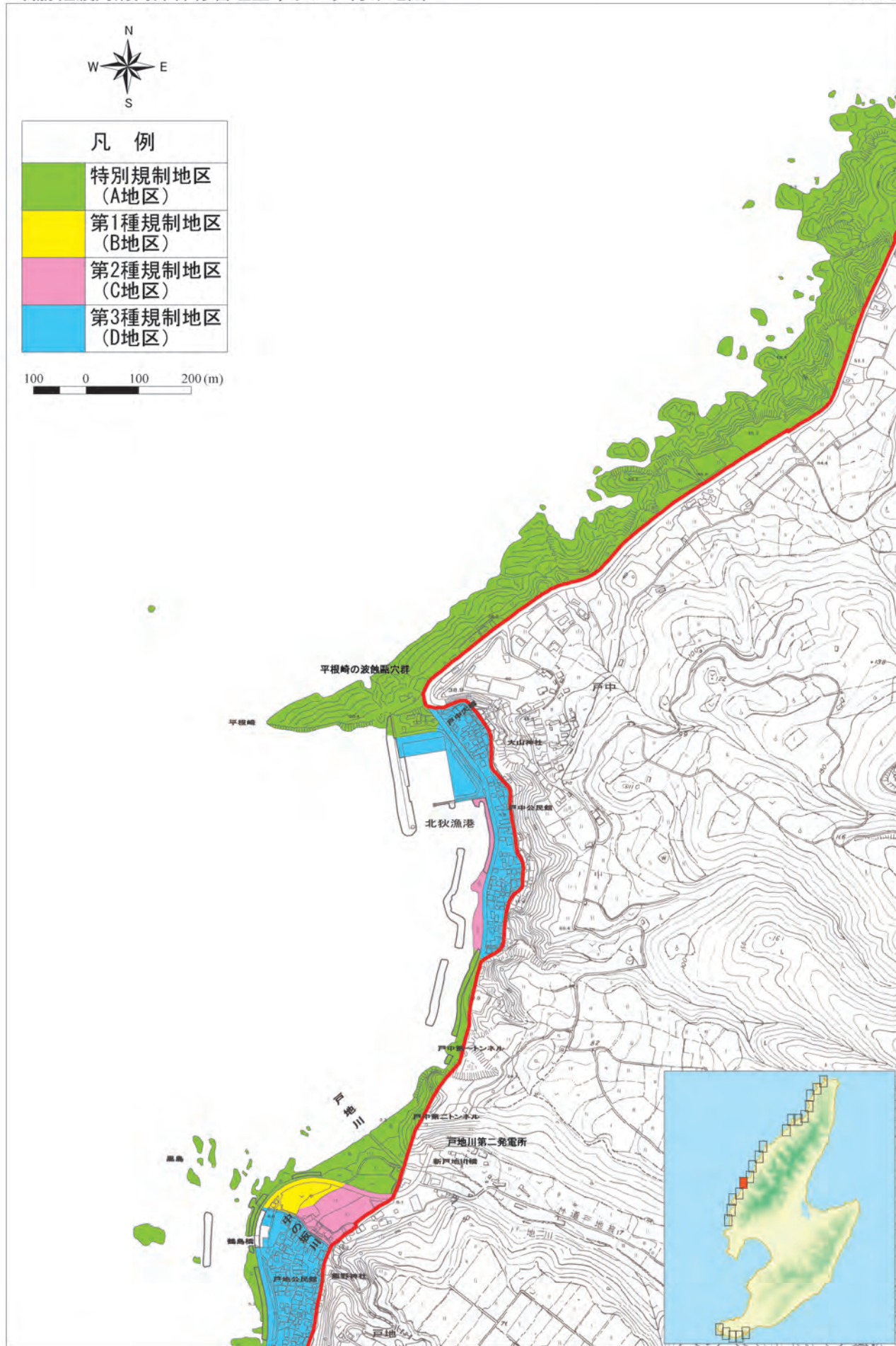
名勝佐渡海府海岸保存管理基準ランク付け地図

No.12



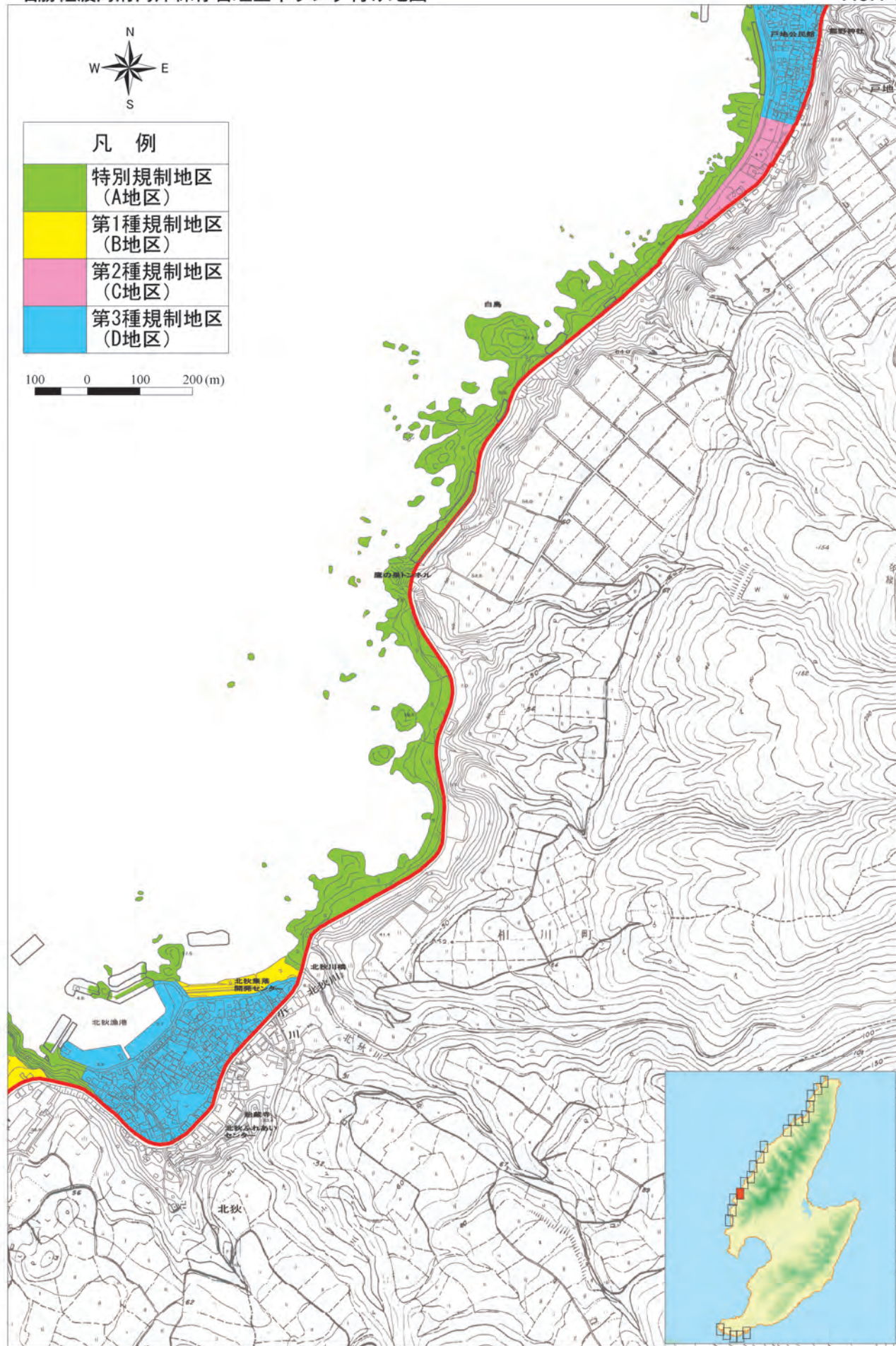
名勝佐渡海府海岸保存管理基準ランク付け地図

No.13

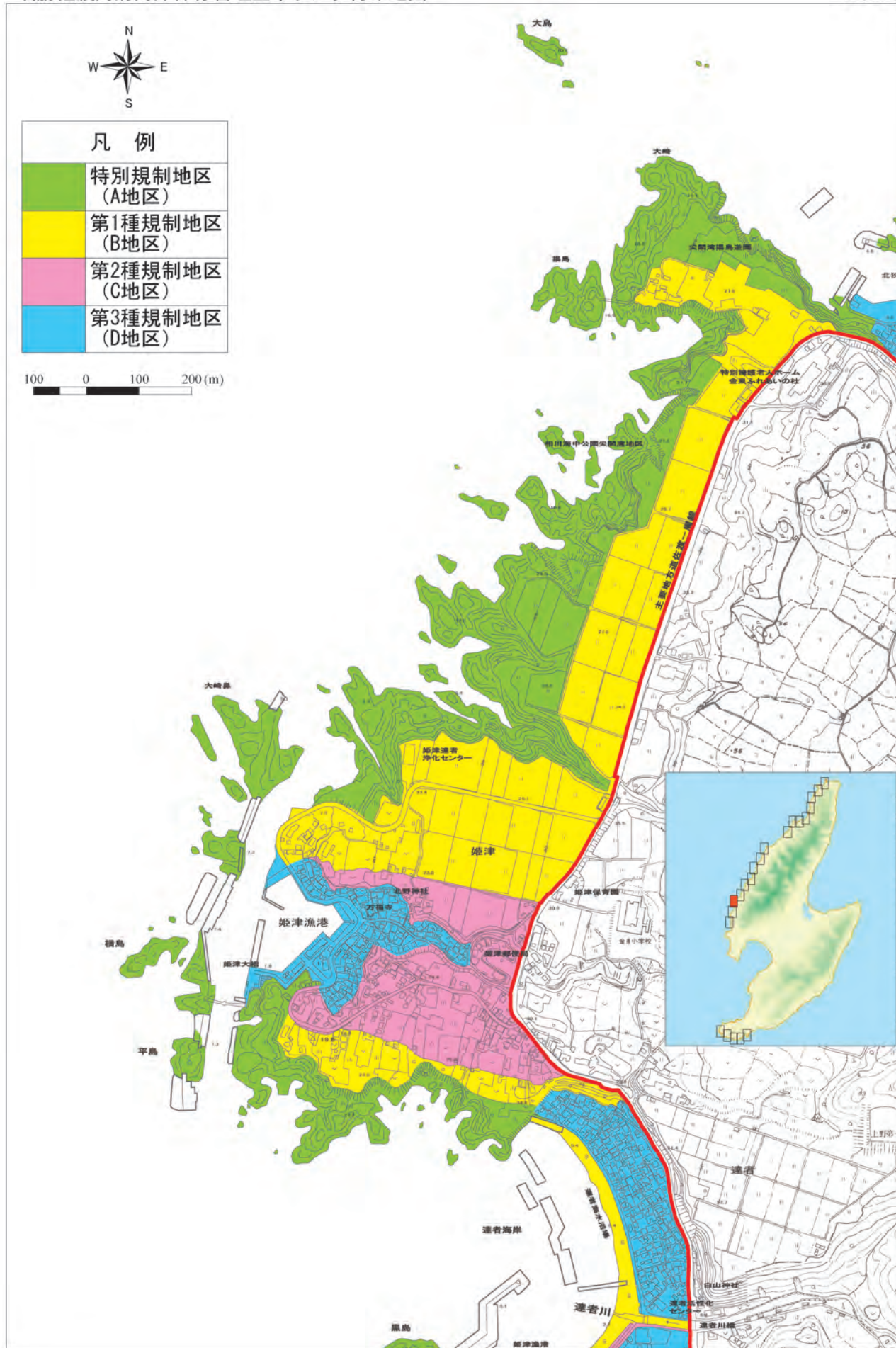


名勝佐渡海府海岸保存管理基準ランク付け地図

No.14

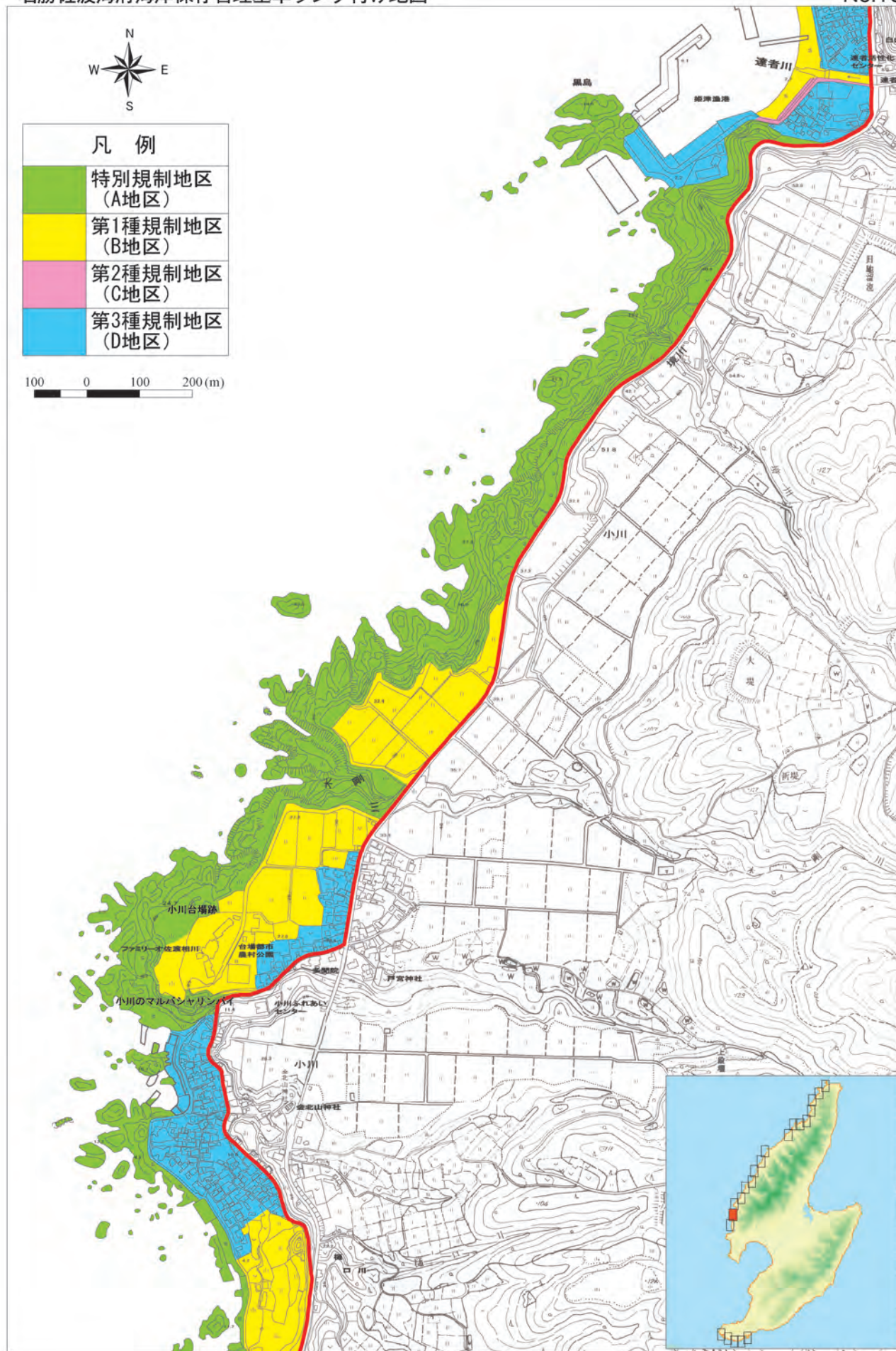


名勝佐渡海府海岸保存管理基準ランク付け地図



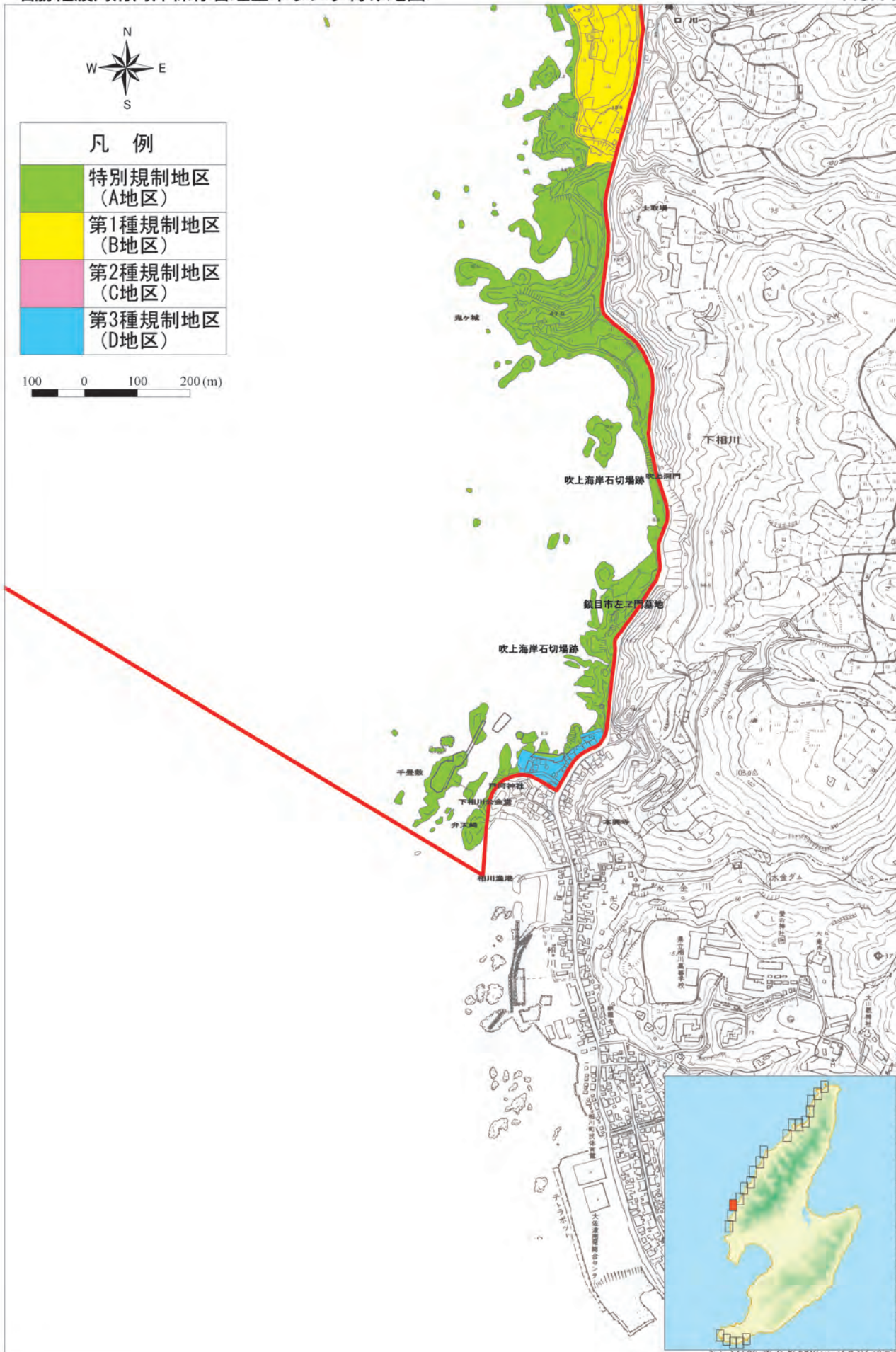
名勝佐渡海府海岸保存管理基準ランク付け地図

No.16

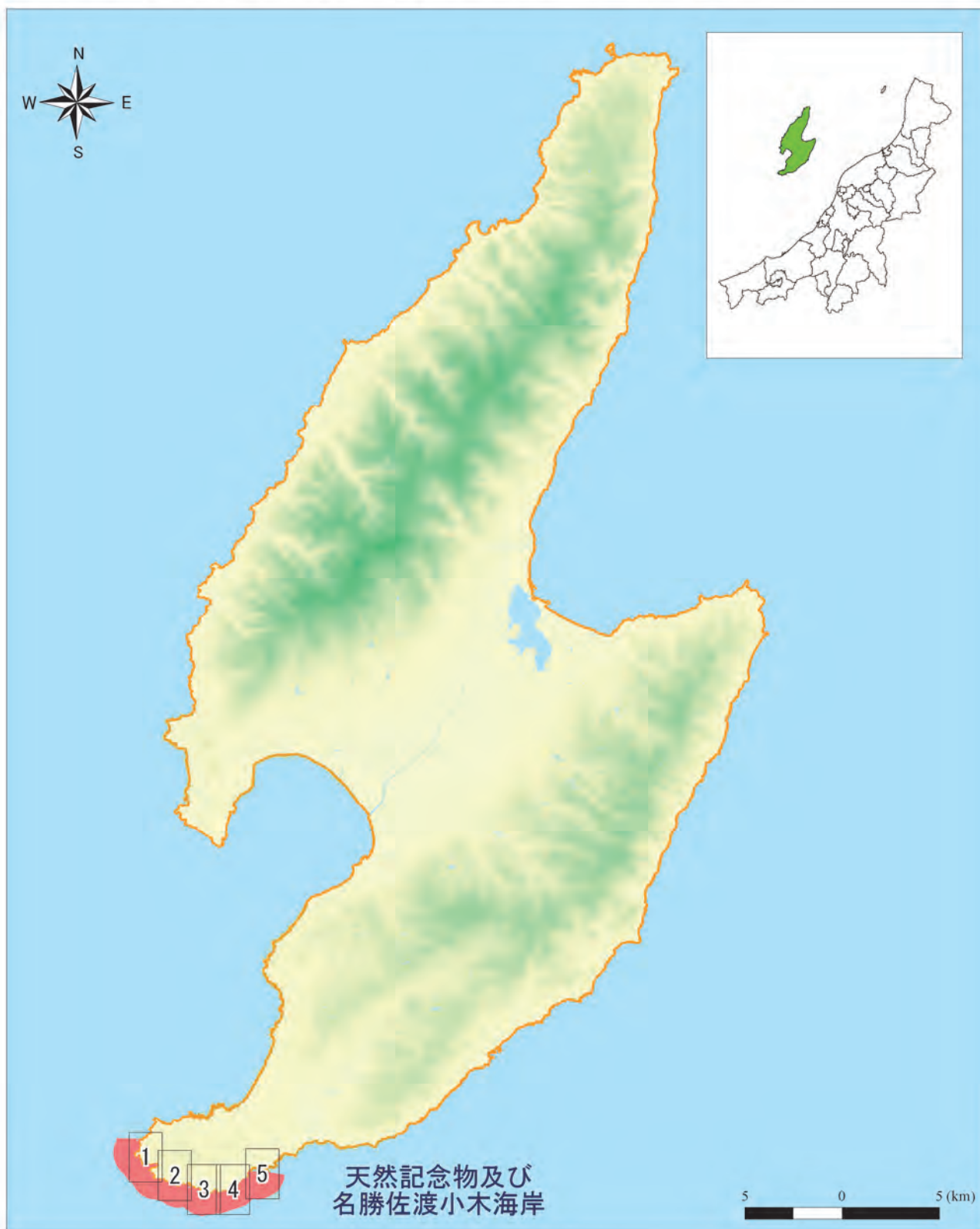


名勝佐渡海府海岸保存管理基準ランク付け地図

No.17



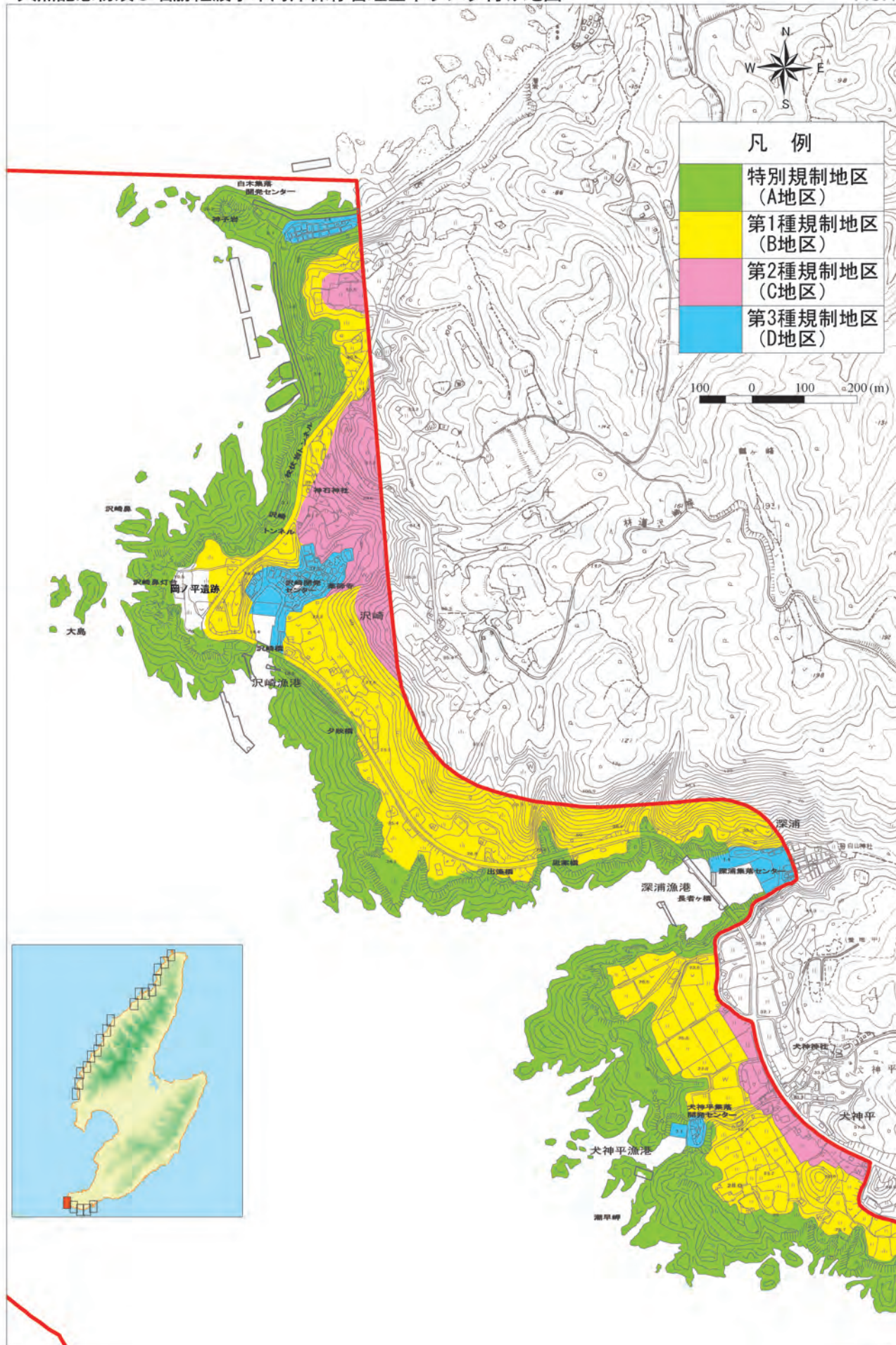
5 天然記念物及び名勝佐渡小木海岸保存管理基準ランク付け地図



- ① 沢崎・深浦・犬神平 ② 犬神平・小木強清水・宿根木 ③ 宿根木・琴浦 ④ 琴浦・小木・小木町
⑤ 小木町

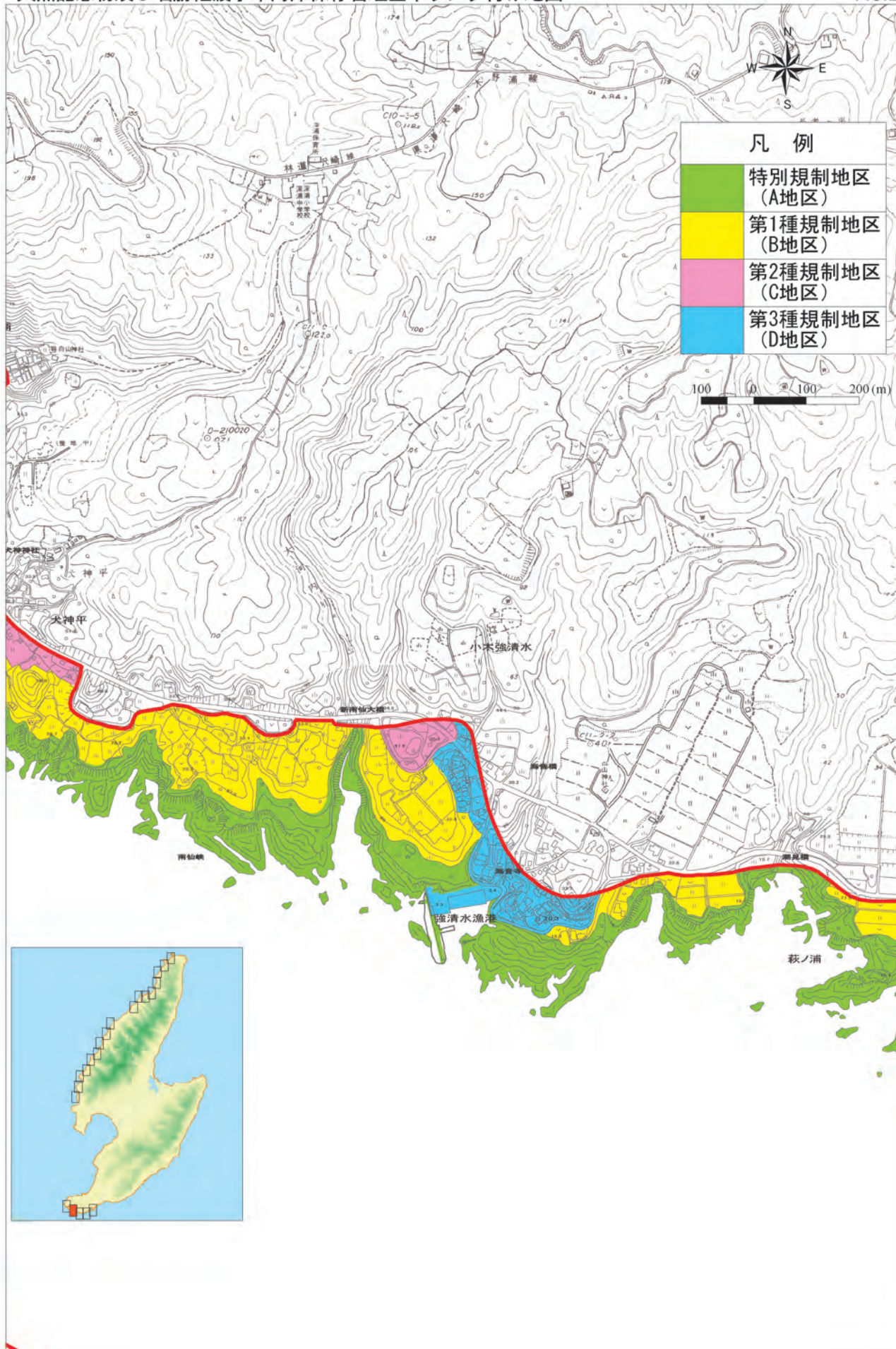
天然記念物及び名勝佐渡小木海岸保存管理基準ランク付け地図

No.1



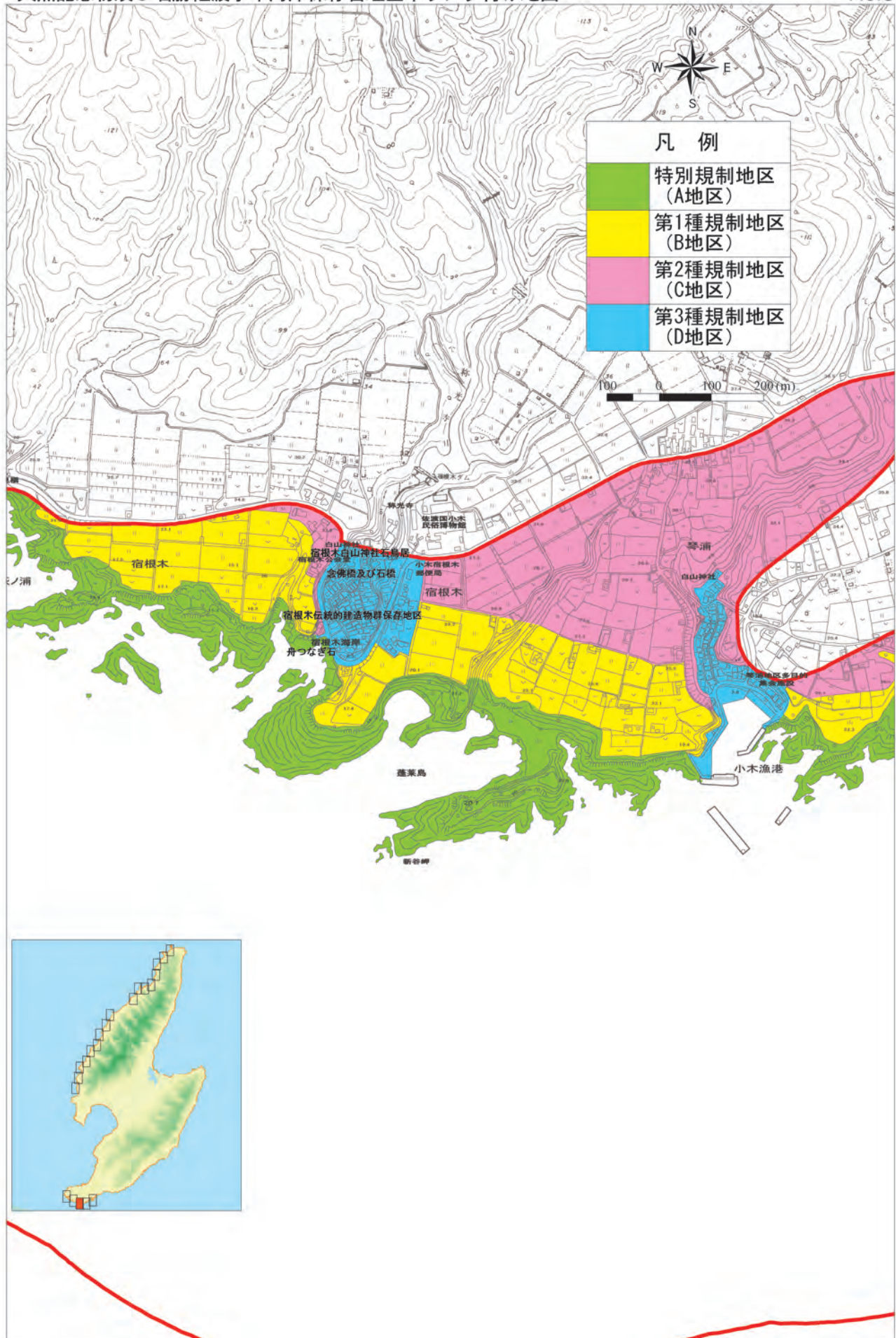
天然記念物及び名勝佐渡小木海岸保存管理基準ランク付け地図

No.2



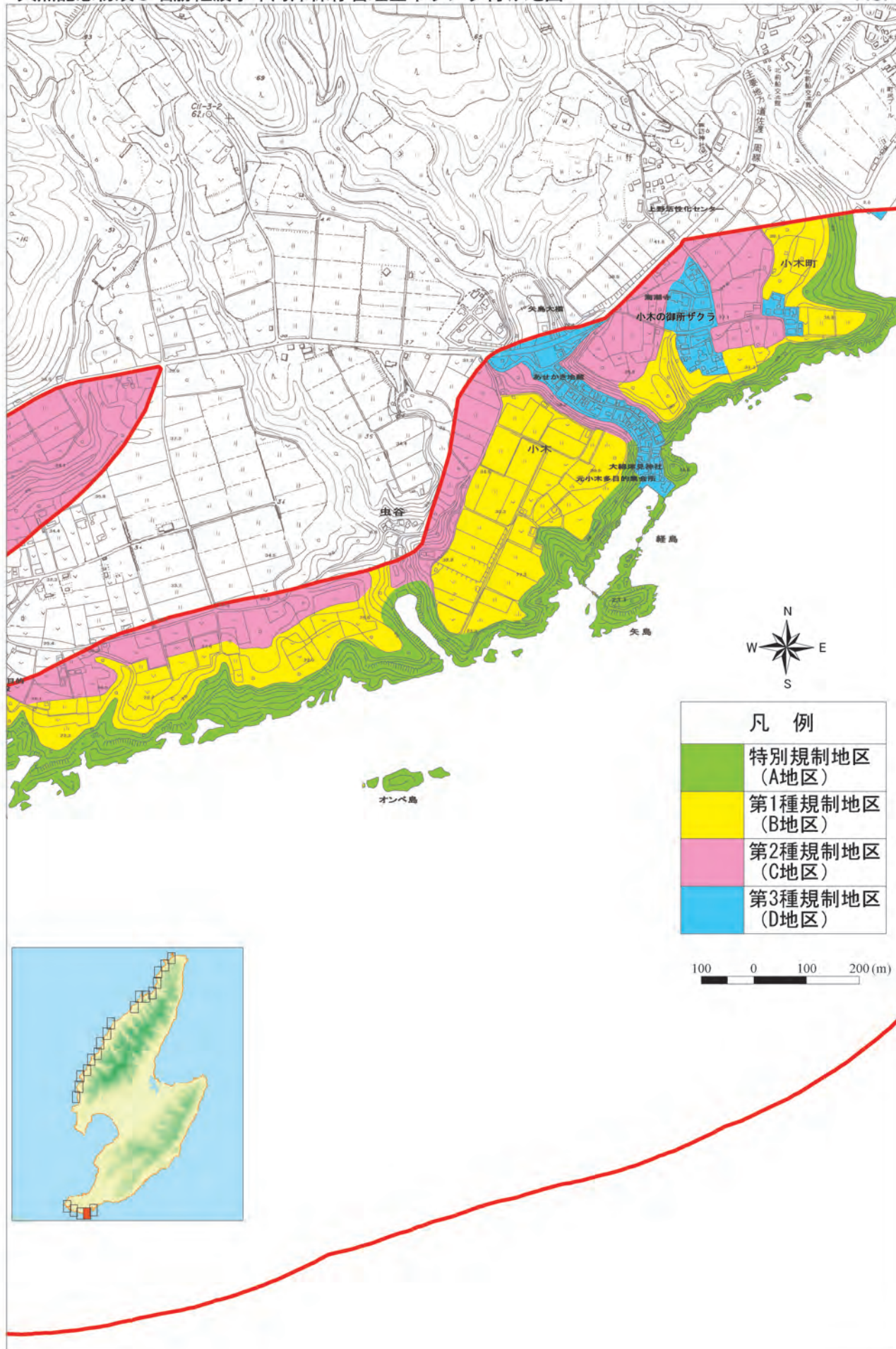
天然記念物及び名勝佐渡小木海岸保存管理基準ランク付け地図

No.3



天然記念物及び名勝佐渡小木海岸保存管理基準ランク付け地図

No.4



6 名勝指定区域除外地番

名勝佐渡海府海岸・天然記念物及び名勝佐渡小木海岸には、名勝指定地域内に指定除外地番が示されている。この度の保存管理基準ランク付け地図を改訂するにあたり、除外地番を図上に白抜きにて明示した。なお、除外となる住所地番は下記のとおりである。

名勝佐渡海府海岸指定除外住所地番

指定当時の住所地番	現況の住所地番	地目	面積 (m ²)
相川町大字下相川字濱方 322 番	下相川 322 番 1	境内地	826.00
	下相川 322 番 2	境内地	63.00
高千村大字北立島字マン田濱 1039 番ノ 2	北立島 1039 番地 2	境内地	411.00
高千村大字北片邊字前平 1033 番	北片辺 1033 番地	境内地	137.00
海府村大字北鵜島字家ノ本 554 番	北鵜島 554 番地	境内地	230.00
計			1,667.00

天然記念物及び名勝佐渡小木海岸指定除外住所地番

指定当時の住所地番	現況の住所地番	地目	面積 (m ²)
小木町大字小木町字城山下 101 番	小木町 101 番地	境内地	1,606.00
小木町大字濱崎字濱 118 番丑	沢崎 118 番地	宅地	203.31
	沢崎 118 番地 1	宅地	12.35
小木町大字濱崎字岡ノ平 405 番ノ 2	沢崎 405 番地 1	畑	715.00
	沢崎 405 番地 8	畑	270.00
小木町大字濱崎字岡ノ平 408 番ノ 2	沢崎 408 番地 1	畑	1,074.00
	沢崎 408 番地 3	原野	338.00
小木町大字濱崎字岡ノ平 409 番	沢崎 409 番地	宅地	780.56
小木町大字濱崎字岡ノ平 410 番	沢崎 410 番地	宅地	1,383.69
小木町大字濱崎字岡ノ平 411 番	沢崎 411 番地 1	畑	964.00
	沢崎 411 番地 2	畑	992.00
	沢崎 411 番地 3	原野	176.00
計			8,514.91

第6章 名勝地保護のあり方

第1節 保護の状況

本市の名勝地海岸は文化財保護法により保護が図られているが、さまざまな要因によって現状のままでは名勝地としての価値を低下させるおそれのある要素がいくつか挙げられる。人々に感動を与える魅力的な名勝地にしていくため、現時点における状況と課題を把握する。

1 現状と課題

(1) 地球環境の変化

近年においては地球環境の変化により暴風による風浪被害等が市内各地の沿岸部で多発している。特に名勝地内の道路は、海、河川、山に囲まれた急峻な地形条件から、幅員狭小や線形不良となっている区間が多く、災害による通行止めが見られる。また、一部に海岸浸食がすすみ、砂浜が減少しているところも見られる。

これらの被害を防止するために消波ブロックや潜堤の設置といった対策なども見られるが、反面、景観や生態系への悪影響も見られる。特に降海型イワナは砂防ダムや護岸整備の進んだ河川では生息できなくなっており、今後は砂防ダムや護岸整備がなされていない自然度の高い河川環境の保全・保護や「多自然川づくり」などによる再整備により、生態系豊かな環境整備を実践する必要がある。

(2) 外来植物の侵入、病虫害の拡散

外来植物が侵入する要因としては、佐渡島と本土とを結ぶ両津や小木といった主要な港のほか、観光客や登山者による種子の持ち込み、観光バス、タクシーや土木工事用車両による種子の持ち込み等が考えられる。市内においてもオオキンケイギク、オオハンゴンソウ、セイタカアワダチソウといった外来植物が耕作地周辺や道路・河川沿い、海岸など至る所に群生している。

名勝地内は、原生的な自然が残されている一方で、数多くの観光客が訪れる観光地でもあり、今後も植物の種子が持ち込まれ、本地域に生育していなかった植物が生育して在来植物に影響を及ぼす懸念がある。このほか、ミズナラ、コナラ、クリなどのナラ枯れやマツ枯れの被害も発生しており、防除を促進し健全な森林再生に取り組む必要がある。

(3) 社会環境の変化

人口減少を起因とした耕作放棄地の拡大や空き家の増加等が見られる。耕作が放棄された山間部の水田は、もとの森林環境には再生されず、地すべりを起こす危険性も高まり、水田としての適切な維持管理が必要となっている。

また、全国的な傾向ではあるが所有者の管理がなされず老朽化が進行することで起きる空き家の増加や、管理が行き届かず樹木が成長し、山岳や河畔への眺望が遮断される場合なども見られる。かつて佐渡の竹は良質で需要も多かったが、産業構造の変化による竹林の荒廃や海岸に漂着する海洋ゴミなど、社会環境の変化に伴い、衛生環境や景観等に悪影響を与えている。

(4) 情報提供の不足

市における啓発活動としては、佐渡市ホームページでの周知のほか、毎年行っている行政機関を対象とした文化財取扱い説明会や工事状況調査などが挙げられる。これらの取り組みや世界遺産登録運動等によって、文化財保護への周知が図られており、近年においては早期の計画段階で現状変更協議が行われるなど、一定の効果が見られている。

ただし、民間業者や市民に対する啓発は、ホームページ上での周知以外は行っていない現状にある。また、佐渡島の成り立ちや地質等の紹介は市立佐渡博物館において一部行われているが、名勝地のみを紹介するガイダンス施設は整備されておらず、市民や来訪者等への情報提供が十分とはいえない状況にある。

(5) 保護の画一化

名勝指定地には、今も数多くの住民が生活を営みながら暮らしている。名勝地内には人々の心を癒す美しい海岸線の景色が各所に点在しているが、これらの景色をより一層引き立てているものは、長年にわたりそこに居住する地域住民によって培われてきた無形の要素である。

具体的には、小木海岸であれば今も袖子岩周辺などの入り組んだ岩礁で行われている、たらい舟によるイソネギ漁であり、海府海岸であれば、大野亀で行われているトビシマカンゾウ群落の保護活動などがそれらの代表例である。

奇岩や波蝕崖といった名勝地として魅力の高い場所や、市民により支えられてきた美しい景観といった名勝地内でも特に価値が高いと思われる地域も、保存管理規制基準では一律的に保護しているのが現状である。今後は、魅力的な地域づくりを行う地域や無形の要素を積極的に保護していく必要がある。

(6) 庁内間・集落間の連携不足

名勝地の海岸線は、延長約50kmの佐渡海府海岸と延長約7kmの佐渡小木海岸で、指定範囲も広域となっている。これら広範囲の名勝地を適切に保護・保全するためには関係課との連携が欠かせない。

しかしながら、文化財保護は世界遺産推進課文化財室、ジオパーク推進は社会教育課ジオパーク推進室、博物館業務は社会教育課佐渡学センター、景観保護は建設課、観光活用は観光振興課と、それぞれの部署に割り振られ、かつ、部署所在地は市内各所に点在した状況となっている。名勝地の価値をより一層高めていくためには、名勝地の保護に関わる関係課が連携して施策を展開していく必要があり、庁内の横断的、一元的な体制づくりが急務である。

また、名勝地内には、佐渡海府海岸に25か所、佐渡小木海岸に8か所の集落が含まれているが、過去の歴史的な背景からも集落活動は単体で行われることが多く、相互に連携した取り組みはあまり見られない。今後は、より広域的な集落を結ぶ景観保護の支援策も検討していく必要がある。

第2節 保存活用に向けた取組み

本市を代表する文化財である海府海岸や小木海岸は、昭和9年(1934)に名勝・天然記念物に指定されて以来、80年以上が経過している。保存管理計画が策定された昭和59年(1984)当時は、経済成長に伴う大規模開発による文化財の破壊を防ぐ措置として、保存管理規制基準が作られ今日まで運用されてきた。しかし、時代の変化により文化財保護のあり方も多様化し、保存と合わせ活用も重視されてきている。本節では、本市における名勝地での現在の取組みと、保存活用に向けた今後の方向性を示すこととする。

1 現在の取組み

(1) 名勝地保護の取組み

名勝地保護の取組みは、文化財に指定された昭和9年に遡る。指定以後現在に至るまでの間、文化財の価値を保つため、現状変更行為を規制することで自然環境や景観に対する影響を抑えてきた。これらの行為は、地元住民や関係者の理解と協力によって進められてきたが、戦後の高度経済成長期には数多くの開発行為が行われることとなり、開発に対するきめ細かい手立てを行う必要性が生じた。これに対応するため、昭和59年に保存管理計画の策定を行い、指定地を重要度に応じて段階別に区分した規制地区と規制基準を設定し、文化財の保護並びに保存管理体制の徹底と適正化を図ってきた。

近年の取組みとしては、平成23年度以降、自然公園・都市計画担当部署等と共催で官公庁向けに文化財の取扱い説明会を毎年実施している。文化財の説明のほか、現状変更の手続きに関する説明なども行い、周知・啓発に努めている(図51)。また、現状変更の内容を事前に把握することを目的に、文化財に関する工事等の調査を行っている。計画段階で情報を把握し、担当課との事前協議を早めることにより、スムーズな調整と事務処理の迅速化を図っている。このほか、これまでの現状変更行為については、一覧表等に纏めて管理し、データ化を図ることで、協議における基礎資料として役立てている。

活用の取組みとしては、名勝地内に説明看板等が整備される際には、関係課と連携を図り、景観や意匠に配慮しつつ、新たな知識や楽しみを得られるような誘導・説明サイン等の設置を行っている(図52)。また、名勝地の価値を高め、魅力を分かりやすく伝えていくためのモデルコースづくりを検討している。



図51 説明会の様子



図52 名勝地内に設置される看板

(2) 世界文化遺産登録に向けた取組み

世界文化遺産登録に向けて平成10年度より取組みを始めた本市では、平成6年に国史跡に指定されていた道遊の割戸や佐渡奉行所跡等に加え、これまでに西三川砂金山跡や鶴子銀山跡、相川金銀山等の鉱山関係遺跡の国史跡への追加指定や、鉱山に関係する西三川地区及び相川地区の重要文化的景観への選定を受けている。

現在、本市と新潟県は、これらの国指定・選定文化財を含む西三川砂金山、鶴子銀山、相川金銀山、大間港、吹上海岸石切場跡、片辺・鹿野浦海岸石切場跡、戸地川第二発電所の7つを世界文化遺産の構成資産とし、世界文化遺産登録に向けた推薦書では、構成資産をもとに、①金生産に伴う社会史(操業体制の変遷と金生産社会の形成)、②金生産に伴う技術史(鉱山技術の変遷)の2点を「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」の世界文化遺産としての価値基準に位置付けている。

名勝指定地内における世界遺産登録に向けた取組みとして、平成19～22年度に、相川金銀山で使用された鉱山臼の石材を切り出した石切場跡の分布調査を実施している。この際の調査成果をもとに平成21年7月23日に下相川地内に所在する鉱山臼の上磨用石材を切り出した「吹上海岸石切場跡」、平成24年1月24日に戸中及び南片辺地内に所在する鉱山臼の下磨用石材を切り出した「片辺・鹿野浦海岸石切場跡」が、それぞれ国史跡に指定されている。このほか、平成27年10月7日に相川市街地や海岸線を中心とする範囲が「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」として国重要文化的景観に選定されている。

また、構成資産周辺の景観を保全するためにバッファゾーン(緩衝地帯)を設定し、「佐渡金銀山特別区域」として、佐渡市景観計画に基づく保護措置の施行を予定している。

名勝地内に所在する史跡の現地整備としては、史跡に指定されている吹上海岸石切場跡の文化財標柱の設置を実施しているが、今後、名勝としての価値保存に配慮しつつ、見学者が現地へ来訪しやすい環境を整え、文化財の価値をより分かりやすく伝えるために、誘導・説明サイン等の設置や進入階段や駐車場整備等の史跡整備の計画を検討している。

また、石切場跡は、佐渡の鉱物・岩石の多様性の一端を示すものであることから、ジオパークと連携した現地見学会やガイドツアーの実施に向け、平成27年12月より佐渡金銀山ガイド育成のための研修会を実施している(図53～61)。



図53 石磨を使用して鉱石を磨り潰す様子を描いた金銀山絵巻(左)と上磨(右上)・下磨(右下)



図54 吹上海岸石切場跡Ⅰ区（北から）



図55 吹上海岸石切場跡Ⅰ区に残る矢穴



図56 吹上海岸石切場跡Ⅰ区に残る鑿跡



図57 吹上海岸石切場跡Ⅱ区に残る採石跡



図58 片辺・鹿野浦海岸石切場跡Ⅰ区（東から）



図59 片辺・鹿野浦海岸石切場跡Ⅶ区（北から）



図60 片辺・鹿野浦海岸石切場跡に残る矢穴



図61 片辺・鹿野浦海岸石切場跡に残る矢穴痕

(3) ジオパークの取組み

ジオパークは、地質遺産の保全、教育への活用、地域振興を目的としている。平成23年(2011)から取り組みを始めた本市では、10箇所のジオサイトを設定し、名勝・天然記念物の保全に留意しながら活用を図っている。それぞれのジオサイトでは、大地の特徴と人々の生活とを関連付けて、佐渡全体を楽しみながら学ぶ活動を展開し、物語性を重視している。

運営は佐渡ジオパーク推進協議会が中心となり、運営委員会及び各部会（調査研究・事業・教育・広報）を設け活動を行っている（図62）。佐渡のジオパークを学ぶ市民講座は、それぞれ入門・中級・上級コースを設定し、講義や巡検、実習等を行っている。このほかにジオパークガイド養成講座を行い、利用者のニーズに対応する人材の育成に努めている。これまでの講座により、ガイド数は30名を超え、近年では観光協会や旅行業者等と連携した現地見学ツアーの実施のほか、親子を対象とした化石レプリカ作り・シーカヤック体験といった各種体験教室、ジオパーク啓発グッズの製作配布、講演会・シンポジウムの開催など、市民への普及と関心を高める活動を積極的に展開している。

現地の整備としては、名勝地に含まれる外海府や小木半島では既設の遊歩道を活用し、案内看板や道標等を設置しながら、その価値について市民や旅行者に分かりやすく伝え、併せて地質遺産の保護や保全も呼びかけている。

研究者の協力も得ながら展開されているジオパークの調査研究活動は、新たな地域資源の発見や地質遺産の価値を高めることにつながり、その成果は毎年「調査研究報告書 佐渡の自然史」として刊行されている。

保全については、ジオパークガイド団体を中心として、積極的に現地のゴミ拾いを行い、現状変化の有無についても随時確認している。また、モニタリング調査も計画している。

文化財保護行政と連携したジオパークの推進が、名勝・天然記念物としての海府海岸や小木海岸の価値を認識し、保全や教育活用、沿岸地域の振興につながることをめざしている（図63）。

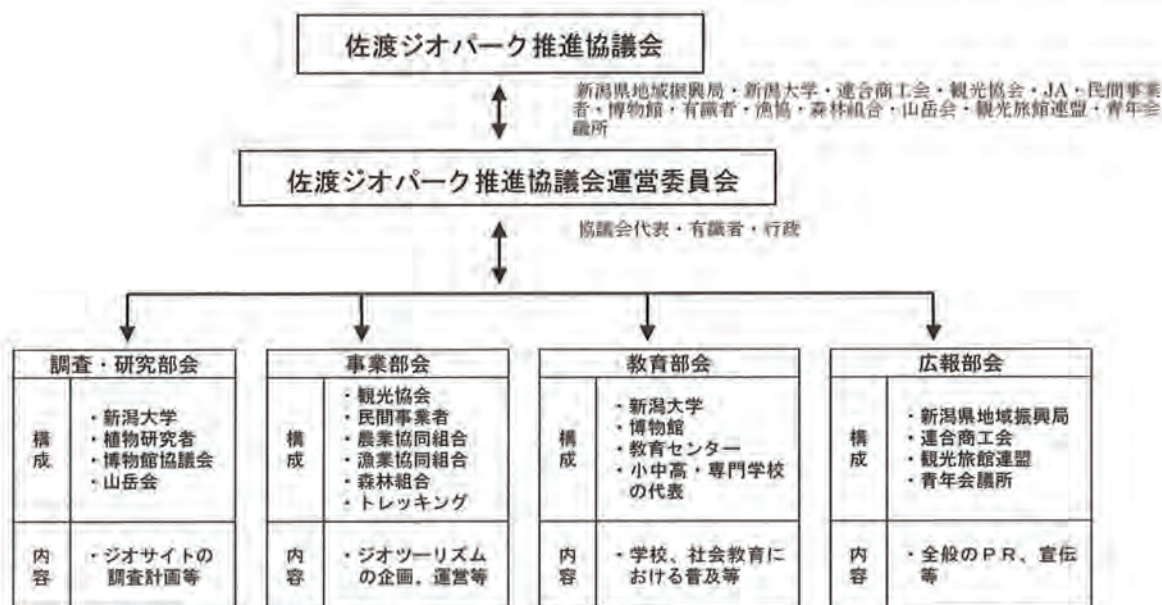


図62 佐渡ジオパークの推進体制

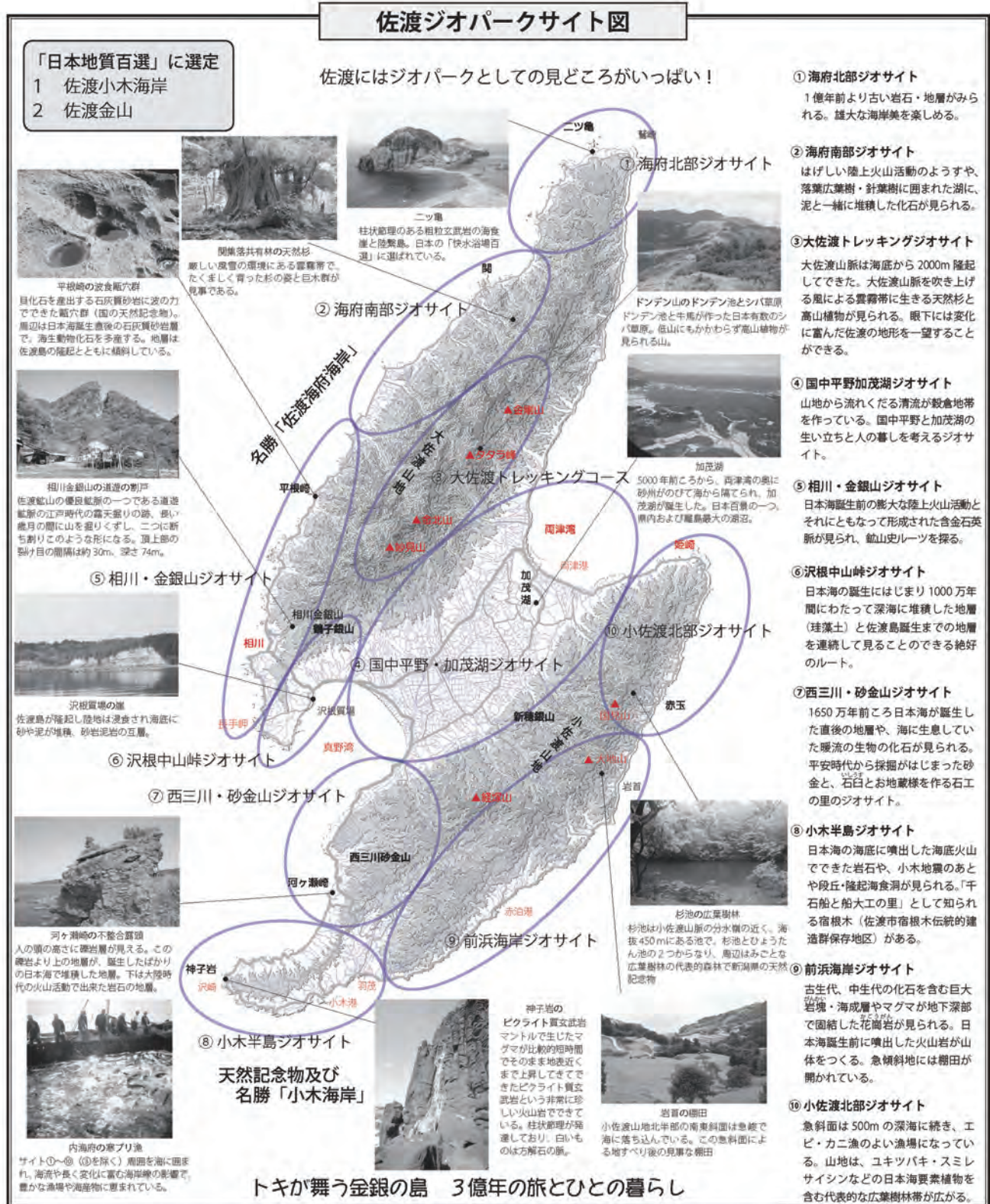


図 63 佐渡ジオパークサイト図

(4) 生物多様性の取組み

環境省は、平成15年(2003)に佐渡環境再生ビジョンを策定し、平成20年(2008)からトキの放鳥を行っている。トキ野生復帰の当初の目標は、平成27年(2015)に60羽の定着であったが、1年早く平成26年6月に目標を達成した。また、これまでの13回にわたる放鳥と野生下の繁殖を含め150羽を超えるトキが野生下で生息しており、今後も継続した取組みが計画されている。

野生下のトキが安定的に生息できる環境を維持していくためには、里地里山の生態系や地域固有の生物多様性が良好な状態で保全されていることが重要となる。

本市においては、平成20年(2008)の放鳥を契機に、農家など多様な主体と連携し、冬の田に水を張る「ふゆみずたんぼ」や魚道や江(深み)を設置し、年間を通して生きものの生息できる環境を創出する「生きものを育む農法」に取り組んでいる。このほか、農薬・化学肥料の5割以上の削減、年2回の水田での生きもの調査の実施など、環境に配慮した栽培基準に基づく「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」を推進しており、認証された耕作地は島内各地に広がり、水稲作付の2割を超える面積となっている。これらの取組みは海岸線に耕作地を有する名勝地も含んでおり、自然景観の向上にも大きく寄与している。

また、平成24年(2012)には、将来にわたって佐渡の生物多様性の恵みを楽しみながら、活力ある経済・社会活動を実践することによって地域が活性化し、人と自然が共生することによって豊かな自然と文化が守り生まれる社会の実現を目指し、「トキと暮らす島 生物多様性佐渡戦略」を策定し、推進を図っている。

トキは佐渡島の豊かな自然環境の象徴であり、トキを守っていくことは記念物保護の枠を超え、生物多様性に対する市民の関心や理解を深める機会にもなっている(図64)。

図64 生物多様性に基づく佐渡の将来イメージ



(5) 民間の取組み

佐渡島の美しく豊かな自然環境や長年に渡り重層されてきた歴史文化は、これまで多くの人々を惹き付けてきた。とりわけ近代以降において、日本の有名な文化人たちは変わりゆく都市の文明を避け、あまり文明の洗礼を受けていない佐渡島を訪れた。それと同時に、海府や小木などの海岸部の景勝地は、観光の対象地となっていった。

昭和27年(1952)にラジオドラマで放送され人気を博した「君の名は」は、翌年に映画化がなされ、佐渡海府海岸を一躍全国的な名勝地に押し上げた。観光地化が進むとともに尖閣湾揚島観光が遊覧船を営み、現在も景勝地を海から遊覧し楽しむことができるようになっている。佐渡小木海岸においても同様に力屋観光汽船が遊覧船を運航しており、矢島経島や左八文字といった景勝地を遊覧することが可能となっている。また、小木半島では明治に入り複雑な海岸地形における磯漁に適応するため、たらい舟(はんぎり)が使用された。現在もアワビやサザエなどを採るイソネギと呼ばれる磯漁に実際に使用され、たらい舟の製作技術は重要無形民俗文化財(民俗技術)に指定されている。たらい舟は、昭和40年代から民間や集落組織によって観光用にも応用されており、現在では佐渡を代表する観光資源として活用され、利用者は海から景勝地を望み、楽しむことができる(図65)。

このほか、民間による自然景観の保護も行われている。佐渡海府海岸の大野亀周辺は、トビシマカンゾウの一大群落地であり、6月中旬には約30万株の花が咲き誇る。このトビシマカンゾウを地域の活性化に活用しようと大野亀の周辺地域が連携し、海府イエローロードと名付けて住民の声を反映した観光マップの作成や遊歩道の整備、観光案内看板の設置等を行っている。また、実行委員会等によるトビシマカンゾウの鉢上げや株の定植、茅刈り作業といったボランティア活動のほか、近年では開花期に行われるカンゾウ祭りにて地元中学生によるボランティアガイドが行われている(図66)。

美しい景観を守っていきたいと願い、共通の目的のもとに行われる保全活動は、地域の連携の強化や絆の深まりにつながっている。

環境を維持し守っていくことは、自然環境と上手に共存していくことにある。佐渡島の持つ恵まれた自然と歴史を大切にしていける取組みが、多様な活用に結びついている。



図65 たらい舟によるイソネギ漁



図66 トビシマカンゾウ群落の保護活動

2 今後の方向性

(1) 保全のための庁内連携の構築

名勝地を含む文化財の保存活用に関する計画立案や事業推進に関しては、文化財保護のみならず、都市計画、景観計画、地域振興、観光振興等の各政策分野の連携が重要である。

本市では、世界的3資産（世界文化遺産、ジオパーク、ジラス）を施策の中心に据え、相互に連携を図っていくことを目的に、平成27年4月に観光部局に「3資産プロモーション室」を創設した。

現在は、3資産を活用した誘客・宣伝、受け入れ態勢の準備などの業務を中心に展開しているが、今後は世界文化遺産の構成資産とも一部重複する名勝地を含む広報・宣伝戦略を図り、各種事業の円滑な推進に努める必要がある。また、名勝地を良好な状態で保全していくためには、文化財以外の各分野の情報を共有化し、新たな視点をもって活用のかたちを創出することが求められるため、関係者が定期的集まり保全のあり方について検討する場を設定する。

(2) 文化財の指定・選定・登録等の推進

佐渡市における文化財の指定・選定・登録件数は、現在421件あるが、指定等に値する文化財も数多く存在している。加えて、近年はトキをはじめとする生物多様性に関する環境調査やジオパーク活動に伴う地質分野の調査も盛んに行われており、これまで地域に埋もれていた文化財的価値の掘り起こしも進んでいる。

今後は、これらの名勝地を引き立てる要素や住民活動によって支えられてきた魅力的な地域資源を積極的に保護していくため、各分野の調査成果を総合的に把握し、将来の世代へと確実に継承するための方策として、文化財保護法や県及び市条例等に基づき、適正な指定・選定・登録等をさらに推進する。また、単体としての保護の枠に留まらず、名勝地全体として価値を高めるようなストーリー性を有した保護のあり方を検討する。

(3) 魅力を伝える人づくりの推進

地域の文化財を守っていくのは、現地に暮らす人々が主体となる必要がある。現在はジオパーク推進のためのガイド養成や世界文化遺産のためのガイド養成のほか、名勝地内の宿根木集落のまちなみを案内するためのガイド養成などが生涯学習の観点から積極的に行われている。

また、学校教育の分野においても佐渡固有の自然・歴史・文化を学ぶ佐渡学（総合学習）が提唱され、郷土愛を醸成するための取組みを実践している（図67）。



図67 中学生によるボランティアガイド

このほか、大学等との連携による市民大学講座の実践や、地域振興のため各分野の指導者を育成する人材育成事業の実施など、地域の住民が佐渡を学ぶための取組みも各分野で

展開している。

今後もこれらの取組みを継続的に行い、地域の歴史文化に誇りを持ち、魅力を発信する人材の育成を図る。

(4) さまざまな機会、媒体を利用した周知

文化財を保存することは、地域を正しく理解し継承するうえで重要である。また、これらの文化財を広く周知し、連携していくこともその価値や魅力をより高めていくために必要な要素である。

名勝地の紹介は、現在は文化財室のホームページのほか、ジオパーク推進室のホームページでも行っている。ジオパーク推進室には岩石採取の問い合わせも多く寄せられることから、現状変更を行う際の取扱いを明記するなど、相互に連携を図っている。

今後は、文化財に関するホームページの内容充実や市報などの広報誌、ケーブルテレビ放送等による情報発信のほか、博物館・資料館施設を利用した企画展示の実施による啓発の推進を図る。また、各種講座や研修会等の機会を利用して、名勝地に関する学習会・説明会を開催し、市民等へのさらなる理解と協力を得るための取組みを行う。

(5) 創意工夫による魅力の向上

市内の名勝指定地の活用においては、一部に散策するための遊歩道整備や説明看板の設置等が行われている。

見学者は、海岸線の遊歩道を歩きながら、土地の成り立ちや歴史を学ぶことができるため、地域資源の有効活用として効果的であり、現在は、日本ジオパークに認定された佐渡ジオパークのジオツーリズムとして、また、総合学習など子ども達の地域学習にも活用されている。

また、名勝指定地内には国史跡佐渡金銀山遺跡である吹上海岸石切場跡や片辺・鹿野浦海岸石切場跡といった佐渡の多様な岩石を利用した史跡がのこされているため、名勝としての価値保存に配慮しつつ、見学者が現地へ来訪しやすい環境を整え、文化財の価値をより分かりやすく伝えるために、誘導・説明サイン等の設置や進入階段・駐車場整備等の整備事業の計画を検討する。

また、近年は歩いて海岸線を巡る「佐渡トキツデーウオーク」や自転車で佐渡を一周する「佐渡ロングライド210」（図68）といったスポーツツーリズムのほか、電動自転車（エコダッチャリ）を利用して島の景観を楽しむといったツーリング客も増加している。

このほか、民間によるスキューバダイビングやシーカヤックといった自然体験、観光船による周遊体験なども人気があり、今後はこれらの名勝地を肌で体感し楽しむ要素と連携を図り、自然豊かな佐渡を味わうことができる事業を積極的に展開する。



図68 佐渡ロングライド210

(6) 定期的な観察の強化

生物多様性を推進する本市では、林野庁と新潟県が小佐渡東部鳥獣保護区を対象にトキの営巣木である松に、松枯れ防止を目的とした樹幹注入を実施し、被害の拡大防止とモニタリングを行っているが、このような対策を今後拡大していく必要がある。名勝地の価値を脅かす負の要素を排除・抑制し、その影響を大きく軽減させるためには、定期的に目視による点検を行い、早期に異常や危険箇所を発見することが重要である。

定期的な監視は、新潟県が行う文化財保護指導委員によるパトロールのほか、災害時などは市職員による巡回を実施している。今後は、これらの活動を継続するとともに、見回りの際のマニュアルの作成を行う。

また、定期的な観察には、付近で生活する住民や現地案内を行うガイド等と連携して監視体制を強化することが有効であり、情報共有の仕組みづくりを検討する。

(7) 計画の定期的な見直し

今回の見直しは、2か年にわたりランク地図の見直しを中心に行ってきた。この取組みにより現状に即した範囲を明確に示すことができたが、時間的な制約もあり、今日的観点からの価値評価は十分であったとは言い難い面がある。

また、今後の佐渡金銀山遺跡の世界遺産登録推進といった動きの中で、さらなる観光客の増加等が予想され、それらに伴う開発行為の増加のほか、海浜植物の盗難、ゴミの増加、車両の乗り入れといった生活環境への悪影響も起こりうる可能性がある。

これらに対応する規制基準もその都度時代の変化や状況に応じ、より現状に即したものに変わっていく必要があり、専門家による委員会等を組織し、定期的に本計画の見直しを実施する。

【参考文献】

- ・佐渡市教育委員会（2011） 佐渡歴史文化基本構想
- ・佐渡市（2012） 史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画書 第Ⅰ期
- ・佐渡市（2012） トキと暮らす島 生物多様性佐渡戦略
- ・佐渡ジオパーク推進協議会（2012） 佐渡ジオパーク基本構想

結びに

名勝佐渡海府海岸は、相川地区下相川から両津地区二ツ亀に至る延長約 50km に及ぶ海岸線で、岩谷口湾を境として南北に分けられ、尖閣湾に代表される南側の海岸は、標高約 20m の海岸段丘が南北に連なり、岬や入江が多く無数の島や岩礁が散在しています。また、大野亀や二ツ亀に代表される北側の海岸は、山が大斜面のまま海に臨んでおり、繊細さや変化に乏しいものの、雄大な奇岩や洞門が数多く見られます。このように、南と北で異なる風景が佐渡海府海岸の特徴です。

一方、天然記念物及び名勝佐渡小木海岸は、小木半島の南側、小木の城山台から白木の神子岩に至る約 7km に及ぶ海岸線で、地震や噴火によって繰り返された地盤の隆起と沈降により、佐渡島内でも隆起と陥没の地変を如実に表す隆起海岸として特色ある地形と独特な景観を有しています。中でも、ピクライト玄武岩質の神子岩をはじめとした数々の海蝕洞や波蝕痕、風蝕痕、奇岩、島嶼等が海岸線の各所に点在し、学術上貴重な資料も豊富です。

いずれの海岸も、特徴の異なる自然景観が連続して見られる秀でた景観が認められ、昭和 9 年 5 月に国の名勝に指定されました。その後、昭和 59 年に佐渡海府海岸は当時の相川町と両津市で、佐渡小木海岸は当時の小木町において、それぞれ個別に「保存管理計画策定報告書」が作成されました。しかしながら、同報告書の作成から 30 年以上が経過し、道路や漁港などの公共インフラの整備や観光振興に伴う民間開発、住民等による宅地造成などの開発行為のほか、経年による自然環境の変化や社会環境の変化等によって報告書の内容と実態との齟齬が目立つようになり、運用面において様々な支障をきたすようになりました。

本保存活用計画書は、これまでの経過を踏まえて名勝地内における諸問題を解消し、名勝地の価値を損なうことなく後世へ継承することを目的に、平成 26 年度に名勝保存管理計画策定会議を組織し、文化庁及び新潟県教育委員会の指導の下に、平成 26・27 年度の 2 ヶ年事業で現行の「名勝保存管理計画策定報告書」の内容を見直し、名称も「名勝保存活用計画書」に改め策定したものです。

旧報告書は、主に名勝地の保存管理に重点を置いた内容でしたが、本計画書では保存管理に加え、保存活用の取組みについても述べさせていただきました。

今後は、この保存活用計画書を名勝地の保護を図るうえでの手引書として、十分に活用していく所存です。

最後に、本計画書を刊行するに当たり、ご尽力いただきました名勝保存管理計画策定会議の皆様をはじめ、ご指導・ご助言を賜りました文化庁文化財部記念物課及び新潟県教育庁文化行政課の担当官並びに関係各位に対しまして厚くお礼申し上げます。

平成 28 年 3 月

佐渡市教育委員会
教育長 児玉 勝巳

參考資料

1 佐渡市景観計画〈概要版〉（抜粋）

1. 景観計画策定の目的（佐渡市景観計画p1）

1. 景観計画策定の目的（佐渡市景観計画p1）

佐渡の美しい景観は、これまでの永い時間の積み重ねの中で先人達が築き、守り、残してくれた貴重な資産です。私達はこれを守り、育み、さらに磨きをかけて次の世代に引き継いでいく責任があります。

佐渡市景観計画は、佐渡市の自然や歴史文化をはじめとする様々な資産を守り・育て・伝え佐渡の魅力をより高めながら、市民が誇りをもてる景観づくりの指針となるものであり、景観施策の基本的な事項を定めるものです。



佐渡市の美しい資源を守り活かすために「景観計画」を策定しました

基本理念

島ぐるみで身近なところから、愛で楽しみながら育て、次世代に伝える佐渡島らしい景観づくりを進めます。

景観づくりの5つの方針

1. 歴史文化を大切にした景観づくり
2. 農業・漁業景観の保全・継承
3. 自然環境の保護とあわせた自然景観の保全
4. 来島者・近隣住民への思いやり・もてなしの景観づくり
5. 子供からお年寄りまで関われる持続可能な景観の担い手育て



〈基本目標〉

「歴史と文化が織りなす日本のふるさと佐渡」

4. 景観計画の区域(佐渡市景観計画p38～)

4. 景観計画の区域(佐渡市景観計画p38～)

佐渡島は大佐渡・小佐渡山脈に国中平野、周囲を取り囲む複雑な海岸線など、多様な地形条件を有しています。そこには、四季折々の移ろいや、佐渡島が育んできた多様な文化、歴史、人々の暮らしが息づいています。

島全体が一体となった景観づくりが必要であることから、本計画における景観計画区域は、佐渡市全域(855.27k㎡)とします。

1) 景観計画区域の区分

「佐渡市景観計画」では、佐渡市の景観特性として整理された26のパターンそれぞれが持つ特徴や、歴史性、地形的な特色等から、佐渡全体の景観計画区域を「一般市街地区域」「歴史的市街地区域」「商業・賑わい区域」「山村と森林区域」「農村と平野区域」「漁村と海岸区域」の6つの区域に分けます。(p5の区域区分図を参照)

2) 特別区域として定める区域(佐渡市景観計画p41～)

景観計画区域内において、景観的に重要で、かつ前述の6区域よりも更に地域に則した具体的な基準が必要と思われる区域を、「特別区域」として指定していきます。

「特別区域」の指定にあたっては、地域性を活かしたより具体的な基準を定めることとなるため、地元の方々と協議しながら進めていきます。

なお、特別区域の選定は、以下の基準に基づいて行います。

【特別区域の選定基準】

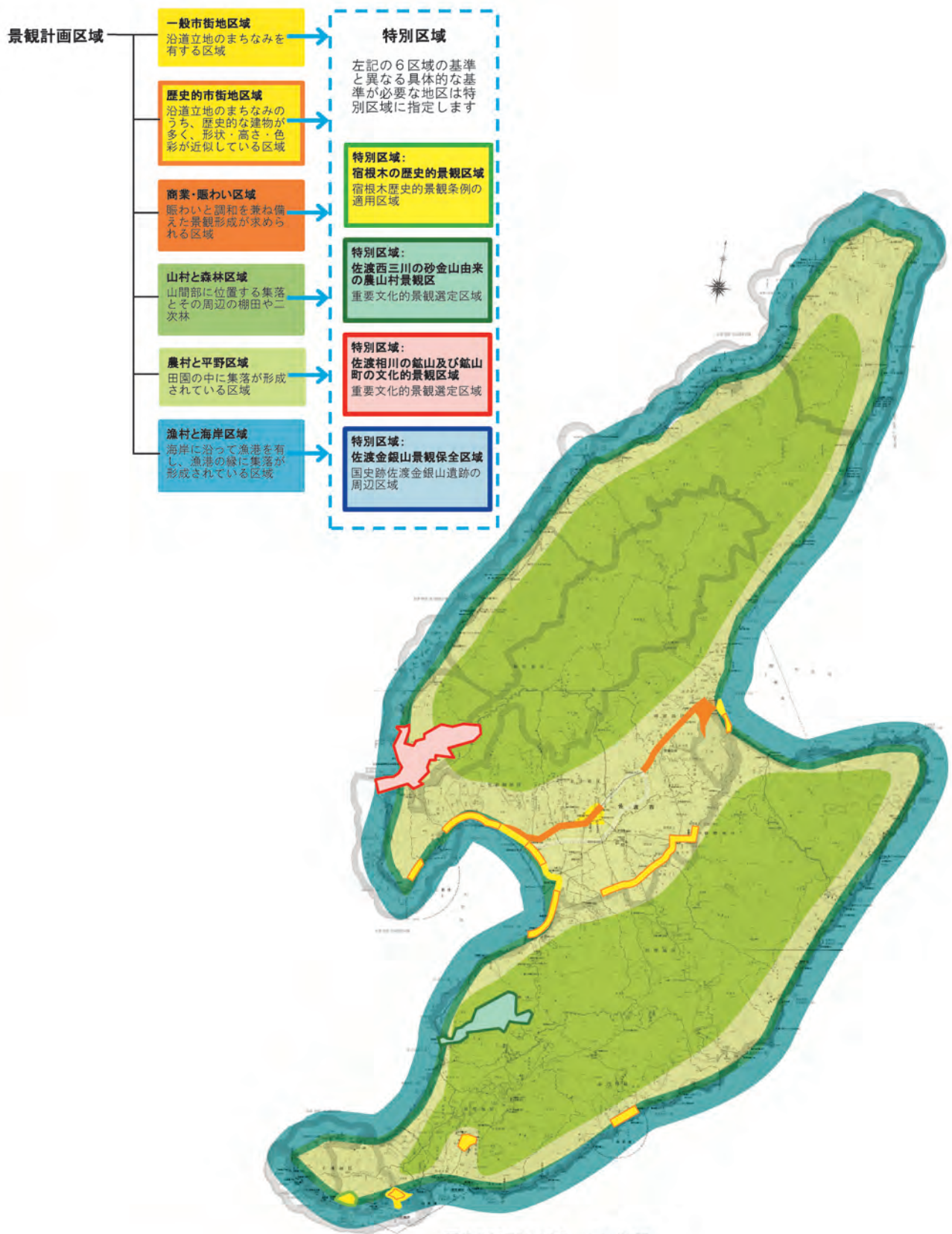
- イ) 佐渡の歴史や文化の特色を示す景観を有する地域
- ロ) 景勝地など佐渡の風土により形成された美しい自然景観を有する地域
- ハ) 佐渡の生業の特色を示す景観を有する地域
- ニ) 開発により佐渡の景観に著しい影響を与える恐れのある地域
- ホ) 市民や来訪者が頻繁に利用する拠点・軸線となり佐渡の印象を形成する地域
- ヘ) その他、新たな基準を必要とする地域
- ト) 文化的景観保存計画の中に、その範囲として示される区域については、上記の項目に関わらず、特別区域として統一して定めます。

① 宿根木の歴史的景観区域を特別区域とする

<特別区域(候補)とした理由> 選定基準 イ)、ハ)、ホ)

- ・ 古いまちなみ景観を活かした観光地として多くの観光客が訪れ、小木と同様に外国人客も多く訪れるほか、宿根木には港町の名残として、船つなぎ石なども残されています。
- ・ 重要伝統的建造物群保存地区および佐渡市宿根木地区歴史的景観条例の適用地域となっており、既に景観保全に資する基準を有する地区であるため、既存の基準を活かした景観形成を図ります。

2. 区域区分図



5. 佐渡市が目指す景観の将来像(佐渡景観計画p23～)

5. 佐渡市が目指す景観の将来像(佐渡景観計画p23～)

1) 将来像の設定

佐渡市には山・川・海・田園といった山河景観が揃うとともに、古くは配流により伝わった貴族文化、金銀山の隆盛と北前船により集積された武家や町人文化により、島という特性と相まった独特の佐渡文化が形成され、地域ごとに特徴ある暮らしの景観が存在しています。

これらの自然や豊富な伝統文化は、そこに住む人々の生活によって長い時間をかけて織り込まれてきた歴史の上に成り立っている、かけがえのない共有の財産です。

そこで、この美しい景観の魅力を守り、次の世代に伝え活かしていきます。

2) 守り伝えていくための理念と基本的な方針

地域固有の景観を守り伝えるにあたっては、市民一人ひとりが日常の暮らしやさまざまな活動・交流をとおして、それぞれの地域において自然や歴史、文化の価値を見直し、地域の大切な景観資産として守り・育て・伝えていくことが求められます。

将来像を実現していくために、地域の歴史や文化遺産と調和した景観を創出し、特徴ある景観を向上させていくことを目標とし、以下に良好な景観づくりのための方針を定め、市民と協働した取組みを進めていきます。

また、それぞれの集落や地域にはそれぞれ多様な風土、風習、歴史、文化があることから、「景観協定」の制度を活用した地域独自の景観づくりの取組みについても、生涯学習活動の継続とともに助長していきます。

(1) 歴史文化を大切にした景観づくり

佐渡市には、歴史的な社寺やまちなみなどの建造物や遺構、文化が多く残っています。これらの歴史的遺産を大切に保全・活用し、継承していく景観づくりを目指します。

(2) 農業・漁業景観の保全と継承

農業や漁業の営みにより培われた文化的景観が佐渡の大きな魅力のひとつであります。農林漁業などの生業の景観、生活の風景を保全・継承していくことを目指します。

(3) 自然環境の保護とあわせた自然景観の保全

佐渡市は、トキをはじめとする豊かな動植物の棲める島でもあり、このような動植物やその生態環境としての山林や海岸を守ることは、自然景観の保全にも繋がっていきます。本景観計画ではこのような自然環境の保護と連携した景観づくりを目指します。

(4) 来訪者・近隣住民への思いやりとてなしの景観づくり

眺望を阻害する恐れのあるものを除去したり、庭の手入れをこまめにしたり、沿道のごみ拾いなど、佐渡市総合計画にも挙げられる「人情と優しさのあふれる島」の一環として、「思いやり」と「てなし」の心で景観づくりを進めることを目指します。

(5) 様々な分野での担い手づくり

景観を守り次代へ繋いでいくためには、佐渡島の生業や文化の担い手を増やしていくことが望まれます。幼い頃からの景観教育や、お年寄りでも関われる身近な景観づくりを推進していくとともに、様々な分野での担い手づくりの仕組みをつくりまします。

5. 佐渡市が目指す景観の将来像(佐渡景観計画p23～)

3) 各区域の景観づくり方針(佐渡市景観計画p43)

各区域における景観づくりの方針について以下に示します。

区 域	景観づくりの方針	方針の具体的なイメージ例
【一般市街地区域】 ※両津夷・春日・舟場町周辺、窪田・河原田周辺、尾花・八幡・四日町・小木の市街地の一部	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の建物と出来る限り合わせた整備に努め、通り全体の一体的な景観づくりを図る。 ・まちなかの景観的に重要な建造物などは、街のイメージを形成する重要な景観資産として捉え、保全・活用に努める。 ・建物の調和だけでなく、祭りや市場など、「賑わい」を感じさせる活動についても継承する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・隣の建物と近い色の壁材を用いる。 ・「村雨の松」を保全・発信する。
【歴史的市街地区域】 ※相川市街地、二見新地、小木・羽茂・赤泊・両津湊の市街地の一部、沢根の県道沿線、八幡～豊田の国道沿線の一部、新穂瓜生屋～三宮の県道(南線)沿線	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の伝統的な建築様式を出来る限り踏襲し、調和したまちなみづくりに努める。 ・まちなかの景観的に重要な建造物などは、街のイメージを形成する重要な景観資産として捉え、保全・活用に努める。 ・建物の調和だけでなく、祭りや市場など、「賑わい」を感じさせる活動についても継承する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・京町で平入りの様子を踏襲する。 ・相川税務署の保全・活用に努める。 ・相川祭の保全・継承。 ・湊の露店市を継承する。
【商業・賑わい区域】 ※加茂歌代(外城)～吉井本郷及び金井新保～窪田の国道沿線、両津夷(神明町・八郎平町)周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・佐渡の賑わい拠点ではあるが、佐渡市全体のイメージを損わない景観づくりに努める。 ・遠くから眺められることを意識した施設整備や森林の保全に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・看板の色彩や大きさに対する配慮。
【山村と森林区域】	<ul style="list-style-type: none"> ・棚田や貴重な山野草、大杉などの特徴的な景観を保全・継承していく。 ・自然と調和した景観づくりに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大佐渡スカイライン等、道路整備における法面緑化の推進。 ・棚田の保全管理の仕組みづくり。
【農村と平野区域】	<ul style="list-style-type: none"> ・遠くの間々などを眺める良好な視点場として、眺望の確保、障害物の改善を進める。 ・田園と屋敷林の風景は佐渡の特徴的な景観であるため、出来る限りこれを保全していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国中平野における視点場の掘り起こしと発信。 ・屋敷林保全の仕組みづくり。
【漁村と海岸区域】	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸沿いの景観は、「島国さど」の特徴的な景観であり、名勝指定地となっている海岸景観や漁業とともにつくられた漁港・舟小屋などの景観に配慮した景観づくりを進める。 ・外海府や海水浴場など海辺の観光地については、自然景観を損わない控えめな施設整備やのぼり・看板等の設置に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・津神島や弁天岩などの特徴的な海岸景観の眺望を阻害しない整備。 ・夫婦岩、大野亀などの雰囲気損わない看板等の検討。

8. 良好な景観づくりのための行為の制限(佐渡市景観計画p44～)

〈届出対象行為（その他行為）〉

対 象	規 模 等
<p>■届出が必要なその他行為■</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋外における土石・廃棄物・再生資源、その他の物件の堆積 ●都市計画法第4条12項で定める開発行為 ●土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更 ●水面の埋立て・干拓 ●道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される森林における木竹などの伐採 ●自動販売機 	<ul style="list-style-type: none"> ●3m以上または堆積にかかる土地面積が300㎡以上かつ60日以上堆積するもの ●面積1000㎡以上または、切土・盛土によって生じる法面・擁壁の高さが3m以上かつ長さ20m以上のもの ●1000㎡以上のもの ●規模に関わらず全てのもの ●1000㎡以上のもの ●国道および県道に面して設置されるもの

〈届出の不要な行為〉

届出不要となる物件	内 容
容易に望見できない場所につくられるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・公の場から容易に望見できない建築物の建築、工作物の建設など ・地下に設ける建築物の建築など、又は工作物の建設など
仮設のもの、期間の短い修繕など	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設の工作物 ・設置期間が60日を超えない建築物の新築・増築・改築もしくは移転・外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更 ・堆積の期間が60日未満のもの
農業・林業・漁業に伴う行為	<ul style="list-style-type: none"> ・木竹の保育などに係る伐採、故損木や危険な木の伐採、当てるために必要な木竹の伐採、測量・調査・施設保守に必要な木竹の伐採 ・農業・林業又は漁業を営むため必要な通常的行為 ・森林法の第十条の二の1項又は第三十四条1項・2項の許可を受けて行う行為
法令などの処分として行われる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 ・法第十六条7項2号から10号までに掲げるもの ・法第十六条7項11号で掲げるもので政令で定めるもの
文化財に関する行為	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法による重要文化財・国宝、史跡名勝天然記念物、重要伝統的建造物群保存地区などの許可を受けて行う行為 ・新潟県文化財保護条例の許可を受けて行う行為

2 佐渡相川の鉾山都市景観保存計画書（抜粋）

第2節 現況の土地利用及び 既存法令等による行為規制

現況の土地利用（地目）について図3-2に示す。選定申出範囲のうち、段丘崖等にあたる斜面地の多くは山林で占められており、一部で土地を平坦に造成したうえで境内地が形成されている（寺町（中寺町、下寺町））。また、2つの段丘面を中心に形成された町場エリア（上町及び下町）には宅地が多く分布している。

選定申出範囲の土地に対する既存の行為規制について、表3-2、3及び図3-3～7にまとめる。表3-2においては既存法令による規制を主要行為ごとに整理し、表3-3では関連する既存規制を一覧としてあげた。また、図3-3～6では規制範囲等を図示している。図3-3～5では佐渡市景観計画以外の規制、図3-6では景観計画区域の種別ごとの分布（改訂前）、図3-7では都市計画にかかる規制及び計画事項を示している。

すでに選定申出範囲全域が佐渡市景観計画に基づく景観計画区域となっており、地域の状況に応じて3種類の異なる区域が設定され、建築物・工作物の高さ、色彩、素材等に関する規制がおこなわれ、現状変更行為実施時には市建設部局への届出が求められている。

また、選定申出範囲は、都市計画区域（非線引区域）

にあたる。そのうち、下町では建蔽率及び容積率が定められている。防火面では、上町及び下町の住宅が密集した地域は建築基準法第22条区域に設定され、加えて下町の一部地域は都市計画法における準防火地域として定められている（第4章第5節参照）。選定申出範囲において現在計画されている都市計画道路については、すでに近年中に廃止が予定されており、特段の措置は必要ない。

以上の都市計画法、建築基準法及び景観法に基づく規制以外に、範囲の一部は自然公園法に基づく国定公園（第2種特別地域／第3種特別地域／普通地域）、森林法に基づく保安林等に指定されており、面的な開発規制がかかっている。あわせて、海岸法に基づく海岸保全区域及び一般公共海岸区域、地すべり等防止法による地すべり防止区域等への指定が部分的になされており、開発時の許可等が必要である。

こうした状況のなかで、山林部分は文化財保護法及び自然公園法等で開発が規制されているが、町場については地区ごとの特性に応じて景観計画等によるきめ細やかな景観形成施策が必要な状況にある。

表3-2 既存法令による行為規制（現況）

規制対象行為・基準等			対象地区	根拠法	
建築物・工作物					
一般的な行為		建築確認申請の対象	全域	都市計画法 建築基準法	
工作物の新、改、増築（許可制）			海中公園地区 尖閣湾地区・長手岬地区 第2種特別地域： 吹上海岸（陸地）周辺ほか 第3種特別地域： 大立地区周辺ほか	自然公園法	
建蔽率・ 容積率 (建築確認)	建築物	建ぺい率 70% 容積率 300%	下町	都市計画法 建築基準法	
		軒高 9m 未満 最上部までの高さを 13m 未満	歴史的市街地区 漁村と海岸区域 山村と森林区域		
高さ (届出制)	工作物	煙突・柱等	高さ 15m 以下	全域	景観法 佐渡市景観条例 佐渡市景観計画
		塀・柵等	高さ 1.5m 以下		
		電気供給・電 気通信の用途	高さ 20m 以下		
		立体駐車場等	高さ 15m 以下		
色彩（届出制）		[彩度] 4 以下とすること *色相ごとに推奨彩度/明度あり	全域		
開発行為					
現状変更、保存に影響を及ぼす行為（許可制）			表3-4参照	文化財保護法 新潟県文化財保護条例 佐渡市文化財保護条例	

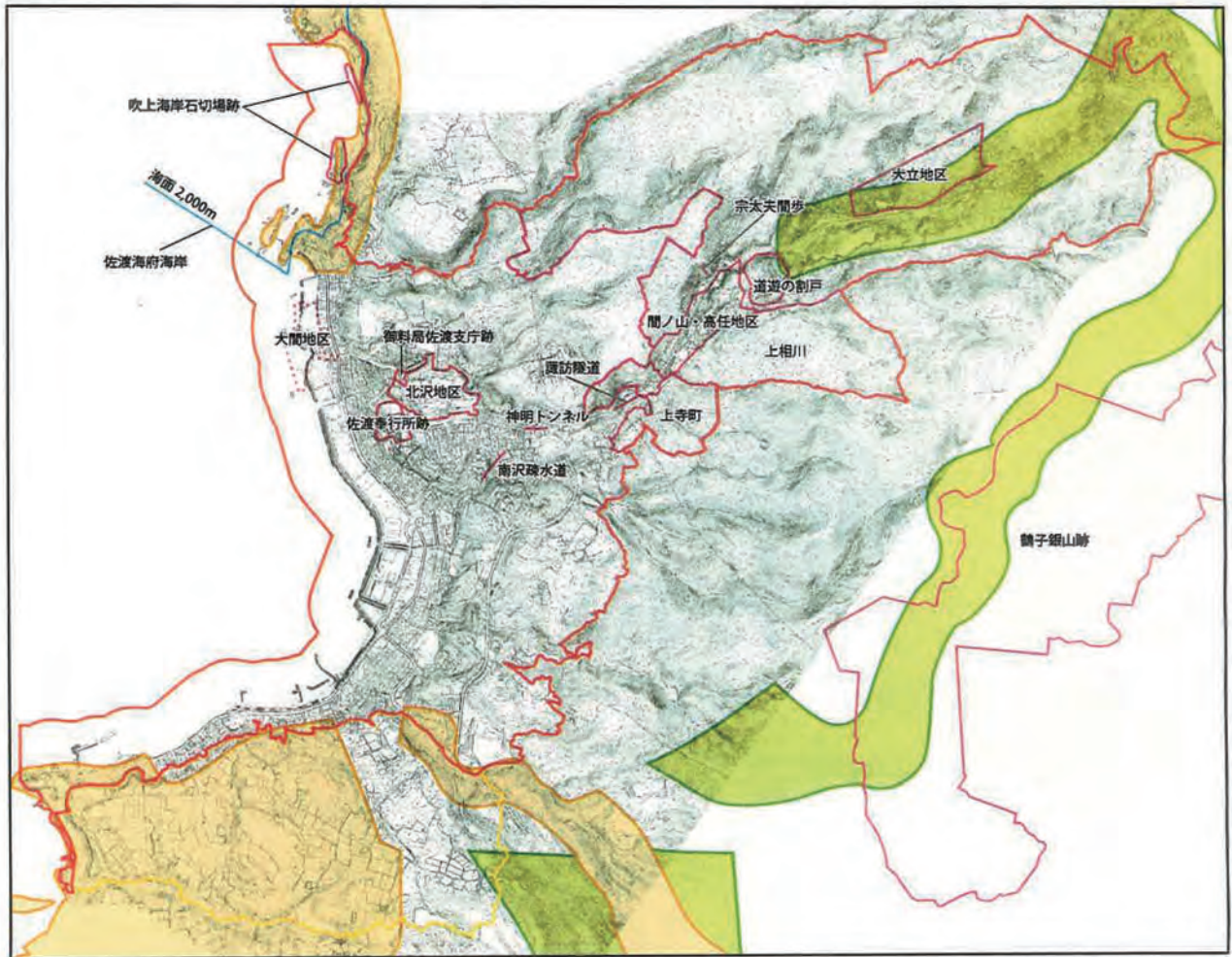
規制対象行為・基準等		対象地区	根拠法
主として建築物の建築または特定工作物の建設のように供する目的でこの土地の区画形質の変更	規制対象： 3000㎡以上（許可制）	全域	都市計画法
		大立地区周辺ほか （保安林に限る）	森林法
水面以外の占用、土砂の採取、水面への工作物等の新設等、土地の掘削等の行為（許可制）		大間～下戸の海岸部	海岸法
土地の開墾、土地の形状変更等の行為（許可制）		第2種特別地域： 吹上海岸（陸地）周辺ほか	自然公園法
		第3種特別地域： 大立地区周辺ほか	
工作物の新、改、増築（一定規模以上）、土地の形状変更等の行為（届出制）		普通地域： 大立地区周辺ほか	
開発行為・土地の改変、土砂の採取、伐採等（届出制）	届出対象： 開発行為：面積1000㎡以上のもの等 道路（私道を除く）その他公共の場所から公衆によって容易に見られる木竹などの伐採：1000㎡以上のもの	全域	景観法 佐渡市景観条例 佐渡市景観計画

表3-3 既存法令一覧（現況）

法令	地区種別等		対象区域／指定地区名
1 文化財保護法	重要文化財（指定）		旧佐渡鉱山採鉱施設
	史跡（指定）		佐渡金銀山遺跡
	名勝（指定）		佐渡海府海岸
2 自然公園法	国定公園	第2種特別地域	佐渡・弥彦・米山国定公園
		第3種特別地域	
		普通地域	
3 景観法／佐渡市景観条例／佐渡市景観計画	景観計画区域	漁村と海岸区域	図3-4参照
		山村と森林区域	
		歴史的市街地区域	
4 都市計画法	都市計画区域（非線引）		選定申出範囲全域
5 鉱業法	鉱業権		下相川及び鹿伏の一部を除く 選定申出範囲全域
6 森林法	保安林	土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林	大立地区
7 河川法	-		選定申出範囲の河川
8 砂防法／新潟県砂防指定地等管理条例	砂防指定河川		濁川／大仏川／海士町川の一部
9 海岸法	海岸保全区域		相川漁港～鹿伏漁港
	一般公共海岸区域		相川漁港以北～小川漁港 鹿伏漁港以南～大浦漁港
10 漁業法	漁業権		選定申出範囲の海面（全域）
11 道路法	-		選定申出範囲の県道・市道
12 地すべり等防止法	地すべり防止区域（国土交通省）		長坂 羽田
13 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩落危険区域		柴町 羽田下戸
14 漁港漁場整備法	漁港区域	一種	相川漁港相川地区 相川漁港鹿伏地区
15 屋外広告物法／新潟県屋外広告物条例	-		選定申出範囲全域
16 新潟県文化財保護条例	史跡（指定）		相川鉱山遺跡鎮目市左衛門墓
17 佐渡市文化財保護条例	有形文化財（指定）		旧相川裁判所
	史跡（指定）		寺町に至る階段／西坂／巖常寺坂
	天然記念物（指定）		大安寺のタブ林

表 3-4 不動産文化財保護のための措置（現況）

		根拠法規	現状変更	対象	所在地	計画等	
国	指定	重要文化財	文化財保護法	許可制	旧佐渡鉱山採鉱施設	相川下相川 3-2 ほか	-
		史 跡			佐渡金銀山遺跡		佐渡金銀山遺跡保存管理 計画（第 I 期）（2012）
					宗太夫間歩	佐渡市下相川 3-25	
					南沢疎水道	佐渡市相川南沢町 150	
					佐渡奉行所跡	佐渡市広間町 1-1	
					大久保長安逆修塔・ 河村彦左衛門供養塔	佐渡市相川江戸沢町 1-6	
					鐘楼	佐渡市相川八百屋町 4	
					御料局佐渡支庁跡	佐渡市相川坂下町 20	
					道遊の割戸	佐渡市相川銀山町 1-1	
					吹上海岸石切場跡	佐渡市下相川 852 先ほか	
	佐渡鉱山近代遺跡						
	大立地区	佐渡市下相川 3-2 ほか					
	閻ノ山・高任地区	佐渡市相川嘉左衛門町 1 ほか					
	北沢地区	佐渡市相川北沢町 2 ほか					
上相川地区	佐渡市相川小右衛門町 1 ほか	-					
上寺町地区	佐渡市相川上寺町 10 ほか	-					
登録	有形文化財	新潟県文化財 保護条例	届出制	佐渡海府海岸	佐渡市下相川 852 先ほか	名勝佐渡海府海岸保存管 理計画策定報告書（1984）	
				旧相川拘置所支所	佐渡市相川新五郎町 24 ほか	-	
旧相川税務署	佐渡市相川長坂町 16		-				
(松栄家住宅)	佐渡市相川三町目浜町 8 ほか		-				
指定	史 跡		佐渡市文化財 保護条例	許可制	相川鉱山遺跡鎮目市左衛門墓	佐渡市下相川 852	-
					旧相川裁判所	佐渡市相川米屋町 38-2	-
市	指定		史 跡	許可制	寺町に至る石段	佐渡市相川南沢町 158～相 川下寺町 5-2	-
					西坂	佐渡市相川長坂町 15-1～ 相川米屋町 76	-
					巖常寺坂	佐渡市相川坂下町 20～相川 下山之神町 35	-
					天然記念物	大安寺のタブ林	佐渡市相川江戸沢町 1



- 【文化財保護法】 史跡指定地
 - 【文化財保護法】 史跡追加指定予定地
 - 【文化財保護法】 名勝指定地
 - 【自然公園法】 第2種特別地域
 - 【自然公園法】 第3種特別地域
-
- 重要文化的景観選定申出範囲
 - 重要文化的景観追加選定申出範囲

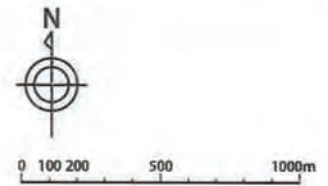


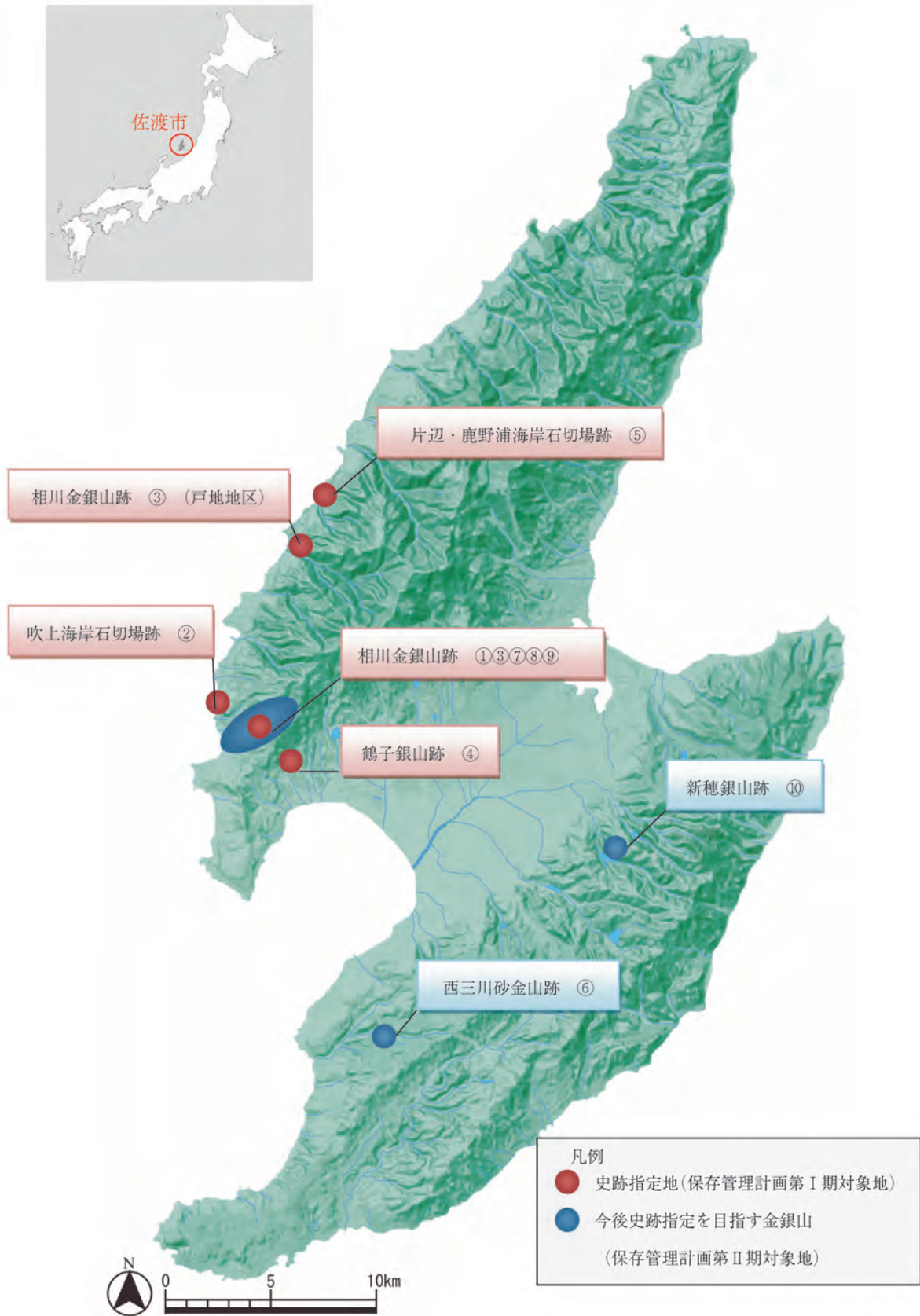
図3-3 各種法令による規制範囲図（文化財保護・自然保護）

3 史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画書第1期（抜粋）

名勝佐渡海府海岸指定地内に含まれる世界遺産関連の構成要素である国指定史跡「吹上海岸石切場跡」及び「片辺・鹿野浦海岸石切場跡」の保存管理計画を示す。

史跡指定及び史跡保存管理計画の策定

年度	史跡（申請・指定）	保存管理計画の対象となる史跡等	計画の位置付	
			改訂	本書の対象とする史跡
6	史跡「佐渡金山遺跡」 ①相川金銀山跡【佐渡奉行所跡、道遊の割戸、宗太夫間歩、南沢疎水道、鐘楼、御料局佐渡支庁跡、大久保長安逆修塔・河村彦左衛門供養塔】（5月指定）	①佐渡奉行所跡ほか	改訂	本書の対象とする史跡
21	②相川金銀山関連遺跡【吹上海岸石切場跡】（7月指定） ③相川金銀山跡（近代遺跡）【大立地区、高任・間ノ山地区、北沢地区、戸地地区】（H22年2月指定）			
22	史跡「佐渡金銀山遺跡」（名称変更） ④鶴子銀山跡（H23年2月指定）	①佐渡奉行所跡ほか ②吹上海岸石切場跡		
23	⑤相川金銀山関連遺跡【片辺・鹿野浦海岸石切場跡】（7月申請）	③大立地区ほか近代遺跡 ④鶴子銀山跡 ⑤片辺・鹿野浦海岸石切場跡	第I期	とす る 史 跡
24	⑥西三川砂金山跡（申請）			
25	⑦相川金銀山跡【上相川遺跡】（申請） ⑧相川金銀山跡【相川間歩群】（申請） ⑨相川金銀山跡【上寺町】（申請）			
26	⑩新穂銀山跡（申請）	⑥西三川砂金山跡 ⑦上相川遺跡 ⑧相川間歩群 ⑨上寺町 ⑩新穂銀山跡		
			第II期	新規に策定予定



計画の対象範囲図 (保存管理計画第Ⅰ期及び第Ⅱ期)

⑧ 吹上海岸石切場跡、片辺・鹿野浦海岸石切場跡

1) 保存管理

<吹上海岸石切場跡、片辺・鹿野浦海岸石切場跡の構成要素等>

吹上海岸石切場跡	を本質的価値を構成する諸要素	地上遺構	生産関連	選鉱関連－石切痕跡（矢穴、鑿跡、切り出し痕跡）
		遺構と一体となった土地（地形・地質－球顆流紋岩等）		
	その他の諸要素	自然的要素	地形等	海浜、海面
			植生	イヌザクラ－コナラ群集、クロマツ自然林
	法規制		文化財保護法（国名勝）、自然公園法、海岸法、漁業法、佐渡市景観条例（景観法）、新潟県屋外広告物条例（屋外広告物法）	
所有状況		公有地		

片辺・鹿野浦海岸石切場跡	を本質的価値を構成する諸要素	地上遺構	生産関連	選鉱関連－石切痕跡（矢穴、鑿跡、切り出し痕跡）
		遺構と一体となった土地（地形・地質－花崗岩質礫岩）		
	その他の諸要素	自然的要素	地形等	海浜、海面
			植生	カシワ群落等自然林
	法規制		文化財保護法（国名勝）、自然公園法、海岸法、漁業法、佐渡市景観条例（景観法）、新潟県屋外広告物条例（屋外広告物法）	
所有状況		公有地（国有地：119,699.58㎡、県有地：668.00㎡、市有地：131.65㎡）、民有地（20,066.00㎡） 海面及び海岸部は公有地。陸地は民有地。		

<地区の保存管理の方針>

維持管理を中心とした遺構の現状保存と、保存施設の設置等による文化財の保護啓発を中心とする。

<本質的価値を構成する諸要素の保存管理>

- ・自然の岩盤に残る矢穴・ノミ跡等の遺構と遺構と一体となった土地については、2－(2)保存管理の方法及び2－(3)要素別保存管理に準じて適切に保存管理を図る。
- ・波浪や潮位の変動等の厳しい自然環境下にあるが、土地（岩盤）と一体化した遺構であり、風化等の対策としての薬剤等による保存処理等は効果が期待できず、波よけ等の保護構造物を設置することは自然環境の保全の上からも適切でない（名勝・国定公園指定地）ことから、清掃、漂着物の撤去、海草類の定期的撤去等の維持的措置を中心とした管理を行い、経年的な風化等については、定期的な現状調査をするが自然の営為に委ねることも容認する。

＜その他の諸要素の保存管理＞

- ・ 史跡の周知のための統一したデザインの史跡標柱・説明板等の保存施設の設置を適所に行う。特に佐渡島の特色を示す地層はジオパークとしても重要であるため、ジオサイトの周知・解説を兼ねたものとする。
- ・ 現状の植生、海岸景観等の自然要素の維持を図る。
- ・ 工作物等は現在無いが、史跡及び名勝指定地として、海岸景観の保全を図るために、文化財の保存活用関連施設以外の工作物等の設置等は認めないものとする。ただし、片辺・鹿野浦海岸は陸側からは近づけない状態であるため、指定地隣接地に管理等のための簡易な橋や通路等の設置を検討する。
- ・ 史跡指定地に隣接して、県史跡「相川鉦山遺跡（鎮目奉行墓）」がある。吹上産の石材を使用しており、祀られている奉行は佐渡金銀山とも深い関わりがあることから、史跡と一体的な保存と活用を検討する。

2) 現状変更等の取扱い

- ・ 当地区の指定範囲は、吹上海岸石切場跡は全域公有地であり、片辺・鹿野浦海岸石切場跡には、一部私有地がある。
- ・ 指定地は急崖地や海浜の岩場、海面からなり、工作物等人工の施設は見られない。片辺・鹿野浦海岸石切場跡にある私有地も急崖地で特に利用されておらず今後も工作物等施設の設置は想定されにくい。また遺構も岩盤上に残る矢穴等の目視可能なもので、現在のところ発掘調査等の現状を変更する調査も必要性があまりない遺構である。
- ・ 指定地を含めた周辺一帯は、国指定名勝、国定公園にも指定されており、現状の自然景観等を保全する必要性のある場所でもある。このようなことから、当地区においては、原則として土石の採取等学術調査に関わる行為、自然災害等による被害が生じた際の被害拡大防止のための防災施設等公益上必要な施設の設置以外の現状変更等は認めないものとする。

(8) 吹上海岸石切場跡

① 遺構の概要

吹上海岸石切場跡は、相川市街地の北方、下相川地内の海岸段丘崖下の「吹上」とよばれる海岸部の標高0～20m付近に立地しており、国指定の名勝である「佐渡海府海岸」の範囲内に含まれている。当該地は流紋岩を主体とする火成岩によって形成されており、とくに同地で見られる流紋岩は、球顆（溶岩に含まれる気泡内に石英が結晶化したもの）の発達した球顆流紋岩が多く、他の流紋岩との識別が容易である。石切場跡はこのような球顆流紋岩を主体とした露岩部に存在している。

石切場跡では、現在採石作業は行われていないが、江戸時代から近現代まで続いた石切丁場の痕跡を今も見ることができる。当該地は南北2か所の海岸線に沿って露出する岩場にあたり、土砂の堆積が無く、地表面において石材を切り出した痕跡を容易に確認できる。北部の石切場跡では矢穴はほとんど見ることができないが、方形に石材を切り出した痕跡が部分的に見られ、これらの壁面には石材を切り出す際に付けられた鑿跡が確認できる。一方で南部の石切場跡では、北部に比べ石材を切り出した痕跡が集中して見られる状況にある。これは石材となる部位に質の低下を招く節理等が入らないよう良質の部分のみを切り出したため、方形もしくはそれに近い形で切出しを行った痕跡が認められる。現在標高20m前後の崖の西側斜面では、石材の切り出しが続けられたことによって岩場が掘り下げられ、その結果現在の景観を形成していると推測される。周辺部や崖の壁面には石材を切り出す際に穿たれた矢穴跡や切出用の溝を彫る際に付けられた鑿跡、石材を切り出した痕跡が無数に残る。また、やや沖の岩礁部や波打ち際でもこのような矢穴や石材を切り出した痕跡が確認できることから、良質の石材を求めて海面に近い場所でも作業が行われていたと考えられる。また、部分的に削岩機を用いた採石の痕跡と考えられる直径3cm前後の円柱状の溝が認められ、近代まで採石が行われていたことがわかる。また、海岸線と沖の岩礁部間の水面下を見ると、切り出された石材の一部と考えられる直径1mを超える比較的大きな礫が散在している。

② 指定地の現況

指定地の自然条件や社会条件、施設分布状況等を以下に示す。

自然条件	地形・地質	遺構の概要参照
	植生	クロマツが岩塊頂部に数本みられる。また海浜部にハマエンドウ等の海浜植物もみられる。
	気象条件	

社会条件	指定面積	12,949.40m ²
	土地所有等	公有地（国有地） * 鉱業権者 [(株)ゴールデン佐渡]
	地目	/
	土地利用状況	海浜
	管理状況	海岸部は新潟県（所管：国土交通省）
	公開活用状況	指定地に隣接した駐車場から展望したり、海浜部の遺構分布地まで自由に見学できる。
	他の法令による規制等の状況	「文化財保護法」による名勝佐渡海府海岸（保存管理区分：特別規制区域A）、「海岸法」による一般公共海岸区域、「自然公園法」による第2種特別地域、「漁業法」による漁業権占有区域、「佐渡市景観条例」による景観計画区域、「新潟県屋外広告物条例」による許可地域
施設分布状況	公開活用、管理施設等	駐車場・休憩施設（ベンチ・テーブル）・海浜部アクセス通路・階段護岸、消波ブロック（いずれも史跡指定地隣接地）
	関連文化財	相川鉱山遺跡鎮目市左衛門墓（県指定史跡）（史跡指定地隣接地）
	その他の施設	県道（両津・鷺崎・佐和田線）が史跡指定地に隣接している。

③ 保存管理上の課題

- ・ 海岸管理者と協議の上、適地に保存管理施設としての統一された史跡名称板等を設置する必要がある。
- ・ 指定地は海浜部及び海面も含んでおり、波浪等自然の影響を直接的に受ける場所であるが、経年的な風化等については、その遷移に委ねることも容認する。
- ・ 史跡指定地は南北2か所からなるが、ともに足場が悪く、見学の安全性の上から、史跡指定地内外の適所からの眺望や解説を主とした見学方法を検討する必要がある。特に、名勝、国定公園にも指定されていることから、自然景観・海岸風景の維持にも配慮し、見学道路等の工作物の設置を行わず、既存施設（史跡隣接地の駐車場等）を活用した史跡解説等を検討する必要がある。なお、史跡指定地を含む周辺の県道よりも海側一帯は、名勝「佐渡海府海岸保存管理計画」の規制地区の中で、最も厳正に現状を維持すべき特別規制地区（A地区）となっており、工作物等の設置等を原則として認めない地区である。
- ・ 史跡指定地に隣接して、県史跡「相川鉱山遺跡（鎮目奉行墓）」がある。吹上産の石材を使用していること、鎮目奉行は金山復興に大きく寄与し佐渡金銀山とも深い関わりがあることなどから、史跡と一体的な保存と活用を考慮する必要がある。
- ・ 定期的な海浜部の漂着ゴミの清掃等、地域住民との連携・協力を視野に入れて維持管理方法を検討する必要がある。

○地形、地質、遺構



1 南側史跡指定地



2 南側史跡指定地(海から)



3 北側史跡指定地



4 矢穴



5 切り出し痕

○史跡指定地の周辺施設



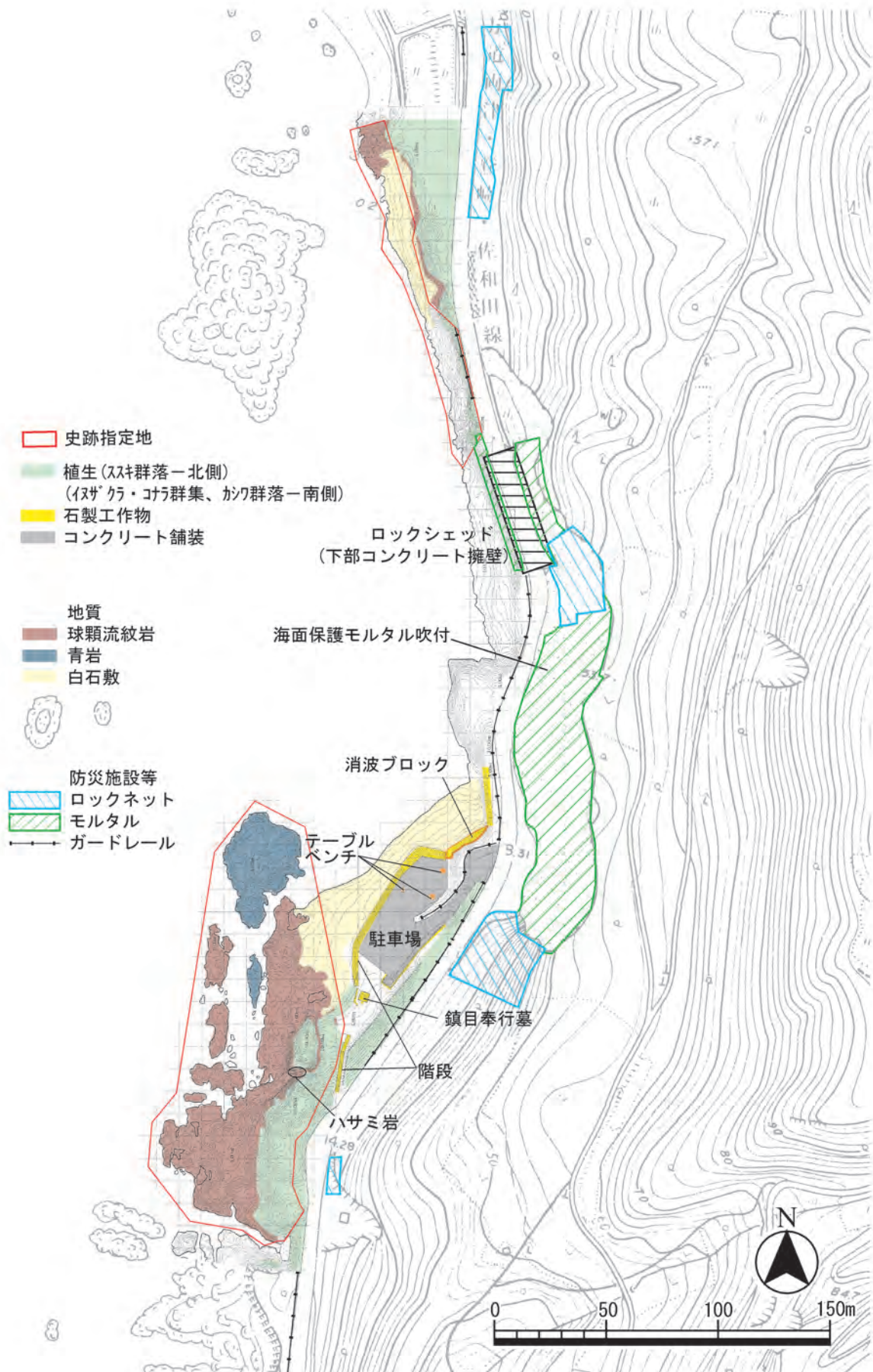
6 鎮目奉行の墓(南側史跡隣接地)



7 史跡指定地に隣接する駐車場、広場と県道への取付き部



吹上海岸石切場跡 遺構分布図



吹上海岸石切場跡 施設分布状況図

(9) 片辺・鹿野浦海岸石切場跡

① 遺構の概要

片辺・鹿野浦海岸石切場跡は、相川市街地より北へ約 12 km、外海府海岸沿いに所在する海岸段丘崖下の鹿野浦海岸を中心とする海岸部の標高 0~10m 付近に立地しており、国指定の名勝である「佐渡海府海岸」の特別規制区域内に含まれている。当該地周辺は、島内で唯一、緑色凝灰岩中に花崗岩礫を含む花崗岩質礫岩を産出し、他の岩石との識別が容易である。

石切場跡では、現在採石作業は行われていないが、江戸時代から近現代まで続いた石切丁場の痕跡を今も見ることができる。当該地は南北 2 か所の海岸線に沿って露出する岩場にあたり、いずれも土砂の堆積が無いため、地表面において石材を切り出した痕跡を容易に確認できる。

平成 21 年度に実施した詳細分布調査では、14 か所の採石域、105 ヶ所の矢穴・矢穴痕が確認された。現存する矢穴・矢穴痕の矢穴口長辺をみると、慶長期のものとされる長辺 15 cm 前後のタイプはほとんど見られず、元和期前後のものとされる長辺 9~12 cm のタイプが一気に増加する傾向がみられ、6~9 cm 前後のタイプがもっとも多くなり、6 cm 未満のタイプが減少する傾向がみられる。これは、元和期に石切場が開かれたとする史料の記述を補完するものであり、金銀山で使用される石磨（下磨）の需要増加に伴い、江戸時代前期~中期にかけて採石が盛んとなったことが要因と考えられる。北側の海岸線では、海岸線に堆積する 60~100 cm 前後の岩塊の中に矢穴痕を伴うものが多く見られることから、石切場から切り出された石材の二次加工が行われた場所であったと推測される。また、一部では削岩機を用いて採石の行われたと考えられる直径 3 cm 前後の円柱状の溝が認められ、近代まで採石が行われていたことがわかる。

② 指定地の現況

指定地の自然条件や社会条件、施設分布状況等を以下に示す。

自然条件	地形・地質	遺構の概要参照
	植生	/
	気象条件	/
社会条件	指定面積	140,565.33㎡
	土地所有等	公有地（国有地：119,699.58㎡、県有地：668.00㎡、市有地：131.65㎡）、民有地（20,066.00㎡） * 鉱業権者 [(株)ゴールデン佐渡]
	地目	山林、原野、雑種地、公衆用道路、水路敷
	土地利用状況	海浜、山林
	管理状況	海岸部は新潟県（所管：国土交通省）

社会条件	公開活用状況	特に無し
	他の法令による規制等の状況	「文化財保護法」による名勝（保存管理区分：特別規制区域A）、「自然公園法」による第1種及び第2種特別地域、「漁業法」による漁業権占有区域、「海岸法」による一般公共海岸区域、「佐渡市景観条例」による景観計画区域、「新潟県屋外広告物条例」による許可地域
布施設況分	その他の施設	市道（南片辺31号）が北側史跡指定地に隣接する。現在車の通行は無い。

③ 保存管理上の課題

- ・ 海岸管理者と協議の上、適地に保存管理施設としての統一された史跡名称板等を設置することが必要である。設置位置も検討。
- ・ 指定地は海浜部及び海面も含んでおり、波浪等自然の影響を直接的に受ける場所であるが、経年的な風化等については、その遷移に委ねることも容認する。
- ・ 名勝、国定公園にも指定されていることから、自然景観・海岸風景の維持に配慮し、見学道路等の工作物の設置は行わず、既存施設（史跡に隣接する旧県道沿い等）を活用した史跡解説等も検討する必要がある。なお、史跡指定地を含む周辺の県道よりも海側一帯は、名勝「佐渡海府海岸保存管理計画」の規制地区の中で最も厳正に現状を維持すべき特別規制地区（A地区）となっており、建築物工作物の設置等を原則として認めない地区である。
- ・ 史跡指定地は南北2か所からなるが、どちらも切り立った崖面や岩場が連続し、遺構のある海岸部には容易にアクセスできない状態にある。このような立地条件から、史跡への眺望が可能な史跡指定地内外の適地において遺構の解説等を行うといった、公開より保存に重きを置いた扱いになると思われる。
- ・ 定期的な海浜部の漂着ゴミの清掃等、海岸管理者等と連携した維持管理方法を検討する必要がある。

○地形、地質、遺構



1 北側史跡指定地



2 北側史跡指定地



3 南側史跡指定地



4 矢穴



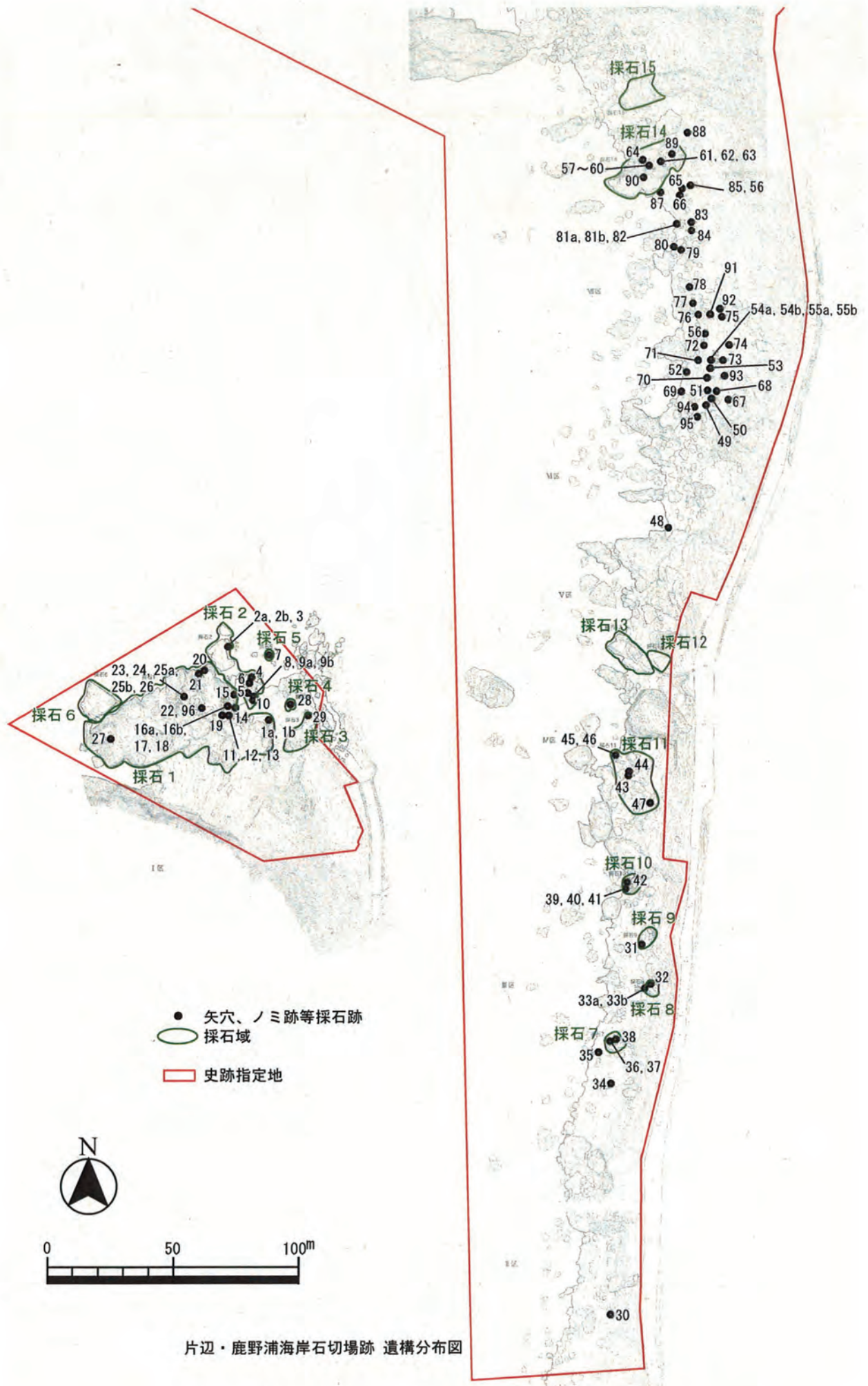
5 矢穴痕のある岩塊

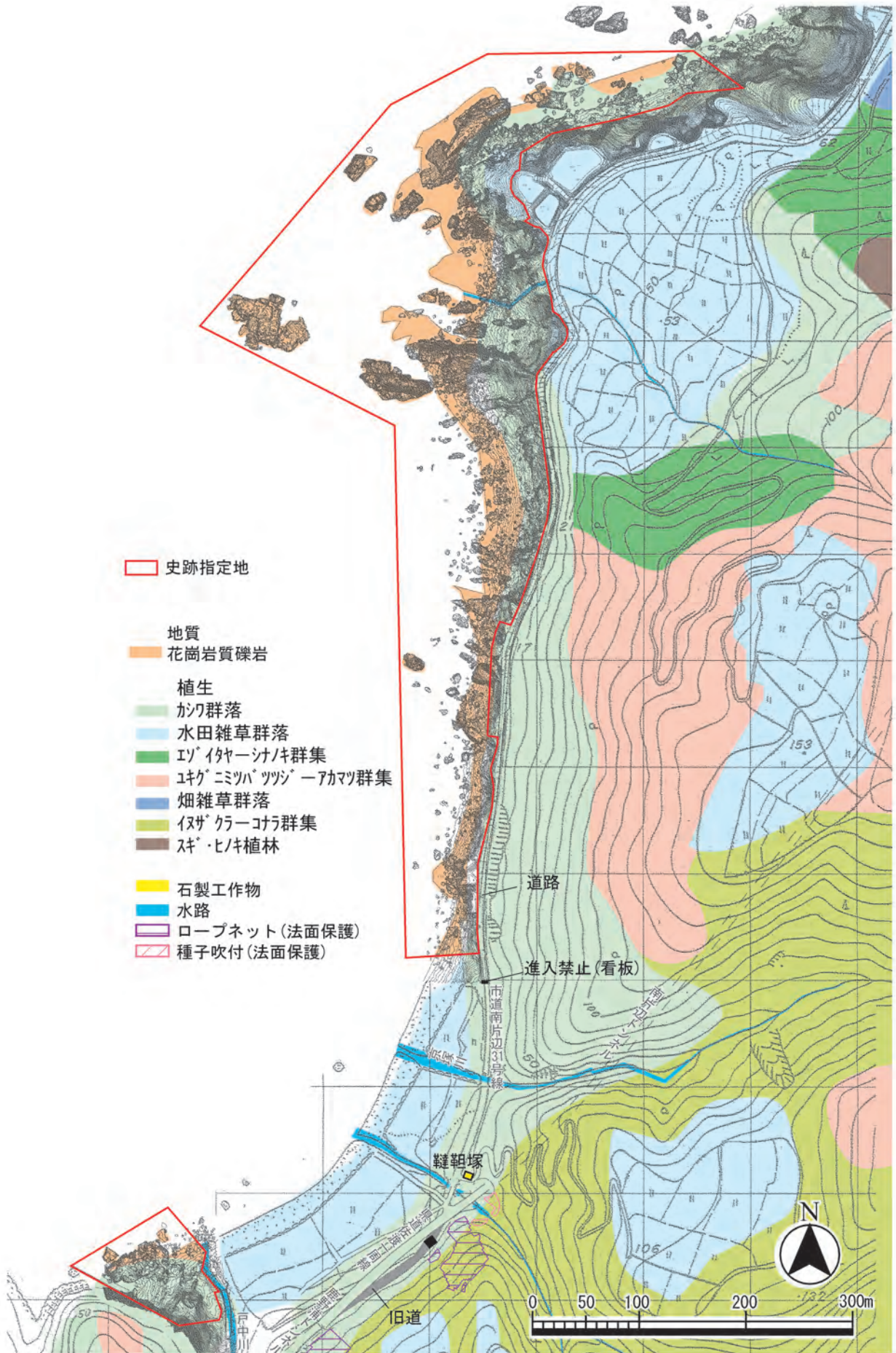


6 採石で垂直に切られた崖

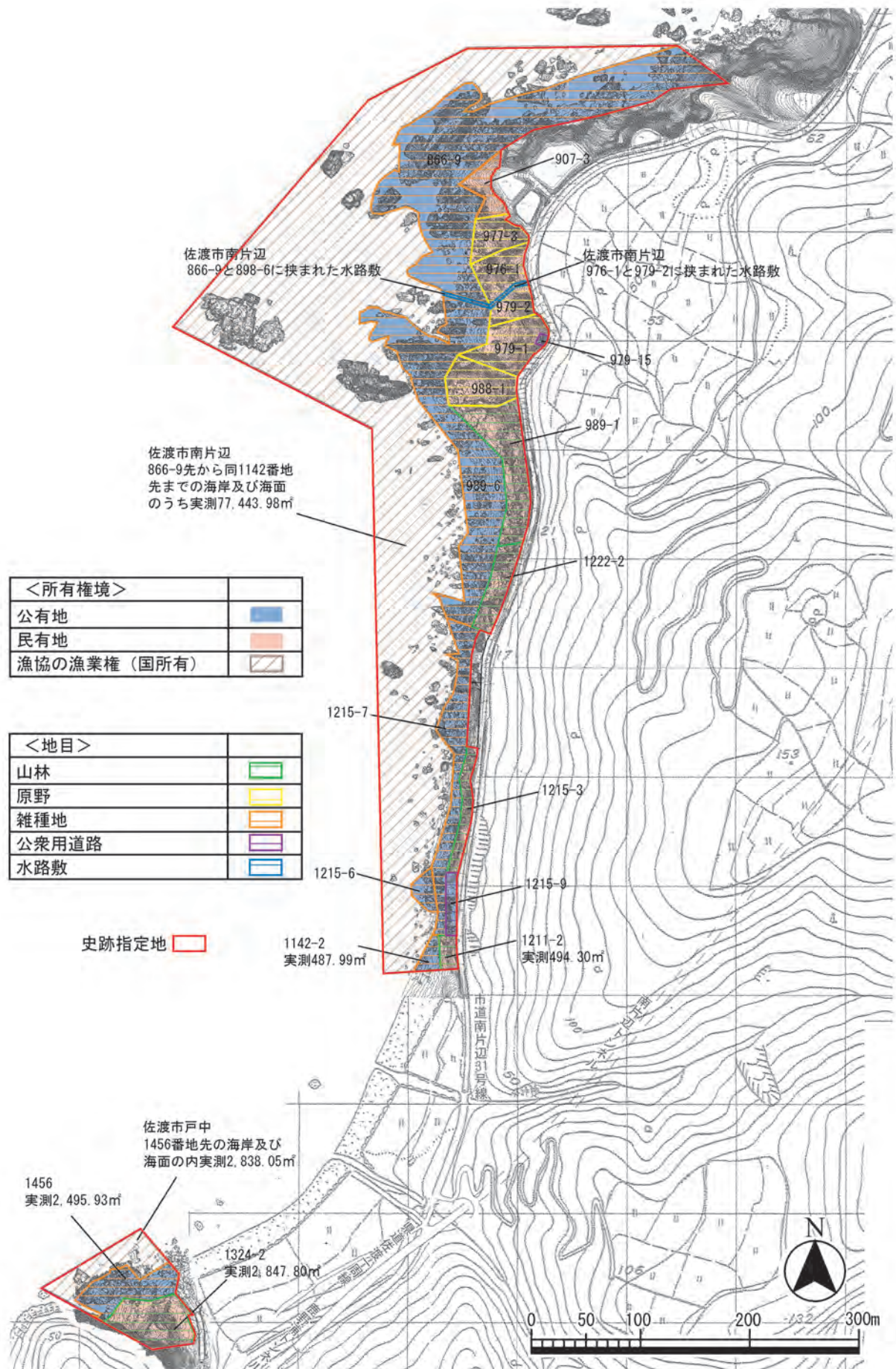


7 花崗岩質礫岩





片辺・鹿野浦海岸石切場跡 施設分布状況図



片辺・鹿野浦海岸石切場跡の土地利用状況図

4 名勝区域内におけるジオポイントの一覧

- 佐渡ジオパークにおける、特徴的な地形・地質や重要な情報を残す露頭などに加え、貴重な動植物の生息地、特徴的な文化財や歴史的に重要な場所がジオポイントである。

ジオサイトは、ジオパーク全体を佐渡の歴史や自然の姿を学ぶに適した小さい地域に分け、佐渡島全体に広がるジオポイントを整理したものである。

島内のジオポイントのうち名勝区域内に分布している地点をリストアップした。

(1) 佐渡海府海岸編

番号	ジオサイト名	地名等	ジオポイントの名称	対象物	時代・地層名等	指定文化財等
1	海府北部	藻浦	二ツ亀	粗粒玄武岩シート、トンボロ(陸けい島)	時代不明	国指定名勝 国定公園
2	海府北部	願	賽の河原	入川層、火砕流、民俗	入川層、漸新世	国指定名勝 国定公園
3	海府北部	大野亀	大野亀のドレライト岩床	景観、岩床	新第三紀、詳細不明	国指定名勝 国定公園
4	海府北部	大野亀	大野亀のカンゾウ群落	生態系、植物群落		国指定名勝 国定公園
5	海府北部	北鶴島	北鶴島第一トンネル	基盤岩類	中生代、基盤岩	国指定名勝 国定公園
6	海府北部	北鶴島	北鶴島第二トンネル	基盤岩、大理石	中生代、基盤岩	国指定名勝 国定公園
7	海府北部	北鶴島	北鶴島第三トンネル	基盤岩、花崗閃緑岩	中生代、基盤岩	国指定名勝 国定公園
8	海府北部	北鶴島	ホルンフェルス	接触変成作用	中生代、基盤岩	国指定名勝 国定公園
9	海府北部	北鶴島	超塩基性岩	超塩基性岩	中生代、基盤岩	国指定名勝 国定公園
10	海府北部	真更川	真更川漁港	模式地	真更川層	国指定名勝 国定公園
11	海府北部	真更川	蛇紋岩露頭を遠望	蛇紋岩、景観	中生代、基盤岩	国指定名勝 国定公園
12	海府北部	真更川	海府大橋、大ザレの滝	景観、溶結凝灰岩	真更川層	国指定名勝 国定公園
13	海府北部	岩谷口	跳坂の五色メノウ	鉱物		国指定名勝 国定公園
14	海府南部	関	寒戸崎	風穴、岩屑流堆積物	真更川層	国指定名勝 国定公園
15	海府南部	関	関の植物化石群	植物化石	真更川層	国指定名勝 国定公園

番号	ジオサイト名	地名等	ジオポイントの名称	対象物	時代・地層名等	指定文化財等
16	海府南部	関	関の湖成層	珪藻土、湖成層	真更川層	国指定名勝 国定公園
17	海府南部	関	関の地すべり	地すべり		国指定名勝 国定公園
18	海府南部	関	禅棚岩	弘法大師伝説	真更川層	国指定名勝 国定公園
19	海府南部	関	禿の高の玄武岩	玄武岩	新第三紀中新世	国指定名勝 国定公園
20	海府南部	後尾	影の神	景観、流紋岩貫入岩	新第三紀中新世	国指定名勝 国定公園
21	相川金銀山	入崎	入崎キャンプ場	景観、海岸浸食、礫浜		国指定名勝 国定公園
22	相川金銀山	北片辺	北片辺、藻浦崎、龍金岩	景観、流紋岩溶岩	新第三紀中新世	国指定名勝 国定公園
23	相川金銀山	鹿ノ浦	片辺礫岩	不淘汰礫岩、景観、史跡（鉾山白用石材の石切場跡）	相川層	国指定史跡 々名勝 国定公園
24	相川金銀山	戸中	片辺礫岩、泥岩、砂岩	不淘汰礫岩、景観	相川層	国指定名勝 国定公園
25	相川金銀山	戸中	平根崎	日本海の誕生、化石群、波蝕甌穴群、海中温泉	下戸層	国指定名勝 々天然記念物 国定公園
26	相川金銀山	戸地	溶岩ドームの崩壊による火砕流	火砕流	真更川層	国指定名勝 国定公園
27	相川金銀山	戸地	戸地の溶結凝灰岩	溶結凝灰岩	新第三紀中新世	国指定名勝 国定公園
28	相川金銀山	姫津	尖閣湾	海蝕崖、流紋岩	新第三紀中新世	国指定名勝 国定公園
29	相川金銀山	達者	達者の含金石英脈	含金石英脈	新第三紀中新世	国指定名勝 国定公園
30	相川金銀山	吹上	吹上の球顆流紋岩	球顆流紋岩、史跡（鉾山白用石材の石切場跡）	新第三紀中新世	国指定史跡 々名勝 国定公園
31	相川金銀山	吹上	はさみ岩、弁慶の落とし岩	景観、奇岩	相川層	国指定名勝 国定公園
32	相川金銀山	下相川	千畳敷	溶岩流、アア溶岩	新第三紀中新世	国指定名勝 国定公園

(2) 佐渡小木海岸編

番号	ジオサイト名	地名等	ジオポイントの名称	対象物	時代・地層名等	指定文化財等
1	小木半島	小木町	城山火山灰	火山灰	新第三紀中新世	国指定天然記念物及び名勝、地質百選、国定公園
2	小木半島	小木町	玄武岩と泥岩の接点	岩石産状	小木玄武岩部層	国指定天然記念物及び名勝、地質百選、国定公園
3	小木半島	小木町	玄武岩マグマの小型水蒸気爆発	岩石産状	小木玄武岩部層	国指定天然記念物及び名勝、地質百選、国定公園
4	小木半島	小木町	岩床下の泥岩の乱堆積	乱堆積	小木玄武岩部層	国指定天然記念物及び名勝、地質百選、国定公園
5	小木半島	小木町	岩床中の炭酸塩岩脈	鉱物	小木玄武岩部層	国指定天然記念物及び名勝、地質百選、国定公園
6	小木半島	元小木	矢島経島	立体的枕状溶岩、豊富な湧水、景観	小木玄武岩部層	国指定天然記念物及び名勝、地質百選、国定公園
7	小木半島	琴浦	琴浦洞窟	海蝕洞、景観		国指定天然記念物及び名勝、地質百選、国定公園
8	小木半島	宿根木	新谷岬石切場	石切場、景観、海中公園	小木玄武岩部層	国指定天然記念物及び名勝、地質百選、国定公園
9	小木半島	宿根木	美しい屋根の集落	景観、木羽葺きで押さえ石の屋根		重要伝統的建造物群保存地区
10	小木半島	宿根木	柴田収蔵の生家	史跡		重要伝統的建造物群保存地区
11	小木半島	宿根木	世捨小路の石畳	景観、石畳		重要伝統的建造物群保存地区
12	小木半島	宿根木	舟つなぎ石	史跡		重要伝統的建造物群保存地区、市指定史跡
13	小木半島	宿根木	相馬崎隧道	景観、遊歩道、水中火砕岩、ノッチ	小木玄武岩部層	国指定天然記念物及び名勝、地質百選、国定公園
14	小木半島	宿根木	相馬崎隧道の製塩跡と煙突	史跡	小木玄武岩部層	国指定天然記念物及び名勝、地質百選、国定公園
15	小木半島	宿根木	相馬崎隧道の竈(かまど)	民俗	小木玄武岩部層	国指定天然記念物及び名勝、地質百選、国定公園
16	小木半島	宿根木	花崗岩質のゼノリス	岩石	小木玄武岩部層	国指定天然記念物及び名勝、地質百選、国定公園
17	小木半島	宿根木	宿根木の隆起波食台	隆起波食台、地殻変動、小木地震	1802年地震	国指定天然記念物及び名勝、地質百選、国定公園
18	小木半島	宿根木	宿根木の共同井戸と石段	水中火砕岩の利用		重要伝統的建造物群保存地区

番号	ジオサイト名	地名等	ジオポイントの名称	対象物	時代・地層名等	指定文化財等
19	小木半島	宿根木	宿根木集落の中の川の護岸	石材		国指定天然記念物及び名勝、地質百選、国定公園
20	小木半島	強清水	荻の浦石切場	遺跡、岩石(水中火砕岩)	小木玄武岩部層	国指定天然記念物及び名勝、地質百選、国定公園
21	小木半島	強清水	メガネ橋(潮見橋の下)	遺跡、岩石(水中火砕岩)、景観	小木玄武岩部層	国指定天然記念物及び名勝、地質百選、国定公園
22	小木半島	強清水	強清水の湧水	湧水、隆起波食台	小木玄武岩部層	国指定天然記念物及び名勝、地質百選、国定公園
23	小木半島	犬神平	犬神平漁港、南仙峡	隆起波食台、透輝石(デイオプサイト)、景観	小木玄武岩部層	国指定天然記念物及び名勝、地質百選、国定公園
24	小木半島	犬神平	犬岩の伝説	伝説、景観		国指定天然記念物及び名勝、地質百選、国定公園
25	小木半島	深浦	深浦の横井戸	横井戸		国指定天然記念物及び名勝、地質百選、国定公園
26	小木半島	深浦	深浦港の船つなぎ石	史跡		国指定天然記念物及び名勝、地質百選、国定公園
27	小木半島	沢崎	沢崎鼻の灯台	景観、砲台跡		国指定天然記念物及び名勝、地質百選、国定公園
28	小木半島	沢崎	筍岩	景観、枕状溶岩	小木玄武岩部層	国指定天然記念物及び名勝、地質百選、国定公園
29	小木半島	沢崎	沢崎鼻の海岸	隆起波食台、景観		国指定天然記念物及び名勝、地質百選、国定公園
30	小木半島	沢崎	沢崎鼻の集塊岩	集塊岩	小木玄武岩部層	国指定天然記念物及び名勝、地質百選、国定公園
31	小木半島	白木	神子岩のピクライト質玄武岩岩床及び泥岩とのコンタクト	岩石、産状	小木玄武岩部層	国指定天然記念物及び名勝、地質百選、国定公園

(佐渡市教育委員会 2013 「調査研究報告書 佐渡の自然史」 第1号より抜粋・改訂)

5 佐渡市宿根木伝統的建造物群保存地区保存計画（抜粋）

佐渡市宿根木地区歴史的景観条例（以下「条例」という）第 21 条の規定に基づき、佐渡市宿根木伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という）の保存計画を次のように定める。

1. 保存地区の保存に関する基本計画

1) 沿革

小木岬は佐渡島の南端に位置する海岸段丘の半島である。半島の峰は海拔 200 メートル弱の丘陵が続き、これより低く数段の段丘が海へとせりだし、海岸部では深い入り江と隆起岩層の磯部が変化に富む景観を形成する。

この台地と海岸部には古く縄文時代の生活の跡もみられるが、台地を刻む小流に沿って谷田が拓かれ、また段丘上の台地に畑地がひろげられたのはそのずっと後であったろう。宿根木は、このような台地の谷間に形成された入江の集落のひとつである。宿根木が文献に登場するのは 13 世紀中頃、佐渡島中央部に本拠を持つ羽茂地頭本間氏の支配下に置かれてからで、宿根木には出城が置かれ、港町としての性格を持っていたと考えられている。集落の奥に位置する時宗称光寺の開創は貞和 5 年(1349)、村社である白山神社は嘉元 2 年(1304)の創建と伝えている。

近世の佐渡は、金銀山の開発と西廻り航路の中継地として大きく浮上してくる。佐渡が幕府直轄地となり、小木港が寛文 12 年(1672)以来西廻り航路の寄港地となったため、宿根木は船主、水主、船大工などを中心とする北前船稼ぎの村として発展する。江戸時代後期の宿根木村は、新田も加えて 120 戸 500 余人ほどの集落で、百姓のほか、船大工棟梁 3 名弟子 31 名、鍛冶屋 3 軒、桶屋 2 軒弟子数名、その他船頭、水主等が居り、廻船所有数は 20 隻を数えた。北前船の航路は日本海、瀬戸内海、大阪であり、春先に大阪へ上り秋に下って一航海とし、一船ごとに津々浦々で売買していく廻船業が村の繁栄を支えていた。

宿根木の北前船稼ぎが衰退したのは明治になってからで、全国的な鉄道網の完成や大型汽船会社の登場と和船建造禁止令など、時代の変革によるものであった。しかし和船禁止は荷船だけであったので、和船の漁船の建造がなお宿根木で続けられた。明治期の北海道はニシン漁場・北洋漁業が大盛況で、宿根木の船乗りや船大工たちは北海道に出稼ぎに出て、離村する人々が多く、大正の中頃には現在に近い約 70 戸ほどの村になった。宿根木の農業はこの時期に用水の開発に成功し、台地の畑を水田に転換して収入が安定し、さらに戦後は柿などの特産品も生まれた。しかし、昭和 30 年代からの高度成長期を境に出稼ぎが盛んになり、若者も他の仕事を選んで島外に出てゆき、しだいに地域社会は過疎化と高齢化に直面することとなった。

一方、昭和 40 年代半ばから宿根木の歴史と民俗を文化遺産として評価し保護する動きが始まった。45 年に閉校した宿根木小学校校舎を歴史民俗資料館として整備再利用

したが、ここに収集された船大工道具、磯舟、漁労用具等の一部は、49年に重要有形民俗文化財に指定された。宿根木の集落の保存についてもこれと同じ頃から気運がおり、55年度の文化庁補助による伝統的建造物群保存対策調査事業を経て、平成元年12月の宿根木部落総会で保存の方向が決定された。同2年には地元で宿根木町並保全推進委員会が発足して「宿根木の浦住民憲章」を制定し、伝統文化と自然環境を次代に継承することを地区住民の総意としている。

2) 保存地区の現況

①保存地区の範囲

宿根木は、近世後期に廻船と船大工集落として繁栄した当時をしのばせる伝統的な建造物群や集落構成が、その周辺環境とともに良く保存されている港町である。保存地区は、この集落のある称光寺川の谷間及びこれと一体をなす周囲の台地、並びにこれらと接する東は琴浦境、西は強清水境までの隆起岩礁海岸を含む、別図1に示す28.5ヘクタールの範囲である。

②周辺環境と集落の構成

港から見ると、小木岬は岩場の海岸から切り立った台地と山塊が長く続くように見える。宿根木の港はその台地のひとつの切れ目の谷内にあり、千石船も入港し得る深い入江に面する大浜が集落の正面に位置する。大浜は船の荷揚場であり、東側の厚浜には浦目付番所、造船場、さらに唐岬の東には船を囲う囲い場などがあつた。大浜は集落にとっては海に面する唯一の広場であり、西端で称光寺川が入江に注いでいる。

集落は、台地から称光寺川が深く切り込んだ、約1ヘクタールほどの狭い谷内に家屋が密集している。大浜から集落内に向けて、3尺前後の幅のせまい小路（コウチ）が6本走り、集落内ではこれらに直交して谷奥の称光寺へ至る小路など数本があつて、一部は石畳で舗装されており、川には石橋をかけている。台地上はおもに田圃に切り開かれているが、谷内に降りる4本の細い坂道沿いや海岸よりの傾斜地には椿や松や竹藪などの群落が大きな緑をつくり、広々とした海への展望を縁取っている。坂道沿いの昼なお暗い緑のしげみの中や切り立った崖の途中には、墓や小さな石仏、祠などが安置されている。これらの地物は古くからの歴史的な風致として、伝統的な建造物群と一体をなす歴史的環境を形成している。

③伝統的建造物群の特性

谷内の集落内には48戸が密集しており、このうち伝統的な建造物は民家の主屋35棟、納屋34棟、土蔵26棟、その他社寺等も含めて合計106棟を数え、そのほぼすべてが総二階造りとなっている。建物の隣棟間隔は1尺余りしかないが、それも雨水などの排水溝の空間となっており、庭はほとんどない。小路に挟まれて敷地が取れない家屋では、間取りは三角形や変形したものもある。

主屋などの建物は、その外観の簡素さと、内部の赤い漆溜塗りなどで華やかな居間（オマエ）などの空間の立派さとの対比が、特徴的である。潮風に長年吹き込まれた色彩に乏しい地味な集落の外観と、輪島塗りや伊万里焼などの什器がしまわれる鮮やかな漆喰塗りの土蔵の内部の対比は、北前船稼ぎの集落ならではといえよう。

屋根は、現在は能登瓦葺きが多いが、かつては石置きの杉木羽葺きであり、縦下見板張り壁などからなる壁の腰板には船の側材の廃材を張るなど全体に質素であって、二階を張り出すセガイの持ち送りに透かし彫り装飾を施した主屋などは例外的である。

称光寺川沿いの狭い谷の奥に位置する称光寺の境内には、表側から、山門、本堂、庫裏、土蔵などがあり、その背後に墓地、沢田が順に配置される。沢田のさらに奥には、谷川をせき止めて築造された砂防貯水池の堤防があり、これが保存地区の北限となる。境内の西寄りには称光寺川の石積み護岸があり、東側の崖裾には仏龕が掘られ、そこに多くの石墓や石仏が安置されている。称光寺の門前を出た川の西側崖裾には、白山神社があり、これと並んでかつて称光寺の塔頭が幕末までであった敷地は、明治期の学校を経て現在は公会堂が建てられている。

この谷内を囲む台地上では、東側の高ノ山に 7 戸の民家と旧小学校校舎を転用した民俗博物館があり、反対の西側には 5 戸の農家などがある。主屋の他に作業小屋やマセ小屋などが耕地のなかに点在し、瓦葺き平屋建物が多い農村景観をかたちづくっている。台地上の伝統的な建造物は、旧小学校校舎等も含め、農家の主屋や附属屋マセ小屋など、計 16 棟を数える。

3) 保存の方向と内容

①保存の方向

宿根木の歴史が形成した優れた景観特性を生かしながら、谷内と台地上の伝統的建造物群、及びこれと一体をなす海域・海岸地形・集落域・段丘・森林域からなる全体の歴史的風致を保存し、住民の生活向上を配慮しつつ、保存地区の調和ある修理、修景、復旧、管理等に努める。なお、宿根木は都市的な高密度な空間からなるが、歴史的に多数の外来者を受け入れた宿場などではないので、保存整備の計画や事業にあたっては従来の伝統的生活空間の良さを守る工夫をはかるものとする。

②保存の内容

保存地区の保存にあたっては、主屋・納屋などの付属屋・土蔵(倉)・マセ小屋・堀・井戸等の伝統的建造物については、これを特定し、伝統的建造物群の特性を維持するための適切な管理及び修理を行い、これに準ずる物件や建物工作物等の新增改築についても努めて景観上の保全及び調和のための修景を行う。また、伝統的規模と形式による敷地割と、排水溝や建築物の入口の配慮については、いずれも伝統的な建造物群の景観特性を決定づける重要な要件であるので、この保全に努めるものとする。

集落内の路地や階段、坂道、風垣、祠、石像仏、称光寺寺域一帯、並木や古木、史跡など、伝統的建造物群と一体をなす歴史的環境を保存するうえで特に保存が必要と認められる物件については、これを特定し、その保護のための適切な管理、修理、復旧、修景に努める。また、このほかの地物や地貌についても、歴史的風致の保全に努めるものとする。特に、集落内を流れる称光寺川は集落形成上の重要な要件であり、宿根木住民の生活を潤したその歴史性・空間性・精神性において欠くことのできないものであるため、その水質の改善をはかり、川や橋の管理、復旧、修景を行う。また近年まで村の飲料水源であった共同井戸の活用をはかり、歴史的景観の保全を行う。

居浜・厚浜などの入江は廻船時代の歴史的景観を残すとともに、祭事や収穫調整等に使用する公共的空間であり、宿根木人の精神生活の大きなよりどころとなっている。よってこれを復旧、修景し、景観の保全を行う。なお、廻船時代の船囲い場であった囲い場（入江）や、入江奥の湧水地と石切り場の遺構を残すこの一帯の歴史的自然的景観の保全に努める。また集落の西部、萩ノ浦に至る岩礁地帯は縄文時代晩期及び古代の製塩遺跡等、歴史的遺構や崖下の湧水地を有するので、この一帯の歴史的自然的景観の保全に努める。

2. 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物（以下「伝統的建造物」という）、及びこれと一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件等（以下「環境物件」という）の決定

1) 伝統的建造物 建築物 106件

工作物 16件

伝統的建造物の位置及び範囲を示す図面（別図1）

2) 環境物件 108件

3. 保存地区内における建造物及びその他の物件の保存整備計画

1) 保存整備の基本方針

伝統的建造物については修理・修繕及び活用による保護をはかり、また環境物件の保存については修理復旧を行い、全体として調和する景観上の保全を行うものとする。伝統的建造物以外の建築物・工作物の修理修景、あるいは空屋敷地等への新築については、その外観の位置規模形態意匠等を伝統的建造物にならうものとし、伝統的建造物群との調和をはかり、修景に努めるものとする。

保存地区の保存整備にあたり、市と「宿根木の浦住民憲章」に基づき結成された地区保存のための団体「宿根木を愛する会」は協力して、保存地区の保護と良好な歴史的景観の形成にあたるものとする。

2) 伝統的建造物の保護

屋敷全体または一部に伝統的様式の外観を維持する建築物・工作物が現存している場合には、その保存とともに屋敷全体としての伝統的様式の外観修復に努めるものとし、内部においても、所有者等と協議の上、伝統的様式の復原・保存に努めるものとする。

① 居住性能の向上と外観修理

木造在来工法を基本とする外観修復は、伝統的様式を損なわない範囲で、必要に応じて防音、防水、防湿及び断熱等の生活環境としての向上対策を講ずる。

3) 伝統的建造物以外の建物・屋敷修景（新築・増築・修理・模様替え等）

伝統的建造物群を補完し、集落全体としての景観を良好に保ち、高めるために、次の要件を満たすことを基本とし、コンクリートブロック、鉄骨、RC造の建築物・工作物は順次伝統的建造物に準じた在来工法のものに変えていくものとする。

家屋				
構造	階高	屋根	壁	軒
木造	平屋又は二階	切妻 伝統的勾配 ①石置木羽葺 ②能登瓦葺	板張付け	伝統的様式と調和のとれた範囲
石垣・橋 屋敷林・風垣		切石積み、打ち込み接ぎ 在来種の樹木 竹垣		

4) 伝統的な建設資材の確保と供給

今後入手困難が予想される基礎・石垣用の青石などの石材及び木羽板材などは、平時から入手・保管に努め、事業施工者に供給する態勢の確立に努める。また、技術研修等によって、より良い復原技術者の育成に努める。

5) 公共・公益施設等の修景・整備

とくに公共・公益施設等の新・増・改築、修理に際しては、伝統的建造物との調和をはかるため、位置、規模、形態、意匠、素材、技術などについて、周辺景観に充分配慮する。

6) 環境物件の保存

坂道・石段や環境緑地などを含む環境物件については、その所在地に応じて歴史的環境を形成する物件を群からなる区域としてとらえ、集落内外にわたる16の区域を設定し、効果的な復旧・修景に努め、良好な管理と保存整備をはかる。

7) 環境物件以外の歴史的遺構の復原・修復・修景

とくに伝統的形式を知るに欠かせない物件である、セセナゲ（排水装置）、石垣、小路、祠、墓地、共同井戸、川の側壁や川床、洗い場、風垣などの歴史的遺構の復原・修復・修景整備に努める。

4. 建造物及び環境物件に係わる助成等

保存計画に基づく事業に対し、別に定める「佐渡市宿根木伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱」により必要な助成を行う。

5. 保存地区の保存のために必要な管理施設等の整備計画

1) 管理施設等

保存地区の管理・運営のため、管理事務所・資材置き場・案内標識・説明表示板等を伝統的景観に配慮しつつ設置する。

2) 宿根木の伝統文化を公開する施設の整備

佐渡国小木民俗博物館は保存地区と合わせて小木の生活文化の研究と郷土教育の核施設として充実し、施設の整備と運営体制の強化に努める。

3) 防災設備等

木造の密集家屋に対し、防災体制の確立に努め、消火栓、防火水槽等を要所に配置する。

4) 沿道の整備

保存地区内の道筋、沿道は歴史性・文化性を尊重した修景・修復をはかる。アカスジ（道）は歩行者専用の道として、現存する道の保存と延長に努め、在来種による緑化・修景により個性を持った道の景観形成をはかる。

5) 道路・駐車場等

集落内の交通安全や道路景観維持のため、バイパス道の早期実現と村外車両の乗り入れ制限や交通規制、共同駐車場設置、車両の共同利用などの推進を検討する。見学者用の駐車場を整備し料金を徴収する。

6) 電柱・架線等の整備

電柱・架線等については、伝統的景観を阻害しないよう、地下埋設や移設をはかる。

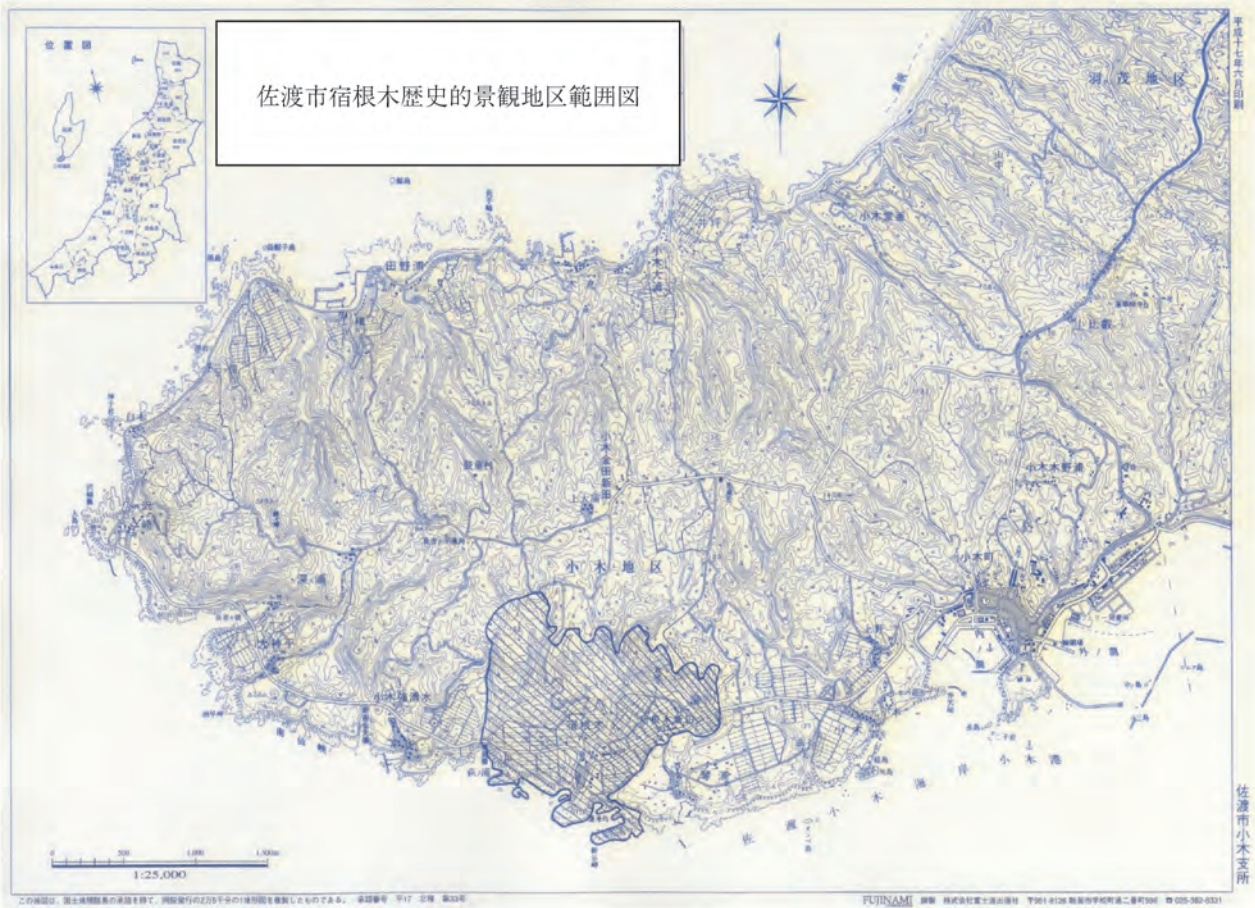
7) 看板等の整備

住民が個々に設置する看板などについては伝統的意匠を生かしたものとし、その材質・大きさ・数・設置場所等に関し景観的配慮からの助言・指導を行うものとする。

8) 集落の歴史的形成に重要な要件であった海域を含む周辺の海浜環境の保存・保全に努めるものとする。

(以上)

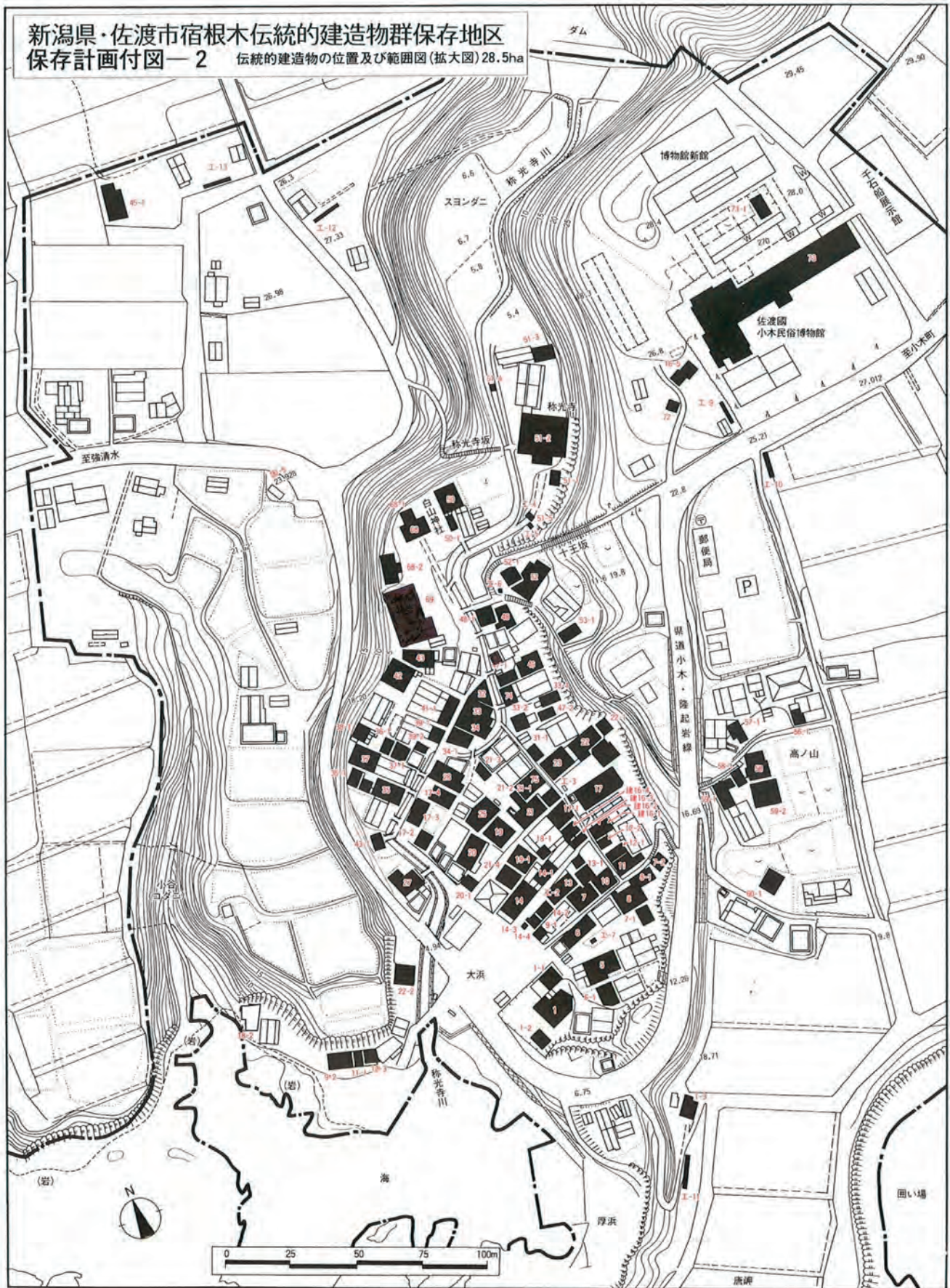
別図1-1 佐渡市宿根木歴史の景観地区範囲図(全体図)



別図1-2 佐渡市宿根木伝統的建造物群保存地区範囲図



別図1-3 伝統的建造物群保存地区範囲図



名勝 佐渡海府海岸・天然記念物及び名勝 佐渡小木海岸 保存活用計画書

平成 28 年（2016）3 月

編集・発行：佐渡市世界遺産推進課 文化財室

〒952-1209 新潟県佐渡市千種 246 番地 1

TEL 0259-63-3195 FAX 0259-63-6130

印 刷：新穂印刷

〒952-0108 新潟県佐渡市上新穂 683 番地 4